

## 令和3年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月1日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○請願・陳情	8
3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願	
○報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
○報告第12号 自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	11
○議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定について	12
○議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	14
○議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	15
○議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について	16
○議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	17
○議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する	

	条例の一部を改正する条例について	19
○議案第54号	矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	20
○議案第55号	矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
○議案第56号	矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	24
○議案第57号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25
○議案第58号	矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	26
○議案第59号	矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	27
○議案第60号	史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結について	29
○議案第61号	令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	30
○議案第62号	令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	38
○散会		39

## 第2号（6月3日）

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○地方自治法第121条により出席した説明員	41
○職務のために出席した職員	42
○開議	43

○議事日程の報告	4 3
○一般質問	4 3
1 村 松 信 一 議員	4 3
2 昆 秀 一 議員	6 4
3 小笠原 佳 子 議員	1 0 2
○散 会	1 1 7

### 第 3 号 (6月4日)

○議事日程	1 1 9
○本日の会議に付した事件	1 1 9
○出席議員	1 1 9
○欠席議員	1 1 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 1 9
○職務のために出席した職員	1 2 0
○開 議	1 2 1
○議事日程の報告	1 2 1
○一般質問	1 2 1
1 藤 原 信 悦 議員	1 2 1
2 高 橋 安 子 議員	1 3 7
3 谷 上 知 子 議員	1 5 8
4 山 崎 道 夫 議員	1 7 9
○散 会	1 9 9

### 第 4 号 (6月7日)

○議事日程	2 0 1
○本日の会議に付した事件	2 0 1
○出席議員	2 0 1
○欠席議員	2 0 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 0 1
○職務のために出席した職員	2 0 2

○開 議	2 0 3
○議事日程の報告	2 0 3
○一般質問	2 0 3
1 川 村 よし子 議員	2 0 3
2 吉 田 喜 博 議員	2 2 2
3 小 川 文 子 議員	2 3 6
4 長谷川 和 男 議員	2 6 1
○散 会	2 7 5

第 5 号 (6月10日)

○議事日程	2 7 7
○本日の会議に付した事件	2 7 7
○出席議員	2 7 7
○欠席議員	2 7 7
○職務のために出席した職員	2 7 7
○開 議	2 7 9
○議事日程の報告	2 7 9
○請願・陳情の審査報告	2 7 9
3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを はかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める 請願	
○発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 の提出について	2 8 1
○散 会	2 8 2
○署 名	2 8 3

# 議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会6月会議

1. 請願・陳情
  - 3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
2. 報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 報告第12号 自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定について
5. 議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
6. 議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
7. 議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
8. 議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
9. 議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
11. 議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
12. 議案第56号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
13. 議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
14. 議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
15. 議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- 16. 議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結について
- 17. 議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 18. 議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 19. 発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

令和3年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

令和3年6月1日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 第 4 報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第12号 自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定について
- 第 7 議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第56号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第16 議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結について
- 第19 議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
10番	昆秀一	議員	11番	藤原梅昭	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

#### 欠席議員（1名）

9番 赤丸秀雄 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造 君                      副町長 水本良則 君



総務課長  
 兼防災安全長  
 藤原道明君  
 税務課長  
 花立孝美君  
 福祉課長  
 浅沼圭美君  
 産業観光課長  
 佐藤健一君  
 文化スポーツ  
 課長  
 田村英典君  
 上下水道課長  
 浅沼亨君  
 教育長  
 和田修君  
 子ども課長  
 田村昭弘君

企画財政課長  
 兼未来戦略長  
 吉岡律司君  
 町民環境課長  
 吉田徹君  
 健康長寿課長  
 村松徹君  
 道路住宅課長  
 兼まちづくり  
 推進室長  
 佐々木芳満君  
 農業委員会  
 事務局長  
 高橋保君  
 会計管理者  
 兼出納室長  
 佐々木智雄君  
 学校教育課長  
 田中館和昭君  
 農業委員会  
 会長  
 中川和則君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長  
 野中伸悦君  
 係長  
 佐々木睦子君

議会事務局長  
 補佐  
 川村清一君



---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、9番、赤丸秀雄議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

会議に先立ち紹介を行います。農業委員の改選に伴い、新たな農業委員会会長が出席しておりますので、ここで挨拶を許します。

中川和則農業委員会会長。

○農業委員会会長（中川和則君） 藤原議長さんから貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。このたびの矢巾町農業委員会の委員の改選により、会長職を拝命いたしました中川和則でございます。平成29年度から農業委員会制度が改正となり、今年で5年目となります。農業委員の農地最適化に係る活動が示され、耕作放棄地の解消や人・農地プランの実践など、農業委員の活動が重視されております。特に中心経営体への農地の集約、集積が求められているところでございます。農業委員会としては、農地法の規定に基づき、新たな農業委員一丸となって矢巾町の優良農地を守り、農家の皆さんへの支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

結びになりますが、高橋町長をはじめ議会議員の皆様方の特段なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、会長職就任に当たっての挨拶に代えさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和3年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、高橋町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

5番 村 松 信 一 議員

6番 廣 田 清 実 議員

7番 高 橋 安 子 議員

の3名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月10日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月10日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

#### 日程第3 請願・陳情

3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

5月21日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第4 報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第11号 令和2年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和2年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費の勤怠管理システム導入事業及び高速無線インターネット通信網構築事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業、産地生産基盤パワーアップ事業及びいわて型野菜トップモデル産地創造事業、7款商工費の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給事業、8款土木費の道路維持管理事業、防災安全対策事業、橋梁維持補修事業、河川改良事業、街路総務事業及びまちづくり推進事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰越しをしたものであります。繰越額については2億3,658万7,000円であり、その財源内訳といたしましては、令和3年度に収入する見込みの国庫支出金1億2,807万円、県支出金1,868万円、地方債4,330万円及び一般財源4,653万7,000円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和3年町議会定例会3月会議及び4月第2回会議においてご承認をいただいているところであり、早期の完了を目指しているところであり

ます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

今の町長の説明の中で、総務費の勤怠管理システム導入事業、高速無線インターネット通信網構築事業なのですけれども、この2つは、いつ頃完了予定でしょうか。完了予定が早期にということだったのですけれども、完了予定はどのようになっているのかお伺いします。

それから、2点目は、各自治体というか、各公民館にインターネット、Wi-Fiを設置されたようすけれども、まだ設置されていないところは、どの地域なのでしょうお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問の1点目、勤怠管理システムですが、5月13日に検査等を完了しまして、5月25日に既に支払っております、現在稼働中でございます。従来紙によるものと並行に稼働させて、内容に問題がないかどうかをチェックしている段階でございます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、Wi-Fiはどこから出てきました。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まだ答弁がないのですけれども、高速無線インターネット通信網構築事業と関係あるのかなと思って質問させていただきました。

○議長（藤原由巳議員） 調べました。思いつきの質問ですか。

○13番（川村よし子議員） 思いつきかもしれませんが、教えてください。

○議長（藤原由巳議員） では、この事業の内容ですね、いわゆる高速無線インターネット通信網構築事業の関係。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） それでは、これの説明を求めます。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

ちょっと大ベテランの川村議員がどのような趣旨でお話ししているのか、明確にお答えす

る自信はございませんが、内容につきましては、令和2年度補正予算第14号で説明をさせていただいています。そのときの説明、そのまま申し上げますと、高速無線インターネット通信網構築事業、Wi-Fiアンテナ15基分といたしまして、こちらを繰り越すことといたしまして、こちらは既に完了しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　ということで、これはアンテナの事業なそうです。もう2回終わりました。

他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、これ国から100%だと思ったのですけれども、一般財源が繰越しになっているのですけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まず、ほぼ国費で交付がなされておりまして、消耗品とか、あるいは超過勤務手当とか、若干一般財源の部分はございますが、ほぼ国費で交付される状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

---

日程第5　報告第12号　自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第5、報告第12号　自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第12号　自動車物損事故による損害賠償請求事件に関する専決処

分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町医大通り2丁目地内の岩手医科大学附属病院敷地内において、職員の運転する公用車が物品の搬出するため後退したところ、誤ってスロープの手すりに接触し、手すりを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は10割との査定から破損部分の修理代金9万9,000円を支払うものであります。

なお、このことについては、4月28日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第12号を終わります。

---

日程第6 議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、地域経済の発展に果たす中小企業の役割と、その重要性に鑑み、中小企業振興についての基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、本町経済の発展及び町民生活の質の向上に寄与することを目的に制定するものであります。

その内容は、中小企業の振興についての基本理念や基本方針のほか、町の責務及び中小企業者の努力をはじめ各関係機関の役割を明確にするとともに、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項を定めるものであります。



よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、この内容については、先般の全員協議会でもかなり詳しくそれぞれ議論されておりますが、それ以外のご質疑等がありましたら、質疑をお受けいたします。

5番、村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、議案第48号につきまして質問させていただきますが、このたびの矢巾町中小企業振興基本条例の制定としましては、平成27年12月の会議に一般質問として私取り上げたことがございましたが、そのときの答弁では、平成23年2月に矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例があることから、新たな条例を制定する考えはないとの答弁ではありましたが、このたび第48号議案として提出されましたことに対しまして、お礼と感謝を申し上げます。

そこで質問であります。第13条基本方針に基づいて、矢巾町中小企業振興基本計画を策定するとございます。この矢巾町中小企業振興基本条例の制定された後のいつ頃に基本計画を策定するのか。そしてまた、その場合の策定にはどなたが関わるのかということであります。

それから、2点目の質問であります。基本計画の策定に当たった内容について、提案や盛り込むべき内容等を検討していただきたいというような項目があった場合、窓口の開設はしていただけるのでしょうか。

以上、2点でございます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 本日の今回の基本条例の策定に際しまして議員からもお礼をいただきまして大変ありがとうございます。まず最初に、第13条の計画策定についてでございますけれども、今年度、この基本条例が策定後にすぐに計画のほうに、作業に入りまして、今年度中に大まかな方向性を見いだしながら、次回8次総合計画、そちらのほうにもリンクさせるような形で進めたいものですから、今般のめまぐるしく変わる地域情勢、経済情勢を鑑みなから、そのタイミングを見て、令和4年度中に今のところは策定を目指しているところでございます。

なお、関係するその辺のどんな方が関わるかということでございますけれども、それにつきましては、関係団体、関係機関はもちろんのこと、そういった方々からご意見をいただき

ながら、また円卓会議というものを開きまして、有識者、そういった方々からもご意見を賜りながら策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目についてでございますけれども、今お話ししました計画策定に当たりましては、一般の方、そういった方からも意見を聞く場を設けながら、今お話ありましたエネルギーとか、いろんな計画がありますけれども、そちらの部分も積極的に皆さんから当課のほうで意見を承りながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第48号 矢巾町中小企業振興基本条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、押印を求める手続の見直し等のため、総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。申請書等の負担軽減等の観点から、審査請求書、再調査の請求書、再審査請求書及び行政不服審査法第83条に基づく不服申立書への押印が不要となったことから、矢巾町固定資産評価審査委員会に係る審査請求書等の手続において規定している押印を不要とする改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免に対する国の財政措置が令和4年3月31日までに納期限

が到来する部分までに延長されたことを踏まえ、要件を満たす世帯の減免措置の対象を従来の令和3年3月31日までに納期限が到来する部分から令和4年3月31日までに納期限が到来する分と延長するもののほか、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第50号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。公営住宅法等の特例が適用される被災者等を規定していた東日本大震災復興特別区域法第20条が削除されたことに伴い、町営住宅の入居者資格に係る参照条項から削除する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第51号 矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険第1号被保険者保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和4年

3月31日の納期限分まで延長されることを踏まえ、本町の同減免措置についても合わせて延長するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。私も2人ちょっと介護者を抱えておりますけれども、今度改正になって、印鑑がまたまた増えた、家族として増えたということもありますけれども、県外に住んでいる方、また家族がいない方は、どのようにしてやっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 条例と関係しますか、条例改正です、今。1年間延長するという部分の改正のことについての質疑です。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 中身を見ますと、ケアマネジャーが今までやるのが、今までやる以上のことをやらなければならないとか、それから説明のところにありますけれども、規定居宅介護支援事業所の人員の配置とか、そういうところが緩和したり、いろいろなっているのですけれども、そういう観点も聞きたいと思って……

○議長（藤原由巳議員） アンダーライン引いているところが変更ですよ。

○13番（川村よし子議員） すみません。

○議長（藤原由巳議員） いずれ条例変更、一部変更に関わる質疑ですので。

○13番（川村よし子議員） すみません、間違いました。

○議長（藤原由巳議員） それでは、今の質問はなしと。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第52号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 日程第11、議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災の影響による固定資産税課税免除対象区域が岩手県全体から沿岸12市町村に変更されたことにより、本町での新規適用は行わないこととなりますが、既に免除を行っている対象もあることから、参照条項の改正と所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第53号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、市町村が条例で指定地域密着型サービスの事業の基準を定める際の基準であります国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、本町の基準となる条例を改正するものであり、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染者や災害への対応力の強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援や重度化防止の取組の推進などが図られるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この第54号ですけれども、第55号、第58号とか、介護サービスに関



して共通しているところがあるので、一括して聞きたいと思うのですけれども、業務継続計画の策定が盛り込まれているわけですしけれども、これに対して、事業者に対して、そういう説明というか、マニュアルとかは国からは出ているのですけれども、そういうふうな町からはどのような手順で説明されるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今般の改正を受けまして、これも本議決を賜った後に、介護事業者の方々に町から連絡会あるいは様々な機会を通じて周知を図って、それぞれ新たに計画を立てていただいたり、取組を始めていただく部分がございますので、丁寧をお願いをしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いろいろあるわけで、分からないところもたくさんあるので、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいというところと、もう一つ、ハラスメント対策というのも盛り込まれているわけで、そこら辺も重点的にお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） この適用につきましては、一応経過措置は3年間ということであるわけでございますけれども、いずれかなり時代のニーズに、要請に対応するべく様々な災害対策、コロナ対策もひっくるめて法人の、事業者の皆様にはご労苦をおかけする部分がございますので、いずれなるべく早く取り組んでいただくに越したことはないわけですが、やはり相手の立場に寄り添いながら、丁寧に説明しながら早く取り組んでいただけるような働きかけをしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第54号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第13、議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サー  
ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の  
ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げ  
ます。

このたびの条例の一部改正は、市町村が条例で指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
基準を定める際の基準である国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準が改正されたことを踏まえ、本町の基準となる条例を改正するものであり、介護  
現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推  
進、自立支援や重度化防止の取組の推進などが図られるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせ  
ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

介護予防の条例ですけれども、今まで要介護3だった方が要介護2とか、要支援1とかになった方たちは、これに適用されるわけですけれども、今までのケアマネジャーとは違ってくるわけですよ、ケアマネジャーが。要介護3以上の人たちが今まで使っていたケアマネジャーでは要支援1、2、それから要介護1、2の人たちはケアマネジャーが違ってきますよね、そこをちょっと確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ただいまご付託申し上げている部分は、介護予防の部分ですので、要支援1、2の方に対するサービス事業者についての規定を改正するものでございます。要介護3の方が2になっても、要介護状態は変わりませんので、先ほどのいわゆる介護予防ではなく、要介護のほうの該当になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第55号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで時間も大分経過してきてまいりましたので、暫時休憩とさせていただきます。

再開をこの時計で11時10分といたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第 14 議案第 56 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第14、議案第56号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第56号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。待機児童解消を図る観点から、当分の間、町が保育所、認定こども園または家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園、家庭的保育事業等を行う者に対して、児童の利用を要請することとし、特定地域型保育の終了に際して、当該連携施設以外であっても引き続き必要な教育・保育が継続されるよう改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第56号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第15、議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業等に係る諸記録の作成及び保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第57号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、市町村が条例で指定介護予防支援等の事業の基準を定める際の基準であります国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことを踏まえ、本町の基準となる条例を改正するものであり、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力強化、自立支援や重度化防止の取組の推進などが図られるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第58号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第17、議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、市町村が条例で指定居宅介護支援等の事業の基準を定める際の基準であります国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、本町の基準となる条例を改正するものであり、介護現場の業務効率化及び負担軽減、感染症や災害への対応力強化、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保、自立支援や重度化防止の取組の推進などが図られるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 前回質問したのですけれども、間違っただけですけれども、この条例ですけれども、改正の中身を見ますと、6か月に1回居宅サービス計画の総数の訪問介護とか通所介護、福祉用具の貸与とか、そういうところにケアマネジャーとか事業所の、ケアマネジャーというか、相談員の削除はされているのですけれども、事業所で印鑑をいただくということが義務づけられているのですけれども、身近なところに家族がいる場合は、身近にすぐ印鑑をもらえらると思うのですけれども、遠方のほうの家族とか、それから家族がいない人とかの印鑑はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

印鑑についての変更というのは、ちょっと記載には見当たらなかったのですが……

○議長（藤原由巳議員） 何条ですか、川村よし子議員。私も見ているのですが、ないのですが。はい。

○13番（川村よし子議員） 条例の7条の中に、内容及び手続の説明並びに同意というところがあるのですけれども、印鑑という言葉はついていないのですけれども、デイサービスとか訪問介護とか、福祉用具事業所とか、地域密着型のデイサービスとか、そういうところの事業所の印鑑が2年ほど前から必要になっているのですけれども、そういう状況は今後は変わるのですか、変わらないのですか、この条例ができると、どうなるのですか、そういうことも含めて今までどうしていたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

押印については、今般の改正には、そういったものは該当するものはございません。

なお、国を挙げてデジタル庁とか電子化が国全体として進みつつありますので、その中で制度の運用について変更の点が今後省略化、押印の廃止という部分は、当然出てくるかと思いますが今般の改正においては、そういった押印の取扱いについては、触れておらないところでございます。

以上、お答えといたします。



○議長（藤原由巳議員） よろしいですね、今後出てくるかもしれないけれども、今回のものにはないと、こういうことのございます。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第59号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第18、議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、令和2年度より5か年計画で整備を進めております史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区について、来場者の史跡に対する理解を深めることを目的として遺構表示等を実施するものであります。

主な工事概要は、基盤整備工一式、施設整備工一式、植栽一式、側溝改修工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、5月6日付で条件付一

般競争入札の公告を行い、受付期限の5月20日までに株式会社佐々木組、株式会社水清建設、くみあい鉄建工業株式会社、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、株式会社水本、以上6社から参加申請があり、5月21日、9時23分から入札を執行した結果、株式会社水清建設が一付金4,580万円で落札し、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一付金5,038万円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は95.8%であり、工期は令和3年11月30日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第60号 史跡徳丹城跡外郭西辺北半地区遺構表示等整備工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第19、議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、3款民生費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を新設補正し、8款土木費の道路維持管理事業及び社会資本整備事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億109万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。

4ページにお進みます。第2表、債務負担行為補正です。追加です。事項、学校給食調理等業務委託。期間、令和4年度から令和6年度まで。限度額2億2,110万円。内容につきましては、令和4年4月からの学校給食調理等業務の委託に向けまして、業者の選定、契約を令和3年度中に行うために、その経費に相当する額をあらかじめ債務負担行為として設定する内容となっております。

次に、事項別明細により説明いたします。11ページにお進みます。今回の歳入補正につきましては、新規項目と主要な項目について説明いたします。なお、説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金2,736万4,000円、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金でございます。低所得の子育て世帯への特別給付金及び給付金支給事務に係る内容となっております。

15款県支出金、2項県補助金233万6,000円、こちらにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事務費補助金は、ひとり親世帯への特別給付金支給の事務に係る内容を計上しております。下に下がっていただきまして、林業成長産業化総合対策事業補助金、こちらは広宮沢、和味地内の町有林の保育間伐に係る内容となっております。下に下がっていただきまして、被災者住宅再建事業費補助金、こちらは東日本大震災で自宅が全壊または半壊した被災者が県内に自宅を再建する費用を補助する内容となっております。

下に下がっていただきまして、生活再建住宅支援事業補助金、こちらは被災者がバリアフリー対応の住宅を購入する際に補助する内容となっております。

同じく 3 項委託金 2 万円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金 5,485 万 8,000 円、主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金の増 5,438 万 2,000 円でございます。これによりまして、補正後の財政調整基金残高は 6 億 7,997 万 5,000 円となります。

12 ページにお進みいただきまして、20 款諸収入、4 項雑入 17 万円。

次に、歳出の説明をいたします。15 ページにお進みください。歳出補正につきましても、新規項目と主要な項目について説明いたします。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出。2 款総務費、1 項総務管理費、主なものといたしましては、人事サービス事業の増 178 万 8,000 円です。こちら手数料になりますが、まず就職サイトへの採用情報掲載と教養試験のウェブ実施料、職員向けストレスチェック付医療相談アプリの導入費用となります。下がっていただきまして、地方公務員の定年延長に伴いまして、例規整備事業委託料を新規計上しております。次に、行政デジタル化推進事業でございます。こちらは、転入手続案内システム使用料を新規計上している内容となっております。下に下がっていただきまして、広報広聴事業の増でございます。こちらは、やはラヂ！の番組内容の充実を図るため、委託料の増額補正をお願いするものでございます。16 ページにお進みいただきまして、財産管理事業の増 277 万円、こちらはビッグブルズアリーナ外部補修及び送風ファンの設置に係る工事請負費を計上しております。これによりまして、1 項総務管理費の補正額は 537 万 3,000 円となります。

同じく 5 項統計調査費 2 万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費 546 万 2,000 円、こちらは国民保養センター管理運営事業の増 463 万 9,000 円でございます。保養センターのコロナ禍による宿泊や宴会収入の減に伴う施設運営費の補填となっております。

17 ページにお進みいただきまして、同じく 2 項児童福祉費 2,784 万円、主な内容といたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付事業でございますが、こちらは給付に係る事務費を計上しております。下に下がっていただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業ですが、こちらにつきましては、給付金と給付事務経費を計上しております。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、主なものといたしましては、保健衛生総務事業の増

で、こちらは健診期間の変更と特定保健指導の外部委託に伴うシステム改修委託料となっております。18ページにお進みいただきまして、予防接種事業の増1,560万5,000円です。これは、コロナウイルスワクチンの接種に係る担当事務職員及び集団接種会場での事務従事者に係る時間外勤務手当となります。また、個別接種に係る手数料や集団接種会場への看護師などの派遣委託料を計上するために、予算内での組替えを行っております。これをもちまして1項の保健衛生費の補正額は1,704万8,000円となります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費84万3,000円、こちらは農業構造改善センターの管理事務事業の増でございまして、多目的ホールの屋根補修工事を計上しております。

19ページに進んでいただきまして、同じく2項林業費109万1,000円、こちら林業振興対策事業の増で、広宮沢、和味地内の町有林の保育間伐を行うもので補助金の配分の見通しが立ったもので、こちらを計上しております。

次、7款商工費、1項商工費22万円。

8款土木費、2項道路橋梁費2,228万4,000円、主なものとしたしましては、道路維持事業の増1,128万4,000円でございます。煙山地内町道安庭線ののり面における土砂流出箇所の実質調査等を行うものでございます。下に下がっていただきまして、道路新設改良事業の増1,100万円は、和味地内町有地へ盛岡南道路の残土を搬入するための運搬路の拡幅工事の請負費を計上しております。

20ページに進んでいただきまして、同じく5項住宅費379万5,000円、主なものとしたしましては、住宅管理事業の増219万5,000円、こちらにつきましては、三堤住宅1号棟の揚水ポンプと制御盤更新費用となっております。下に下がっていただきまして、被災者住宅再建支援事業160万円は、被災者住宅再建支援事業費補助金、こちらが歳入でもご説明いたしましたが、東日本大震災で自宅が全壊、半壊した方が、県内で自宅を再建する費用を補助する内容です。生活再建住宅支援事業費補助金、こちらも歳入で説明いたしましたが、被災者がバリアフリー住宅対応を購入する際に補助する内容となっております。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費1万5,000円、同じく4項社会教育費、補正額は21ページにお進みいただきまして40万2,000円。

同じく5項保健体育費35万5,000円。

以上で議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

6番、廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） コロナ禍なので、国民保養センター管理委託の指定料が、また四百六十何がし上がっているわけなのですけれども、これそれなりの対策を取らないと、前にも同じように人件費が上がったとかと、指定管理の中で、ここだけは特別なように上がっているような気がするのですけれども、今後の対策、コロナ禍はちょっと沈静する見込みがない、まだ見えてこないのですけれども、このまま同じような状態のままですと、半年後にはまたこのように指定管理料がなると思うのですけれども、今現在国民保養センター等指定管理についての改善とか、そういう部分は行っているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありましたとおり、昨年度は12月に600万円ほど指定管理ということで赤字部分を補填してございますし、今回も6月補正で令和2年度の分の赤字分の補填ということで、これは指定管理の協定の中でリスク分担ということで、今回のコロナ禍にあつて、宿泊料も落ち込んでいる、あとは宴会とかがなくなったということ、先ほど吉岡課長のほうからも話がありました、そちらの面でかなり赤字になっている。一般の企業の方々もそうなのでございますけれども、運営している矢巾観光開発につきましては、指定管理料が入ってくるということで、国からのそういった支援策は全く50%以下になっていないものですから、受けられないということもあります。

確かに、今廣田議員がおっしゃったとおり、運営については、かなり苦心してございます。それで今後につきましては、当然業務の見直しは必要になってくると思います。例えば宿泊が今落ち込んでいるのであれば、町内には過去には宿泊施設がなかったのですけれども、今民間事業者が2軒、ホテルが建ててございますし、そういった面では大分ニーズがないのかなというふうに思っております。あと宴会、食堂等につきましても、このコロナ禍にあつて、かなり運営が厳しいということになれば、その辺も状況を見ながら業務の内容を変更していかなければならないと考えてございます。

いずれにしても、議員皆様、あとはいろんな方々からご意見を賜りながら、健全な運営ができるような保養センターの在り方を検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。今年度中にある程度見通しがつきましたならば、また議員各位にご報告を申し上げ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 17ページの子育て世帯生活支援特別給付金ですけれども、低所得者の子育て世帯数、児童数、そしてひとり親家庭の児童数等、数のところを教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業ですけれども、ひとり親世帯とひとり親世帯を除くその他の世帯というふうに2つ分けていましたので、それぞれ対象者数をお答えさせていただきますけれども、ひとり親世帯のほうは、児童扶養手当受給者に対して、4月27日に306名に対して1人5万円ずつ給付しております。あとは、公的年金受給者とか、家計急変者という申請主義の部分もあるわけですけれども、こちらのほうは蓋を開けてみなければ分からないのですけれども、ちょっと大ざっぱなのですけれども、50世帯から100世帯ぐらいあるものを見込んでおります。あと、その他の世帯のほうは、二十歳未満の子どもたち約5,000名を見込んでいまして、その1割、500名が非課税ではないかというふうに見込んで予算を計上しております。したがって、17ページの一番下にあるように5万円掛ける500名で2,500万円を計上しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 18ページの4款衛生費の予防費についてですが、これは主に接種会場の従事者の時間外手当とか、あるいは駐車場の業務に対する、そういった手当の関係だということですが、この際ですので、コロナワクチンの本町における接種状況と、それから今のトラブル等はあるのか、ないのか、ちょっとお聞きしてよろしいですか、議長。

そこで、全国的には廃棄などを行っている、いわゆる予約してもキャンセルがあったりして、廃棄などが出てきているわけですが、貴重なそういったワクチンの接種を、決して廃棄などをすることには、ちょっといろいろな問題が生じてくるということだろうというふうに思いますが、例えば今後私どもも70歳以上今度明日から予約になるのですが、キャンセルが出た際のワクチンの接種方法、これについては、かなり庁内でも、あるいは担当課でも協議はして、それぞれ対応策を考えているとは思いますが、その辺について、例えば教員とか、あるいは看護師、医療従事者はもうやっていますが、保育士とか、そういった方々にやるという、そういった体制をやっているところが県内でも出てきているわけですけれども、そう

いった方法。そして、今日までのいわゆる高齢者が接種されているのですが、それに対する接種状況と申しますか、キャンセルとか、あるいはトラブル等があったのか、ないのか、その辺について、この際ですのでお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まずは、ワクチンの接種状況についてお答えいたしたいと思っております。5月26日現在で863人への接種という状況でございます。こちらにつきましては、5月10日から介護入所施設の入所者への接種が始まっておりまして、一般接種、一般の高齢者の方への接種につきましては、5月31日から個別接種、こちらは町内の医療機関で、それぞれ医療機関のご都合で早い、遅い、若干ありますけれども、一番最初に接種が始まるのが5月31日から始まっております。集団接種につきましては、6月5日の土曜日の午後からスタートということになりまして、以降、集団接種については、土曜日の午後半日と日曜日の午前、午後の終日という形で行ってまいります。

予約につきましては、結局ご案内が行った方が予約しても、接種の枠がないと非常に全国的にもトラブルになっていますので、85歳以上の方からスタートしまして、85歳以上の方々、そして75歳から84歳までの方々、全体で約3,400人対象の方がいらっしゃるわけですが、そのうち既に予約をされた方が2,681人ということで、予約率という形で申し上げますと78.9%という状況になってございます。

今のところ副反応とかのトラブルはございませんけれども、これから本格的に個別接種、集団接種が始まってまいりますので、全国的にもいろいろなトラブルの事案とかも確認がなされておるわけでございますので、町民の皆様が安心、安全に接種が受けられるような体制を常に心がけてまいりたいというふうに考えてございます。

あと代替接種につきましては、優先順位をまず集団接種のほうにご協力いただく保健推進員さん、民生委員さん方がいらっしゃるわけございまして、集団接種で、そういったワクチンが急なキャンセル等によりまして余るような場合については、保健推進員あるいは民生委員さんで年齢が高い方の順番に代替接種を受けていただくというふうに考えておりますし、もしその民生委員、保健推進員の次の順番としては、場合によっては職員が受けることもあるかもしれませんが、順番としては、保健推進員、民生委員の高齢の方ということで、今山崎議員ご指摘の、いわゆる学校の教職員の方々についても、代替で受けるとなると、あまり枠としては、集団免疫につながるくらいの対象者はないわけでございますが、いずれそこに



については、国の部分ではなかなか優先の介護従事者とか、在宅サービスの従事者のように、優先的な取扱いになっていないものですから、今のところそういうキャンセル枠での対応という部分でしか対応できないような状況ですけれども、まず国に要望なりも様々な市町村からなされているかと思いますが、町としてもそういった部分では、国に対してのお願いをしていかなければならないということも可能性として想定しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 分かりました。保健推進員とか民生委員の年齢の高いということですが、その辺の打合せというか、お知らせというか……

○議長（藤原由巳議員） お手伝いいただいている、いっぱいボランティアで助けられているのです、会場に。

○15番（山崎道夫議員） その方たちにまずやると。

○議長（藤原由巳議員） ということなようです。

○15番（山崎道夫議員） そして、例えば今お話あった教員とか、保育士さんについては、場合によってはということは考えてはいるようだけれども、今のところは計画的にはそういうのはないということですね。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

集団接種にお手伝いいただいている保健推進員さんとか、民生委員さん方に代替の場合の接種要員として、今のところは考えておりますけれども、今後学校の先生とか、あるいは幼稚園、保育園の教員の方とか、そういった方々についても、結局、やはり感染予防上は、エッセンシャルワーカーの中でも重要な役目を担っている方々ですので、いずれ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第61号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第20、議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を1,500万円を増額補正して、総額を5億8,897万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は、補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第1号）を款、項及び詳細を説明いたします。資本的収入及び支出の支出ですが、1款公共下水道資本的支出、補正予定額は1,500万円、1項建設改良費同額です。内訳は、管渠建設改良費、委託費となっております。具体的な内容といたしましては、昨年度調査しました南矢幅地区におけるテレビカメラ調査、これにおいてクラック及び侵入水の著しい箇所が確認されました。そのため、今回不明水対策工事の実施の

ための管更生工事の委託料の増額をお願いするものであります。

なお、委託完了後においては、管更生工事まで順次施工して、今年度にはそのクラック等の部分について補修を完成させたいと思っております。

以上で議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第62号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日2日は休会、3日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時59分 散会



令和3年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和3年6月3日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
10番	昆秀一	議員	11番	藤原梅昭	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

9番 赤丸秀雄 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、9番、赤丸秀雄議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。このことから、本日予定されておりました赤丸秀雄議員の一般質問は行わないこととなりましたので、お知らせいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の第1問目ではありますが、公共施設長寿命化のための個別施設計画について町長、教育長にお伺いをいたします。

矢巾町の多くの公共施設が老朽化により、修繕や更新時期を迎えます。年々増加する扶助費等への対応により、今後の公共施設等の更新、維持管理費用への財源確保は、ますます厳しくなることが見込まれ、これまでの取組を踏まえ、様々な社会情勢に対応しながら行政サービスの維持と財源負担の軽減、平準化を図る必要があるため、公共施設の全体像を明らかにする必要があります。今年2月と3月に児童福祉施設長寿命化計画、学校教育施設長寿命化計画及び橋梁長寿命化修繕計画については公表されましたが、公共施設長寿命化のための全体像について伺います。

1点目、橋梁、学校教育施設、児童福祉施設、水道、下水道、農業集落排水の個別施設計

画は策定済みで、ホームページで確認できましたが、他の個別施設計画はどうなっているのか。

それから、2点目、令和2年度で公共下水道管路長寿命化計画は、5年間の計画期間が終了いたしました。令和3年度以降の計画状況を伺いたいと思います。

3点目、学校教育施設長寿命化計画では、大規模改修の場合、1年目に調査、2年目に基礎計画、3、4年目の基本設計、実施設計を経て、5年目に工事を実施するとありますが、財源についても計画に盛り込む必要がないか。また、学校教育施設について、5年ごとの長寿命化計画の見直し時に統廃合や建て替え、用途変更等の検討を行い、その結果、統廃合が決定した施設があった場合、余剰となる施設の在り方については、いつ、どのように協議するのか。

それから、4点目、現在までの公共施設等全体の維持管理、修繕、更新等に係る費用に対し、今後平準化した場合の年間費用は、どの程度となる見込みか。また、これらの費用に充当可能な財源についての検討はされるのか。

5点目、過去の質問によると、専門業者による定期法定点検等により、個別施設ごとの劣化状況の確認や点検内容についての点検簿があることとなっており、新たに国土交通省より集計結果による計画の見直しや保全台帳を備えることも示されましたが、新たな保全台帳に今までの点検簿の内容も引き継ぐべきと考えますが、どうか。

6点目、体育館は、災害発生時に、地域住民の避難場所となる重要な施設であることから、長寿命化計画の中に防災機能強化の取組も盛り込むことが必要ではないか。

以上、6点について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の公共施設長寿命化のための個別施設計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、その他の公共施設については、令和2年度末に個別カルテを作成の上、これを個別計画とし、公共施設等総合管理計画と併せ改訂をしたところであります。

2点目についてですが、令和2年度に完了いたしました公共下水道管路施設長寿命化計画に続く計画につきましては、今年度から令和8年度までの6年間の計画期間として公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、町ホームページに掲載したところであります。内容につきましては、長寿命化計画と同様に、老朽化した下水道施設の健全化を図るため、管路



の更生工事、布設替え工事及び鉄蓋交換工事について事業の平準化を図りながら実施してまいります。

4点目についてですが、令和2年度に策定いたしました公共施設個別管理計画において予定されております今後の修繕や更新等の費用を勘案し、今年度公共施設等総合管理計画に盛り込む予定であります。また、公共施設の修繕や更新等の充当財源は、基本的に町税や利用料、補助金等のほか、町債でありますことから、公共施設等総合管理基金の積み増しに努め、必要に応じ、修繕等により対応してまいります。

5点目についてですが、議員ご指摘のとおり、過去の点検記録は重要な経過記録であることから、保全台帳に反映させてまいります。

6点目についてですが、矢巾町民総合体育館や小中学校の体育館は、災害等の発生時において、地域の基幹となる指定避難所として運用することとしており、防災上重要な施設と位置づけております。公共施設等総合管理計画は、既存施設の機能維持のための計画ではありますが、今後の地域の防災拠点となり得る避難所施設については、近年の豪雨などによる自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症対策に留意しつつ、施設の耐震化や非常用電源設備、トイレ、冷暖房設備、インターネット環境などの通信設備、備蓄品の倉庫の充実など、防災機能を強化するとともに、要配慮者やジェンダーなど、様々な避難者に対し、きめ細やかな配慮を行うことが必要であると考えているところであり、防災面での機能を考慮しながら施設の安全確保に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、公共施設長寿命化のための個別施設計画についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、今年度から本町の小中学校の適正規模など、将来の学校教育環境の整備について、矢巾町立学校通学区域審議会での審議が始まることから、今回の学校教育施設長寿命化計画では、令和7年度までの5か年で対応が必要な箇所の小破修繕、いわゆる少しの破損の修繕及び部位修繕を中心に盛り込んでおります。大規模改修については、最終的な学校教育環境の在り方が決められてから必要な改修の具体策を決定してまいりますので、その際に財源についても計画に盛り込んでまいります。

また、議論の中で余剰となる学校教育施設が発生する方向となった場合には、その在り方

について議論の中で出された意見も参考にして、公有財産利活用等検討委員会において協議してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、1点目の再質問をさせていただきますが、答弁では、令和2年度末に個別カルテを作成し、そしてこれを個別計画としたという答弁をいただきました。橋梁、学校教育施設、児童福祉施設、それから水道、下水道、農業集落排水は、確認できますけれども、一体個別施設計画というのはどれくらいあるのか、全て把握するにはとても把握し切れないものですから、実際どれくらいあるのか、その施設名、もし今無理であれば、全体の数、これをどれくらい今つくっているのか、最終的にどれくらいの数があるものなのかを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問ですが、答弁の中にもありましたように、総合管理計画の中に個別から調査して、それを個別計画というふうな位置づけにしながら載せてまいりましたので、全体につきましては、インターネットでもダウンロードできる総合管理計画の中の12ページから14ページにかけてのところに載っております。数としては、42施設というふうな位置づけになってございます。

あとその1件、1件につきましては、その後の35ページ以降にカルテというふうなことで、（個別施設計画）となっている形で載せてございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ということは、まだ見ていませんので、42の個別カルテが作成できていると。それを個別計画として名称を変更して42の個別計画をつくってあるということでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 議員おっしゃるとおりでございます。ただ、あまりにも1枚、2枚のものとは何十ページにもわたるものとの個別計画の内容の質的な差異があるのではないかというふうにお感じになるかと思いますが、特に箱物等につきましては、所

管する、既にきちっとしたページの多い個別計画を策定しているようなものにつきましては、国から具体的な基準が示されており、そういった基準にのっとったものでないと個別計画として認めないといえますか、また逆に言いますと、そういった内容の個別計画が策定されている場合には補助事業の対象にするとか、有利な起債の対象にするとか、そういった国からの指導も背景にあるので、そういうふうになっておりますが、逆に言いますと、そういった基準が国から示されていないものにつきましては、どういった内容で決めるのかは、それぞれの自治体の判断ということもあり、当方としましても、この42施設あるものを全て同様な膨大な量になる形での取りまとめは、現時点では困難であるとともに、やっぱり都度都度考えていながら整備する、それから国が基準として求めているようなものにつきましては、やはり国の補助金が入るとということもあり、相当その内容について客観性なり、いろんなことが求められている関係もあるので、がっちりしたものなのですが、それ以外につきましては、やはり市町村の判断ということが重点になっておりますので、あまり膨大なものをつくるということは、それだけお金もマンパワーも要しますので、現時点ではちょっと矢巾町の体制としては困難であるとの判断もあり、現状のようなまとめになってございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、令和2年度の3月に策定するというので、それは全部出来ているという判断でよろしいということの答弁だったと思いますが、平成31年3月には一般質問でもやっておりますが、今後どれだけの経費が必要なのか、それから現在どれだけの経費がかかり、今後どれだけの経費が必要なのか、また今後どれだけ投資するのか、そして投資できるのかを明らかにする必要があるとして質問しておったわけではありますが、そのときはあと1年あるということで、1年でできるのかという質問をしております。

それから、令和元年12月にも同じ質問をしていました。そのときは、あと残り3か月だったわけですから。それで3か月でできるのかという質問で、できるということで、今の回答でできたということだとは思いますが、それには費用とか、私が質問しているときには、投資できる、そういう経費だとか、そういったものについても質問しておりましたときには、できるということでしたので、その今の報告の中に、そういった費用等も明細が記されているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思  
います。

まず個別施設計画、カルテという記載のところでございますけれども、そちらにつきましては、資産の取得について金額を記載しておりますし、維持管理についても、どれだけお金がかかっているのかというものを記載させていただいております。

なお、今後どれだけお金がかかるかということにつきましては、公共建築物でありますので、今後どんな方針によって、その建物を更新していくのかということについては、その決定の仕方によって額が全く変わってくると思います。

そこで施設方針につきまして、後で御覧いただければと思うのですが、計画の中の12ページ、13ページの中で、施設の方針というものを示しております。その中では、現状維持で予防保全をしていくものであるとか、廃止を検討しながら定期的安全確認を努めるものという  
ような形での記載をさせておまして、個々それぞれによって、この計画、最上位計画は総合計画になりますので、その最上位計画で位置づけられていないものについてつくる、つくらないの判断で勝手な金額が独り歩きするということは好ましくないということで、この計画自体で重要なものについては、第8次総合計画の中できちんと位置づけて計画、金額を出していこうということを明示させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの42の個別計画のことでお伺いしたいのですが、先ほど申し上げましたとおり、ホームページに掲載されているのがあるわけです。まだ重要なものがホームページで掲載されておりませんが、先ほど4次の中のまとめたやつの中に入っているのですか。そうしたら、ホームページで上げている、今の先ほど言いました部分と上げない部分との違いって何なのでしょう。もっと重要な部分でもホームページに載っていないのがあって、その42の項目の中にまとめているのであれば、その中の最も重要な、例えばこの庁舎の建物だとか、いっぱいあると思うのです。例えば橋とかというのもあります。そういったものは、すごく重要だと思うのですけれども、そういったものこそホームページに載せて、そしてあとまとめたやつはそれで、今のまとめの部分でいいと思うのですが、そういった考えはどうですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 基本的には、先ほどの答弁の内容になってしまうのですが、そもそも、先ほど企画課長のほうからお答えさせていただきましたが、公共施設等総合管理計画は、あくまで総合計画の下に位置づけられるという前提の下、それから現状としては、計画期間の捉え方で、その計画期間内に大規模に修繕もしくは更新等が発生するような時期が参りましたならば、それは総合計画には載せていくということになってまいりますので、総合管理計画の中では、個別施設計画としてカルテで済ませているものは、あくまで、その時期が来たならば、具体的な更新方法なりの検討も踏まえた上で8次総に載せながらやっていくというふうな考え方になっておりますので、先ほどお話ししたように、国等の基準でもって詳細にやらなければならないものについては、既に作成したものは上げてありますし、上がっていないものは、全て公共施設等総合管理計画の中の個別カルテというまとめ方にさせていただいていると。

議員おっしゃるように、本質的には、全体として幾らかかるのかということ把握するというのは、大切な要素の一つではあると思うのですが、それを今後やるというふうな話になってきた場合、やはりどういう方法でやるのかによって、その金額に関しては大きく変わってくる部分がございます。それと施設の、単純に維持していくというレベルの話で言えば、建物取得費があるわけですが、その建設当時の取得費でございますので、これを物価等のスライドを考えていけば、非常に大ざっぱな概算ではあります、例えば現状であれば、2倍ぐらいは新たに建築するのにかかるであろうと踏めば、建て替える時期には、それなりの金額を考えなければならないとか、そういうふうなレベルで整理はできるものと捉えていまして、それを例えば耐用年数なりで割り算して、1年当たり幾らかかるというふうな試算は当然できるのですけれども、それを出しても、それを具体的に何かを使うのかというと、実はそれないのかなというふうに我々も捉えていまして、単純に、では今のような考え方で全ての施設を新築する前提で建設費を想定し、全部を耐用年数で割り算して、それを縦に出してきて、1年間平均すると幾らになりますねと言っても、それは現実的には、その数字を出したからといって、その数字で予算を組んだりもできる状況ではない、それはうちだけに限らないと思います。あらゆる自治体で多分そうだと思いますので、そういったことは、形としては美しく見えるのですけれども、実態的には限られた財源で投資する。大規模にお金を使わなければならないときには、その何年も前から具体的な計画を考えながら具体的な金額を明らかにしていって、総計等で示して実施していくという考え方を取らざるを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 村松信一議員のご質問、今どうも答弁が抽象的なあれで、もう少し具体性に富んだ答弁でなければならないと思うのですが、まず防災、減災対策を含めて本町の公共施設の取組の在り方、やはり一つ一つの公共施設にもう少し丁寧に取り組んで、そしてこれから計画的に推進していく上において、何が課題があるのか。

先ほどの答弁でも私基金の積立てとかお話をさせていただいたのですが、今私どもも町村会を通して国のほうに地方債、公共施設等適正管理推進事業債というのがあるのです。これを今後もやはり国において、しっかりこれは延長して対応していただくように、私どももお願いしておるところでございます。そういった、やはり公共施設の適正の在り方、その取組については、やはり財源の確保というのが非常に大事なわけでございますので、そのことも併せて一つ一つ、先ほど学校建設のこともありますので、そういうことを一つ一つお示しながら対応していきたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 町長、財源が必要だからこそ平準化をして、後で質問しますけれども、そのために平準化をして縮減を図るということなので、入り口の部分で非常に重要なことなので質問しているわけです。

次の再質問ですが、今年の1月に総務省からの総合管理計画を令和3年度までに見直ししてほしいということで文書が発出されておりますが、要約しますと、減価償却率の推移や現在の維持管理費、それから維持管理の経費、それから施設の耐用年数の経過時に単純行使した場合の見込みと、それから長寿命化にした場合の見込み、その対策の効果額等を見直ししてほしいということが文書で届いていると思っておりますが、先ほどの答弁いただきました令和2年度までに策定した内容を先ほどでは3年度で見直すということを言われたわけですが、この部分を見直すのでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。総務省の求めているものについて、できる限り、特に重要な施設、役場庁舎等につきましては、そういった内容で整理したいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 補足をして説明をさせていただきたいと思えます。

個別施設計画につきましては、一般の他の自治体というか、総務省の言うとおりにつくっているところというのは、議員おっしゃるとおりに単純、法定耐用年数が来たときの更新で、長寿命化が図られたときの更新というような形で数字を出せという形に沿って、ただ単にその数字を出しているというのが一般、この計画に記載されているものだと認識しております。

一方、矢巾町では、この計画期間までにどのようなものが更新の必要性があるかということについて示しております、個別施設計画につきましては、資産の健全度、健全資産なのか、経年化資産なのか、老朽化資産なのかといったところにつきまして明示をさせていただきまして、老朽化資産でない建物について現段階で幾らかかるのか、更新時に幾らかかるのかというようなことについての必要性はないと考えています。そういった意味では、県及び総務省につきまして、こうした作り方については、疑義があるということを申し添えております。そうした中で、了承していただいた中で書かせていただいております。

なお、こういった指摘に準じた形でつくっていないところといったところにつきましては、大都市であれば、神戸市さんであるとか仙台市さんが、その例に当たりまして、矢巾町も同じくカウントされておりますけれども、そういったところは、意志があってアセットマネジメントをどのようにしていくのかといった考えがあるところでございまして、そういったところまで一律にくくられるものではないと思いますが、総務省のほうでどうしても出してほしいということですので、それに従って順次対応していきたいと今後考えているところでございますが、他の計画と違って本計画におきましては、アセットマネジメントの具体的な考え方を示させていただいております。それらを健全化資産、経年化資産のうちに、どのように長寿命化を図っていくのかという考えを示させていただいておりますので、そのような形で資産の管理に努めていきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 学校教育施設長寿命化計画は、今後令和41年までの維持更新コストの見通しや、それから算出の考え方が記載されております。また、児童福祉施設長寿命化計画では、各施設の点検箇所等の写真と修繕に必要な場所が履歴の中に掲載されているのです。すぐく分かりやすく見やすいです。それぞれそのフォーマットはばらばらなのです。それぞ

れいい点を生かして、個別施設計画の様式をある程度整えるというようなことが必要ではないでしょうか。見ていて、どこに何があるか、全然別々なものでつくられていて、一番分かりやすかったのは、児童福祉施設長寿命化計画です、皆さんも御覧になってください。どこが壊れている、どこがひびが入っている、写真付きで今後早急に必要だとか、今後検討とか、そういったコメントも入っていて、本当に分かりやすいです。ということで、その様式をある程度整えてはいかがでしょうかということと。

それから、先ほど公有財産活用検討委員会とございましたが、この構成員は、どのような方がメンバーとなっているのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 議員がおっしゃるとおり、よくできているものと、すみません、そうでもないものと、いろいろばらばらになっている状況は、そのとおりだと思いますので、段階的にはなりますが、統一化を図れるように努めてまいりたいと思います。

なお、点検項目自体につきましては、現時点で既にタブレットで現場で入力しながら状況を確認できるようなシステムは整えてございまして、各担当課において順次それを入力していき、データを蓄積していった、更新時期と経過年数との関連性等を推し量れるように現状システムは整えておりますので、それを蓄積しながら個別計画の計画書のほうにも、写真等も撮れるようになっていきますので、それを反映させてまいりたいと考えております。

それから、もう一つの公有財産利活用等検討委員会につきましては、委員長を県立大学の教授にお願いし、それから報道機関、産業団体、行政機関、金融機関、労働団体、学識経験者、それから一般委員として、地域の住民代表の方と、それから公募委員という構成で進めてございます。旧矢巾中学校の敷地に関する検討をしていただいている、その委員会のことでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 令和2年6月の答弁、総合管理計画については、8月までには、あの当時は完成するという報告だったのです。そして、それから遅れること1年間何もないのです。そして8月に、あのときに完成しなければ、あのときの9月の議会の折でも、やっぱりその遅れている理由、遅れています程度の話は、やっぱり説明をするべき、あるいは報告するべきではなかったかなと思うのです。それで、そのときに、できましたら議会に説明を



しますというふうになっているのですが、まだできていないと思うのですが、今先ほどお聞きしましたやつでも完成しているわけですので、その報告をいただけませんか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） これまでもそういった形でご報告なり、どういう形でアナウンスするのか、ちょっとこれから考えますけれども、やるべきであったということに関しては、誠におっしゃるとおりでございます。申し訳ございませんでした。今後機会を捉えまして、場合によっては、全員協議会等の場でお示ししながら概要説明等をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） では、1問目の最終の再質問をさせていただきますが、5月24日に町村議会の議員研修を受講してまいりました。研修内容は、人口減少、少子高齢化に対する自治体議会の政策、財政課題でした。講義目的は、ポスト新型コロナに向けて自治体の課題を解決すること。それから、大きな枠組みで地域活性化の課題を正しく理解することでした。講義の中心は、公共施設の維持管理についてでありましたけれども、講習内容は、全国的に、ちょっと読み上げますが、全国的に公共施設が大量に更新時期を迎えつつあるが、地方財政は厳しい状況が続き、新型コロナウイルス感染症対策により、国の財政も逼迫状態で財政再建の道のりは一段と険しくなっている。本町も財政調整基金残高の減少、町債残高や扶助費の増加などに加え、老朽化した施設の維持管理費増加によって財政状況はますます厳しさを増すと考えられます。

人の高齢化は、誰でも様々な対応を考えます。しかし、施設も高齢化するのです。特に本町の場合、医大開設によって交流人口の増加や、それから車両も増えまして、橋梁などの傷みが早くなる可能性があります。橋梁の修繕計画の、矢巾町には266の橋があるようですが、今後50年間で壊れてから保全する場合は46億2,000万円かかる。それから、長寿命化によって予防型で対応すると30億4,000万円で済む、縮減効果は16億円ということで、非常にこの問題は重要なわけであります。ですから、何度も繰り返して質問に立っているわけですけれども、橋梁修繕計画書に記載されておりますとおり、財政が厳しいからこそ他の施設も長寿命化の計画的な対応が必要だと私は思います。長寿命化の問題は、地味で、全く地味なのです。だから、関心を持ちにくいわけなのです。財政の影響が大きく、行政、議会、住民の自覚、そして覚悟が必要となるのです。であるからこそ何度もこうして質問を重ねて

まいりましたが、なかなか全体像が見いだせない状況なのです。ぜひ全国に先駆けたすばらしい内容の個別施設計画等総合管理計画を策定し、町民の皆さんに明らかにして、安心できる暮らしに役立てていただきたいと思いますので、その考えをひとつだけお伺いして、1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今激励をいただきましたので、大変ありがとうございます。それで、先ほどから公共施設の長寿命化を含めていろんな議論があった。そして、その中では、まず計画的に推進していく上においては、一つ一つ個別に、これのどういうところが課題があって、問題があるのか。特に予防的修繕、そういうふうなことにやっぱりこれからしっかり対処していくことが問われると思うので、そういった意味で、まず今後施設設備の老朽化に備えて、もう一度私どもなりに総点検をして、そして例えば先ほど橋梁のお話もあったのですが、また道路のこともあったのですが、そういうことを一つ一つ丁寧に洗い出して対応していきたいと。

今もう本町の財政も非常に厳しい、特に今後税収の変動も含めて、いろんな動きも出てくると思いますので、そういうこともしっかり受け止めながら、特に今ご指摘あった予防的修繕とか、そういった長寿命化対策にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、そしてこのことについては、私どもも含めて、いずれ今後公共施設を担当しておるそれぞれの部署において、先ほど児童福祉施設のお話があったのですが、それぞれのところできちんと状況を把握して、そしてそれを持ち寄って対応してまいりたいと考えております。

そして何よりも今あれなのは、先ほどもお話し申し上げたのですが、基金の積立て、こういうことにもやはりこれから丁寧に对应していきたいと、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らさせていただきますが、SDGsの取組について町長、教育長にお伺いをいたします。

町内の様々な団体や企業、個人と行政が力を合わせて推進していくための第一歩として、役場が取り組む行動をまとめた矢巾町役場SDGsアクションプランを策定し、取り組むよ

うであります。このSDGsの今後の取組について伺いたいと思います。

1点目、役場自らSDGsを実践しながら、徐々に企業や組織等にも取組を発展させていくためにアクションプランを策定したと捉えておりますが、町内の様々な企業や団体に対し、SDGs推進の働きかけの方法について伺いたいと思います。

2点目、子ども議会でSDGs取組宣言がなされましたが、学校では子どもたちがどのような活動に取り組んでいるのか伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） SDGsの取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年3月に矢巾町役場としてSDGsに取り組む行動をまとめた第1期アクションプランを策定したところであり、現在は外部に対して取組の意志を示すため、アクションプランを町ホームページで公表するとともに、町内及び近隣の関係機関等に対して郵送及び直接訪問により個別に周知を図っております。

今後役場の取組に関心を示していただいた企業や団体等をはじめSDGsに賛同する皆様と連携しながら取組の輪を矢巾町全体で広げてまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、SDGsの取組についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、SDGsの取組として、不動小学校では、環境問題の観点から昨年度地球温暖化や海洋汚染に関する課題研究発表会を開催し、一人一人が省エネに取り組むことの重要性を訴えるなど、課題解決に向け自分でできることから取り組む意識の向上を図り、今年度も引き続き取り組む予定となっております。

また、矢巾北中学校では、今年度生徒会活動として、SDGs認知度アンケートを実施し、17の目標からクラスごとに重要視する目標を設定し、取り組んでいくなど、児童生徒自らがふだんの生活の中からSDGsに関わることに積極的に取り組むこととしております。

さらに、教育委員会としても児童生徒一人一人にとって最適な教育を誰一人として取り残さないの理念を実現するため、GIGAスクール構想による教育現場でのICT活用により、SDGsの目標である質の高い教育をみんなにを町内各小中学校と連携しながら引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） SDGsにつきましては、私も必要な取組という認識がありますので、質問として取り上げた次第であります。それでは、1問目の再質問ですが、矢巾町役場、役場がついているのです。SDGsアクションプランは、矢巾町役場の取組ということで、まずは役場が率先して取り組むということだと思います。そのように明示されております。それで、SDGsの周知や活動の普及を図るとしてありますが、ならば例えばもう少し具体的に職員がマイカーではなくて月に数回程度は交通機関を利用するとか、それから徒歩だとか、それから自転車で通勤するとか、それからよく町長がおっしゃっていますけれども、公用車を早くEV自動車にするとか、太陽光を利用した蓄電池をそこら辺に設置するとか、そういった具体的な、役場とついていますので、そういったこととか、あとは女性管理職を増やすとか、そういった手だてを考える。役場としての取組をもっとあの中に取り入れてもよかったのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきます。

役場の取組としてSDGsの輪を広げる10のプロジェクトということと、SDGsの達成に向けた重点施策という2つの側面から、今回私どものほうといたしましては、このアクションプランを第1期として策定させていただきました。もっと広範にというようなお話がございしますが、矢巾町役場として何かをやらなければいけないということはもちろんですけれども、SDGsそのものの取組は個々人に由来するものでございます。したがって、SDGsに取り組むという姿勢を表すということは、まず組織として表しているものではございますが、一人一人がどのような活動をしていくのかというのが根本でございますので、そういった職員向けの周知活動などもしながらいきたいと思っております。そうした方向のほうが必要なのではないかとというのは、一つのご意見として賜っていきたいと思っております。

なお、SDGsの認知度ということにつきまして、岩手県立大学の研究室単位ではございますが、その認知度についてアンケートを取っています。若干2年前のアンケートになっておりますが、私ども手にしているものでは最新でございます。そちらご紹介させていただきますが、SDGsのまず自治体の認知度は84.6%でした、県内。そして何らかの行動を起こしているかということについては60.9%が何もしていないという状況でした。ただ、これ2年前のアンケートですので、大分変わってきているのかなと思っております。企業のSDGs

の認知度、こちらは2年前57.6%でした。そして、具体的な行動をしていないのが49.4%、逆に言うと、アンケートで答えた半数は、何らかのアクションを既に起こしているというのが民間企業の現状でございます。一方、市民の認知度、こちらにつきましては、知っている方が25.8%でした。具体的な行動については95.8%の方が何もしていないということです。まさにこのことが如実に表しているようなことだと思います。

何を言わんとしているのかといいますと、まず個人の行動につきましては、個人に変わっていただくように組織で義務づけをするのではなくて、まず個人でしっかり考えていただく、そして町が定めた、役場が定めたアクションプランの中では、役場としてどんな活動を目指していく、そして答弁をさせていただいておりますけれども、83の町内外の団体に私どもの活動のPRをさせていただいております、83件のうち67件配り終わっております。そういったところに今後も丁寧に情報を提供しながら、そして提供先の取組などを学びながらこのアクションプランをどんどん発展させていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。それでは、例えば町内の様々な団体や個人の皆さんと行政が力を合わせてということでSDGsの推進をしていくということならば、最初から役場をつけずに矢巾町SDGsアクションプランでいいのではないのでしょうか、そのところをちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） SDGsの取組は、ご承知のとおり、社会、環境、経済の3側面からという形になります。矢巾町役場であれば、3側面からの取組を提案してございますけれども、例えばそこに環境はすごく興味があるのだけれども、社会のところは、今私たちは取り組む予定はないのだねというようなところもあると思います。そういったところを一つにまとめてというようなことについては、今の段階では難しいのですが、こちら具体的な内容としてSDGsのプラットフォーム化を図っていきたいというようなことを示させていただいておりますが、それがまさにそういうところで、そこで勉強会をしたり、例えばSDGsカフェのようなものを開催したり、そして関心のない者、別の分野のものが交流することによって発展していくというような基盤を創出していきたいということで、このアクションプランのほうには明示させていただいております。

その時間軸は、今なのか、やがて出来上がっていくのかという時間軸はあろうかと思いますが、議員ご指摘のとおりというのは、私どもも共通の認識でございますので、そのように頑張ってみりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らさせていただきますが、デジタルトランスフォーメーション推進プロジェクトについて、昨日の新聞報道にもありましたが、政府は2万2,000ほどある行政手続を25年度までに98%デジタル化をするという目標を掲げております。矢巾町役場SDGsアクションプランでも役場の手続において、キャッシュレス化やデジタル化を進め、行政サービスの向上を図るとうたっております。

そこで伺いますが、現在どのような手続のキャッシュレス化やデジタル化を考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 今のは通告にありましたか。

○5番（村松信一議員） SDGsの中の項目の一つなのです。

○議長（藤原由巳議員） そういう意味で。

○5番（村松信一議員） そうですね。

○議長（藤原由巳議員） はい、分かりました。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） DX推進ということにつきましては、本年度4月からDX推進の専任の担当を1名総務課に配置しまして、現在いろいろ下準備的な部分を進めてございます。具体的な数というところでの捉え方は、まだしていないのですが、まず最初にやらなければならないこととして、我々のほうで位置づけておりますのは、スモールスタートです。小さな成功体験から徐々に大きなものに発展させていこうと考えてございます。具体的には、一番最初に取り組もうと思っておりますのは、役場に来なくても、申請手続の内容が分かって、事前準備を整えてくれば一度で済むというふうな形を整えたいなと思います。全部の業務ではないのですが、ごく一部の業務ではありますが、まずそこを一つの形として整えることによって、以降その範囲を拡大していけるものと思っております。

いずれ3つのないを目指そうという話をしております。1つは、書かせない、待たせない、そして役場に来ない、来なくていい、この3つの内容を目指したいなと思っております。スモ

ールスタートで、できるところから始めようと思います。

それから、今年度中に、以後中期的な、2025年なのですけれども、中期的な目標を掲げるためのロードマップを作成しようと思っております。そこには、国が進めようとしております全国の地方自治体における基幹業務、住民票台帳とか、そういった基幹業務についてのガバメントクラウドでそれを運用するという国の計画がございますので、それに我々としてどういうふうに対応していくのかということが次の主眼になってくるものと思っております。

それから、キャッシュレス化につきましては、少しずつですが、近隣でも具体例も出てまいりましたし、今もマイナンバーカードの普及とともに、コンビニエンスストアで何種類かの書類が手にできるようになっておりますが、それを発展させつつ、あと役場の窓口でのキャッシュレスにつきましては、いろいろな制約もありますから、そこを一つ一つ解消していき、なるべく早くスタートできるようにしたいなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 議長、質問にないかどうかということまで聞かれると思しますので、私先にお話しして、それで許可いただければ話しします。禁煙についてということ再質問するのですが、SDGsの取組の中に禁煙という禁煙チャレンジという項目があるのです。だから、私は質問の中にSDGsの取組についてということ質問に挙げていますので、小さい項目がいっぱい挙げているわけではありませんが、そういうことで今禁煙チャレンジについて再質問したいのですが、認め……

○議長（藤原由巳議員） よろしいですよ。ただ、先ほどの件は、答弁も何かどうも、SDGsにちょっと、もうちょっと乗り越えたような答弁でしたので、それでは禁煙なら禁煙ということで、どうぞ質問を許します。

○5番（村松信一議員） それでは、載っております禁煙チャレンジということで社会部門に載っているのです。これは、試行的に何年間かはずっとチャレンジをやられていると。一番初めは職員の方がチャレンジされているということです。そして次には、一般の方をお願いしたということですが、それで今後どのようにして取り組むのか。何かそういったアイデアがあって、健康にも関係することですので、すごくいいことだと思うのですが、なかなか難しいという面があると思っておりますが、禁煙チャレンジに対する取組を項目として挙げて

いるわけですが、今。ですから、それ取り組むのだということで挙げているわけで、そこでこの禁煙チャレンジに50人を募集しようとしているわけです。それは、どのような内容の計画かを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

禁煙チャレンジ事業につきましては、平成30年度からスタートしておりまして、今年度で4年目を迎える状況となっております。矢巾町のアクションプランにおきましては、禁煙チャレンジ事業につきましては、令和5年度末までの目標といたしまして、参加者の延べ人数を50人という目標を掲げておるわけですが、今お話し申し上げました平成30年度以降の参加状況を申し上げますと、平成30年度は10名、これは職員でございますし、令和元年度は11名、令和2年度はちょっと少なくて4名ということだったわけですが、合わせますと25名ということで目標は令和5年度末50名ですので、そういう部分では、およそ半分ぐらいまでは来ているということでございます。

内容といたしましては、参加された方に、医師の先生による禁煙への取組についての講演を聞いていただいて、その後消耗品的なものとして、禁煙の補助材の購入部分を補助させていただいたりしております。

今後の進め方といたしましては、やはり肺がんという部分でのリスクが当然想定されるわけでございますので、地元には岩手医科大学さんもあります。岩手医科大学さんとは、平成29年度以降、様々な保健福祉関係の政策課題の検討の研究の事業もやっておりますので、これまで認知症対策とか、糖尿病対策とか、脳血管疾患対策とかを毎年テーマに掲げながら、学生さんからいろいろご提言をいただいて、それをいろいろ町とすり合わせをして、施策への反映につなげていきたいという形の中で進めておるわけですが、そのほかにも様々岩手医科大学様とは、ご助言、ご指導を仰ぐ機会がありますので、この禁煙チャレンジ事業についても、これまでそういう半分の進捗率ではございますけれども、令和5年度に向けまして、数だけではなくて質の面でも、そういう町民の皆様健康増進、がん予防にもつながるような形になればなということで指導、助言を仰いでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 村松信一議員、デジタル化の推進については、私3月の施政方針でも



お示しさせていただいておりますが、いずれこのデジタル化というのは、やはり何といっても、私どもにとっては、デジタル技術、こういうものをしっかり使いこなせるようなことがまず一番大事なわけです。そのためには、人材育成なのです。そういったことで、今私どもとして考えていきたいのは、業務そのものも含めて、それから組織の今後の在り方、今からもう国ではどんどんデジタル化を推進していくと、そういったことに素早く対応していくためには、今お話し申し上げたように、やはり職員のそういった技術の向上、そういった研修をしっかりとやっていかなければならないと。

だから、分かりやすく言うと、走りながら対応していかなければならない状況にあるのですが、しかしそれでも私どもはそのことで立ち後れるわけにはいかないわけです。そういった中で私どもとしては、今後DX、やっぱり職員間の理解の促進、それは町民の皆様方も含めてそうなのですが、何回もお話しするのですが、人材育成、それからデジタル技術に関連するいろんな施策、こういうふうなことについてしっかり取り組んでまいりたいということで、分かりやすく言えば、振り回されることのないようなしっかり地に着いた対応をしていきたいと、こう考えておりますので、そういった意味では、ひとつ双方向でお願いをいたしたいということです。

それでSDGsの先ほどの質問の中にも、私今役場には軽トラで来て、自転車で本当は来たいのですが、家庭内でちょっともめ事があるって、自転車で行って転んだら、皆さんに迷惑をかけるのだと、本当は私は自転車で役場に出勤したいという思いがあるのです。そこで365日は無理ですが、議会と一緒に、ノーマイカーデーを設けて、そしてそのときは役場に議会があるときは、自転車で来るとか、そういう一つ一つのことからの積み重ねが私は大事だと思うのです。

それから、もう一つは、SDGsは極論で言うと、エネルギー対策なのです。だから、そういった再生可能エネルギーとか、そういった本町で取り組むことのできる、そういうことにも、だから地に着いた行動、アクションをお示ししながら進めていきたいと。

SDGsというと、グローバル、だからよく言われるシンクログローバル、アクトローカルと、どうも発音が悪いのですが、地球規模で考えて、行動は足元からやりましょうよと、そういうことではないのかなということ、今ご指摘あったことを一つ一つ踏まえながらSDGsに取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間も大分経過してございますので、ここで休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。再開します。

藤原総務課長から先ほどの村松信一議員の質問の中で誤った答弁があったということで、ここで発言を許します。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 先ほど公共施設等総合管理計画についての答弁の中で、私のほうからホームページに掲載済みであるという形での、それを前提にしたような答弁をさせていただきました。それが誤っているということに先ほど確認しましたので、大変申し訳ございませんでした。早急に手続を取りまして、本日中にでも見られるように上げてまいります。以後、こういうことのないように気をつけます。申し訳ございませんでした。

○議長（藤原由巳議員） ということで、先ほどの答弁は誤りであったということで訂正されました。

それでは、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 3問目に移らなければ駄目ですよ、さっきは、本当はまだあったのです。だから、そう言うから、私はその質問はできなかったのです、まあいいです。3問目に移ります。

矢巾中学校跡地について町長にお伺いをいたします。本町は、スーパーシティ構想に全国31自治体とともに提案応募されました。応募には、県と市や6町による共同の応募や広域データ連携によるデジタルトランスフォーメーションの提案とともに、本町は、人生100年時代を健幸に暮らすフューチャーデザインタウンとして応募しましたが、課題として、健康寿命の延伸と医療扶助費の抑制ほか2点を掲げております。

第1の課題として掲げた医療扶助費抑制は、一般会計に占める扶助費の割合が近年大幅に増加し、町財政に大きな影響があり、日頃から住民が健康への意識を高め、健康増進につな

がる行動が必要であるとしております。そこで、先端的技術サービスによる生涯電子カルテや健康チェック端末など、ヘルスケアサービス等の活用により解決を図る考えの設定と先端的技術とサービスによる課題解決に向けた取組の構想を掲げており、ヘルスケア、介護、医療の課題の取組を重要な課題として掲げたことにも理解はできます。

また、一方では、スーパーシティの課題として取り上げなくても、本町の重要な行政課題であることには代わりありません。そこで、スーパーシティに応募した審査結果いかんに関わらず健康寿命の延伸と医療扶助費の抑制は、現在も今後も重要な行政課題であることには変わりありませんので、スーパーシティ構想の推進に関わる企業や組織など、多岐にわたる取り組む企業群の誘致場所としての矢巾中学校跡地について伺いたいと思います。

1点目、先端的技術やサービスに取り組む関係企業や組織等に関する施設や研究機関などを誘致する場所として旧矢巾中学校跡地を活用してはどうか。

2点目、土地の有効活用の面から、建築に対してはSDGsの考えや脱炭素などの方針に沿った建物とし、下層階は研究機関や技術開発など、上層階は町営住宅とする考えはどうか。それから、できるだけ公園を整備し、くつろげる場も設け、公園施設を災害時の避難場所として活用してはどうか。

以上、3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾中学校跡地についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、当該用地については、民間提案募集の上での実売を想定していることから、議員ご指摘の提案も含め、広く事業者提案を募集することにより対応してまいります。

2点目についてですが、民間提案募集の評価項目に、SDGsへの貢献度に係る加点を設けるなど、対応が可能なものについて今後検討してまいります。

3点目についてですか、今年3月29日の議会全員協議会での資料でお示いたしましたとおり、一部を空き地として残し、平時は緑地や駐車場としながら、緊急時は防災空間として機能させることを想定しております。

また、ただいま村松議員からご提言いただきました企業や研究機関の誘致場所としての活用、研究機関と町営住宅を組み合わせた建物とする活用、そして避難場所の機能を備えた公園施設とする活用につきましては、貴重なご意見として受け止めさせていただき、今後検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 私は、土地の有効活用の面から、単なる宅地として小売りして売却するということではなく、土地の有効活用の面から高層階の建設物を提案をしました。民間提案募集の際に、町から複層階や、それから高層階、そして企業研究機関の誘致場所の確保といった条件をつけて売却募集をするということではできないかどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 内容はともかく、一定の条件の下に、それに合致する提案を採用するというふうな考え方は、そもそも一定の空地进行を空けるとか、そういったところも含め、そういった考え方でありますので、その条件の内容が議員のご提案のような内容にするということは、十分可能なものだと思っております。

ただ、最終的には、出口側と伺いますか、募集する側が、それに応えられるかどうかという部分の提案条件として考えなければならない要素がありますので、実現可能性の部分のチェックは当然あった上での条件設定になろうかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。

それでは次に、10番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、特別調整等が必要な方への支援について質問いたします。

特別調整とは、刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的支援を受けることができるよう各調整機関が連携して、特別な手続により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするものです。

2020年版犯罪白書によると、2019年の一般刑法犯のうち65歳以上の高齢者は4万2,463人、全体の22%を占め、割合は年々高まっております。高齢及び障がいのある容疑者等に対する

釈放前からの支援は重要であるという認識の下、以下についてお伺いいたします。

1点目、地域共生社会の形成のため、特別調整等の支援は、孤独、孤立対策の一環ともなることから、本町の支援の考えをお伺いいたします。

2点目、特別調整を必要とされる方、または同等の支援が必要とされる方の把握や相談体制などは、どのようになっているのでしょうか。

3点目、特別調整を必要とされる方への支援の方法、各調整機関との連携体制はどのようにとられているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の特別調整等が必要な方への支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では、岩手県地域生活定着支援センターを含めた関係機関と連携を図り、今年度から取り組んでおります重層的支援体制整備事業において、対象者の状況に応じ、既存の福祉的な支援として利用可能な事業の活用を含め、一体的に取り組む形で地域生活において、孤独、孤立対策につながる支援ができることから今後進めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、本町では、この現状といたしまして、特別調整等を必要とされる方について、直接管理や把握はしておりませんが、岩手県地域生活定着支援センターなどからの情報提供により、本町の対象者を把握しており、状況に応じた相談が可能な体制となっております。

3点目についてですが、本町における特別調整等を必要とされる方への支援の実績が少なく、各調整機関との連携体制が整備されていない現状にあります。岩手県地域生活定着支援センター及び医療福祉施設等との関係機関からの情報提供により、必要に応じて支援を行っておりますので、このことを今後とも継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 資料として、特別調整における関係機関の図をお示ししていますので、ご参照いただければと思いますけれども、犯罪をした高齢者または障がいのある者等の

再犯防止のためには、刑務所出所者等に対する支援、いわゆる出口支援というものと、それだけではなく、起訴猶予者等についても事案に応じ必要な福祉サービス等に結びつけることが犯罪等の常習化を防ぐために重要であります。

そこで、これまでも検察庁において知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等のうち、福祉サービス等を必要とする者については、弁護人や福祉専門職、保護観察所等関係機関、団体等と連携して、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しをする取組、いわゆる入り口支援等実施してきておりますけれども、しかしながら出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者、65歳以上ですが、全世代の中で最も多く、また知的障がいがある受刑者は、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっております。刑務所に入った人たちは、その刑務所の中で規則正しく暮らして、その罪と向き合い、自覚して、社会生活に戻るための知識や生活態度を身につけて、刑務作業で職業知識や技能を覚えて出所して、リスタートを迎えても、また罪を犯してしまう方も少なくありません。

そこで、地域社会への円滑な移行のための支援を地域生活定着支援センターで担ってもらっているわけです。その地域生活定着支援センターに対して、町としてできることは具体的に何だとお考えになられるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岩手県地域生活定着支援センターですが、私もこの機関も本年度、私というか町といろいろやり取りした状況もございます。その中で、私もこの機関がどういうふうな仕事をする場所なのかということをやっといろいろ調べたところ、平成21年12月に北海道、東北の中で最も早くこのセンターは立ち上がりました。その中で、私ども今は岩手県社会福祉事業団に平成27年4月から委託されているわけですが、実際今年度も地域生活定着支援センターのほうから福祉的なサービスを利用したい方がいるというようなご相談を受けて、対応した事案もございました。なかなか私ども、先ほど町長答弁でもありましたが、把握という部分は難しいわけですが、こういうふうなセンターまたは保護観察所、司法のほうからのご連絡でケース会議ということも今まで数件ございます。

やはり今岩手県のほうでも令和3年3月に、岩手県再犯防止推進計画が策定されました。そういう中で、市町村の求めることというような中に、市町村が今後実施する重層的支援体制整備事業で市町村と関わりながらという点も記載がございますので、私どもとしましては、そういう司法または福祉的な部門からのご連絡の中で、いろいろ福祉的なことができること

を共に考え、支えていくというようなことをできることかなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この地域生活定着支援センター、確かにそのとおり早くに始まって、モデル事業として始まっているわけですがけれども、ここから私聞き取りしたところでは、何が困っているかというところだったのですけれども、まずこの地域生活定着支援センター自体を知ってもらいたいというところで私もここで取り上げさせていただいておるのですけれども、確かにあまりなじみがないというか、ほとんど知らない方が多いのではないかと思います。私も相談員として関わることがなければ分からなかったのではないかなと思うのですけれども、しかし、偏見や差別をなくして、支援の輪を広げていくためには、すごく重要な役割を担っているのが地域生活定着支援センターだと思うのですけれども、そのためにも広く、この地域生活定着支援センターを知ってもらいたいと支援センターの所長さんはおっしゃっておられましたので、少しでも多くの方が過ちを犯してしまった人の支援に携わっていただけるようになってもらったらいいなというふうに思いました。これに対して所見があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今回のご質問は、特別調整という内容でご質問ですが、いわゆる私ら小さいときは、刑務所上がりと言ったもので、実は私、自分のことを言うのもおかしいのですが、私の実家では、そういった刑務所上がりの方々を受け入れて、そして今昆秀一議員からお話あったとおり、小さいとき、やはり親から、この人はこういう悪いことをして刑務所に入ってきて、そして社会的に更生して復帰するために、だからおまえたちも白い目で見たりと、今お話あった偏見とか差別、そういうふうなことはあってはならないよと。それで、私、今回特別調整の質問をいただいて、私小さいときの経験でいろいろあれなのですが、やはり社会の支援というのは冷たいわけです。今こそ昆秀一議員の中に福祉的な支援ができるかどうかと、昔はそんなことは全然なかったわけです。もういかにして社会に復帰をさせてやるかということで、だから私は、この特別調整のいろんな支援制度、このことについての実態は非常に多様であるために、一義的にこうだと、いわゆる論壇することが非常に難しいのです、私に言わせていただければ。

そういった中で、やはりご質問の中にありますように、まさにこれから私どもが目指して

いかなければならないのは、共生社会なわけですから、そういうことをみんなで支え合ってやっていくことが非常に大事だと思うのです。

だから、この間のテレビ報道でも見て、社会に出るよりも刑務所の中のほうにおったほうがよかったと、ああいう現実をお聞きして、何か涙が止まらないとか、もう社会に復帰ができなくなっているとか、そういうふうなことがあるわけです。

だから、今回の特別調整については、後から担当課からいろんな、いわゆる社会に定着できる、そのための支援制度、いろいろあるわけですが、やっぱりそのことについては、真心込めた対応をしていかなければならないのではないのかなというのが私の考えでございます。あとは担当のほうからお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） このセンターのほうを多くの方に知っていただきたいというところで、本当に大事なポイントだと思います。再出発を支える地域、私たち地域ができる5つの仕組みの中で、1つは、やはり相談できる人がいる、それから帰る場所がある、働く場所がある、それから先輩とか友人がいる、優しく見守る人がいる、このセンターの役目は、相談できる場であり、さらに優しく見守る人がいるという部分の大きな役目を担っているかなというふうに捉えております。

そういう中で、今年度から取り組もうとしている重層的支援体制整備事業の中でも、いわゆる複雑多様な課題を持っている方々をどう支えるかということをおもいとして、セーフティーネットの強化という部分で取り組んでいくわけですが、その中で支援会議ということも行うことの1つの要素となっております。支援会議の中に、ケースの状況に応じては、ここのセンターの方を参集者として入っていただいて、どうやって地域で暮らす支えができるかという一つの役になっていただければいいかなというふうにひとつ捉えております。

まだまだセンターの周知度に関しては、議員ご指摘のとおりだと思いますし、やはり県内の、岩手県の再犯防止推進計画の中でも、岩手県は刑法の検挙された数の減少はしているけれども、再犯の割合が高いと、全国比で見たときに。さらに、5割を超えるということと、犯行年齢も65歳以上を占める割合が3割ということとか、いろいろやはり再犯防止のための試みが、これは町だけではなく、本当に様々な機関、それから司法と福祉という新たな連携の場を共に考えていく必要があるかなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。



昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 県で再犯防止推進計画を策定されてはいるのですけれども、国の再犯防止推進法では、その計画を地方公共団体に明記されているということで、市町村に対しても、それらを勘案して策定する努力義務が課せられておるわけですが、この地域社会で生活、犯罪をした者たちに対して支援に当たって、本当に一義的ではなく、様々な福祉、医療、保健などの各種サービス等を提供する基礎自治体との市町村の役割が重要なので、そういうふうな計画をまず地方計画で策定を行ってはどうかかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

再犯防止計画に関しましては、岩手県では令和3年3月に、それから盛岡市でも同じ令和3年3月に策定されたところがございます。この再犯防止の取組を先駆的な取組はどこかで見っていたときに、実は岩手県と盛岡市が国のモデル事業を使って平成29年度くらいからでしょうか、取り組んできたという経緯の中で、実態の状況を把握し、さらに協議会を立て、そして計画に至った経緯があるというふうに私もいろいろ調べていた中であります。

この再犯防止計画は、努力義務ということではございますが、私どもこの計画に関して、やはり順序立てた取組をする必要があるかなというふうにも捉えておりますので、ひとつまた今回を契機に、町としての在り方については、ちょっと考えながら計画の取組についても近隣、そして先行事例を見ながら考えてまいりたいと思っております。

また、県の計画も、やはり県の計画あって、また町としての取組の一助の部分との絡みがあると思いますので、その整合性なり、町としてのというところを精査してまいりたいというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 県から委託、生活定着支援センター委託を受けている法人が岩手県内でたった1つ、岩手県事業団ということですが、この1か所だけ、この広い県内で1か所ということで、どこの自治体からも元受刑者等の受入れを盛岡、モデル事業もしていたというのですけれども、盛岡市が受け入れているというところで、数少ない事業者しか、グループホームや就労支援事業所が限られてくるそうなので、この盛岡市に近い矢巾町、サ

ービスもある程度充実した矢巾町においても、そういう受入れ態勢をできるものならしていただきたいと思うのですけれども、矢巾町でそういうふうなことというのは力を入れていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

働く場所、それから帰る場所という、先ほどお話ししましたが、その大事なキーの部分だなというふうに捉えております。事業所の受入れに関しては、本当にまだまだというところ、まずもって本当に制度自体の理解のことから、本当に周知して、そして受入れについて県と、それから近隣の状況を見ながら進めていかなければならない状況かなというふうには捉えております。なかなか新たな部分で、本当に進め方も私としてもどういうふうにしたらいいのかという部分は悩みどころでございますので、県の担当課ともちょっとここは情報収集しながら考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これからの取組については、実際保護司とか、人権擁護委員とか、いろんな社会更生の立場で取り組んでいらっしゃる方々からもご意見をお聞きしながら取り組んでいきたいということで、まず保護司、人権擁護委員、それから今私は、この特別調整の対応も大事なこと、その前にそういうふうにならない人権擁護委員の立場からのいろんなご指導も大事だと。だから、このことについては、総合的に勘案しながら今後計画を推進していきたいということでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そうしたところは分かりました。

また別な視点で捉えたいと思うのですけれども、そうした方々の支援と同様に、忘れてならないのは、同時に被害に遭われた方への支援だと思います。この被害者支援と更生支援は、車の両輪であります。一方の罪を犯した人ばかりに支援が偏ってしまってはいけないわけです。そちらの支援をまずしっかりと、初めてその罪を犯した方々の更生支援につながっていくのだと思いますので、その点も決して忘れないように支援をしてほしいと思います。

これ他人事だと思ってしまう方もいらっしゃるかもしれませんが、いつ、誰が被害者となるかわからないのです。もしかしたら明日被害に巻き込まれてしまう方もいるかもしれないので、そ

こら辺の被害者支援というのも同時に行ってもらいたいと思うのですけれども、ご所見があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさにそのとおりです。必ずどこの世界でも右があれば左、左があれば右、ハードがあればソフト、いろんな取組があるわけです。だから、今お話あったこのことも非常に大切なことですので、特にも今もうネットの世界で、どうも私あまりネットは好きではないのですが、高橋昌造もいつ誹謗中傷に遭うか、何か本当におちおちとしておれない、そういう立場にもありますので、これは人ごとではないので、そういうことも含めてしっかり対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 最後に、刑務所の出所者の地域での受入れ先、地域社会の円滑な移行になって日夜活躍されているのが地域生活定着支援センターの職員さんたちなのですが、出所者などの本人や受け入れている施設からの相談に乗ったり、さらには本来の役割を超えて、金銭管理や買い物代行、病院の付き添いなど対応するケースが増えつつあるということです。私たちは、刑務所にいた人は、特殊な人、さっき町長が言われたように、出所者イコール特殊な人というレッテルを貼ってしまうという偏見があって、そのような目で見ってしまうというために地域で安心して暮らせないということがあるので、ですから罪を犯した人であっても、その人たちの抱える困難、孤独に少しでも寄り添えることができるような、そういう町、そして誰もが暮らしやすい町をつくることを目指すことが必要なのだと思います。この町でそのようなまちづくりをぜひ進めていただきたいと思うのですが、最後にご所見をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、犯罪のない、本当に安全、安心で住みやすい町、これは誰しも願うところですので、やっぱりそのことに。先ほど本当にそこで私今厳しく言うておるのは、私だけなのか、私はもう過去には、人に後ろ指をさされるような悪いこともやってきているのです。でも、そのときにいろんな親からとか、兄弟、そして地域の人たちに教えていただいて今日があると思うのです。だから、そういったサポート、思い

やり、そういうことをやっぱり大切にしていかなければならないというのは、私はもう一番身にしみて感じております。そういったことで、犯罪を犯してからでは遅いので、犯さないような、そしてある人権擁護委員から学校に行って、ここで万引きしたことがある子どもは手を挙げると、正直に手を挙げた子どもがおったそうです。いいですか、そしてそのときに、悪いことをすると、こういう大変なことになるのだと。だから、そういうことが大事なのです。だから、そのとき泣きながら、その子どもが絶対これからは万引きはしませんと誓ったのだそうです。

だから、私どもも、そういう環境づくりをしていこうと。ただ責めるだけではない、責められた立場に立って、いかにして支えていくかと、これが私どもに課せられた課題ではないのかなと。だから、そういったことをお互いしっかりわきまえながら対応していきたいということで、昆秀一議員のご質問は、まさにそのとおりでございますので、意を体して今後取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 補足させていただきます。

再犯防止の取組の1つの運動の大事にしているものが、社会を明るくする運動です。7月が強化月間で全国各地で行われる予定ですが、昨年度からコロナ禍の中で、なかなかいろいろ広範囲な活動は難しくなっているわけですが、今年度も県の推進大会がありまして、今できることの取組をとということで、今年度も法務大臣からのメッセージを届けるような場面をちょっと企画しております。社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪を犯した人たちの再生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動でございますので、私どもも関係課、様々な団体と協力しながらその取組で周知、本当に再犯防止の部分の1つの運動の試みとして大事にしていきたいなと思っております。

また、再犯防止を本当に支える人材として保護司さんがいらっしゃいます。保護司さんは、県内では667名です。充足率は91.3%ですが、紫波地域は全員で今23名の方が活躍されています。矢巾町は10名です。9名からお一方増員になりました。区域がちょっと紫波地域の中で矢巾のほうが10名というふうになりましたけれども、様々本当に保護司さんは法務大臣から委嘱されたボランティアというふうな形で再犯防止の本当に丁寧な関わりをしていただいている方々でございますので、ちょっとご紹介させていただきました。

1点すみません、訂正させていただきます。先ほど盛岡、それから岩手県は国のモデル事

業ということをお話しさせていただきましたが、平成30年度からの試みでございましたので、訂正させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これをもって1問目の質問を終わります。

時間も間もなく正午になります。ここで昼食のための休憩に入ります。再開を13時、午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、デジタルトランスフォーメーションの推進について質問いたします。

町長の令和3年度の施政方針で示された重点的に取り組む項目として、デジタル化の推進を挙げており、新たに担当部署を設けて取り組んでいるところであります。国においては、経済産業省で研究会を設置し、報告書をまとめております。その報告書では、DXを実現していく上でアプローチや必要なアクションについての認識の共有性が図られるようにとの指摘がなされております。また、9月からはデジタル庁を創設し、組織の縦割りを排し、国全体のデジタル化を主導するとのこととあります。本町では、DXに関連するスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募に対して、ヘルスケア、医療分野を中心として、病気になるらず、人生100年時代を健幸に暮らすフューチャーデザインタウンを目指すとする提案をしております。以下、DXに関連することについて、スーパーシティも含めて広くお伺いいたします。

1点目、町内Wi-Fiネットワーク網の構築の進捗状況と町民への説明はどうなっているのでしょうか。

2点目、現在DXで成果を上げている企業は、世界でもわずか5%とされております。こ

それを例として挙げたのは、それだけでD Xというのは、まだ発展途上だということを、そうした現状の中でD X化には課題もあります。その課題をどう捉えて解決していこうとしているのでしょうか。

3点目、D X化の課題の1つであるI T人材の不足に対応するために、今何が必要と考えているのでしょうか。

4点目、D Xに対する町民の理解をどのように求めていくつもりなのでしょうか。

5点目、G I G Aスクール構想の現時点での取組状況はどうなっているのでしょうか。また、プログラミング教育の状況はどうなっているのでしょうか。

6点目、国体の種目でもあるオンラインゲーム、eスポーツの推進に関する考えはどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） D X、デジタルトランスフォーメーションの推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内のWi-Fiネットワーク網の構築につきましては、第1期分として、今年3月に45か所のアンテナ基地局が竣工しております。現在は、追加設置として15か所を対象に工事実施のための調査検討を進めております。

また、第1期分の町内45か所のアンテナ基地局につきましては、6月のネットワーク運用開始を目指し、各種手続及び機器調整作業を実施しているところであります。

なお、町民の皆様への説明につきましては、地区公民館におけるインターネット接続環境を整備いたしましたので、広報やはばで周知を図るとともに、さらに民間のインターネット接続サービスが実施されますので、事業者側から周知することとしております。

2点目についてですが、国では、自治体D X推進計画において、デジタル技術の活用により、住民の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことをD X推進の意義としております。行政におけるD X推進の課題として、体制の構築、I T関連予算の確保、行政組織や働き方の変革、ニューノーマルへの対応、既存システムの複雑化、I T人材の不足などが挙げられます。体制の構築については、今年度から総務課に専任職員を1名配置しており、今後も引き続きD X推進に向けた組織化を図ってまいります。

行政組織や働き方の変革については、今年度から勤怠管理システムを導入し、出勤簿への

押印を廃止したほか、休暇申請などの各種申請をデジタル化し、職員の事務効率の向上を図っております。今後も業務プロセスにおける課題を把握し、順次解決に向けて努めてまいります。既存のシステムの複雑化については、国の計画に基づき、情報システムの標準化、共通化を進めてまいります。

3点目についてですが、現在岩手県のDX人材育成プログラム実証研究に職員1名が参加しているほか、今後はオンライン研修を受講するなど、デジタル技術を活用できる職員の育成を強化してまいります。

4点目についてですが、スマートフォンの活用によって、役場に足を運ぶことなく、手続きすることが可能となるなど、町民の皆さんの利便性向上となる新しい仕組みを検討するとともに、広報やはばや町ホームページ等において、分かりやすく説明するよう努めてまいります。また、スマートフォンなどのデジタル機材をお持ちでない方や不得意な方にとっても、利便性の向上につながる仕組みづくりに取り組んでまいります。

6点目についてですが、eスポーツは、年齢や性別にかかわらず、身体に障がいがある方も誰もが同じフィールドで対等に対戦を楽しみ、ふだんとは異なった充実感や達成感、連帯感を得ることができ、福祉目的あるいは商業目的としての新しいスポーツとして、世界中で普及してきており、大きな可能性を秘めているものと捉えております。

また、脳の働きを活性化させる簡単なゲーム、いわゆる脳トレゲームを認知症予防として活用している事例もあることから、オンラインゲームやeスポーツを含め、コンピューターゲームを活用した取組を検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、デジタルトランスフォーメーションの推進についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、現在教職員が授業で活用できるよう端末やアプリケーション等の操作に慣れるための教職員向けの研修を行っており、Googleによる操作説明や各学校に担当職員が出向いて、操作方法やICT活用の相談に個別に対応しております。

なお、児童生徒の利用については、6月中に授業で活用できるよう準備を進めており、端末利用に関する保護者への周知や児童生徒への指導を行っております。

また、プログラミング教育については、算数科におけるプログラミング授業を全小学校で

行えるように、標準的なカリキュラムを利用しているほか、岩手県立総合教育センターから教育向けのプログラミング教材を借用し、理科の授業を行っている状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、再質問するに当たって、DXのしっかりした定義というものを確認させていただきたいのですけれども、私は、DX、つまりデジタルトランスフォーメーションとは、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でのよりよい方向に変化させると定義して、これから質問に入りたいのですが、通告書を出してから、議会事務局長から質問の趣旨について問合せがあったわけですから、私の通告の要旨が分かりづらかったと思うので、申し訳ございませんでした。そこで、再質問に当たっての私のこの質問の趣旨をまず明らかにしておきたいというところで、このように発言させていただいております。

通告書では、前置きとして、国のこと、それからスーパーシティのことについても書いております。ですが、スーパーシティは、DX、つまりITを浸透させることにより、町民の生活をあらゆる面でのよりよい方向に変化させる最たるものであります。スーパーシティとDXは、密接に関係することであると考えますが、その点についてどのようにお考えでしょう、私の質問の趣旨をご理解いただけたでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思っております。

DXとスーパーシティの関係ということで、スーパーシティ、国家戦略特区ですので、2つの側面があります。1つは、規制改革、そしてもう一つは、デジタルの活用という側面があるかと思いますが、そういった視点からいいますと、まさに議員がご指摘のとおり、スーパーシティには、デジタルトランスフォーメーションの考え方は非常に重要な考え方になってくるものと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それでは、改めて質問に入るわけですが、行政のデジタル化は、プロジェクトとして庁舎内で既に始められていることだと思っておりますけれども、そのデジタル化によって目指すところというのは、やはりそれは私は住民のためのサービスの向上に



つながるということではないかと思うのですけれども、それからまだまだ発展し続けるDXの世界においては、その道のりというのは、楽ではないというふうに感じております。国でデジタル庁、先ほど申し上げたように開設するようですし、本町もデジタル化に向けた体制の構築をまだ始めたばかりですけれども、その辺スケジュールやロードマップをどのように作成していくつもりなのか、ロードマップに掲げる目標の選定はどのようにして行うのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 具体的なロードマップは、今年度中に作成しようと思っておりますが、現時点の担当課長である私のイメージとしては、国が進めています自治体の情報システム標準化、共通化という部分にどう、遅れることなく矢巾町も対応するというのが大きな流れの部分としてのロードマップになろうかと思っております。

それから、矢巾町としての通常の自治体業務の個別の部分につきましては、行政手続をオンライン化するという大きな流れの中で捉えながら進めようと思っておりますし、それもやはり業務自体の見直し、結局今紙をベースにした業務が既に出来上がっていますので、その紙をベースにすることから、デジタルをファーストにするというふうな考え方になってきますと、相当に手順自体を見直さなければならないということもありまして、これはさすがに容易なことではありません。そういったこともあって、何年かかけて何%か進めるというふうな感じになろうかなと想像しております。

それから、その一環でAIだとか、RBAの利用を考えていくというふうなことも入りますし、実は一番ちょっとポイントになるなと私が個人的に考えているのは、マイナンバーカードの普及、やはりそれがあるとないとは、町民の方の利便性の部分に対しての貢献度が全然違ってきますので、もちろん今既存の身分証明書、保険証だったり、免許証だったりももちろんベースにはあるのですけれども、マイナンバーカードがあることによって、なお一層スムーズに進むものと、町民の皆さんがスムーズに手続ができるようになるという面では、大きな力を発揮するものだと思っておりますので、普及促進に努めたいと思っております。なので、そこもロードマップには考えなければならないことと思っておりました。

あとロードマップと関係なしに、セキュリティー対策を徹底するというのが当然のベーシックな話になりますので、そこも含めて考えてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこなのですけれども、その情報の漏洩、セキュリティーに関してなのですけれども、その安全性、絶対にということは、なかなか考えづらいところはあると思います。昔のようなアナログでの管理はできないことですし、新しいセキュリティー対策が求められてくるわけですけれども、そのDXについてのデメリットがあまり示されてこなかったように思うのですけれども、確かに利便性が上がるということは、そこをクローズアップしていくというのは分かるのですけれども、そこをメリットばかりではないよ、その心配なところを一番町民が心配しているところでもあると思うので、そこら辺の安全性の担保についての考え方、どういうふうに説明していくのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 議員おっしゃるとおり、100%の安全というのは現状ない、それはやむを得ないものかなと思っております。それは、例えば家のセキュリティーを考えても、鍵がかかっているにも入られることはあるというのと同じで、ただ鍵をしないのはとんでもない話、それは盗んでくださいと言っているようなものになってしまいますので、そういった意味で、基本的なセキュリティーは普通にやっていきつつ、あと恐らくガバメントクラウドと言われておりますが、標準化システムを使っていく際に、データの置き場所等、それからアプリケーションといいますか、プログラムの置き場所がどういうふうになっていくのか、これから決まっていくと思いますけれども、そういったものの中で、データの置き場所が仮にクラウドであった場合には、個別の自治体ごとのセキュリティーをどういうふうに確保していくのかということが、そのガバメントクラウドのシステム設計の中でやっていくことだと思いますので、それと市町村側でやる部分のセキュリティー対策を関連づけながら、基本的な部分はしっかり構築していこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、DX化で危惧されることは、すぐすぐできることであって、早急に始めなければならないというところもあるとは思いますが、ある程度長いスパンで考えていかなければならないことも多くあると思います。職員のほとんどの方は、デジタル化に取り組むのは、そんなに難しくはないとは思いますが、ある程度のリテラシーをお持ちではあると思うのですが、ところが、高齢者の多くは、横文字が出

てきただけでもう何が何だか訳が分からなくなる人が多いですし、デジタルって何だという方も多くいらっしゃいます。私自身もしっかりと理解できているか分からないで、こうやって調べ調べで質問しているのですけれども、できれば本当の本当の初歩からそういうふうなことを町民に教えてくるとか、説明するという、そういう方たちを今後どうしていくのかということ、いわゆるデジタル弱者と呼ばれる方なのですが、総務省では、講習会を公民館などを会場として講師役が出向いて、スマホ操作やマイナンバーカードを使った行政手続を指南するとしています。今後行っていくようではありますが、現在60歳代の25%、70歳代以上の57%はスマホを使っていないそうです。総務省では、5年間でこうした高齢者のおよそ半数を支援する考えだとしていますけれども、それでは私は不十分だと考えるのですが、本町では、そのところの支援について、どのあたりまで支援を浸透していく、デジタル弱者をなくするつもりでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 役場の側としてやるべき考え方のところについて私のほうからお答えさせていただきたいと思っているのですが、町民の皆様は何らかのサービスなり、手続なりを受け付ける役場の立場としては、先ほどもちょっと答弁で触れさせていただきましたが、高齢者の方であっても、利便性が感じられるような形で進めようと考えております。

具体的には、デジタル弱者の方であっても、特に心配なく、一言で言うと簡単に手続ができるように、しかも早くできるようにというふうな形で持っていくべきものと思っております。勉強していただかないと、その利便性が享受できないというふうな世界ではなく、どなたであっても、マイナンバーカードなりを持ってきさえすれば、あとはスムーズにできるようというふうなものを役場の中では目指していこうと思っております。

それから、デジタルリテラシーといいますか、そういった部分の一般の町民の方向けでどんどんよくしていくというのも、もちろんそれは方向性としては、国も示していますけれども、あると思うのですが、一般的には、そのデジタル何ぞやというよりは、これがあれば、こういうふうな使い方をすれば、そういうサービスを受けられますよという、使い方の部分について力を入れて、そういった普及をしていくということが、マイナンバーカードの普及と併せて進めていく、そういった考え方になるのかなと思っておりますので、まずはどなたでも簡単に手続ができますよという環境をつくっていくほうに力を入れて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それでは、スーパーシティのほうに入らせていただくのですが、以前企画財政課長がスーパーシティのお話の中で、利用したくない人は利用しなくてもいいのだという発言を何度かされていたかと思います。もちろん無理強いはできないわけですが、利用したくない人は、義務にでもしない限り利用にはつながらないかもしれないですし、話はちょっとそれますが、コロナのワクチンもそうです。いろんな諸事情があって受けられない方もいらっしゃいます。これ情報がしっかり伝わっていないと、スーパーシティの利用できるサービスがよく分からないからやめておこうとかなってしまいますし、スーパーシティは反対というふうに唱えてしまうのでしょうか。

ですから、町としては、しっかりと町民に分かるように、隠すことはないということです。きっちりとデメリットまで話して理解を求めることが必要なのではないかなと思うのですが、それを隠すことはないと言いながら、時間がなかったなどと言い訳に私は聞こえるのですが、要求しないと、説明しないということは、隠されていると思われても仕方がないと思うのです。

そこで、矢巾町のスーパーシティを考える会の住民説明会の開催やパブリックコメントの実施等について、呼びかけ人の要請に対して、町は回答しないばかりか、町長との面会さえも設定も応じないということをお聞きしたのでありますが、その点の真意をお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） では、私のほうから、まず1点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、全く隠す気も何もございません。ただ、時間がなかったというのは確かでございますが、その点については、限られたリソースをもってやっているもので、その点については、大変申し訳なく思っております。こちらにつきましては、今あくまで提案段階ということです。アイデア公募のときも様々な意見が出されました。今回の提案の内容についても、これが確定ではなくて、矢巾町はこういうことをやりたいと考えているといったところの意見聴取での提案という位置づけがあります。そういった意味で、私どものほうでは提案をさせていただいておりますけれども、こちらどのようなことを考えているのかと

いうのは、スーパーシティになろうがなるまいが、非常にいい取組だということで皆様からいただいておりますので、そういったところは丁寧に説明してまいりたいと思いますし、仮に否定されるようなことがございましたら、本当に丁寧に説明をしていきたいと思っています。

私は使いたくない人は使わなくてもいいと言った趣旨のものにつきましては、あくまでこれは使用したい方々、利用したい方々が利用するということでの住民合意を取り付けるという前提でのお話をさせていただいております。議員がご指摘のとおり、それを無理強いするものでもございませんし、やりたくない人にぜひやってくださいというものでもないのですが、ただ取組として町が何を指すのかといったことについて、健康な暮らしを維持することに関しては、できるだけ多くの人に使っていただきたいと考えておりますので、その点は趣旨はきちっと間違えないようにしながら取組を進めていただきたいと思いますが、現状をご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 1つ目は分かったのですが、町長との面談等回答しないとか、面会の設定を断ったと、応じないというのは、どういうことでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたしますが、面談等のお話があった時期というのは、まさしくスーパーシティの申請をやる準備をしている段階の最中でございました。言ってみれば、政策決定のプロセスの全くもって一番佳境の部分でございましたので、その時期に町長として、主に反対の立場だと思われまうけれども、反対の立場の方々からのお話を伺うというのは、時期としては芳しくないものというふうに捉えたので、お断りしたという経緯がございました。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、そういうことがあるのであれば、そういうことをしっかり説明した上で、できないのだよというふうに言えば分かると思うのですが、そこら辺の説明がされていなかったと私はお聞きしますので、そこをしっかりと説明して、反対であれば、反対の立場の方であっても、町民一人取り残すことのないように説明していただきたい

と思います。

DXについてメリットはあるのですけれども、さっき言ったように、表もあれば裏もあるということで、RPAのロボットによる工程の自動化などの導入が進めば、業務を自動化できるわけですが、そういうのを使うには、これも扱えるエンジニアというものが必要になってくると思うのですけれども、これを安易に委託などに頼るのではなく、人材をじっくり講習など、研修などを受けると言っておりましたけれども、そこにもしっかりと費用をかけて新しく専門の職員を入れるなり、そういうことを考えた方がいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 議員おっしゃるとおり、そこは全くもって同じ気持ちでございました。その段階は、もうちょっと先なのかなと、今は思っております。といたしますのは、やはり変な話ですけれども、小さい成功体験を積み重ねていくことによって、自発的にそういったことを勉強しようという空気をつくっていかなければならない。まずそれをしなければならないなど思っておるところでございますので、そういった段階を経ながら段階的に職員教育のほうも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） スマホの使い方などを教える講師の養成というか、そういうものをどういう方にしてもらおうかということで、今コロナワクチンの接種の予約もネットでできるのは、高齢者、なかなか難しく、孫や子どもがいれば、やってもらえるのですけれども、そういう人がいない、例えば独り暮らしの高齢者や高齢者世帯などに対しては、公的施設などの場所を用意して、そこに飲食店などのバイトがなくなった方の学生の方たちのアルバイトを雇って教えているという、これ一石二鳥の、どちらも助かる方法を取られているところもあるようですけれども、そのように中には、ある程度のデジタルアレルギーを若い人でも持っている方もいると思いますので、そういう人もぜひ排除するのではなく、しっかりとサポートして理解を深めていけるようにしてもらいたいと思うのですけれども、改めてこの説明、根気よく説明していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） もちろん、デジタル弱者という言い方は私は好き

ではないので、言いたくないのですが、デジタルがちょっと苦手な方々ももちろん取り残すとかということではなく、目指すべきは、なるべく多くの方が早い段階でサービスがよくなっていくことを実感していただけることだとは思っておりますが、ちょっと苦手な方にとっても、少なくとも今よりは少しでも便利になっていくというふうな形で実現していくことが目指すべき方向だと思っておりますので、その1つの方法として、昆議員がおっしゃるように、そういった方々にも理解を促すというふうな方法もあると思いますし、正直言いますと、手っ取り早いのは、役所の側が、そういった方でも大丈夫なような体制を取っていくということなのかなとも思っております、その辺のところ、対応のバランスを考えながら今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） このスーパーシティについてなのですけれども、小川議員が熱心に話題に取り上げて何回も質問しているわけですけれども、それはなぜかと私考えた場合、納得できていないからだと思うのです。もしかしたら、いつまでたっても平行線で終わる、交わることはないかもしれないですし、当局側がスーパーシティを取り下げるまで続くのかもしれないかもしれません。けれども、当局としては、これを進めるのであれば、反対を唱える人たちにも、今後も真摯に向き合って説明して続けていかなければならないと思いますし、このことは多分町長はじめとして町当局のスーパーシティに反対する方たちとの信頼関係が多分失われているのではないかなというところが根幹に考えられます。

何をするにも、まず信頼関係があってこそ、その信頼関係を前提として物事が成り立つことを忘れてしまっただけなのだと思います。築くつもりがお互いなのかもしれないですけれども、そういうことは言わないで、そこが今一番重要な点だと思いますので、しっかりと町としても、何でもそうですけれども、もう一度原点に戻って町民に対してしっかりと根気強く説明し続けていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、お答えさせていただきますが、私に対する面談をお断りしたということですが、実は私、総務課、特にも秘書の皆さんにお願いしているのは、私県議会当時、紫波県立病院が地域診療センターになるとき、いろんな中傷とか何かあって、そしていわゆる反対のあれを自宅にもらって、住所と名前を調べてみたならば一致しないと

ということがあったのです。それは、非常に恐ろしいことで、だから私は面談することとか、面会をすることは、そんなことお断り、ただ出されてきた面談のあれには、それこそ代表者の名前があっても住所がないとか、そういうことについては、しっかり確認をして。

ということは、今まさに昆秀一議員がおっしゃるとおり、信頼関係なのです。やっぱり私らも受け止め側とすれば、住所とか、名前とか、連絡先の電話番号とか、そういうものがしっかりなされていないのは、やっぱり私どもとすれば、私直接聞いたわけではないので、何も私、ぜひ町長とお会いしたいというのであれば、私はいつでも、お断りした、ただそういう出されたものが不完全であったということでお断りしたというのは、後からお聞きしたのです。だから、そういうことは丁寧に説明をして出していただくようお願いしなさいということで、職員には指導しておりますし、過去にもそういういきさつがあったので。

それから、今回のスーパーシティについても、まさに昆秀一議員がおっしゃるとおり、これは信頼関係なのです。だから、私どもとすれば、何か進めるときは、必ず賛成する方も反対する方もいらっしゃるわけです。また、声なき声もあるわけです。やっぱりそういうふうなものには真摯に耳を傾けていかなければならない。

ただ、今回のスーパーシティのあれについては、いろんなチラシ、リーフレット、パンフレットに事実に合わないことが示されたということで、私どもは憤りを感じたわけです。堂々と正論で話し合えることは、これはもう言論の自由ですから、だからその基礎になる、土台になるものが、私に言わせると、いわゆるうそ偽り、そういうことであれば、私どももそれには丁寧に答えをすることはできない。

だから、いいではないですか、いろんな意見があって、そして議論することは、私はもうやぶさかではないわけですので、だから今後しっかり真正面から、そして議論をしていただくように、私は今後スーパーシティだって、何も私どもが進めているのが、もう全部正しいかどうかということはあるのですが、お互い思っていることをぶつけ合って、魂と魂のぶつかり合いの中にいいものを導き出していくのが私らの仕事ですので、だからそういうことを今後私どもしっかり対応していく中で、お互いに信頼関係の醸成を図っていきたく思いますので、今昆秀一議員の質問されていることが全てなのです。そこをひとつご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさしくそのとおりでありまして、住民参画があつてのスーパーシ



ティだと思しますので、そこら辺を正論をぶつけ合って議論をこれからも重ねていただきたいと思ひます。

最後のほうにGIGAスクール構想についてちょっとお伺ひしたいのですけれども、小中学校でのICT教育というのが、いよいよ本格化しているのですけれども、最初の頃いろいろ心配されたことも多くあったと思うのですけれども、思うような効果が出ることは、まだまだなのかなというところもありますし、使い始めて直面する課題もあったかと思ひます。まず、児童生徒、教職員も慣れることから始めて先決なのかなと思ひますし、新たな教育モデルもそこから始まってくるのではないかなと思ひます。

そこで、今大学などではオンライン授業がほとんどで対面授業されていないということをお聞きするのですけれども、GIGAスクール構想の中でオンライン、今後コロナが広まった場合、オンライン授業というのは、すぐにできるような対応になっているのでしょうかお伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、今月から順次始める学校から子どもたちにも端末を使っていてもらいたいなと思っております。まず最初は、やはり学校内の使用が最初かなと思っております。その後に、端末を家に持ち帰って、例えばドリルをやるとか、そういったのにも活用していきたいなと思っております。

オンライン授業の部分でございますけれども、やはりオンライン授業をやるためには、教員側の準備というのが、かなりこれ大変でございます、端末とか、あるいは授業の動画を撮るためのカメラ等は、機器等は用意はしておりますが、やはりそこに例えばどういう授業を配信するとか、そういったところがまだまだ課題かなと捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） では最後に、デジタル端末を使用することの影響について、パソコン、タブレット、スマホの利用には目への影響というのが考えられておまして、そこを専門家からは、細やかな休息や屋外活動が必要とのことで、そのデジタル端末による視力の影響については、特に成長期である子どもには大きな影響が考えられると思っております。

私、中学校の頃、矢巾中学校のとき、昼休みに目の体操というのをした覚えがあるのです

けれども、多分現在はやっていないのではないかなと思うのですけれども、果たしてそれが効果があったのかという検証はされてはならないのではないかなと思うのですけれども、そういう目のことを学校では、しっかりと考えてくれて目の体操というのをやってくれたのかなと思って、私おかげで老眼もあまり進まなかったのかなというふうに思うのですけれども、そのところのデジタル端末の使用についての注意点、目についてとか、ほかにもあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今保護者、それから学校を通じて保護者等にも端末を使うに当たっての注意点とかお示ししております。やはり端末を見る時間の制限、それからある程度見たら遠くを見るとかということでの休憩とか、そういった指導を行っておりますし、あとこの後文科省からももっと細かい指針等が出てくると思いますので、それらを参考にしながら、やはり目の健康も大事ですので、子どもたちに示していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、公園の在り方について質問いたします。

日本の公園は、1956年制定の都市公園法をベースとして整備されてきております。かつて国では、質より量を重視した公園整備が行われてきました。都市公園制定当時の児童公園には、滑り台、ブランコ、砂場を設置することが義務づけられていました。ですが、現在は、公園の遊具に対しては、老朽化が目立ち、撤去されているところが多くあります。さらに、時代の移り変わりにより、公園の在り方も変わってきているところがありますところから、本町の公園整備について以下お伺いいたします。

1点目、本町の公園整備に関して、町民の求めているものをどのように捉え、どのように町民と話し合われてきているのでしょうか。

2点目、南矢幅にある南公園は、資料の添付しております写真のように、がれきなどが景観的にもあまりよくない状況になっているところを近隣住民から、そのような利用を疑問視する声が出されていて、町からは納得できる回答が得られていないとしております。南公園

の今後について、近隣住民にしっかり納得してもらえるように説明をしていくべきではないでしょうか。

3点目、公園の管理などは、その地域に任せられていることが多いですが、雑草の除去については、除草剤を使用しているところがあるようですが、町としては把握しているのでしょうか。また、除草剤を使用している場合の安全性についての確保はどのようになっているのでしょうか。

4点目、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会において、当時の企画財政課長は、広場を使った公園的なもので遊歩道の設置等のレベルであれば、イニシャルコスト1億円、ランニングコスト300万円と発言されておりますが、その根拠の詳細をお示してください。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 公園の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、都市公園法では、公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することとされております。本町においても、都市公園6か所、コミュニティ公園が64か所あり、それぞれ地域住民の憩いの場としてご利用いただいております。公園整備につきましては、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難など、町民の皆さんが求めておられます公共的な空間を兼ね備えた環境を意識しながら整備を進めているところであります。また、矢幅駅周辺土地区画整理事業で整備した公園では、地域住民と話合いを持ち、公園ごとに目的に沿った造り込みを行っているケースもあります。

2点目についてですが、南公園につきましては、矢巾3区にあるコミュニティ公園でありますことから、地元の矢巾第3区行政コミュニティに管理を委託しているところであります。ご質問の内容につきましては、南公園の付近にお住まいの一部の方から、近年断続的に公園利用者の騒音等が気になることやボールの飛び出しが心配であるといった相談が町に寄せられている案件のことと思われませんが、この件につきましては、相談者と町、コミュニティの3者の間で公園の注意書きの見直しに向けた話合いが進んでおり、今後内容がまとまり次第、公園に表示し、周知を図ってまいります。

3点目についてですが、現在自治会に管理委託しておりますコミュニティ公園は61か所あり、除草剤の使用状況については、把握をしておらないところであります。除草剤の使用に関して、一概に規制することはできないものと考えておりますが、正しい用法に即して使用する場合、健康への影響はないものと認識をしております。

また、昨年9月に、各コミュニティ会長宛に公園使用の安全確保のため、除草剤の使用上の注意に関する内容を周知しております。引き続き、安全に公園を使用していただけるよう努めてまいります。

4点目についてですが、平成28年度に行われた旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会の際に、将来負担比率や実質公債費比率などとの町の財政状況等の説明において、町の財政状況を勘案した上で、公園として遊歩道等の整備を行う場合に、財政投資が可能な費用の規模としてイニシャルコストで1億円とお示したものであり、具体的に見積もりなどしたものではありません。また、ランニングコストについては、同種の維持管理業務委託を勘案し、300万円程度と想定したものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 岩手県市町村概要から主な公共施設の整備率として、1人当たりの公園面積の数字を見たところ、矢巾町は平成29年の1人当たり7.4平米、約2坪くらいとなっており、県で27番目、平成30年は1つ上がって36番目となっております。この数字は、どこまでの公園を入れるのか定かではありませんが、いずれこれは低い数字であります。お隣の盛岡市は17.4平米、紫波町は17.1平米と、約5坪になって、この差はなぜだと思われませんか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

矢巾町は2坪程度、7.4平米ということで、盛岡市、紫波町は17平米のようなのですが、市街地において開発とかする場合には、その開発面積の3%を公園あるいは緑地の面積として取るということが基準であります。そういった部分に適用させながら矢巾町の場合は、開発の公園の面積を取っております。なおかつ周辺には農地とか、そういった部分とかもありますので、そういった観点で矢巾町の1人当たりの面積につきましては、若干低めなのかなというところで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 若干でないように思うのですけれども、矢巾町には町民の憩える公

園が存在が少ないということを意味しているのだと思うのですけれども、これをあまり重要視していなかったというのが今の答弁で分かるわけですけれども、確かに都市公園以外は数こそあります。ですが、幾つかの公園を見てみますと、そこは公園と看板が出ているのですけれども、ほとんど公園としての機能がされていない。南公園もそうです。そこで、ほとんど機能していないところを管理、地域に任せているということでしょうけれども、町としての福祉の増進としてのための公園整備のビジョンというものが見えていないというところがあると、起因していると思うのですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、統計上のあれでは確かに面積は少ない、ご指摘のとおりです。そこで、今例えば徳丹城の史跡跡、こういうところの公園、いわゆる古代城柵の城跡公園としての、それから例えば今もう町の中心部である森山公園とか、こういうところをもう少しPRをしていきたいと。

それでいわゆる、実は今日昆秀一議員から恐らく質問が出るだろうということで、ちょうどぴたっと合ったのですが、実は今日辞典で調べてきたのです、公園というのはどうということかと、2つあるのです。まず、今矢巾町であれしている児童公園と、国立公園とか国定公園、その中に、まず1つは、公園とは、多くの人が休んだり、楽しんだりするためにつくられた庭、庭園のような場所、これは児童公園とか、そういうところですか。それから、自然保護とかレクリエーションなどを目的として定められた広い地域、これはまさに先ほど言った国立国定公園とか、そこで矢巾町でも、やはり今後そういった国立国定公園はないのですが、町で指定した公園、徳丹城とか森山、あとは西部地域、そういうところにしっかりした公園機能を果たしたものを考えていきたいということで、今もう児童公園とか、そういったもの、それから今流通センターの中には、鹿妻公園とか、広宮沢公園とかあるわけですが、いずれそういったことをこれからの公園の在り方、ビジョンを含めて検討していきたいと。

だから、今担当課、特にも徳丹城のあそここのところは、国道4号の、そして今回盛岡南道路もできるわけですから、しっかりあそこを公園化して、そして地域の方々が土地を提供してくれた、その思いにしっかり応えていかなければならないと。そこで今度駐車場の拡幅をして対応していきたいと。

そしてそこには、ちょっと話が余談になるのですが、雫石の軽トラ市でもいいし、名前出しているのか、アイスクリームを売っている何だか松ぼっくりだか、さっとしたところですか。私も行って見たのですが、でも人が絶えないのです。そういうところにしていかなければな

らないのだと。

だから、今まさにそういう公園の拡大を皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そういうアイデアというのを以前都市公園の活用アイデアを募集されていたと思うのですが、これどのようなアイデア、それこそ軽トラ市とか、そういうふうなアイデアが出たのか、都市公園の魅力がそうやって向上されたのか、どういうアイデアがあったのかお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 以前公園の利用についてのアンケートあるいは提案を頂戴するというようなことで行ったものについては、岩崎川の改修工事に伴って2か所の河川公園を造ったわけなのですが、そこでどういったもので利用したいかというようなことの提案を募集した経緯はあります。その2か所のことだと思いますが、そういった部分の募集については、今はやっているドッグランとか、そういった提案もあったわけなのですが、まだ実現までは至っていないのですが、いろいろ現在調整中というところになっております。

都市公園的には、今一番大きなのは流通センターにある広宮沢公園という、真ん中にある公園が都市公園という位置づけになっております。ほかのそれぞれの団地にある公園につきましては、児童公園だったり、街区公園だったりというような言い方になってきて、先ほど答弁でありましたコミュニティ公園、何か所というところの話になりますが、そういった部分につきましては、都市公園につきましては、やはり流通センターの中ということで企業さんがお昼に憩いの場として利用したり、そういった形でやっていますし、コミュニティ公園は、児童公園というような形で子どもたちが楽しく遊ぶというようなことを目的になっております。

そういった中で、先ほどあった遊具の撤去につきましては、これは老朽化とか、そういったもので、今現在公園の遊具の基準というものは、かなり厳しいものになっております。ちょっとした突起物でも駄目ですし、ちょっとした穴が空いていても駄目というような形でかなり厳しくなっております。全国的に事故も発生しておりますので、そういった中で遊具というものは、非常にデリケートなものだということで毎年点検を行っているというような状

況であります。

いずれにせよ先ほど町長が申しあげましたとおり、公園につきましては、憩いの場として、あるいは防災の拠点だったりとかというような利用で今後も利用していければいいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっとさっき舌足らずの答弁があったのですが、昆秀一議員もご存じのとおり、南昌自然公園ってあるのです、南昌あそこ一帯を。だから、私統計上、うちの職員の怠慢だと思うのです。そういうふうなことを指定しているのです。南昌自然公園、そこであともう一つ志波三山、東根山から南昌山、こういうふうなことも含めて。だから、全くちょびっとしたところだけ挙げて、私どもとすればそういった南昌自然公園という一つの大きなくくりでもやっておりますので。だから面積が小さいのではないかということではない、そこは矢巾町は特にも南昌地域、あそこのところ、そこでこれからあそこのところは里山、そして今その里山のためにいろんな事業を入れて、そして進めていくということで、そのところちょっと舌足らずのところがあったので、面積で見れば、矢巾町は小さくはないということだけご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） さっきの岩崎川というお話ですが、アイデアを募集していたのは、都市公園5つだったかと思います。ちょっとそこを調べていただきたいと思うのですが、去年の9月の広報に載っていたかと思うのですけれども、そこら辺後でお願いします。

ということで、広宮沢公園の利用は感じているのですけれども、鹿妻公園のほうの利用というのは、どのくらいあるのでしょうか。特に、あそこには野外ステージというものがあるのですけれども、その利用というのはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 鹿妻公園につきましても、やはり流通センターの企業だったり、あるいは盛岡の会社だったりというようなことで野球だったり、ソフトボール、そういったもので利用しているところです。利用実績もきちんとあります。毎年春には整備も町のほうで行っております。

野外ステージにつきましては、特段申込みがあったようなイベントとか、そういったものでは利用されているのは、ちょっと確認取れていませんが、あそこには盛岡市側のところに

団地とかもありますので、そういった子どもたちが日中遊んでいるという光景も目の当たりにしていますので、イベントとか、そういうふうなのではなかなか利用実績というのは、そんなにないかなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 野外ステージ、なぜ利用されないかと、不便なところにあるからではないかなというふうに思うのですけれども、まずそこになぜ造ったのかなというのが疑問があるわけですが、やはり中心部に都市公園というもの、私旧矢巾中学校に農業公園をというふうにアイデアを出したのですけれども、1億円までかける必要はありません。DIYとかの範囲でできるのでいいと思うのですけれども、お金をかけないで工夫して、徐々に造り上げている公園というのをどのように考えておるでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） おっしゃるとおり、お金をかけずに町民の皆さんが憩えるような場所というのが、いつの間にかというか、何年かかけて出来上がるというのは、全くもって理想のお話だと思います。ただ、実際それをもしやるとなると、当然に最終的にどういう形にしようとするのか、そしてそのためにどういうプロセスを経て、ボランティアでも何でも、そういったものを設定して、長期的にじっくりと取りかかっていくというふうなことが当然必要になってくると思いますので、もしやる場合は、そういう対応を考えてやる必要があるものと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 南昌自然公園、あるの分かりますけれども、気軽にはなかなか行けないわけです。気軽に行けるのは、矢巾中学校跡地みたいなところがあればいいのかなと思うのですけれども、それはいろいろ考えて提案していきたいと思っておりますけれども、公園というもの、いろいろあるのですけれども、お隣の紫波町のほうでは、農村公園が現在5地区あるということでしたけれども、本町には農村公園というものはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、ご存じかと思うのですけれども、間野々は農村公園



の1つの仕組みの中で造られたところでありまして、これは私お答えするよりも、地元の昆秀一議員のほうがお分かりになっていると思いますが、いずれそういった農村公園の機能を生かした本町にもあるということだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 私調べたのですけれども、まず農村公園で矢次の公民館のところの公園というのが農村公園になっているようです。文字が薄くなって読めない、よく見たら、それも危ない遊具だと思われるのですけれども、それを置きっ放しであります。それは、安全性を確認しているのだろうかと思うのですけれども、そういうふうな老朽化した撤去というのは、どのようにして点検して、農村公園に置かれているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話ありました農村公園につきましては、ただいま町長からお話がありました間野々の公園のほかに、今昆議員からお話がありました矢次公園、あと下赤林にもたしか農村公園があったはずだと思いますけれども、そこに設置してある遊具につきましては、特に点検等は行っておりませんで、その都度こちらのほうで把握した上で、撤去なり、もしくは改修なり、その辺対応させていただいているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、その遊具については、点検していただきたいと思いますが、除草剤の件について、去年の9月議会で川村よし子議員が質問されていたのですけれども、答弁では、正しい用法で使用するよう注意喚起するということでありましたけれども、これ議事録見てみますと、町長の答弁で少し解せないところがあったので、お聞きするのですけれども、町長は、川村よし子議員の公園の除草剤について質問しているところに、農業における農薬除草剤の話をして、問題が違うのではないかなと私感じたものですから、しかし環境省で出されている公園、街路樹等病虫害、雑草管理マニュアル、これ令和2年5月に改訂版が出ているのですけれども、その中で植物の病虫害の管理に関して、農地と公園等では性格が大きく異なるとなっております。

つまりどういうことかということ、農地と公園との除草剤、農薬の用法が大きく違うということとして、同一に語ることはできないのではないのでしょうか。農地も公園も一緒のものと考えてるのは、用法を誤った使用につながる危険があるのではないかなと思うのですけれども、

そこら辺、もっと分かりやすく言うと、風呂用洗剤で食器を洗うのとかと同じようなことになると思うのですけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、昆秀一議員のおっしゃるとおり、農地に使うのと、それから公園で使う除草剤は、当然違うわけでごさいます、ただ私ども農家では、今畦畔にも除草剤をまいてあれているのですが、私もやはり最近年いって、草刈り年に3回も4回もやらなければならないと、非常に重労働になってきたのです。それで、そのことを考えたときに、だったならば、公園で使用できる除草剤というのは必ずあるわけです。しかし、さっきの答弁の中で用法を間違えれば、大変なことになるわけです。だから、そこは私どもももう少し踏み込んだ対応をしていきたいなど。特にも、子どもたち、乳幼児とか、そういう小学生の低学年とか、そういう子どもたち、特にも抵抗力のない子どもたちにとっては、除草剤というのは恐ろしいわけです。だから、そういったことも含めて周知と用法を徹底していきたいと。

だから、昆秀一議員に舌足らずの答弁があったと思うのですが、農家で、田んぼで使うのと公園で使うものと同一視しているものではございませんので、そこだけはどうか誤解のないように、ただこれから地域の方々に草取りといっても、ぐずめかす人が出てきているのです。なかなか昔は、学校なんかもPTAの人たちが来て草取りやったのですが、今なかなかそれも難しくなっていると。ましてや地元の、地域の公園も。だから、そこは私どもも周知と用法、使い方、これは徹底していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほど昆議員のほうから雑草とか病害虫のマニュアルの話がありましたけれども、そういった部分も確かに参考にはいたしますし、あと住居に近いところで除草剤を使う場合の環境省で出しているガイドラインがあります。こちらのガイドラインに沿って公園の除草剤の使用については考えておりますので、例えば散布するときには、そこに表示をすとか、人が通っていたらやめるとか、そういったきちんとしたガイドラインがもう国から示されておりますので、そういったものにのっとり除草剤の散布については行っていることを申し添えておきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 最後に、その環境省のマニュアルの中では、草取り、防除策を施した上で適切な農薬をとということでもありますので、例えば草取り、難しいのであれば、その前に除草マットなりというのものもあるようですので、そこら辺も考えて、できるだけ除草剤を使わないようにということで、除草剤の散布については、すぐ隣の盛岡市では、市内の公園では、安全確保が難しいことから、除草剤の散布はしないようお願いしていますと、お願いレベルではあるのですけれども、除草剤の散布はしないようにとっているのですけれども、お隣ではそのようにお願いしているのですけれども、矢巾町でこの対応が違うというのは、矢巾と盛岡、土壌が違ったり、そういうのがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 主に危険性というのは、町民の皆さんが多く使用しますコミュニティ公園のことということでちょっと答弁のほうをさせていただきたいと思うのですけれども、まず盛岡の対応というのは、そのとおりなのかなと思いますが、矢巾町の基本的な考え方でございます。まず、農薬ですが、農薬取締法という法律に基づきまして使われております。農作物等というところでかけるという話なのですが、農作物というのは、あくまで農業ということではなくて、栽培の目的のいかんに関わらず人が栽培している植物ということを指しますので、それにつきましては、公園で使用する部分についても、その農薬ということについて基本的には、それが該当することになります。

そうしますと、基本的に公園で使用できるのは農薬という形になりまして、除草剤は、その農薬の登録されている除草剤ということに限られることになります。ですので、合法的にあくまでそのガイドラインに沿った形で農薬である除草剤が使用されているという前提でお話をさせていただきますと、こちらにつきまして例えば恐らく危険性ということについて盛岡が言及しているその真意については分かりませんが、例えば代表的なグリホサート系の農薬であります除草剤ですが、それらは、実はかければ枯らすものなのに農薬という扱いになっているのです。それどういうことなのかというと、散布したときに、飛散して葉っぱに着いてちょっと枯れても、それを口にしても健康に害がないということで農薬の登録が取れているという形になっているそうです。こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、環境省の形でガイドラインが出ておりますけれども、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、この4つの省庁にまたがって農薬は、それぞれガイドラインが出され、認可がなされておりますので、私どもといたしましては、その土壌の違いとか、そのガイドラインに沿った形で町民の皆さんに使用の仕方について周知を図っていきたいと思っております。

盛岡がどんなふうを考えて、それを出しているのかというのは、後ほど調査をさせていただきたいと思いますが、矢巾町の考えといたしましては、その4省庁にまたがるガイドラインについて、そちらのほうを参考とさせていただいて取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時25分、2時25分といたします。

午後 2時12分 休憩

-----  
午後 2時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 困難を抱える若い世代の方々への支援について質問いたします。

乳幼児や児童、高齢者や障がい者が社会的に支援や福祉サービスの対象となることは、誰もが理解するところであります。しかし、本来であれば、これから国の社会保障や社会福祉制度を支えるために働いてもらわなければならない若い世代で働かず、働けず、家に引きこもってしまっている場合があります。そういうの方々に対して、あえて税金を使ってまで行政が自立の支援をするのはおかしいという方もいます。町としては、困難を抱えている若い世代の方々への支援の必要性について、様々な考え方や意見を持っている方たちに対して丁寧に説明して、コンセンサスを得て、できれば協力してもらえる環境をつくっていく必要があるように考えますところから以下お伺いいたします。

1点目、様々な困難を抱えた若い世代に対する支援の前提として、その状況を分析して把握することがまず必要です。そこで、町内の若い世代の方々の抱える困難の状況をどのように把握し、その方たちへの支援に結びつけているのでしょうか。

2点目、不登校やひきこもりの若者に対する自立のための支援をどう行っているのか

しょうか。

3点目、困難を抱える若い世代の方々への相談支援には、きめ細かな支援が必要であります。社会参加に向けて親身になって困難に対して寄り添いながら伴走する相談者の存在が欠かせないと思いますが、人手不足が言われている中、そういう存在の育成、確保をどのように考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 困難を抱える若い世代の方々への支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では生活相談や精神保健相談、子育てに関わる相談など、あらゆる場面での関わりの中で、若い世代の困難な状況を把握するよう努めております。そのような状況は、就労に関すること、生活費の相談、ローンの返済、家賃の未払いなどの経済的なこと、心の不調やご家族から子どものひきこもりについてなど、多様で複雑な問題を抱えている状況にあると捉えております。

なお、このような問題を抱えている状況を把握した場合は、ご本人やご家族がどのようなニーズを持っているかを見極め、適切な支援につなげるよう努めております。

2点目についてですが、本町では保健師や相談支援包括化推進員がひきこもり支援も含めた地域福祉全般における相談対応を行っております。ひきこもり状態が影響していると判断される場合には、個別の事情に応じ関係機関と協力しながら、ご本人やそのご家族からの相談に対応し、状況によっては、自宅を訪問するなど足を運び、相談を確実に受け止め、丁寧に寄り添った対応を行うことで、継続的で段階的な支援に努めております。

また、相談支援の専門機関であります岩手県ひきこもり支援センターなどと連携を図り、専門医療機関の受診や障がい福祉サービスを利用した就労へつなげることで社会参加や社会復帰に向けて、個別の状況に応じた自立に向けた支援を行っております。

3点目についてですが、新たな重層的支援体制整備事業において、継続的な訪問支援や人と人、人と場所とつながることができる居場所づくりに取り組むこととしております。この取組においては、専門的な相談や自立に向けた支援プログラムの実施、ハローワークなど、ご本人に適切な支援機関への橋渡しなど、専門的な知識とスキルを求められることから、専門機関と協働で事業を実施することを検討しております。専門機関と協働で事業に取り組むことで伴走型の寄り添いの相談員の人材確保となり、本町の職員自身も経験を重ねて、技術

を身につけ、人材育成にもつなげていきたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、困難を抱える若い世代の方々への支援についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、不登校の児童生徒の状況に応じて、様々な対応が必要であることから、学校に少しでも来ることができる場合は、別室登校やタッチ登校から始め、学校に入ることが難しい場合は、教育委員会内にある適応指導教室、こころの窓への通級を勧めるなど、複数のチャンネルを用意することで、それぞれの児童生徒に合う方法を提案し、高校進学や将来につながるような指導を行っております。

特にも中学3年生になると、自分が将来なりたい職業も含めて進学を意識し始めることから、登校や通級への意識の変化が見られるようになります。できる限り生徒の進路希望が実現できるように、学校が本人及び保護者と相談しながら支援しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 全国的にかつての若者のひきこもりが8050問題から9060問題と、年を重ねるごとに先送りされていることが、このような状態を招いていると考えられるのですけれども、これできるだけ早いうちからこの問題の解決をしていかなければならなかったのではないのでしょうか。そのために何が有効なのか。今までもいろんな施策を打ってきているでしょうけれども、隣近所や地域コミュニティでの支援も考えられてきました。ですが、時代が変わると、新しいサポートを考えたり、従来のやり方を残したりという必要があると思いますけれども、そこは千差万別、その人に合った支援の在り方を考えていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ひきこもりの状態にあるの方々への支援は、今議員ご指摘のとおり、今までなかなか積極的な関わりというものは難しいところは現状でございました。私どもも国のモデル事業で生活困窮に関わる多機関協働による包括化支援体制整備事業の中で、その取組をするときに、ひきこもりの方々が実際町内にどのくらいいらっしゃるのかということをもっと把握し

なければならないということで、民生委員さんを対象にちょっとお聞きした経緯がありました。それが聞き出しの最初の取組のところで、さらに岩手県では、平成30年度に民生委員さんを対象にして、実態調査ということで取り組んだ経緯がございます。また、私ども生活相談の福祉課または様々な担当課からお寄せいただいた中で、私どもが現時点でひきこもり状態にあるというふうに捉えている件数は37件でございます。実際その中で生活相談のほうで丁寧な関わりの中で、一歩進んだ就労に結びついた方もございますし、社会との接点を何とか結びついた方もございます。

ただ、私ども今回いろいろ、なかなか対象者はちょっと分かっている方はいるけれども、なかなか入り込めないことがありましたので、今度これからのところは、待つ姿勢ではなく、一歩、アウトリーチ、訪問するような形の取組をするべきというふうに捉えております。その一つが町長答弁でもございましたが、民間、NPO法人で既に近隣で実績している法人がございますので、その法人とともに、協働で一歩踏み込んだひきこもり支援ができないかということで、今具体的な進め方を協議しているところでございます。やはり今までの取組からできていないところ、今回やはりコロナ禍の中でも、なかなか声を私どもも全容はつかみ切れていない部分はございますので、一歩踏み込んだ支援が必要というふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そういう支援のつなぎ方というのが孤立させないという結びつきで重要だと思うのですが、そこでコミュニティ・スクールや重点的支援体制ということを探られていると思いますが、実際に有効的にそういうものが動いているのかというと、分からないのですが、現状として困難や不安などを抱えている若い世代はいるわけですが、そういう方たちが気軽に話のできる人や場所というものを提供してもらうということが必要なのではないかと思いますので、そこら辺は、お考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人や場所を、どう地域の資源としてつくっていくかというのが、本当に矢巾町としての課題だと思っております。今現在、矢巾町にはそういう場があるかとい

うと、ちょっとない現状でございますので、やはり人と人がつながる、それから人と場所が  
つながる、つながる場を構築するのが今回の私たちが今目指しているところでございますし、  
またNPO法人、今いろいろ協議を進めているNPO法人では、いろんな場所での、例えば  
就労だけが全てではないのですが、就労相談とかということも取組をしているところもござ  
いますので、気軽に来られるというような場所づくりを本当に目指すべきところというふう  
に捉えております。

矢巾町の今までの取組を、私もちょっと今回議員からのご質問を受けて、いろいろ考えて  
みたところ、やはり子育てというキーとかは、結構、例えば検索すると、相談窓口でぱっと  
出るのですが、若者という視点で見たときに、矢巾町の相談窓口どこなのかといったとき、  
正直ちょっと曖昧かなというふうな、私個人的な考えかもしれませんが、あるかなというふう  
に思っています。そういうところも含めて構築を進めていきたいなと思っています。

あとご紹介させていただきたいのは、岩手県の社会福祉協議会では、盛岡広域の相談事業  
ということで、生活環境の自立相談支援事業者になっております。その中で、私ども福祉課、  
県社協、町社協と共にご相談の方々の支援をしてしておりますが、昨年度20代の方は6名、30代  
の方は15名の方々のご支援をさせていただいております。本当に一言で伴走型と言うのです  
けれども、なかなか伴走型って本当に難しいなと。丁寧に、丁寧に状況を確認しながら、そ  
して本当にうちの職員もハローワークと一緒にいって、手続を一つずつ確認しながら進めて  
おりますけれども、本当に一言で伴走型でと言いますが、これ進めるのは、やっぱり人材確  
保の点もご指摘ありましたけれども、本当に一つ一つ私たちがノウハウ、蓄積を重ねて進め  
ていきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その居場所がなかなかないということで、私たち精神保健ボラン  
ティアのほうで居場所づくりということを1か月に1遍やっておりますので、そういうところ  
をPRして、ぜひ来てもらうような形にさせていただきたいと思っておりますし、あと問題は、そ  
こに来るに足がないという方がいらっしゃるのですけれども、そこを今コロナのワクチン接  
種に送迎なんかあるのですけれども、そういうふうな形で町社協でもお出かけサービスなん  
か使えるかと思うのですけれども、そこも併せてPR等させていただきたいと思うのですけれ  
ども、周知していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。



○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

居場所づくりに関しましては、本当にここの場所に行くと、こういう場があるよ、1か所でなくて、矢巾町の中にこういうところ、選べるような場所づくりができれば、本当にいいなというふうに思っています。それは私たちだけではなくて、やっぱり民間の力も借りながら、いろんなアイデアを生かしながらつくっていけばいいなというふうに捉えておりますし、そこに行くまでの足の問題は、そのとおり、ご指摘のとおりですので、いろんなできること、できないことではなくて、できることは今の制度の中で何かということを中心に考えながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで有効なのがピアサポーターというものもあると思うので、これも広域でもやっていただけているとは思うのですけれども、そこも含めて、相談体制のところ、やはりワンストップ、ここにかければ大丈夫だよというようなところを広くPRしていただければ分かりやすいのかなと、そこでいろんなところに回していただけてもいいのですけれども、そういうふうにしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ワンストップの相談窓口ということで、昨年度機構改革によって、今係名ということではないのですが、生活相談ということで福祉課のほうで受けております。昨年度生活相談として私ども受けた件数131件です、前年度は60件。何でもいから、まず困ったことからあったら、福祉課のほうの相談にということで、今様々対応しておりますが、今度は重層的支援体制整備事業では、いわゆる国のイメージしているもの、そして私ども矢巾町が目指しているものも属性とか、障がいにかかわらず、相談窓口で1回受けたものは、1回きちっと相談を受け止めて、そして必要なところにつなげるというのが国の今回の狙いですので、そういう意味で、本当にワンストップ、私どものほうでもいいですし、様々な相談場所でしっかり受け止めて、必要な支援策につなげるというような仕組みを構築していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(3番 小笠原佳子議員 登壇)

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。質問事項、自転車の安全利用について、町長、教育長にお伺いいたします。

自転車は、免許も必要なく、気軽に乗れる大変便利な乗り物であります。また、環境に優しい交通手段であり、子どもから大人まで身近な乗り物として利用されております。最近では、コロナ禍の影響でバスや電車の人混みを避けるため、自転車通勤に変更する方、自動車の免許を返上して、自転車に乗り換える方、健康増進のため自転車を利用する方が増えてきているようです。

我が国の自転車の保有台数は、約7,200万台です。自動車の台数にほぼ匹敵するほどの台数です。自転車保有台数は、年々増加傾向にあり、平成28年の自転車普及率は57%と、約6割の人が自転車を保有しております。多くの方が交通手段として自転車を利用している状況です。岩手県は、自転車保有率全国26位であります。スポーツ車、電動アシスト車等の販売台数が近年急増し、自転車保有率も増加しているようです。そこで以下お伺いいたします。

1点目、矢巾町内での自転車による昨年度の事故について、件数と遭われた方の年代、また事故の内容についてお伺いいたします。

2点目、町民、児童生徒に対しての自転車の安全教育の取組についてお伺いいたします。

3点目、町民、児童生徒に対して自転車保険への加入推進についてのお考えをお伺いいたします。

4点目、自転車保険条例の制定が全国的に広がる動きがあります。当町での考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の自転車の安全利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年度矢巾町内において発生し、警察で事故として処理された交

通事故件数は733件であり、うち自転車に関わる事故は27件で、全体に占める割合は約3.6%となっております。年代別では、10代が最も多く、20代から30代と続いており、事故の内容では、自転車と車による出会い頭衝突が15件と飛び抜けて多くなっております。

2点目についてですが、町民の皆さんを対象とした自転車の安全教育を実施しておりませんが、高齢者による自転車事故の増加も考えられることから、高齢者向けの自転車利用に関わる交通安全教室を開催し、事故発生の未然防止に努めております。

3点目についてですが、自転車に起因する事故の発生状況から、自転車保険への加入を推進すべきであることから、町内の各学校や自転車取扱店に対する呼びかけなどの実施について検討してまいります。

4点目についてですが、自転車保険条例は、全国の政令指定都市等において、自転車の安全利用の推進及び促進に関する基本理念や施策の基本となる事項などについて条例を制定し、自転車の安全利用に関する施策を総合的に運用しております。本町においても、自転車に起因する事故の発生状況や近隣市町村の状況等を踏まえながら条例の制定について研究してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、自転車の安全利用についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、小学校では、年度当初に保護者に対して自転車利用に係る注意事項を記載した文書や自転車点検カードを配布するとともに、中学年からは、自転車を使っでの交通安全教室を行っております。また、中学校においても、保護者宛の文書配布、交通安全教室実施のほか、事故や苦情など、指導が必要な事案が発生した際には、生徒集会などを開き、指導を行っております。

3点目についてですが、保険に加入することが望ましいことから、各学校において、保護者に対して加入を進めてはおりますが、任意であることから、積極的な加入促進には至っていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、なぜこの質問を、自転車の安全利用ということとさせ

ていただこうかと思ったきっかけについてお話ししたいと思います。矢巾町で私自身歩いたり、自分が自転車に乗っていて、怖いと思うこと、今まであまりなかったのですが、今年の4月に朝8時頃県道矢巾停車場線を医大方面から駅方向に向かって歩いているときに、私の後ろから、多分高校生だと思うのですけれども、乗っている自転車にぶつけられました。やっぱりちょっとびっくりしたし、結構痛かったです。私は、右側を歩いている、この歩道は、あそこはすごく歩道も広いですし、自転車も歩行者も歩いていい場所なのですけれども、普通でしたら、自転車は左側を通行しているわけなのです。ですから、後ろから自転車が来ても、私はぶつかるはずはないのですが、本当に皆さんもご存じだと思うのですが、今駅から医大に向かっては、自転車とか、不來方高校に行く高校生の子だったり、駅から医大に行く子だったり、歩いている歩行者とか、本当に結構入り乱れて歩道いっぱい人がいたり、自転車がいるという状況でした。このことを思ったときに、やっぱり自転車は基本的に左側通行なわけですから、注意喚起を促す看板とか、やっぱり町でも何かしらの対策が必要ではないかと思いますが、お考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 確かに左側通行ということになりますし、ある程度広い歩道であれば、今は自転車歩行者道というような言い方になると、ある一定の幅員以上にならないと、自転車も歩道を走れないということになりますし、警察の規制の中でも自転車歩行者道の標識といいますか、規制標識、そういったものがある場所については、自転車も通れるというようなものになっています。そういった部分では、注意喚起必要になってくると思いますが、今小笠原議員さんがおっしゃった県道の矢巾停車場線につきましては、以前から、前にも長谷川議員さんのほうからご提言をいただいて、そういった事故の件数もあるよということで、町としては県のほうに、ここの空間を自転車、歩行者、分離した形の空間を造ってくださいというような要望書を県のほうに以前から出しています。今現在も出していますけれども、そういった経緯があって、そういった活動はしておりますが、実現には至っていないわけなのですが、近い将来、ちょっと県道のいろんな事業をやる予定になっていましたので、そういった部分と併せて県のほうは今後考えていくというようなところも聞いておりますので、ただ危険箇所、例えば交差点部分とか、そういった部分とか、こういった部分は県にちょっとそういう事故の事例もありましたということで話をしていきたいと思いますが、町道の歩道につきましても、同様の事例が想定されますので、そういった部分には町のほうも対応してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、左側通行の注意喚起に関してはよろしく願いいたします。

過去10年間で交通事故件数は3割減少しているそうです。ですが一方、自転車対歩行者の事故件数は、3割増加しているそうです。また、過去20年間で交通事故死死亡者は6割減少しておりますが、自転車の乗用中の死者数は5割減と、減少率が少なくなっております。全国における自転車関連事故件数は、15歳以下の男性と65歳以上の男女が多い傾向にあります。自転車関連事故の死亡率は、15歳以下から40歳まで横ばい傾向であるのに対しまして、50歳代からのやはりお年寄りになると65歳以上の増加傾向が見られます。また、死亡率も高くなっております。けれども、先ほど回答にもいただきましたように、矢巾町では高齢者の方の自転車の事故があまりないということでよかったかなと思って安心しております。

回答の中に、高齢者向けの自転車利用に係る交通安全教室は行っておりますということがありましたけれども、多分これはコロナ以前のことなのかなと思いますが、どのような形で高齢者向けに行われていたのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 申し訳ございません。高齢者向けの具体的な内容については、ちょっと手持ちがございませんで、参考までにですが、小中学生についての指導についてちょっと関連するのでお答えしたいと思います。

小学生につきましては、3年生と4年生に実施しておりますし、校庭や路上を使って交通指導員と、それから矢巾交番から入って指導しているという内容でございます。それから、中学生につきましては、学校の校門付近で口頭指導でルールやマナーを指導しているという状況でございます。

あとは、直接自転車関係ではないのですが、高齢者向けには、以前たしかシミュレーターと申しますか、ああいう形でやっておりましたので、そういう内容であったと思われま。すみません。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、TSマークというのを皆さんご存じかと思いますが、

新しく自転車を買いますと、1年間の保証がついているものです。賠償責任補償で1億円まで認められております。この保険は、本人だけではなくて、家族、友人、従業員もこのTSマークのついている自転車に乗っていて事故に遭った場合は、適用されるそうです。入院加療も15日以上の場合是一律10万円、死亡、高度後遺症があった場合には100万円が支給されます。このTSマーク、点検をして、しっかり整備をしている自転車に対しては保証しますという制度で、大変いい制度だと思います。これを活用しない手はないと思います。けれども、警察で県立高校の自転車置き場の自転車をTSマークについて調査をされたそうなのですが、ほとんどやっぱり期限が切れていたと伺っております。これ再度、1年に1回自転車屋さんを持っていったり、ホームセンターに持って行って、点検に出せば、代金も1,000円から2,000円でTSマークが継続になるそうなのです。本当にこんなにもいい制度だったということをおもこの質問をするまでは知らなかったのですが、こういったことが町民、児童生徒に町からどのように周知されているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 細かいことについては、担当から答弁させますので、それで実は自転車で午前中村松信一議員から自転車のお話があったのです。今小笠原佳子議員からは安全に関する事、先ほどの村松信一議員からはSDGs、環境、そこで今日は、さっきは、もう答弁を修正できないので、研究してまいるという答弁をさせていただいたのですが、実は自転車に乗って健康とか、スポーツとか、そして環境とか、いろんな多方面に多岐にわたる自転車を利用して。

そして、今何か耳が痛かったのですが、私も買ったときは、確かに保険に入りました。あとは、今入っておりません。そのときは、盗難されても、盗まれてもちゃんと補償あれしやすからと、今考えてみれば、車検も何もないものですから、入って、もうその1年ぽっきりで、だから今後そういうことをやっぱり周知して、事故が起きたときに慌てるよりも、そういった。

それで、今考えているのは、条例がいいのか、多方面にわたるので、自転車の利用することによって宣言を考えることがいいのか、そして今調べてもらったのですが、平成30年度、岩手県では、自転車産業振興協会調べてもらったら65万8,000台なのだそうです、自転車。今岩手県の全世帯数が53万1,000です。細かく言うと、去年の10月1日で53万914世帯と、だから1世帯にもう1台以上平均すればあることになるわけです。だから、そういうことも含めながら、条例がいいのか、宣言するのか。そして、宣言等なんかも、そういった振興協会

の皆さんからもご協力いただくとか、あとは町内には慈善事業として、矢巾ライオンズクラブなんかもありますので、そういうところからもご協力いただいて、そしてやることも一つの考え方なのかと。

そして、自転車を保有することが、やっぱりみんなどうということなのかということをもう一度原点に立ち返って対応していきたいということで、宣言文にするか、条例にするか、これはもう議会ともよく相談しながら検討させていただきたいと思いますので、このことについては、前向きに取り組んでまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

あとのことは、担当から答弁させます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ちょっと申し上げにくいところなのですが、これまでは正直積極的にこのTSマークなり何なりについて働きかけを行ったということはないものでございますので、今町長がこのように申しておりますので、今後進めてまいりたいと思います。すみません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今町長が答弁してくださったので、最後、条例をお願いしたいということを言いたかったのですけれども、今答弁いただいたので、ただこの中で用意してきたのだけちょっと申し訳ないですけれども、読ませていただきたいと思います。やっぱり自転車事故は、本当に被害者になるだけではなくて、加害者になる場合があるということで、高額な賠償を求められているということが、本当に実際にある例で2013年の神戸地裁では、男子小学生が夜間に自転車で走行中に、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性と正面衝突をして、女性は頭蓋骨の骨折になった障がいを負って意識が戻らないという状態のため、少年の母親に対して損害賠償金が9,500万円判決があったとか、あと男子高校生が昼間に車道を斜めに横断したことで、対向車線を直進する自転車と男性が衝突してしまい、やっぱり男性は言語機能喪失の障がいが残ったと。損害賠償金の9,300万円の支払いが命じられました。これも2008年の東京地裁ということで、このように自転車であっても、損害賠償金が高額になるという事例がやっぱり現実としてあるということで、国土交通省内に自転車事故による損害賠償の在り方を協議する有識者検討会が発足されたそうです。現在保険の保証内容や自動車損害賠償保険と同様に、全国一律で自転車の利用者に保険加入を義務づけるかどうか検討を行っているということもお聞きしております。

自転車は本当に子どもから高齢者まで幅広い層が利用しますし、利用頻度も経済的なことも大きな差があります。こういう点を踏まえて丁寧な議論が求められております。そして、今先ほどの2つの例もありますように、事故を起こす場合は、ほとんどが、4割以上が二十歳未満の子どもであることから、やっぱり保護者の保険加入の必要性も指摘されております。けれども、保険の加入は本当に十分進んでいないということは現状でありますので、歩行者やほかの自転車を巻き込んだ事故は一向に減っていないことから、自転車保険への加入が求められております。このような状況のため、自転車保険条例の制定は、全国自治体に広がり動きがありますので、ぜひとも当町においても、お考えいただけるということでしたので、よろしく願いいたします。所見があれば。

○議長（藤原由巳議員） 再確認で藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ご提言ありました条例につきましては、実は全国の様子を見ますと、県レベルでまず進んでいると。その後政令都市レベルの市で積極的にやっているような、ますます増えているようでございます。お隣の青森県も去年の段階では、制定準備中とやっているところもありますので、こちらとしても町としての条例制定もそうなのですが、県に対しても働きかけるのも一つの手なのかなと正直思っておりまして、そのほうが、矢巾だけそうやっても、結局いろいろ出てくるので、そういった方向の考え方もあるのかなと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「承知いたしました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、質問2に移ります。コロナ禍の子ども食堂の運営についてということで質問させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、生活にも多大な影響を与え、経済活動の停滞による影響を受けたひとり親家庭も多く、コロナ禍での子ども食堂のニーズは高まっていると思われまます。食の支援だけではなく、子どもたちにとって親以外の大人との触れ合いや和気あいあいとした雰囲気の中での食事は、安心できる居場所を提供するものであり、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える大事な活動であります。この子ども食堂の食材は、主に運営する団体が用意するほか、企業や団体、個人からの寄附によって賄われており、多く



のボランティアの方々とたくさんの善意に支えられておりますが、子ども食堂の現状について以下お伺いいたします。

1点目、当町での子ども食堂の参加人数開催回数、また活動内容についてお伺いいたします。

2点目、子ども食堂の運営主体はどこで、財源はどのようにしておられるのかお伺いいたします。

3点目、矢巾町における子ども食堂の課題は何なのかをお伺いいたします。

4点目、地域子供の未来応援交付金、つながりの場づくり緊急支援事業の本町における活用の考えについてお伺いいたします。

5点目、コロナ禍における社会的孤立防止のためにNPOに対する交付金が様々あります。しかし、子ども食堂に関してのNPOがないということで活用されないことについてお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナ禍の子ども食堂の運営についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の子ども食堂は、ここかむ食堂として開催しており、ひとり親世帯を含む地域の誰もが参加でき、食事の提供を通じて、子どもや大人の居場所づくりを行っております。令和2年度は、さわやかハウスを会場に7回開催し、延べ146名が参加しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、お弁当の配布は、97名に対し5回行い、令和2年8月から新たに町内3か所の児童館を会場に8回開催し、87名が参加しております。

2点目についてですが、子ども食堂の運営主体は、矢巾町母子寡婦福祉協会と矢巾町社会福祉協議会であり、町母子寡婦福祉協会の事業費と赤い羽根共同募金助成金や寄附金を財源としており、企業や団体からご寄附をいただいた食材を利用させていただいております。

3点目についてですが、ここかむ食堂においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、持続的に開催できる拠点の確保と会食を含む開催から、お弁当や食材の配布という形に変えて行っており、コロナ禍での運営の在り方に苦心していると運営主体から伺っております。

4点目についてですが、ここかむ食堂の運営主体であります町の母子寡婦福祉協会などとコロナ禍におけるここかむ食堂運営に当たり、情報提供と協議を行っており、つながりの場づくり緊急支援事業を含む地域子供の未来応援交付金の積極的な活用について検討を行っ

ております。

5点目についてですが、子ども食堂を運営しておりますNPO法人は本町にはありませんが、NPO法人以外にも活用できる交付金があることから、コロナ禍における社会的孤立の防止に向け、その活用について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 私は、ズームで社会活動家の湯浅誠さんとおっしゃって、東大の教授で、昔はよく年末のテント村か何かを支援していた方が、今とても子ども食堂に力を入れていらっしゃるって、ズームでその方のお話を伺いました。それで、子ども食堂の活動が本当に今求められていること、そしてまた財政的にそのことがとても厳しいということを話を伺いました。矢巾町での母子協の皆様のここかむ食堂のボランティア活動には、本当に心から感謝申し上げます。ここかむ食堂さんもそうですが、コロナ禍の活動になりまして、お弁当の配布とか、食材の配布、フードパントリー活動というのですか、やっぱり食べるものを配るということは、特にお金がかかるということを伺いました。この点について、町でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） フードパントリーの考え方ということでご質問にお答えさせていただきます。

矢巾町のほうでは、フードバンク岩手と様々連携しながら、町社協のほうとフードバンク、食支援という形でいろいろ行っております。フードパントリーに関しましては、フードバンク岩手のほうとか、大々的にはちょっと、町単独では難しいところもありまして、というのは、やっぱり食品の管理という部分です。なぜ矢巾町でフードバンク、食の支援を直接やれないかという部分は、やはりその点の難しさがありまして、きちっとした食品の管理をした上で提供するというので、今矢巾町ではたくさんのご寄附を、昨年度から年間を通じてフードポストを置いて、社会福祉協議会のところ、役場であれば1階の私どもの窓口のところ、それから今はえんじょいセンター、それからさわやかハウス等に置いて行っております。ご寄附をいただいたものに関しては、フードバンク岩手にお渡しをして、福祉団体とか、必要な方々へのご提供をさせていただいていると。

それから、あと中には、やはりご登録をいただいて、定期便ではないのですが、そ

ういうふうな取組をフードバンク岩手のほうでも行っておりまして、そういうふうな形のご利用をされている方もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 回答の中にも、やっぱり寄附とか、食材は企業からとか、団体さんからたくさんいただいているようなことをお聞きしたのですが、具体的に差し支えのない範囲で、あと国から備蓄米も活用を子ども食堂にはされているというようなことを聞きますが、そののところをお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ここかむ食堂を運営していく上での、その財源的なところのご寄附の部分ということで、社会福祉協議会から資料をいただいた母子寡婦福祉協会の収支決算の中からの回答ということにさせていただければと思います。ここかむ食堂に関しましては、様々ご寄附いただいた中では、金額的に現金というか、お金でご寄附をいただいたところもございますし、それから民間の会社のほうから、例えば食材、冷凍の食材とか、それからこれはモリレイさんです。それから、盛岡卸売市場さんからは、本当に生鮮のものということでご寄附いただいております。これは、モリレイさんとか、それから卸売市場、矢巾町もそうですが、岩手県の中で子どもの居場所ネットワーク岩手というような組織がありまして、子どもの居場所をつくる、子ども食堂もそうですけれども、そういうふうな連携するネットワークがあります。矢巾町の母子協の代表の会長さんは、このネットワークのほうの代表でもあって、様々ご活躍を、いろいろ動いていただいて、ご寄附をいただいているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 本当に子ども食堂、そうやってここかむ食堂さん、取り組んでいただいて、本当にありがたいなということを改めて感じておりますが、現在必要なことは、民民連携の促進ということで、子ども食堂と地域住民、また地域団体と企業等をつないでいくのが行政としての仕事なのかなということを思います。そして、いかに民民連携を促進できるのか、行政としてできることは何でしょうか。特に、ここかむ食堂さんでは、会場を公

民館や公共施設ではなくて、夜の利用等、持続的に自由に使える拠点があれば、もっともっと活動が幅広くなると思います。人々が関わり合い、気遣い合う関係を築ける地域の居場所として、子どものみならず親御さんや高齢の方も含めた孤独、孤立防止に役割を果たしていくことが期待できると思いますので、ぜひともここかむ食堂さんの活動拠点を、新設を矢巾町のほうでお考えいただけないかということでお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今コロナ禍になって、やはりみんなで食事を会する場が、まず難しく、様々この点に関しましても、昨年度からここかむ食堂の運営の母子協さん、それから町社協、私どもとも在り方を何回か何回か、本当に相談してまいりました。その中で、やはり今この時期は、会食ということはやっぱり難しいかな、それでお弁当をお渡しするという形で町長答弁にあったとおりです。

今やはりここかむ食堂の最大の悩みは、拠点の場の確保です。それと、今まで月1回さわやかハウスを会場にして行っていたここかむ食堂が、さわやかハウスが集団接種の会場になりますので、6月からは、ちょっとさわやかハウスはなかなか使えないという現状になりまして、これも例えば町の公民館、やはば一くはどうだろうかとか、様々関係課とも相談しながら社協、母子協さんとも相談して、6月以降の場所の確保を本当に今最終の詰めをしております。今のところ地域の新田公民館を利用するような方向になりそうです。ただ、最終のところの確定は、まだと思いますが、本当にここは福祉課も、それから所管する関係課とも何度か相談して、拠点を確保できないかということをお話ししておりました。

コロナ禍のことだけではなく、やはり代表の方は、拠点を構えたいというお考えでしたので、その点に関しましては、議員ご質問のあったつながりの場の緊急支援事業、これを使えないか、使わないかということで、私どもも代表の方と町社協のほうと何度かの情報提供と打合せをさせていただいております。まだこの交付金を使って拠点の場を確保できるか否かというのは、ちょっとまだ結論は出ておりませんが、NPOだけでなく使えますので、これは。ですので、その点は何度か打合せをさせていただいております。

また、ここかむ食堂の母子協さん以外でもできる法人はないかということで、この点に関しましても、私ども先ほど来あった居場所づくりの一つとして、地域の資源をどうつくっていくか、この点はいろんな団体との情報を得ながら、場づくりをできないかというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、高齢者への支援ということで3問目の質問をさせていただきます。

高齢化によりまして、軽、中等難聴の方が増えておられ、他者とコミュニケーションを図る上で障がいとなっております。私の身近な方から、コロナ禍のマスク着用もあり、特に聞き取りづらいということをご相談いただいております。本町において、現役時代よりも収入が減少する年金生活者が多くなる65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を助成する制度を導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、不動産所有者が高齢者の場合に限りまして、居住不動産を担保として生活資金を借りること、いわゆる不動産担保型生活資金リバースモーゲージについて、概要をお示し願います。また、県の社会福祉協議会が窓口と伺いますが、当町での相談件数、実際にこの制度を利用した方の人数を把握しておられれば、その数をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者への支援についてのご質問にお答えをいたします。

補聴器購入費への助成について、障害者総合支援法に基づき、町が窓口となり、国や県、町がそれぞれ応分の負担を行い、対象となる聴覚障がいのある方への支援を行っております。原則として、重度難聴用は、身体障害者手帳2級、3級、高度難聴用は、4級及び6級の方が対象となるもので、65歳以上で聴覚障がいをお持ちの方は42名となっており、このうち昨年度は7名の方に助成を行っております。

軽、中等難聴の高齢者の方への助成は行っておりませんが、高齢化が進む中、難聴と認知症の関係などの研究結果もあり、全国的な制度として拡充する必要性が高いものと思料されますことから、当該助成制度の創設に向けて、国や県に働きかけを行ってまいります。

また、不動産担保型生活資金の概要ですか、対象者となる世帯は、市町村民税非課税程度の高齢者世帯で、一定の居住用不動産を所有し、将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であり、その不動産を担保とした生活資金の貸付けを受ける制度です。

なお、土地の評価額が1,000万円以上であることが条件となります。岩手県社会福祉協議会

が窓口となり、生活資金の貸付けの手続を行っており、令和2年度は7件の相談を受け付けし、町民の方の相談受付はないものと聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） この補聴器の助成につきましては、小川議員からも質問がありましたけれども、やはり加齢に伴いまして、聴力の低下は、会話によるコミュニケーションがうまく取れず、社会参加への意欲が減少してしまうと思います。心身の虚弱や認知能力の低下にもつながりますし、介護予防や健康寿命の延伸の観点からも、今後70デシベル以上の聴力があるために聴覚障害に認定されない方への支援をさらに推進すべきと考えております。

また、国民健康保険での聴力検査は行われておりませんので、やはり何年かに1度耳鼻咽喉科の聴力検査を実施するクーポン券の配布等をお考えいただけないかお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まさしく小笠原議員おっしゃるとおり、加齢に伴う難聴につきましては、日常生活あるいは認知機能への影響を及ぼす高齢者特有の健康障がいの一つでございまして、根本的治療法がないこともありまして、医師の診察、指導の下での適正な補聴器の使用という形になっておるところでございます。

補聴器の支給あるいは購入費助成などにつきましては、健康身障手帳の聴覚障がいでの該当する方への対応にとどまっているところでございますが、やはり先ほども申し上げました認知機能であるとか、様々な影響がありますので、これは本当に介護保険制度の中での公的扶助、日常生活用具の給付とかもあるわけですが、やはり普遍的な制度として対応していかなければならないものということに考えますので、先ほど町長答弁でもありましたように、町としての支援策も検討はしてまいりますけれども、根本的な部分といたしましては、普遍的な制度として国のほうに拡充していただくように働きかけも同時に行ってまいりたいと考えております。

また、国民健康保険の特定健診における聴力検査につきましても、そういった必要性は十分承知はしておりますので、医師会とかのご意見もいただきながら、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、補聴器の件は、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、リバースモーゲージの現状についてということで、私もこれを取り上げようと思ったのは、生活保護を受給するには、持ち家のある人は対象外だということで、資産を売却しなければ生活保護の対象にはならないという認識だったのですが、何か子どもに迷惑をかけずに終活をするというような本を読んだときに、このリバースモーゲージの、それは今思うと、どっちかという、国の制度ではなくて民間のほうだったとは思いますが、そういう記事を読みまして、その中に、国でもそういうことをしているということを読みまして、皆さんやっぱり知らない方が多いのではないかと思ひまして、これを取り上げさせていただきました。

本当に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ひまして、失業や自殺が増え、困窮が長期化しております。生活保護申請が増加していると昨日も報道されておりましたが、不動産所有者が高齢者の場合に限って、居住不動産を担保として生活資金を借りるリバースモーゲージ、不動産担保型生活資金、この場合の条件は、所有者は65歳以上で一旦生活保護を開始し、その後不動産担保型生活資金の貸付けを受けた段階で、保護は原則として停止または廃止され、貸付限度、いわゆる土地、建物の評価額の7割程度、そのまま居住して、生活保護が停止、解除または再開されるとなっているということです。先ほど矢巾町では相談件数もないということがありましたけれども、やはり制度の周知ということが図られていないのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） この制度の周知に関しましては、私どもも積極的にというか、周知のところまだ足りないところがあるかなというふうには捉えております。先ほど申しあげました7件というのは、不動産担保型生活資金ということで、対象となる世帯は高齢者世帯ということでのお答えとなります。議員お話があった、今ご質問があった中で要保護世帯向けというものは、県社協のほうから聞きましたところ、47件のご相談を受けているということでございます。その中で、矢巾町の件数はどちらもゼロ件というふうに聞いておりますが、いずれにしても、様々生活で暮らしが大変な場合に、いろんな制度のつなぎ合わせという、こうだったらどうだろう、こうだったらどうだろうということで、その点に関しましては、

私どもも町社協、県社協と、いろいろ策を練りながら支援しているところでございますので、この周知の点についても県社協並びに町社協のほうと相談しながら、在り方をちょっと進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） そこで思ったのですけれども、やはり自分が何歳まで生きるかということは、本当誰にも分からないことだと思うのです。それで、やはり資産として家があったら、それを活用したいというふうにやっぱり思われる方もいるのかなということを思います。やはりそういうことが制度としてあるということを知っていただくことが大事なのかなということを思いました。

終活の支援事業ということでもっとまたお話ししたいと思うのですが、終活とは、人生のエンディングを考えることを通じて自分を見つめて、今をよりよく、自分らしく生きる活動をすることです。終活課題についても、あらかじめ解決を図り、安心していきいきと人生を送ることが大事と考えております。身寄りがなかったり、生活にゆとりのない高齢者の終活を官民の連携によって支援するエンディングプランサポート事業というのが、見ましたら横須賀でしたけれども、自治体がありました。単独世帯や夫婦のみの世帯が今後矢巾町でも増加するという事は、予想されてくると思います。高齢者に向けまして終活相談や課題解決サポートを行う支援事業を検討してはいかがかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、私今回小笠原佳子議員の質問の中に、リバースモーゲージのお話出て、ちょっとびっくりしたのです。ということは、本町では、やっぱり今空き家対策の問題、それからやはり終活の問題、私も間もなくもう人生を閉じなければならぬ時が来る、その終活の準備、その中で、このリバースモーゲージの、もういろんな今議論があります。そして、その中には、持ち家は絶対離すべきではないとか、そういうふうなこともありますし、また今言うように、住宅を担保にして生活資金にするべき。それで、なぜこういう現象が起きているかということ、核家族化なのです。昔は、大家族だったので。だから、誰かかれかは跡継ぎがおったのです。私の家でも後継者、もう来ないと思うのです。そうすると、今言ったような現象です。だから、これは時代の世相を反映しているのではないかなと。



だから、私は、いいところに気づいたというか、そしてこれはもう避けて通れない社会問題です。だから、このことについては、1市町村で解決することではなく、やっぱり全体的に、全国的に取り組んでいかなければならないことではないのかなど。だから、時代背景、まだでも同じ屋敷の中に、2世帯住宅で嫁と姑が合わないから別々に生活、それでも同じ屋敷に2世代住むのはいいのです。だれ、今来ないから、だから、このリバースモーゲージのことについても、ひとつこれから町としても、いろんな機会を捉えて発信してやっていかなければならないと。

だから、矢巾町だけで解決できることではないし、また町の社会福祉協議会、県の社会福祉協議会でも解決できることではないので、この辺のところは、しっかりこれから、本当にこういう問題は必ず出てきます。今日ここ18人の議員さん方の中でも、恐らく本当に後顧の憂いなく、あと後事を託せるかということ、なかなかないと思うのです。だから、そういうことを含めていろいろ検討していかなければならないと。だから、これは大きな波紋として受け止めて、今後大きな社会現象の中のあれで考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。  
大変ご苦労さまでした。

午後 3時38分 散会



令和3年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和3年6月4日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
10番	昆秀一	議員	11番	藤原梅昭	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

9番 赤丸秀雄 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、9番、赤丸秀雄議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。  
これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

1番、藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。

1問目の質問ですけれども、ヤングケアラーの早期発見と支援についてお尋ねいたします。かつては、子どもの数も多く、祖父母も同居する世帯が多かったので、家庭に世話や介護等を要する人があっても、子どもはその一部を担うだけでした。多分皆さんも子どもの頃兄弟等の面倒を見たと思います。そういう状況でしたが、しかし今日では核家族やひとり親世帯の増加等もあり、本来世話をしてもらおう立場から大人が担うような責任を負う立場になる子どもがおり、そのために学業や学校生活に支障が出ていることが社会問題となっております。

このことは、町の1世帯当たりの人口が昭和35年には5.7人であったものが、昭和45年には4.7人、昭和53年には3.9人、そして平成25年には2.8人まで減っていることでも推測されます。NHKのニュース等では、中学生の17人に1人がヤングケアラーであるとの調査結果を踏まえ、国も対策に乗り出すとありました。17人に1人ですから、5.9%になります。

ヤングケアラーに関するこのような調査は、2015年、平成27年に一般社団法人日本ケアラー連盟が新潟の南魚沼市で調査しております。小学校19校、中学校6校、総合支援学校1校

の計26校に対しての教職員444名に対し、ケアを担う子どもについての調査をしております。調査は、無記名式のアンケートで行われましたけれども、回答者の一部の方には、インタビュー調査も行われております。この調査で分かったことは、ケアをしている子どもは、小学校では女子が多く、中学生では男女差はなかったということ。ケアをしている相手は、母親と兄弟が多いということ。家族構成は、ひとり親の家庭の割合が高いこと。ケアの内容で多いのは、家事と兄弟の世話という結果が出ております。今回の報道に当たって、調査も含めヤングケアラーの実態が明らかになってきております。以下についてお考えを伺います。

1つ目、町内におけるヤングケアラーの実態調査は行っているのでしょうか。調査から当町の実態はどのようになっているか伺います。

2つ目の質問は、ヤングケアラーの問題解決に当たっては、地域社会、学校、教育委員会、生活支援等に関わる福祉課等の連携が必要と考えますが、具体的にどのような役割分担をし、対応されているのか伺います。

3つ目は、南魚沼市での調査では、ヤングケアラーではないかとの気づきは、学校での欠席、遅刻、宿題をしない、忘れ物、学力低下、友達関係が悪くなっている等の変化があると報告されています。また、同じ南魚沼市では、この学校での教職員の気づきを重要と考えて、研修を実施しているとの報告がありますが、当町では、教職員にそのような研修を行っているのか、また実施するというお考えはあるのか伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 1番、藤原信悦議員のヤングケアラーの早期発見と支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町として実態調査は、現時点で実施しておりませんが、子どもたちの欠席状況や家庭環境を把握しつつ、小中学校を関係機関に含む町要保護児童対策地域協議会において、早期発見、ニーズ把握に関するガイドラインやアセスメントシート、観察記録を使用した実態の把握や早期発見に努めております。

なお、町要保護児童対策地域協議会では、令和2年度において1件のヤングケアラー事案の通告を受理したほか、2件の心配な事案についても経過観察をしながら再発防止に努めているところであります。

2点目についてですが、ヤングケアラーである状況を把握した際には、町要保護児童対策

地域協議会において、介護サービス、高齢者福祉、母子保健担当として健康長寿課、生活困窮、ひとり親、障がい者担当として福祉課及び就学指導担当として学校教育課または教育研究所と連携し、課題解決に必要な支援機関等によるケース会議を開催の上、支援内容を調整し、福祉サービス等へつなぐほか、支援を実施した後も学校や関係機関と連携し、子どものメンタル面をサポートする相談体制も整備しております。

また、子どもを取り巻く大人と子ども自身がヤングケアラーの概念を正しく理解し、気づくことができる環境づくりが必要であることから、町要保護児童対策地域協議会を通じた研修会や会議等において周知を図ってまいります。

3点目についてですが、町として教職員に対する研修は実施しておりませんが、町要保護児童対策地域協議会の関係機関である小中学校をはじめ、当該協議会実務者会議において、早期発見・ニーズ把握に関するガイドラインについて周知しております。

なお、今後の研修計画については、状況を見極めつつ、検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1問目の質問のところで質問させていただきます。

町としては、実態調査はしておりませんが、町要保護児童対策地域協議会が動いているということですが、その協議会の役割と、それから人員構成はどのようになっているのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えさせていただきます。

要対協は、平成16年の児童福祉法の改正によりましてできた制度になっておりまして、矢巾町の場合は、平成18年5月に設置要綱を制定して、そこからスタートをしておる組織でございます。

役割としては、この協議会は、設置が努力義務になっておるのですが、全国市区町村においては99.78%設置されておるものでございます。役割としては、要保護児童、要支援児童、あと心配な妊婦を特定妊婦といいますけれども、この3項目について支援内容の検討や福祉サービスへのつなぎとか、調整とか、組織間の、関係機関の情報共有などを行うということになっております。

その組織は、会議が3つありまして、代表者会議、これは年に1回行っております。あと

実務者会議、これは年に4回、個別ケース検討会議、これは随時開かれております。構成団体ですけれども、まず調整機関と言われるものは、教育委員会事務局の子ども課が担っております。そのほかに関係機関として、岩手県福祉総合相談センター、児相、広域振興局福祉課、紫波警察署、紫波郡医師会、矢巾デンタル会、あと町内の各保育所、認定こども園、社会福祉協議会、あと町内の各児童館、各小学校、各中学校、民生児童委員協議会、人権擁護委員、関係課として健康長寿課、福祉課、学校教育課、以上で構成されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のに関連しまして、早く発見するという場合に、この外部団体というか、この部隊でケアラーを探し出せるものでしょうか。私が考えるのは、やっぱり児童生徒と接触が多いのは、家庭以外は学校だと思うのです。学校であれば、先生だと思うのです。先生たちが、その組織の中に入り込んで、いろいろと報告をされているものでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり一番子どもたちに接しているのは、学校の教員だと思っております。実際ヤングケアラー、その他、いろんな事案に関して学校で、やはり担任の先生あるいは養護教諭等が気づいた場合は、学校の管理職に連絡があり、そしてそこからまず校長先生等から私のほうにまず連絡が来る事案が結構ございます。そして、私のほうから子ども課につないで、いろんなケースがありますけれども、そこを先ほど子ども課長が答弁したとおり、随時やっている会議等で情報を共有して、どういうふうに対処していくかということを行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3つ目の質問にも話出しましたけれども、やはり気づき、これが一番大事だと思うのです。先生方がいろんな研修会に出るけれども、研修会、多分これだけではないと思うのですけれども、やはり子どもたちは、先生に振り向いていただきたい、困った子は。だけれども、先生がそれに気づかない、擦れ違う。これははじめの問題もそうですけれども、やはり先生たち大変だと思うのですけれども、一番の子どもの接点であり、昨日



と今日、何か調子がおかしいなと気づくのも先生だし、そういう意味では、やっぱり先生方の気づきについての研修は、是か非でも私は必要だと思うのですけれども、お考えはいかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、各学校のほうで子どもたちの欠席に関して非常に敏感になっております。このヤングケアラーというのは、家の家事、その他を担うために学校に来られない、あるいは遅れてくる、早退をする、そういうふうなふだんと違った行動をすることのまず気づきをします。そういったときに、何が原因でそういうことが起きているのかというのを家庭訪問をしたり、あるいは本人からの聞き取りをしたりとか、そういうふうなことをします。ただ、本人から具体的にそういうことが出ない場合もあります。これは、やっぱり観察をしていかなければいけないし、家庭の状況を把握しなければいけない。そこで、関係機関と、福祉課だったり、子ども課だったり、健康長寿課だったり、様々な機関と連携しながら、情報収集しながら、その子の置かれている状況を把握しようとしています。いずれ各学校のほうで月1回並びに2回とか、そういうふうな子どもたちに対する関係の会議をしております。情報共有しておりますので、そういったところから、まず収集しているというのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） そうしますと、先生方は、気づいた都度学校を通じて要保護云々にかかるわけですけれども、その場合に、一番気になるのは、個人差、どうしても私、気になるのは、先生方個人によって気づきの度合いが違うのではないかな、そうなる困った問題にならないのかなというのが一つ気になっています。その辺やはり何らかの形で一度先生方自体で、自分の学校の生徒たちがどうだということを南魚沼市のように1回やってみたらいかがでしょうかという提言ですが、お考えいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。今回ヤングケアラーだけではなくて、例えばいじめの早期発見もそうなのですが、やはり学校間あるいは教師の間でも、やっぱり個人差が出てきてあると思います。それをここ数年教育委員会のほうでも、とにかく平準化しようと思って、

いろいろ努力しておりますし、その取組方法もちょっと本年度もちょっとずつ変えながら取り組んでいますので、このヤングケアラーについても同じように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2問目は、国指定史跡徳丹城跡の歴史的価値を分かりやすく後世に伝えていくためにはどうするかということについての質問でございます。

以前徳丹城跡の整備に当たっては、来訪者が目で見て理解いただける方向で進めるべきではないかと質問いたしました。前向きな回答はいただけませんでした。現在史跡西域の整備事業を進めていますが、残念ながら他の古代城柵に比べても目に見えるものが少なく、また何を目的に整備されているのかがやっぱり理解できません。来訪者にご理解いただけるためには、やはりちょっと無理があるのではないかと、今のやり方では。文化財保護法があって、国指定になっているわけですけれども、文化財の定義としては、国にとって歴史上また学術上価値の高いものと定められています。よって、整備に当たっては、この趣旨に沿って行うべきではないかと考えます。

端的に言えば、百聞は一見にしかずの言葉のとおり、視覚に訴えるのが一番有効ではないかと考えます。これがありません。失礼ながら来訪者は、歴史的価値が分かる方はマニアックな方です。徳丹城に来て見ている遠くから来る方は、本当に歴史好きの人が見ているだけです。例えばロバと馬の違いを小さな子どもに説明されるとき、皆さんはどうやっていますか。多分絵本を見せたり、らちが明かなければ岩山に行ってみせるとか、直接見せると思います。やっぱり言葉だけでは、あるいは案内板だけでは、なかなか伝えづらい部分があるような気がします。

さらに申し上げれば、町内、紫波郡内において、徳丹城跡は唯一の国指定史跡です。その貴重な資源を観光資源として整備し、活用すべきと考えます。皆様ご存じのとおり、ニュース報道で多賀城の話が出ています。多賀城は、令和6年、2024年に創建1300年を迎えるということで南門、築地堀も含むそうですけれども、復元工事をして、地元の方にも紹介して、説明をしております。壮大な門になると思いますけれども、これが立派にできれば、あのエ

リアは松島もございますし、塩釜神社ありますから、観光地としてさらに飛躍できるのではないかと思います。そういう意味で、当町にそういう史跡があるのに、何もないというのはちょっとどうかなと思ひまして質問させていただきます。

徳丹城跡は、最終的にどのような整備をするお考えか。また、国が条件付で認める遺構の一部復元や関連施設の整備等について具体的な検討をしているのか伺います。

2つ目、現在でも史跡内の案内板は少なく、また案内板の場所も遺跡の場所もどこにあるのか分からない状況です。まことに不親切な史跡と捉えられ、評価を落とすことにつながらないか懸念しております。たびたび引き合いに出して申し訳ないのですけれども、今度ユネスコで登録になったようですけれども、一戸町の御所野遺跡では、もう案内板は立てないと初めから決めています。理由は、景観を損ねることから考えて案内板は設置しないと。そのかわりタブレット、もう動いていますけれども、タブレットにその場所に行くとアナウンスが入るようになっていきます。4月よりスタートしております、史跡内の要所での説明や資料館での案内ができるサービスが始められております。まだ、改善の余地はあるとのことでしたけれども、1人でも十分な理解が得られる内容でした。漢字にルビを振る必要もないし、視覚に障がいのある方にも優しい案内方法ではないかと思います。このような取組についてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 国指定史跡徳丹城跡の歴史的価値を分かりやすく後世に伝えていくためについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在史跡徳丹城跡においては、第二次史跡整備基本設計に基づき、令和2年度から5か年計画で外郭西辺北半地区の整備を実施しておりますが、最終的には発掘調査の成果を分かりやすく表示することにより、来場者が往時の、その当時の徳丹城の情景を思い浮かべながら、誰もが散策等できる憩いの場となるよう整備を進めてまいります。

また、現在の国道4号沿いにあったとされている建物の復元につきましては、それぞれの構築物の構造等についての資料等が十分にそろわないため、平面表示としますが、木製冑が出土された井戸跡の表示につきましては、レプリカを設置するなどの分かりやすい表示方法を行うこととしております。今後は、矢巾町文化財保護審議会及び史跡徳丹城跡整備活用委員会において、より理解の深まるような復元方法を検討するほか、矢巾町歴史民俗資料館北側に予定しております駐車場用地において、将来的には産直やトイレなどの便民施設の設置

や佐々木家曲家との連携を行うなど、にぎわいのある地域にしていまいります。

2点目についてですが、今回の整備計画において復元する予定となっております遺構については、併せてその遺構の説明板を設置することにしており、より分かりやすく表示になるよう努めてまいります。また、スマートフォンやタブレットを活用したサービスについては、現在具体的な活用方法について協議を進めており、全体を見渡せる鳥瞰図的なものや建物の復元表示なども検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 史跡の復元方法を検討するというお話でございますけれども、大体これはいつぐらいになったらばできるのか、日程的にお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

今回の令和2年度から令和6年度までの5年間の中の第二次史跡整備基本計画の中でも、実はやぐらの復元だとか、あるいは西門の復元ということも実は検討させていただきました。今回のそのやぐらや西門等の復元以外の事業費が5年間で約2億6,730万円というような大きい予算になってしまったために、やぐらの復元や、それから西門の復元については、なかなか難しいのではないのかなというような結論になったということがございます。

やぐらについては、今回の西側の地域については、70メートル間隔で17棟のうち9基やぐらがあったというふうに言われております。そのやぐらの部分の志波城がやぐら復元している、盛岡の太田なのですけれども、基本設計の予算でいきますと、1基当たり2,500万円だということで、なかなか今回の整備地域の9基について全部復元するのは難しいだろうと。ただ1基についても2,500万円さらに事業費をかけるのかという議論になったと聞いております。

もう一つ、西門についても8脚柱、要するに直径40から50センチの栗の木などの丸太を使った8本の脚の2階の門だというふうに言われております。2階建ての門ということで、それについても復元するとなると、当時の復元、同じような復元の手法を取ると、約1億円を超えるだろうということで、これについても断念したというような計画の状況ではございました。

ということで、まず今回は、その当時の状況をしっかりと復元、要するに地盤の状況とか、

植生の部分、こういった植物が生えていたのかというような部分までも復元するというような計画の中で、まず5年間しっかり整備をしてから具体的に、ご指摘でもありました当時はどのような建物があったのかとか、そういったものについては、AR技術あるいはVR技術を使って、そこら辺についてしっかり皆様に現場で体感できるような形をしていきたいというふうに考えてございますので、まずはこの5年間の部分については、しっかりこの第二次整備の部分の事業をしっかり行ってから、併せて並行しながら、そういった皆様が何回も足を運びたいというような遺構、遺跡の部分になるように検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、いずれこれが終わってからということではございません。並行しながらしっかりそこは検討させていただきたいというふうに考えてございますが、なかなかAR、VRについても最初から画像を作り込んでいく、それから地域の調査、それから当時の建物の調査もしなければならぬというような事業費がかなり高いということで、我々が予定している遺構の表現方法については、徳丹城を感じていただきたいということで、体験ツアー、どこに行けばこういったものがありましたよとか、こういった遺構がありますというようなものを動画として感じられるような内容、それから部分、部分に行けば、遺構、それから門あるいはやぐら、それから川村運河のほうまでしっかり分かるようなAR動画なども作り込んでいくということで予定しましたが、その予算についても、約3,900万円くらいかかるということで見積りを取ってございました。そういった部分も国の補助金2分の1使えるという状況も把握してございますので、並行しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） なかなか時間がかかるよという説明ですけれども、せっかく観光資源として育てるという観点も考えて、お金も考えたほうが良いと思います。これクラウドファンディングしたり、寄附をいただくとか、いろんな方法があると思いますので、大体これぐらいまでは復元できるよという話を、ぜひ検討いただいておりますので、地元の方々は喜ぶと思います。何分地域の皆さんは立派な史跡ができると思って動いたわけです。もう50年たっていますから、動き始めてから、全く町がなくなりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。その辺についてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今担当課長が回りくどい抽象的な説明で、これだったら、いつ実現できるのか。それで、今県内では、まず世界遺産が平泉と橋野鉄鉾山、今度の北海道、北東北の縄文遺跡群で、県内に3つの世界遺産があるのです。そのほかにも国立公園が三陸復興関係の国立公園と十和田、八幡平、そのほかにも三陸ジオパークとか、世界遺産には徳丹城は無理なのですが、それよりワンランク下がった日本遺産に取り組んだのですが、どうも私ども、隣の盛岡市の志波城もそうなのです、秋田もそうなのですが、いまいち力が入らないと。

そこで、今日も今さっきまで、議会始まる前に田村課長とちょっと強いやり取りしたのです。実は、もういいと、復元できないのであれば、10年ぐらい前に、いわゆる鉄パイプで復元して、そしてやったことがあるのです、政庁跡を、そのときに、私もちょっと記憶に残っているのは、国道4号で夜きらきらと光ると交通事故が心配だとか、警察からクレームが、そんなことで、だから今回やぐらとか、西門とか、政庁、これをまずパイプを使って、実際過去にもやったのですから、そして復元してみたらどうなのだと。いや、駄目ですと。そういう中途、中途半端、まず、ここにこういうのがあったのだと。もし、政庁跡も徳田小学校のところなので、今あそこあれなのであれば、今度駐車場の整備もするから、こっちのほうの西側で今言う、どうも分かりにくい西辺北半地区のほうに西門跡、どうせ建てるのではない、パイプで組んでやるのだから、その周りに門とかやぐらを、もう今日藤原信悦議員さんも、かなり疲れていると思うぞと、地元で何も見えないと。

そこで、それから表示板も今度の予算にも出してきたのです、当初予算。答弁では鳥瞰図というような、私に言わせれば、こんなことの表示板だったならば、やらないよりさらに劣るのだと、もう少し考えろということで、それでこの表示板なんかも、私らの考えではなく、地域の人たちも巻き込んで、そして独りよがりの表示板ではなく、みんなで知恵を出し合っでやるべきだということで、実は今日藤原信悦議員対策で、ちょっと強いやり取りをしてきたのです。

それで、そういったことで、もうこれ以上先送りできないのです。地域の方々にも、もう説明しているわけです。なぜ今回教育委員会から文化スポーツ課、町長部局にしたというのは、遅々として進まないからです。だから、総括報告書にのっとってやるとか、分かったと。だから、まず今、そしてタブレットを使ったり、アプリを使ったりと、これは私に言わせれば、偽物なのだと、見えないものを見えるようにただするだけです。だから、そういうこと、今もう本当に真剣になって考えなければならぬ。だから、これは藤原信悦議員さんもそう

なのだけれども、地元の方々、そして観光振興から考えたとき、今やらなかったらいつやるかということなのです。

だから、そのためにも地域の方々を巻き込んで、あるいは議員さん方からもお手伝いしていただいて、やぐら、そして政庁跡の、実際過去にやったわけですから、そういうことをぜひやっていきたいと。そして、盛り上り、その機運を醸成していきたいと。やっぱりいいぞと、これ形にして見える化すると、もうやるべきだと、そういうことを。そして、徳丹城の春のお祭りのときに、その政庁跡で鉄パイプか何かで造った、そこに馬を連れてくれば、藤原まつりに勝るとも劣らないいいものになると、そういう確信をしておるのです。だから、一戸の御所野遺跡、縄文時代でもああいうふうに復元しているのです。何で80年代の初頭のあれが復元できないかということなのです。

あとお金は、これはもうみんなで考えれば捻出できることですから、だからそのことも含めてぜひ前向きに取り組んでいきたいと思えますし、その5か年の計画の中で、方向性を示していきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ということなそうですので、ぜひ実現するようにこれからもよろしくをお願いします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3問目は、人口減少傾向下での定住促進の創出についてということでございます。

広報やはばによれば、4月1日現在の当町の人口は2万7,000人の大台を割り込んでおります。前年同期比でも248人減っております。5月1日現在でも、4月よりは4人増えましたけれども、まだ2万6,983人ということで住基台帳レベルの話ですけれども、2万7,000人を超しておりません。一方、昨年10月実施の国勢調査速報値では、平成27年に比べると1.4%の増加となっていますけれども、平成27年と平成22年を比べると、そちらは1.7%の伸びです。だから、伸び率が落ちているのです。そういう意味で、やはりいずれ何らかの対策を打たなければ、人口は将来推計人口よりも早く減少に向かうと思われれます。やっぱり国もそうですけれども、地方自治体にとっても、住民がいる、いない、やっぱり人口も一つの指数になるはずですので、その辺、減るのはどうしようもないのは分かりますけれども、緩やかに

できるようにできればなと思ってご質問しております。

質問ですけれども、人口減少は、予測よりも早まっていると感じますが、その要因は何であるかお考えを伺いたい。

それから、2つ目、この傾向に歯止めをかけるために住宅用地の確保と併せ、就労の場の確保を急ぐべきと考えます。そのために今取り組んでいる企業誘致を強力に推し進めるとともに、地場産業の育成、新規産業の創出に力を入れるべきと考えます。産業育成等については、産学官連携でのプロジェクトで進めることになっておりましたけれども、その後の取組経過と今後の課題についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人口減少傾向下での定住人口の創出についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の合計特殊出生率は、平成元年度から、この人口置き換え、置換水準を下回っており、人口減少の傾向にあります。また、自然増減についても、平成22年度からの10年間の推移を見ますと、全て減少となっております。本町の人口増加を示してきたものは、社会増によるものですが、直近の1年間の集計では、社会増減も減少に転じております。本町における人口減少の要因につきましては、少子化など、我が国における人口減少の流れに起因しているものと認識しております。

2点目についてですが、産学官連携でのプロジェクトについて、新たな産業育成における発足には至っておりませんが、産学官に金融を加えた関係者との有益な情報交換会や学習会を積極的に実施しております。今後は、総合的かつ計画的な事業の推進に向け、中小企業の振興に関する基本計画策定に今年度から取り組む予定であり、今までの情報交換等による有益な情報を基にプロジェクトの推進に取り組んでまいります。

今後の課題といたしましては、定住人口を促進する企業誘致の取組も町の重要な施策の一つではありますが、地場産品、人材、技術、その他町が有する資源を活用した新規産業の創出について、町は側面から支援しつつ、地域企業等が連携し、主導する形で取り組んでいけるよう推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

藤原信悦議員。



○1番（藤原信悦議員） 人口減少は否めないのは事実ですけれども、その減少率を下げる手だてについて何かお考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 非常に難しいことかなと思っておりますけれども、まず人口に関する認識でございます。我が国の、いわゆる第一次ベビーブームと言われていたときの出生数が269万人、その方々が団塊の世代と言われてますが、その団塊ジュニアである人たち、第二次ベビーブーム、出生数が209万人です。本来であれば、この方が約25年後ぐらいに第三次ベビーブームというものを形成するはずだったのですが、それがちょうど2000年頃でミレニアムベビーと言われる方々です。それが119万人しかいません。直近の2019年の我が国の人口は、出生数で見ると86万人、そういった意味では、非常にもう落ちてきているということにして、この年の出生率が1.36ということになります。合計特殊出生率が1.36ということになりますので、次世代が形成される人口というのは、約3分の2で人口が形成されていくことになっています。そうすると、現時点でもう潜在的なお父さんとお母さんの数は決まっていますから、ここの流れは止めることはできないというのが、今日本が置かれている人口の大きな問題かと思っております。

また、一方で、仮に突然人口減少が止まって、合計特殊出生率が2ということになったとします。出生数も増えてきて100万人の出生数も例えば規模が、世代ができたとしますが、日本の平均寿命が、これもまた仮に80年だとすると、次世代を形成する人口というのは8,000万人になります。ここにおいても、やはり潜在的に減っていくということは、人口減少が止まっても、合計特殊出生率が2になっても、人口減少は止まらないというのが日本の人口の抱えている大きな問題になります。したがって、大きな視点で上げる手だてがあるかという、長期的な視点で見ると、かなり難しい。その長期的な視点に立つものについては、恐らく国が中心になって手だてを打たなければいけないものだと思います。

一方で、短期の人口の視点というふうに考えた場合、地方創生の視点から全体数が減っていても、我が町の人口の減少は上げたい、維持したい、あるいは減っていてもソフトランディングしたいというようなことが問われていて、今藤原議員がおっしゃっているのは、そちらのほうだと思います。そういったことに関しましては、やはり潜在的な母親になれる世代をいかに残していくのかということが重要になってくると思いますので、働く場の創出と住む場所の確保、これがもう我が町の圧倒的に短期間における重要な課題ではないかと認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 最後の質問です。矢巾町生活支援事業、やはば移動スーパーについてでございます。町と株式会社シンセラが連携したやはば移動スーパーの運用が始まりましたが、いろいろと疑問に思っている部分がありまして、お尋ねいたします。

1つ、本事業の目的は、移動手段がなく、近くに小売店のない地域に住む買物弱者と私、書きましたけれども、回答書には、困窮者と書いていますので、困窮者に統一します。買物困窮者への支援が目的だと理解していました。しかし、戸別に配布されましたチラシ、これですけれども、配ったやつ、これを見ますと、立ち寄る公民館20あるのですけれども、矢幅駅から矢巾口の間だけで10、残り10は、東部と西部に配置になっています。何かちょっと違うのではないのかと。というのは、矢幅駅周辺から矢巾口は、スーパーも大きいので3つあるのです、ユニバースも含めて。買物に不便しているのだろうかというのが疑問です。それから、公民館で活動している方々を対象にしていますけれども、そういう方々は元気な方です。自分で買物できます。品数が300しかそろわないお店と、何万点と選べるお店と、どちらをチョイスしますかといったら、私なら品数の多いほうに行きます、選択肢が多くなりますから。そういう意味でちょっと矛盾を感じておりました。

確かに市街地の買物弱者の支援も大切ではありますが、先に取り組むべきことは、高齢化が進み、近くにスーパー等の小売店もなく、歩く以外に移動手段を持たない周辺地域の方々への支援が最優先と考えます。その点、株式会社シンセラさんとはどのように協議なさったのかお尋ねしたいと思います。

2つ目の質問は、1週間に1回の巡回スケジュールでは、鮮度、日配品もそうですけれども、鮮度に問題が出る、要は商品劣化してしまっていて、次の週の巡回まではもたないということです。生鮮食品はなかなか買えないと思います。一度の買物で何日分の保管ができるかも考慮し、最低でも週2回の巡回が必要と考えますが、その点についてどのようにお考えか2点ご質問申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町生活支援事業やはば移動スーパーについてのご質問にお答えい

たします。

1点目についてですが、今年度から運用開始したやはば移動スーパーは、次の3つの支援を目的に事業化したものであります。1つ目は、コロナ禍における外出自粛に対する買物支援。2つ目は、今後高齢化率が上昇することを踏まえ、買物が困難な方々への生活支援。そして、3つ目は、各地域のサークルなどへの集会機会の増加と地域内の見守り等の協力体制の強化を目的としております。

現在のところ、各地域で実施されております通いの場サロン等の時間帯に合わせ、町内20か所の地区公民館等へ訪問しているところではありますが、議員ご指摘のとおり、近所にはスーパーがなく、移動手段にお困りの方々への支援が今後重要と捉えております。既に株式会社JAシンセラとは、買物が困難な方々への支援として、個別注文に対応すべく、そのシステムを構築中でありますので、事業化に向け鋭意努力してまいります。また、町民の皆様に対しましては、さらに周知に努め、地域の皆さんの生活に寄り添い、長く親しまれる移動スーパーにしていきたいと考えております。

2点目についてですが、本来であれば、食料品の購入は、週に複数回必要とされるべきと考えておりますが、1点目でお答えいたしましたとおり、個別注文に今後対応した場合、現在の車両台数での対応や販売員確保の観点から、最低週2回の訪問は難しい状況となっておりますので、今後は、需要の拡大を前提に車両の増台、増車や販売員の増員について、株式会社JAシンセラと協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） やはば移動スーパー立ち寄り公民館の選定基準について教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 選定基準でございますけれども、やはり人が集まる場所がないと、なかなか販売する機会も難しいということで、今のところはエン（縁）ジョイとか、そういった集まる機会、各公民館であるかと思っておりますけれども、そういった活動を通じて、多くの皆さんに買っていただくということで公民館を一つの、車で当然回って歩くわけでございますので、人が集まった際には、そういった危険な防止も踏まえて、より安全なところで購入していただくということを目的に公民館を選んでいくところでございますし、今

後公民館以外にもそういった皆さんが集まれるような場所があるということであれば、ご希望に沿えるような形で考えてはいきたいと思っておりますけれども、先ほど答弁の中にもありましたとおり、集まるだけではなくて、やはり個々人の要望に応えるということも重要かと思っております。そういった意味で個別販売ということも J A シンセラとともに、今検討しているところでございますし、その方向で、こちらのほうからも J A シンセラのほうにお願いして、先ほど目的が3つありますというふうなお話をさせていただいたわけでございますけれども、その3つが同時にかなえられれば一番いいわけではございますけれども、ひとつ買物支援、買物困難者に対する買物支援というものも重要な一つでございますので、それは福祉的な要素も加わってくるかと思っておりますけれども、その辺併せまして町として支援しながら住民の方々にお役立ていただけるような移動スーパーにしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） どのような営業をしても、どこでもそうだと思うのですが、必ず市場調査というのをやるのです。このルートを回ったならば、家計諸支出から支出される金額は幾らと。それだったならば、車を使ってガソリンかけて、人手をかけても利益から賄えると、それが全然見えないのです。その市場調査、ちゃんとやったのですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 4月からの運営に当たりまして、まず各行政区、かなり回っております。その辺の要望も交えながら、今現在のスケジュールで曜日ごとの回る期間、その辺を決めてまいっております。各行政区回って歩いたのは、多分20回ぐらいは担当がそれぞれの行政区に伺いまして、要望等をお伺いしながら、一番効率のよい巡回方法、その辺を検討してまいってきたところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今の答弁にかみつくわけではありませんけれども、やはり J A シンセラさんも採算が合わなければ撤退しますよ、個別もやると言っているけれども、個別は、自宅に届けてくれるのですか、コストがかかります。やっぱり市場をちゃんと把握すること、事業として成り立つか、予測でもいいですから、収支計画を立ててからやらないと、お互いに嫌な思いをするだけだと思います。もしやられていないのであれば、その辺も踏まえ

てきっちり組み直しをしていただきたいと思います。

それから、やっぱり最優先は、足のない、近くにスーパーがない、そういう人たちをやっぱり優先するように巡回を組むべきだと思います。広域になるかもしれませんが、やっぱりそれはやるのであれば、重点を外してはいけないと思いますが、その辺のお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま藤原議員からお話があったことにつきましては、ごもっともでございます。今も市場把握はやっておるところではございますけれども、足りないということであれば、やはり我々の認識不足のところがありますので、今後さらに市場把握に努めながら最優先課題として捉えまして、その辺は今後の運営の在り方、その辺はJAシンセラとともに十分調整を図りながら進めてまいりたいと思いますので、ご意見は、いろいろ様々あるかと思えます。そういった意見を議員さん方からも当然もらいながら、よりよい方向に進めるように今後運営していきたいと思えますので、今後ともご指導方、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、要検討するという事で高橋町長も手を挙げたかったようですが、まず課長のほうで答弁されましたので、次回もまた同じような質問をしていただきまして、町長の答弁をいただきたいというふうに思えます。

以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここでおおむね1時間が経過しようとしてございますので、暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、7番、高橋安子議員。

1問目の質問を許します。

( 7 番 高橋安子議員 登壇 )

○ 7 番 ( 高橋安子議員 ) 議席番号 7 番、町民の会、高橋安子でございます。

1 問目の質問は、本町の児童生徒の不登校の実態と対策についてお伺いいたします。

全国的に不登校に陥る小、中、高校生が、子どもの人数が減少しているにもかかわらず、毎年高水準で推移している状況でございます。特に5月の大型連休以降や夏休みなど、長期休業以降には、不登校になる児童生徒が増加するとのことでございます。不登校になった場合の支援は、学校以外の場所で学校生活への復帰を支援することを目的に、適応指導教室等でありました。しかし、そこにも通えない児童生徒も多いことから、平成29年2月に文部科学省から義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律、教育機会確保法が施行されました。このことによって、フリースクールや家庭など、学校以外での学びの場が増えました。また、令和元年10月には、学校復帰を目指していなくても教育支援センターやフリースクールで学んでいる日を学校長の判断で出席扱いにできるようになりました。このことから以下お伺いいたします。

1 点目、本町での小中学校の不登校状況についてお伺いいたします。

2 点目、不登校として計上されるのは、年間継続して30日以上欠席の児童生徒と聞いております。それ以外に不登校傾向の児童生徒はどのぐらいいるのかお伺いいたします。

3 点目、本町での不登校児童生徒への対応についてお伺いします。

4 点目、今までに不登校になり、フリースクールを利用した生徒が高校進学を果たしたという話を聞いております。本町では、不登校児童生徒について、フリースクール等との連携があるかお伺いします。

5 点目、子どもの数が減少する中、不登校になる児童生徒の数が増加しています。本県では、令和元年度児童319人、中学校生徒は958人とのことでございました。このような状況から今後は公、民一体となった支援対策が必要と思われれます。既に全国ではフリースクール支援事業補助金制度を設けているところもあることから、本町でも今後フリースクールへの支援を検討すべきではないかと思いますが、その予定があるか。

以上、お伺いいたします。

○ 議長 ( 藤原由巳議員 ) 和田教育長。

( 教育長 和田 修君 登壇 )

○ 教育長 ( 和田 修君 ) 7 番、高橋安子議員の本町の児童生徒の不登校実態と対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和2年度末時点での30日以上欠席の不登校児童生徒数は、小学生4人、中学生28人の合計32人で、令和元年度より8人増加している状況であります。

2点目についてですが、不登校の前兆とも言える7日以上欠席児童生徒数については、令和2年度末時点において、小学生3人、中学生18人の合計21人で、令和元年度より1人減で、ほぼ横ばいとなっております。

3点目についてですが、不登校の児童生徒への対応は、学校において教員が中心となって行っておりますが、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談により、不登校の要因について把握し、解消できるように取り組んでおります。また、児童生徒の状況に応じて様々な対応が必要であることから、学校に少しでも来ることができる場合は、別室登校やタッチ登校から始め、学校に入ることが難しい場合は、教育委員会内にある適応指導教室こころの窓への通級を勧めるなど、複数のチャンネルを用意することで、それぞれの児童生徒に合う方法を提案しております。

4点目についてですが、3点目でお答えしたとおり、複数のチャンネルの一つとしてフリースクールが挙げられます。児童生徒の出席として認めるためには、教育委員会においてフリースクールでの指導方法を確認し、出席扱いに足ると認めた後に、学校とフリースクールが指導内容を協議して決めております。

5点目についてですが、フリースクールでは、基本的に利用者から利用料を徴収して運営されていることから、現在のところ支援は考えていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 全国で不登校、令和元年度の資料なのですがけれども、全国での児童は5万3,350人、生徒数との割合が0.83%、中学校の生徒が約12万7,922人、3.94%が不登校ということがございます。全国で不登校児童生徒の対策に力を入れている県が出てきております。市町村もそのとおりでございます。福岡県では、本年度からフリースクール支援事業補助金を交付するとのこと。また、宮城県では、年齢制限なしのフリースクールもあるとのことでございます。これは、ひきこもり問題や8050問題への解決の糸口になるのではないかなど期待しております。このようなことから、本町でも児童生徒の将来を考えると、支援体制を構築していくことが必要であろうと思うわけでございます。

それで、令和2年度末時点で小学生が4人、中学生28人の30日以上欠席で、前年より増

加しているとのことでございます。不登校の前兆とも言える7日以上欠席が小、中合わせて21人、合わせると約50人の児童生徒が不登校あるいは不登校ぎみとのことでございます。そこでお伺いいたします。

その中で全く学校に行けない児童生徒はどのぐらいいるのでしょうか。また、不登校になった主な原因というのは、どんなものがあるのか、お話しできる範囲でお知らせいただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問でございます全く学校に来られていない児童生徒というのは、今のところはおりません。本当に数日かもしれませんけれども、いずれ少しはタッチ登校なりはしている状況でございます。

それから、令和2年度30日以上学校に来られなかった子どもが増えたという一番の要因は、コロナ禍だと分析しております。これは、本町だけの傾向ではなく、本県全体の傾向でもあるようでございますが、家庭の中にいる時間が多くて、どうしてもゲームとかをやることによって、例えば昼夜逆転した生活を送るとか、そういったことが大きい要因かと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 全国的にもコロナ禍でこういうふうな不登校になる子どもが多いということを聞いております。今までだと本当に5月の連休後とか、夏休み以降がすごく多かったのではないかと思うのですけれども、今家で勉強しなければならないとか、両親がコロナ禍で家にいるということで、そういうのも原因になるのかなと思っています。

この不登校というのは、先生方にとっても、保護者にとっても、一番の解決策は、学校に戻れることであると思っています。でも、どうしても戻れない子どももいるのも現状ではないかなと思っています。不登校に陥った子どもは、同級生や知っている人に会いたくないという子どもが多いように感じます。いじめに遭った子どもは特にそうです。保護者にとっても、子どもの不登校は、想像以上につらく、世間にも知られたくないという思いが強いのではないのでしょうか。

10年以上も前になりますが、私は不登校や非行を犯した少年たちの見守りの仕事をしてい



たことがあります。その中で、小学校高学年で不登校になり、すぐ目の前にある中学校に1度も通学できない子どもがいました。日中は寝て、夜になると、自転車で隣町にあるゲーム場に通う。家族の言葉に反抗し、仏壇をひっくり返すなどの荒れる生活が続いたことがあります。自分の体に何か所も傷をつけ、自傷行為を繰り返す少年、今年自殺というのもすごく問題になりました。全国で499人が自分の命を絶つということもありました。また、自分のほうを振り向かせようと思いがけない事件を起こしてしまう少年、そういう子どもを何人も見てきました。でも、そんな中で今はいい父親になっていたり、中には会社の社長になっている子どももいます。これは、その子どもに聞いたところ、周りに協力者がいたから、周りに話せる人がいたから自分は立ち直れたのだという言葉を残しております。

よい出会いがあれば、絶対子どもたちは立ち直れると私は信じております。もし、どうしても学校に戻すことが無理な子どもや知っている人に会うのが嫌な子どもでも地域以外のフリースクールを利用することによって、自分の居場所を見つける。あるいは居心地のよい場所に巡り会えることも可能であると思います。そこでお伺いいたします。

1点目、今まで本町でフリースクールを利用して出席日数に加算された児童生徒があるかお伺いいたします。

2点目、1人1台端末整備の影響で、子どもの在宅学習をオンラインで実施できるようにもなっております。奈良県では、不登校の小学6年生に向けたオンラインの学習指導を始めるとのことでございます。本町では、オンラインによる不登校児童への学習支援の考えはないか。また、フリースクールに通う児童生徒への教育支援をフリースクールと連携を取りながらやっていく考えがないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、フリースクールに関して出席扱いとする取扱いですけれども、これ昨年度から教育委員会のほうで始めました。そこで現在2か所のフリースクールを行っている事業者さんのところに合計で4名通っているところがございますので、こちらのほうに例えば放課後デイサービスをやっている事業所であれば、午前中例えば学校に行って、午後から放デイのほうに行くとなった場合は、そもそもこれは出席なのですが、もしその子が学校に最初から、朝から行けなくて、放デイのほうに行った場合は、出席扱いになるものとなります。

それから、オンラインの関係ですけれども、まずフリースクールではありませんけれども、

オンライン教材を活用して学習した場合に、出席扱いにならないかというものも学校から昨年度教育委員会のほうに相談がありまして、その内容について、その教材の内容を確認して、どういった内容で、学校のほうで確認できれば出席扱いとできるかとを協議して、こういうところまでできれば出席扱いとしましょうというのも、そういう事案も昨年度ございました。

それから、今後フリースクールとの連携の部分ですけれども、やはり先ほど議員おっしゃったとおり、法律自体もまだこれから新しい部分がありますし、都道府県レベルでの取組もまだまだこれからの部分がございます。今年度ちょっとコロナの関係で今延期となっているのですが、県の不登校児童生徒支援連絡会議というのもございまして、この中で教育委員会だけでなく、フリースクールをやっている事業者さんも集まった、そういった会議も開かれる予定となっておりますので、そんな中で今後どういった取組がやっていけるかというのを協議しなければならないと思っておりますし、あと個別に端末を活用したところで何ができるかというのも含めてこれは協議しなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもちょっと補足させていただきます。議員最初のほうにお話しされたことに関連してですが、基本的に学校現場において、子どもの出席日数について、子どもが不利益にならないような、そういうふうなことをこちらのほうで配慮しております。どういうことかということ、例えば中学生においては、出席日数ということが高校進学の場合に一つの要素になります。そういったことを非常に気になされて、保護者の方が子どもに対して出席を促す、登校を促す、「行きなさい、行きなさい」と言ってしまう。そういうことに対して子どもが逆に閉じこもってしまうということがございます。

そうではなくて、学校とのつながりあるいは子どもの居場所というのは、様々なパターンがあるのですよということを保護者の方に示しているわけです。例えば学校の担任が家庭訪問をすれば、これは出席日数にカウントします。これもありなのです。そのときに本人と会って、そして教材を渡すこともあるでしょう。あるいは担任の先生に会いたくない、学校の先生と会いたくないと言っても、教材を置いて、資料を置いて、プリントを置いて、それを行ったことをもらって、そうすることによっても、これはカウントできるのです。要するにどういったつながりを、学校とのつながりを持っているかということをもまず取り組んでいるということです。これが子どもたちの不利益を妨げないようにしているということ、そこを重点にしております。

あと最初に課長のほうからありました、いわゆる学校に全然行けていない子どもたち、それはいないということで、これは今申し上げたとおり、様々なことで取り組んでいるので、学校に全部行っているからではなくて、あるいはこころの窓に来たりとか、あるいは家庭訪問をしてとか、そういうカウントを含めて全休はないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 児童生徒の教育環境の整備、その中でのフリースクールの立ち位置というのは、やっぱり非常に重要なのです。だから、今後そういった関係機関、団体、特にもフリースクールを設置されている皆さん方とは連携、そして町としても支援策を考えていかなければならないと。

今高橋安子議員の質問の中にも、これは県だけではない、もう全国的ないろんな事例を、奈良県とか、福岡県の事例を出されてきたのですが、そこで今度の町村会で、来年度の国に対する政策要望また予算要望の中に、今回町村会として入れさせてもらうことにしました。これは、私、強く強調させていただいて、そののところちょっと文を紹介させていただきますが、不登校児童生徒への社会的自立に向けた対応について町村がフリースクールをはじめとする民間団体と連携して取り組める支援体制を構築すること、これを今回県の町村会としての、いわゆる政府要望に出させていただくことにしましたので。

そして、やっぱりフリースクールの認知度を私らも向上させていかなければならない。やっぱりそういう学校に行けないお子さん、抱えている保護者の人たちがそういう受皿もあるのだなという認知度もこれからしっかり周知して、そしてやはり先ほどの質問の中にあっても、私もそうだったのですが、どちらかという学校にあまり行きたくないというあれだったのですが、しかしそういった中で、教育環境がいろんな選択肢がある中で勉強できる体制整備、環境整備、やっぱりそういったことはこれからしっかり構築していきたいということで、このことについては、もう教育委員会だけではなく町当局としてもしっかり取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 本当に大事なことだと思いますので、ぜひお願いいたします。

それから、教育長の答弁の中に、学校に全く来ない生徒がいるわけではなくて、先生が訪

問した際の1日出席となるような形もあるということでした。以前から先生方は、本当に不登校の子どもに苦勞されていると思います。行っても会えない場合も多いのではないかなと思うのですけれども、おいでというよりは訪問してもらったほうが子どもたちは、陰からでも見ているのだそうです。あっ先生が来た、誰かが来たというのを確かめているという話も家族から聞いたことがありますので、ぜひ今後とも続けていければと思います。

それから、フリースクールのことですが、先ほど町長からすばらしい答弁をいただきましたけれども、利用者から利用料を徴収して運営しているのがフリースクールということですので、先日は、紫波町にあるフリースクールに行って話を聞いてきました。そこは、対象が小学生から18歳までが通所できる施設でございます。地域や保護者の協力で運営し、家賃、光熱費のほとんどは認定こども園が協力しているとのことでございます。それでも、開所から3年で多くの赤字になっているということでした。そこには、本町の子どももお世話になっております。

私が訪問した際には、朝礼の時間でしたが、子どもたちは想像以上に明るく、勉強している子ども、楽しそうにおしゃべりをしている子どもやこども園のお手伝いをしている子どももいました。その施設がある下のところがゼロ歳児から2歳児のこども園になっております。その保育士さん、「ちょっと人手がなくなったから手伝いに来てちょうだい」って言うと、急いでその子どもたちが行くのです。小さい子どもにミルクを与えることで、自分も保育士さんになりたいという希望を持って高校に進学した子どもがいるということを知りました。そういう話もありますし、また、園の中でいろいろ話を聞いていると、自分は将来何になりたい、プログラマーになりたいとか、いろんな夢を語る子どももいました。その様子からは、不登校という暗さは感じられませんでした。

私たち大人は、子どもを守る義務があります。昔は、昨日町長がおっしゃっていたように、大家族で生活して、親が子どもを叱っても祖父母が助けてくれたりしました。今は核家族化で家族も少なく、共働きの家庭も多くなり、子どもの話をゆっくり聞く、あるいは助ける余裕がなくなっているのではないかなと感じております。不登校になっても、学校以外の場所で社会的自立に向けて学習に取り組むことができるよう援助していく必要があるのではないかとつくづく思っております。フリースクールが子どもたちにとってそういう場所になるのであれば、できる限りの支援をしていく必要があると思っております。

全国では、フリースクール支援事業、補助金交付事業を実施している県、先ほど言いましたけれども、これもありますし、これからはフリースクールも1か所だけではなくて、本町

にも1か所あるということなのですけれども、少し子どもが自由に選べるような形で人数を少なくして、こういう施設が多くなってもいいのではないかなと私は思っております。

なお、不登校の子どもも地域を敬遠する子どもも多いと思われることから、できればこういう施設も多くなってくれば、多くなるといっても、そんなに限りなく多いということではなくて、子どもが選べる程度の施設が増えてくれればいいのかなと思っております。この援助、支援については、もちろん物資とかの支援もあると思いますが、やっぱり私が行った施設では、3年で400万円の赤字、こども園のほうから電気、水道代、家賃と、全部協力してもらっているということだったのですけれども、それでも学習教材等を買うには、赤字が増えていく一方だということでもございました。ぜひ本町でも金銭的な補助金、助成金等について補助する考えがないかどうか、考えていらっしゃるかどうか最後にお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。先ほどいろんな形で議員のほうから紹介がありました。これは、市町村レベルの問題ではなく、町長も話をされたとおり、県とか、あるいは国とか、そういうレベルの問題だと思います。町としてそういったところに要望すると、今こういうふうなフリースクールが盛んに子どもたちの受皿として各地にあるのだということを示しながら要望を繰り返していくということしか今のところできないのではないかなと思います。

ということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

えんじょいセンターの活用についてお伺いたします。介護予防、認知症予防を目的に、えんじょいセンターが開所してから半年が経過しました。この間、おれんじボランティアの皆さんや町社会福祉協議会の事業計画により活動している状況でございます。このことから以下伺います。

1点目、開所当初から現在までの利用者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、男女別ではどうでしょうか。

2点目、日によって時間帯が異なるようですが、午前10時から午後3時まで実施する場合、1日に利用する方は、どのぐらい、1日通して利用される方等、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

3点目、男性シニア健康サロンの参加者はどのぐらいいるのかお伺いいたします。

また、どのような活動をしていらっしゃるのかお伺いします。

4点目、今後子どもたちが利用できる場所としても使用したいとのことでしたが、現在厨房施設がない状況でございます。厨房施設を完備する計画があるのかどうかお伺いいたします。

既に本年度からここかむ食堂が月2回、夜ここかむを実施する計画がございます。厨房がない場合、公民館やさわかハウス等で準備し、運ばなければならず、悪天候の場合など、困難であると思われませんが、どうでしょうか。また、厨房施設が完備することによって、高齢者でセンターを利用している方も昼食できる場所としての利用や子どもたちとの交流もできるのではないかと思います。

5点目、2階を利用して、ここかむ食堂等休日や長期休業中に児童生徒に開放する計画がないか。

以上、5点お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） えんじょいセンターの活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、えんじょいセンターが開所した令和2年10月から令和3年3月までの利用者は、延べ1,372名となっております。男女別の利用者は集計しておりませんが、事業等参加者の状況からすると、女性の利用者が多い傾向となっております。

2点目についてですが、午前10時から午後3時までの時間帯に限定した利用者は把握しておりませんが、1日平均で11名程度の方々が利用しております。

3点目については、男性シニア健康サロンを開始した令和2年11月以降、令和3年4月までに9回開催され、延べ50名の方が参加しております。また、活動内容は、軽い運動をしながら簡単なゲームを行うコグニサイズや脳の活性化を図るマーじゃんなど、認知症の予防につながる取組を行っております。

4点目についてですが、えんじょいセンターは、高齢者の介護予防や認知症予防、そして先日結成されましたチームオレンジの活動拠点を目的として介護施設等整備事業費補助金の交付を受けて、既存の建物を全面的に整備したものでありますことから、補助金等に係る

予算の執行の適正化に関する法律などの制約がありますが、こうした制約を逸脱しない範囲で可能な限り多世代の交流が行われる仕組みの構築を図ってまいります。

また、現在のコロナ禍においては、会食を通じての感染拡大が懸念されることから、ここかむ食堂における活動内容が会食ではなく、あらかじめ用意したお弁当を手渡しする方式となっております。

厨房設備の設置計画につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況をしっかりと見据えながら、総合的に検討してまいります。

5点目についてですが、2階を利用しているここかむ食堂の開催や児童生徒への開放については、施設やスペースなどが狭いことから、総合的に検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 3月末まで延べ1,372名が利用している、すごい人数だなと思って改めて通いやすいところなのかなと思っております。これ平均すると、1週間に5日ぐらいにして50人前後、午前、午後いらしていると思うのですけれども、ここに通っていらっしゃる方々は、自分で自力で通っていらっしゃるのでしょうか。今後、例えば送迎等を考えていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

現在のえんじょいセンターに通っていらっしゃる方々は、ほぼご自身で自家用車あるいは徒歩でいらしている状況でございます。今後えんじょいセンターに行きたいけれども、なかなか足がないとか、運転免許を返納したとか、そういった方もあろうかと思っております。現在えんじょいセンターのほうには、地域包括支援センターの職員3名が常駐しておるわけですが、今後認知症の方のデイサービス事業的なものを送迎も行いながら今検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 今後検討していくということなのですからけれども、例えば今スクールバスが矢巾にあります。今の時期はいいと思うのですけれども、これから冬場になってくる

と、道路が滑ったりで、自分で自力で運転してくるのは、ちょっと危険かなと思うのです。例えばスクールバスの日中学校に行かない時間帯を利用して送迎するということはできないのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

スクールバスの活用ということで、そういうご提言をいただいたわけでございますけれども、できればそれも視野に入れながら、例えば小まめに移動できる新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種が明日からスタートするわけですが、やはり送迎利用を希望されている方々がいらっしやいまして、そういった方々の中には車椅子での移動というような方もいます。そういった方のために、岩手ダイハツ様からのご提案によりまして、そういう福祉車両、軽車両、車椅子で乗り降りできるものも活用させていただきますので、いずれどちらかというところ、大人数で老人クラブの方々をバスで送迎するというよりは、小まめにリフト付ワゴン車のようなものであるとか、一般車両であるとか、そういったものでも、いずれ対象者の方々のニーズに寄り添いながら検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひ、多分行きたくても足がないから行けないという方もあるのではないかと思います。地域のエン（縁）ジョイが今、ちょっとやっぱりコロナ禍で休んでいるところも多いのです。うちの地域もそうなのですけれども、そうすると、やっぱり外に出たいという気持ちがあるみたいなのです。この間うちの近所の方も、どこか行くところはないかなと、町民センターでやっているそうだけれども、私車運転できないから行けないのだという方がいました。ぜひそういう方も、こういう場所に来られるような対策を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、以前に町長懇談会の際に、介護施設の方が空いている時間を送迎しますよという話がありました。今その話はもうなくなったのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、エン（縁）ジョイ活動の休止しているような地域に対する支援策としてマイクロバス等の活用については、非常に有意義なことというふうに思います。ありがとうございます。



現在21組織あるわけですが、補助金申請が出ているのが15組織ということです。残る6組織は、今活動を見合わせているという状況でございます。コロナの関係もでございますので、いずれこのえんじょいセンターをエン（縁）ジョイ活動の一環としてご利用いただいた地域も、組織もありますので、そこは臨機応変に対応を検討してまいりたいと思います。

あとは、従前ある介護事業所、1事業所さんからのご提案で空き時間を活用した、そういったものが貴重なお話がありまして、その部分につきましては、介護事業所さんとの協議とかもさせていただいたのですが、総論では非常にいいことだ。ただ、実態として実施には難しさがあるということでちょっと検討をして、実施に至っていないところでございますけれども、今後やはりそういう保有される活用の利活用、そういった部分については、やはりコロナワクチンの接種においてもそうですし、えんじょいでのそういうなかなか自力で行くことが難しいという課題もありますので、それにつきましては、今後もよりよき方法を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足させていただきますが、今うちのほうでスーパーシティ構想にもう手を挙げさせていただいているのですが、今それは医療が中心なのですが、介護も、いずれ後は施設とか、そういうところではなく在宅で、地域で完結できる医療、介護でなければならないのです。そのために今私ども医療の関係でスーパーシティ構想。だから、それをちょっと置き換えれば、介護だって、これからもう老人保健施設とか、特別養護老人の受皿というのは、もう限られて、その限られた資源の中で、今後どのようにしていくかと考えたときに、私はやっぱり地域の自治公民館、保養センター、えんじょいセンター、そういうところで、いわゆる介護予防をしっかりと支える構築を、まさに地域包括ケアシステムの構築、地域で包括して、そしてそのケアをやっていくと。

だから、今そのことについて、そしてバスの運行のことも、これは利用者の方々が必要なのであれば考えていく、そういうネットワークを地域でシステムを構築して、今矢巾町では、今年介護保険料は据え置きにしたのですが、これからはもう保険料も増えていく時代、これがこれ以上増えたら大変なことになるのです。だから、今日まさにえんじょいセンターを通して、そしてこれからどうあるべきか、これを私どもがしっかりお示しをしていかなければならないと。

先ほどちょっとうちの担当のほうからえんじょいといったらどういうことかと、楽しむこ

とができる場所、喜ぶことのできる場所、そして何かえんじょいセンターに行く人は、恵まれていない人たちが行くところかと、そうではないのです。恵まれても、恵まれなくても、みんなおでっくなんせと、そういう場所にしたいのです。だから、そういう気軽に使える、そういう場所にしていきたいなど、こう考えておりますので、これから、スタートしてまだ年月がたっていないのですが、これをひとつ拡大しながらしっかりした対応をしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 高齢になっても行ける場所があるということだけで、もう張り合いを持てると思います。それで、私ちょっと思ったのが、延べ50人の男性の方がえんじょいセンターに通っていらっしゃるということ、以前ですと、男性は会社とか職場を辞めると、家の中にひきこもりになって、奥さん方が今日もいるのだよ、公民館に行こうって行かない、邪魔なのだよねという言葉も聞こえました。でも、こういう50名の方というのは、同じ方が毎回参加されるのでしょうか。その中には、マージャンとかの何か楽しみをしながら認知症防止等に使われているということなのではと思いますが、同じ方が参加していらっしゃるかどうかわかりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

男のサロンについては、人数が十数名のときもあれば、七、八名のときもありますけれども、まず同じメンバーの方々がお集まりになっている状況ですので、今後もっと輪を広げていきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひ多くの方々に声をかけて集まっていればなと思います。ただ、今コロナ禍の関係で、なかなか来い、来いというのも難しいとは思いますが、ぜひお願いしたいと思えます。

それから次に、ここかむ関係のことでお伺いいたします。以前からここを認知症予防等のための施設ということで改築されたのですが、もしできれば2階とかも使って、ここかむ食堂、子どもたちもここに呼んでもいいのではないかとというような案もあったような気

がしております。ただ、その場合には、やっぱり先ほど申し上げましたように、厨房施設がないということが一番のネックだと思うのです。今は、コロナ禍でお弁当等の配布をここかむ食堂、母子協さんではやっているようなのですけれども、このコロナが収束したら、すぐにでもここを幾らかでも開放して、子どもたちが集まれるように、早め、早めに厨房施設等の改築を進めていただきたいと思いますし、それからもう一点、子どもたちが来るようになって、やっぱり高齢者との交流も考えられます。今はおれんじボランティアさんが一生懸命お世話をしているのを見ております。でも、そこにできれば子どもたちもお話をしたり、通っていらっしゃる方の中には、お料理が得意だったり、手先が器用だったりする方もいらっしゃると思うのです。子どもたちと一緒に昔は、大家族でそれこそおじいちゃん、おばあちゃんから教えられることも多かったのですけれども、今なかなかそういうチャンスがなくなりました。ぜひそういう交流を通じて子どもたちとも交わっていただきたいと思うのですけれども、そういう今後の考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ありがとうございます。コロナ禍の収束状況を見ながらということで答弁をさせていただいておりますけれども、いずれコロナ禍でありましても、現在さわやかハウスの厨房設備あるいは町公民館の厨房設備はご利用いただける状況になっていきますので、さわやかハウスのほうについては、毎週土曜日、日曜日が集団接種ということで、それ以外の日であれば、ご利用は、今までどおり大丈夫ですので、いずれえんじょいセンターの2階については、答弁にもございましたとおり、2階のスペースは、主にシルバーリハビリ体操の利用ということになっておりまして、従前の町民センター食堂時代は、畳敷きの宴会用のスペースだったわけで、ご案内のとおり、やはり狭隘でございますので、どちらかというところ、子ども食堂はさわやかハウスの1階の和室の畳の部屋で皆さん割と大人数で和気あいあいとやられていたイメージが私も強く残ってございますので、いずれえんじょいセンターの厨房の部分については、コロナの収束状況を見ながらではございますけれども、従前のさわやかハウスとか、町の公民館とか、そういったところを総合的に勘案しながら町として検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、安子議員、今日会議の冒頭お話し申し上げましたように、

正午になりますので、ここでフライデーオーバーションの待機に入りたいと思いますので、暫時の間、ここで休憩。そして、その後昼食休憩として、午後1時から再開といたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、高橋安子議員の一般質問を行います。

他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） えんじょいセンターの活用についていろいろ質問をしてみましたけれども、この質問で最後にしたいと思います。

ここかむ食堂の主催者であります母子寡婦福祉協会の会員の皆さん、コロナ感染に負けるのではなくて、その状況を把握しながら、できることということでこの1年以上一生懸命やっていたらっしゃいました。そして、この方たちは、もしこれから母子だけではなくて、高齢者に対しても自分たちができること、昼食を準備したり、それから一緒に何かをやったりできることがあればという気持ちを皆さん持っていらっしゃいます。

それで、できるだけ早く、何度も言うようにですけども、厨房設備のコロナ終わってからすぐにできるような形を整えていただきたいと、最後にもう一度お願いしたいと思います。最後のご所見をお伺いいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ご提言いただきましてありがとうございます。午前中答弁申し上げましたとおり、さわやかハウスなり、町の公民館で既にいつでもご利用はいただける状況になっていますので、いずれえんじょいセンターにつきましては、幅広い多世代の交流拠点ということも目指してございますので、その中でちょっと明言は難しい部分もございませうけれども、町のある社会資源を有効に活用するというところで活動の、せっかく一生懸命活動に前向きな方々のお気持ちがそがれることのないように対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは3問目の質問に入らせていただきます。

矢巾中学校跡地の利活用と徳田小学校の移転問題について質問させていただきます。矢巾中学校跡地については、平成24年に現在の白沢地区に校舎が移転し、9年が経過しました。旧矢巾中学校跡地は、最初の計画では、再び学校として活用するとの情報があり、矢幅駅も近く、矢巾スマートインターチェンジの開通で駅の西側も発展すると町民は大きな期待を持ちました。しかし、その後話はなくなり、校舎も壊され、何年も空き地となっている現状であります。また、徳田小学校については、数年前までは、徳丹城史跡内にあることから、移転をしなければならないという説明がありましたが、最近ではその話も聞けない状況になっております。本町の公共施設についても、町営住宅や町民総合体育館をはじめ老朽化が進んでいる施設が多くありますが、予算が追いつかない状況でもあります。

このようなことから、矢巾中学校跡地は、駅やスーパー等も近く、住宅立地条件としては申し分なく、多少高額であっても、購入希望者は多いと思われれます。当局の基本方針のとおり、宅地として売却し、小学校移転費用など教育施設に活用してもよいのではないかと思うことから、以下お伺いいたします。

1点目、現在徳田小学校の移転計画について、どのようになっているのかお伺いいたします。

2点目、矢巾中学校跡地を売却する場合は、何年後を予定しているのかお伺いいたします。

3点目、中学校跡地を売却した場合の収益は、教育施設や社会教育施設整備の財源として基金をとという提案でございますが、徳田小学校移転建設費用の一部とし積み立てる考えがなにか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾中学校跡地の利活用と徳田小学校の移転問題についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、時期については未定ですが、議会のご理解とご協力を賜りながら民間事業者から提案を募集の上、売却を行いたいと考えております。

3点目についてですが、売却益については、徳田小学校移転建設費用に限らず、近い将来想定されます教育施設や社会教育施設の更新整備のため、用途を指定する基金として積み立

てることが望ましいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、矢巾中学校跡地の利活用と徳田小学校の移転問題についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現時点で具体的な徳田小学校の移転計画はありませんが、今後の本町における小中学校の適正規模や通学区域の在り方を総合的に勘案して、将来の学校教育環境を整備していく必要があると考えております。

今年度から矢巾町立学校通学区域審議会において、本町の将来人口動態等を踏まえた様々な選択肢を審議していただくこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 今の答弁で、現時点では具体的な徳田小学校の移転計画はないということですが、四、五年前までは、徳丹城史跡内に校舎があることから、数年中に移動しなければならないというような話だったように記憶しております。この辺のところはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 徳丹城跡にあるということ、史跡の上に建っているということで改築とか、新築とか、そういったことは駄目ですよということで、今現在のある建物を使い続ける、耐震工事もさせていただきましたので、そういう意味では、それが長くなったということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 確かに耐震装置等もしたのは覚えております。ただ、子どもたちを新しい学校に入れさせてあげたいなというのも私の気持ちでもあります。何か今年度から矢巾町立学校通学区域審議会という会を発足して、その中で検討していくということだったのですけれども、この構成メンバーはどのような方たちになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この審議会のメンバーでございますけれども、まず各小学校のPTA会長、それから行政区長協議会の会長、コミュニティ会長連絡協議会の会長、それからコミュニティ・スクールから、これは実質各小中学校ごとに部会を設けておりますので、そこから1名ということで6名、それにプラスして知識経験者という構成になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 例えば徳田小学校、審議会のほうでいろいろとこれから検討していくと思うのですが、矢巾中学校のそばに徳田小学校と不動小学校を持ってきて、小中学一貫校にするというような話は出ているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この審議会ですけれども、今年度からスタートさせるということで、まず今月の末のほうに1回目の会議を予定しております。その中で、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、まず学校の適正規模はどうあるべきか、それからそれに伴って学区の今の区域がどうあるべきかと、総合的に考えなければならないなと思っておりますので、それらプラス今議員のお話があったようなことも選択肢の一つかと思っておりますので、こちらからこうだというのはないのですが、様々な選択肢を協議していただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 小学校については、分かりました。できるだけ早く小学校、どちらにしても建設できることを希望しております。

次に、現在ここの矢巾中学校跡のかっこうグラウンドについて、利用者の方は、どのぐらいいらっしゃるのか、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） 平成31年度実績で申し上げます。年間大体人数で申し上げますと1,050人の利用人数ということですので、大体サッカーとか、野球とか、ソフトボ

ールと、あとはミニサッカーとか、そういったもので利用されているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 以前ですと、ここに矢巾中学校があったときもグラウンドとして使用されている一般の方もいらっしゃいました。ほかにダムのほうのグラウンドと、ここしかなかったものですから、あと流通センター、ここをよく利用されて、夜間照明があったのもここだけでしたので、夜間照明を使って一般の方たちが野球をやったりということをよく見かけておりました。

それでは、今はここにしか夜間照明がなく、矢巾中学校、北中学校にはまだないのですけれども、土日に関して、矢巾中学校とか北中学校でも一般に貸出しをしているのでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校とも学校行事がないときは、一般開放しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 今も貸しているということであれば、多分この夜間照明が欲しいグラウンドというのは、多分一般の方も希望されると思います。今のところ矢巾中、北中のほうのグラウンドには夜間照明がないのですけれども、ここに住宅とか、そういうものができるようになると、この夜間照明をどちらかの中学校に移して、そこを貸出しするという考えはないのでしょうか。

それは、もし、大人が学校グラウンドを使用することで子どもたちを守ること、防犯にもちょっとつながるのではないかなと思いますので、その考えはないかどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まずかっこうグラウンド、もしここをいろんな利用するということになれば、代替案を考えなければならないと。それで、今まずこのグ



ラウンドをもし使用しなくなるのであれば、今のところ産業技術短期大学のグラウンド、それからあそこには立派な体育館があるのです。それで、今私、清水校長先生と交渉させていただいて、それで今県のほうは、できれば年度ごとの区切りでお願いしたいと言われているのですが、まずほんたなことにわかないで年度途中でもいいから頼むということで、今交渉中です。そして、まずあそこのグラウンドをお借りすると、そして体育館も。

できれば、体育館も立派な体育館ですので、もうそういうこと、今ちょっと下交渉、予備交渉をしておるところでございます。もうここをなくしてから、それから考えるのではなく、前もって対応していかなければならない。

それから、夜間照明は、今考えられるのは、矢巾中学校、矢巾東小学校と矢巾北中学校あるわけです。それで、いずれ今岩手医科大学も将来、今はなかなか財政的に厳しいということですが、いわゆる運動施設を町内に一元化、一本化していきたいというようなお話も出ているというお話、情報もありますので、そういうことも町として一緒になって考えていくことが非常に大事ではないのかなと。

そこで、今私ども、だから住宅団地で売るとかではなく、それから今公園化についても、火葬場の移転も併せて、それであそこには森山、立派な公園があるわけですので、そういうものと併せて考えていくことができないかと。

それから、今教育長にはもう常に言っているのですが、これから矢巾町だって人口減少です。そのときに、矢巾の児童生徒の、いわゆる学校再編、統合も含めて前向きに考えていかなければならないと。だから、そういうことも含めて。

今日、昨日は村松信一議員から例えば先端技術やサービス、研究機関、そういった具体的なお話、今日はまた高橋安子議員からは徳田小学校の移転、そして議員の皆さんからも抽象的な議論ではなく、具体的なご提案をいただいて、一緒になって考えていくこと。何かうちらが何もやらないのではないかとということではなく、やっぱりこのことについては、一つの矢巾中学校の先人、先輩たちが本当にもうここに心血を注いでやってこられた、その思いを大事にしながら、次のやはりステップを考えていくことも私らに課せられた課題ではないのかなと。だから、今昨日、今日と具体的なご提案をいただいていると、そのことに私どもはしっかり取り組んでいきたいということで。

あとは、教育委員会には、早く徳田小学校をどうするのか、煙山小学校をどうするのか、不動小学校をどうするのか、これはもう待ったなしなのです。そして、修繕費をかけて長寿命化を図ることも大事なのですが、やっぱり教育環境の整備を図っていくのが私らに課せられた課

題なので、そういうことの思いを大事にしていきたいということで、まさに今日の矢巾中学校の跡地、このことについては、皆さんからもいろいろご議論をいただきながら、前向きに取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で7番、高橋安子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 議席番号4番、令和やはば、谷上知子でございます。

1問目の質問に入ります。小学校高学年教科担任制導入について。新型コロナワクチンの接種が始まりました。町民にとって待ちに待った予防接種です。人類の危機を救う科学の重要性を思い知らされます。しかし、ワクチンが日本で製造できなかったことは、残念に思います。日本で承認されたワクチンは、mRNA（メッセンジャーRNA）という物質を使った新しい技術が生かされているそうです。開発立て役者の一人は、東西冷戦下時代にハンガリーからアメリカに行き、困難の中で30年も研究を続けているカタリン・カリコさん、今はカタリン・カリコ博士と言います。幼少期から生物科学に興味があったそうです。子どもの頃の体験が科学に進むきっかけだと話す研究者は多くいます。世界でSTEM、科学・技術・工学・数学教育、またはSTEAM、科学・技術・工学・芸術・数学教育が進められ、日本でも始められています。IT、ICT、AI、プログラミングといった技術が向上し、自ら学び発見する創造性のある力をつけたいという意向があるそうです。

文科省では、2022年度より小学校の高学年に教科担任制を本格的に導入します。教科担任制は、学校規模により既に行われている教科（音楽、家庭、図工、体育等）もあります。導入教科は、自治体に任されるようですが、学力の向上や系統制、社会の要請等から英語、理科、数学を勧めています。小学校高学年頃から抽象的になる理科や算数が苦手になります。仮に理科や算数を教科担任制にすることで内容を理解し、自然科学（物理・天文・地球惑星・化学・生物）や形式科学（数学・統計学）に引かれる子どもたち、科学の発展につながれます。本町での教科担任制導入について以下伺います。資料を添付しておりますので、御覧ください。

- ①番、小学校高学年の教科担任制導入予定について伺います。
- ②番、教科担任制が始まる場合の導入教科について伺います。
- ③番、教科担任制導入の効果と配慮することについて伺います。
- ④番、学級数が1クラスの学校規模の教科担任制の実施方法について伺います。
- ⑤番、教職員数の加配や補助教員の補充について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 4番、谷上知子議員の小学校高学年教科担任制導入についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県教育委員会によって教科担任制が本格導入されたときには、本町においても導入したいと考えており、その前段階として煙山小学校及び矢巾東小学校において試験的に取り組んでおります。

2点目についてですが、試験的に取り組んでいる理科を想定しており、そのほかには特定の教科を受け持つ専科加配として教員が配置されている英語、社会なども想定しております。

3点目についてですが、試験的に理科に取り組んでいる実績として、実験等の教材研究をする時間が確保できることから、児童に分かりやすい授業づくりをすることができることや担任の教員に空き時間ができることから、児童対応に時間を費やすことができ、教員の働き方改革にも効果があると考えております。配慮すべきこととしては、小学校における学級担任制の教科指導において、横断的に児童を見ることのできる利点の活用とともに、学級担任との連携が大切になると考えております。

4点目についてですが、教科担任制の導入には、教員数の確保が必要になることから、小規模校への導入は、すぐには難しいと考えております。

5点目についてですが、現時点で岩手県教育委員会から教科担任制についての制度説明がありませんので、具体的な教員配置については分かりませんが、現行制度としてある専科加配が教科担任制を見据えているのではないかと想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 1つ目ですが、煙山小学校、矢巾東小学校の試験的な取組についてお伺いします。

試験的な取組をいつ頃から始めましたかということ。それから、児童の反応は、大体でいいと思います、どのようであるかということ。

それから、教科担任制の大きな目標である不登校につながると言われる中1ギャップへの効果はいかかなものなのでしょうかということをお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

まず、東小のほうは理科の専科ということで、これは数年前から始めております。これは、東小学校が理科教育の指定を受けまして、そこに教員が配置されたことから、高学年での理科を持たせているということです。その効果については、やはり子どもたちは、理科の得意な先生に、そして準備をしっかりとしたものでやっているの、興味関心を引きやすいということで、非常にいいことだというふうに聞いております。

さらに、煙山小学校については、今年度から取り組んでおります。ただ、専科加配として英語が配置されております。これは3年目を迎えております。ということで、やはり英語については、小学校の教員にとっては、初めての自分でやらなければいけないということでしたけれども、専科加配がいることで英語についての、いわゆるストレスを感じずに、その先生に任せて、自分はT2として、サイドで補助的な指導をするということができるので、非常にありがたいと教員からは好評を得ております。子どもたちにとっても、英語の専門の先生がそこで教えてくれるわけですから、これは県からの派遣は、英語の免許を持っている中学校教員が講師として配置されております。その方が、今見ておりますし、あとはうちのALLTとか、あるいは研究所で雇用している英語の支援員、この3人体制で小学校の英語のほうを担当させていただいております。

ということで、以上お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中1ギャップ。

○教育長（和田 修君） 中1ギャップについて、これはなぜ教科担任制を導入するかということ、この1つの目的が中1ギャップの解消、いわゆる中学校になると教科担任制度になるわけです。ところが、小学校では学級担任の先生が全部の教科を見ると。そうすると、その教科の勉強するときの方法が違うということで、子どもたちの戸惑いがあると。今までは、何でもかんでも学級担任に相談すればよかったのが、今度は学級担任はいるけれども、どういふふうに相談していいかというのが分からないとか、そういう仕組みが違うということ解消するために、小学校の高学年に教科担任制、中学校と同じような制度を取り入れようと

ということになったわけです。ですから、その目的もありますので、今から検証はしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 私もかつて学校のほうのちょっと役員をしまして、東小学校の理科の研究授業を見たのですが、とても子どもたちが喜んでいて、実験の道具などもよく行き渡っていて、いいことだなと思って見ましたけれども、それが教科担任制の導入の走りであったということを今分かりました。

それで、②番の質問です。理科を予定していることは、私は大変いいことだと思います。小学校高学年の理科の教科書は、近所の子どもから見せていただいたのですが、既にプログラミングの何か効果が出るように考える過程なども課題があって、自分で計画を立てて、検証するというふうになっていて、そのままプログラミングに移行できるような形になっているので、理科を実践できるということは、すごく効果のあることだなと思っております。算数を予定しないのはなぜですかという質問です。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

算数を予定していないのではなくて、算数もその過程の中で延長線上にはあるのですけれども、まず私たちが町としてやろうと思っているのは、理科というのは専門性、それから特殊性があります。それから、一番いいのは、教員の得意な分野でやったほうがいいだろうということがまず2つ目に考えられます。小学校の先生にも、小学校の教科の中で全部を持ちますけれども、得意、不得意がございます。その得意を生かすということでの教科担任制というものもありだと私は思っています。

それから、なかなか不得意なために私は家庭科はちょっととか、音楽はちょっとという方、そういう方もいらっしゃるので、音楽をとか、家庭科得意な方が全部を持つとか、あるいは算数についても同じように、算数については、やっぱりもうちょっと厳しいなという方はあります。ただ、今のところ算数については、矢巾町の場合は、学級担任でやっているほうが、いわゆるつまずきの部分、そういったものが、ほかの教科との連携の部分も含めて分かりやすく、そして子どもの実態を把握できるので、担任の先生が持ったほうが、今のところはいいのではないかという判断がございます。ただ、将来的には、いろいろ考えて

まいりたいと。それは、もう得手、不得手がございますので、そういったところも含めて考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3つ目ですが、矢巾町には1学年1クラスという学校が不動、それから徳田とあるのですけれども、1学級の学校は、全国でも3分の2ほどあるそうです。それで、これから幼稚園、保育園児の数から想定しても、1学年1学級の体制は続くのではないかなと想定されます。それで、煙山小学校と東小学校のように2学級あるところは学級担任制を入れて、効果的な学習、よく分かる学習、それからいろんな先生に会えるという、いろんなよさを受けられるのに、1学級しかない学校はどうなるのかな、この児童については、どのように対応するかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この教科担任制の部分、やはり一番は、教員の人事のほうを行っている県教委のほうがどういう考えを持っているかというのが、一番大事かなと思っております。そのとおり、なかなか全国的にも教員、なり手が少ないとかという問題もございますし、現時点で教職員の配置がなかなか思うようにいっていないという部分もございます。この教科担任制になると、恐らく現状の教職員数よりも増やさないと対応できないかなと思っておりますので、そういった不具合の、こういうところが改善しなければならないなというところを実際県教委のほうで今後示してくると思いますので、そこを協議して、小規模校でも導入できるように努めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ただいまの質問に関連してですけれども、他県では、どういうふうになっているのだろうかということを見てもみますと、また中教審などの方針なども見てもみますと、やっぱり先ほどから出ている小中一貫校とか、それからあとは、ちょっと行き過ぎるのではないかなと思いますけれども、4年生まではその学校で勉強して、5、6年生になると、どっかで一緒になると、そういったことなども提案されているようですが、やっぱりできれ

ば同じ学校で同じ中学校に行く子どもたちは、同じようなサービスを受けられるというふうにしていただければなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

全く私の私見ということでお答えさせていただきますが、今谷上議員のほうから紹介された例、それと似たような形、例えば今コミュニティ・スクールということで小学校、中学校6校で立ち上げました。この中には教員の交流もございますというのも考えております。

中学校の先生が小学校の高学年に勉強を教えに行く、そういったことを何とかできないかなというのが私の夢です。中学校教員が小学校に行くというのは、すごくいいことだと思います。自分自身が経験をしたから、なおさらそう思います。私も教科担任制で国語の免許なのに、小学校5、6年生に理科を教えました。それは、なぜかというと、私が高校時代に天文部にいたからです。ただ、それだけの理由で、5年生、6年生に天文分野があるので、あなたは専門性があるということで教科担任制で私、持たされました。これは、でも子どもたちにとっては、自分の得意なものを教えられるというのは、すごくいいことです。中学校の教員であっても、国語、理科、それはもう専門性がありますから、そういったところで小学校に行って勉強、教えるあるいは小学校の先生が中学校に行って、改めて小学校でこんなことを勉強したよねということで、確認のために行くという交流をできればいいなど、こういうことをすれば中1ギャップもないですし、それから今言った教科担任制ということを考えてなくても、小中交流ということができないのではないかなというふうな一つのパターンというか、形がそこで取れるのではないかなというのが私の夢でもあります。

ただ、原点に返って、何とか教科担任制を小規模でということは、これは県教委に要望してまいりたいと、これはもう教員の確保ということでぜひお願いをしてまいりたいと、改めてそう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 教職員などの人的な対応ですが、岩手県からの教員配置も含めて、例えばこれからITの専門家など、矢巾町に住んでいる方も結構いらっしゃると思うのです。それで、大変失礼ですけども、先生たちよりも技術的には上の方もいらっしゃるのです。その方たちを支援員とか、そういう形で町独自で採用するというかお願いして、さらにITと

か、ICTの技術を子どもたちが教えられるときに、脇に添って手を取って教えてくれるような人的な補充が町独自であってもいいのではないかなと思うのです。

そのときには、来られるかどうか分からないのですけれども、小さい子たちに来るのは、結構インターネットなど得意な若者たちもおりますので、ぜひそういうことを使って、一般の方々からの補助については、どのようにお考えになりますか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、各学校のほうに町で雇用している支援員というのは、適応的な部分の支援あるいは特別支援学級の子どもたちを支援する支援員ですとか、あるいは図書事務のほうを支援する支援員などを雇用しておりますが、それ以外の部分で、先ほど教育長話しました先日コミュニティ・スクールの会議があったのですが、その中で、やはり地域のいろんな人材を活用するゲストティーチャーみたいなもの活用できないかという話が議題となりました。やはりそういった、これは教員は当然人事異動で全県回るのでありますが、異動しても、そういう人材は、矢巾町にこういう人材がここにいますよというのをみんなで覚えておけば、それぞれ学校で教えていただいたり、支援していただくことができるのではないかということで、これを今年度ぜひコミュニティ・スクールの中の一つの大きな議題として取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 理科教育に担任制の予定から強く理科教育、その他にも関連する科学教育についてお考えを伺います。ここからは、町長さんにお答えしていただきたいなと思います。

私、昨年まで産業建設常任委員で1年目に石川県津幡町で研修をしてきました。研修する前に資料を読んだときに、いろいろな参考になることはいっぱいあったのですが、ここだけはぜひ聞いてみようと思うところが1か所ありました。石川県津幡町では、ノーベル賞受賞を目指した科学教育を振興していますという1行がありました。すごくおもしろい発想だなと思って、津幡町に行ったときに質問しました。参考までに、この町は、日本海側随一の漕艇場があり、本町の水本選手も練習しているそうです、お父さんから聞きました。人口は、増加し、高速道路、飛行機、新幹線のアクセスは、矢巾と極めて似ています。



では、科学教育というものをどのようにしているのか。私は、大きな科学館みたいなものもあって、いろんなものがある、入った途端わっという感じかなと思ったら、町の空き店舗でまち中科学館を開き、子どもたちが気軽に立ち寄って科学に親しんでいると。そこに常駐しているのは、かつて先生をやった方とか、IT企業に勤めてプログラミングなども上手な人とか、そういう人がいて、子どもたちがいつ行かなければならないとか、このとき来いとかではなくて、気がついたときにふらっと立ち寄ると、そういうふうなことをしていて、年に1度何か発表会みたいなものがあるのだそうです。私は、それを聞いて、非常に感激しました。

何かやるというと、すぐお金がかかったり、ハードな建物とかというふうに考えがちですが、けれども、どんな施策だって、第一歩はこれでいいと思うのです。まずできることから進めようと、そしてお金がなくて、ボランティアの方たちの力を借りると。これが、やっぱり矢巾町のまちづくりにもすごく流れていけば、お金がない、お金がないと騒ぐ必要はないのではないかなという感じもこのとき持ちました。しかし、やっぱりそこには情熱もあり、そういった意識もあるということ、ああ、やっぱりなど、町会議員になったからには、そういう気持ちも持たなければならないなということを反省しながら、またうらやましく思っ帰ってきました。

科学は、なかなか成果が表れにくい学問研究です。日本の高校生の7割が文系志望だそうです。日本がコロナワクチンの開発が遅れたというか、できなかったのは15年ほど力を入れていなかったということから、研究に予算をつけていかなければならないという方向になっているそうです。OECDの学力調査では、日本の子どもたちの学力は、トップクラスです。STEM、STEAM教育の点は遅れているかもしれません。

では、矢巾町はどのように取り組んでいけばいいのでしょうか。科学は、理工系ばかりでなく、道徳や倫理観も育てます。科学の2文字の枕詞には、学問や研究のあらゆる分野が含まれます。例えば人文科学等などです。人間の記憶の70%は視覚からだと言われていています。実験や観察を多く積み重ね、教育現場も分析や課題に科学の力を大いに使い、進歩していると思います。パフォーマンスとして何十年もかかるので表れにくいけれども、子どもの中には、強く興味を持つ児童生徒また幼児を含めた子どもたちが多くいると思います。科学教育の先端にあると捉えています教科担任制の導入について町長の考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今谷上知子議員から、非常に格調の高

いご質問をいただいて、どのように答弁したらいいか、迷いに迷っておるわけですが、しかしまず今私は、人材の育成は、やっぱり先生なのです。だから、今言うように、私、岩手医科大学の小川理事長先生と話したときに、なぜ日本はモデルナとか、ファイザーとか、ああいうふうなところがもう新型コロナウイルスのワクチン、そうしたら一言こういうことを言われたのです。日本の国は、予防接種で過去にいろんな事故があったと、そのことで、もうお医者さんもそうだけれども、製薬会社もそのための研究、開発に力を入れなかった結果、こういうふうになったということなのです。だから、私は科学の力というのは、やっぱり国家戦略だと思うのです。しかし、市町村でもできることはあるのです、都道府県でも。

それで今いい例は、国際リニアコライダー、ILC、今もう本当に紆余曲折があつて、何年もかけてきておるのですが、これがなかなか実を結ばないということは、科学者の間では、やるべきだと言っても、やはりその裏づけがなければ前に進まないわけです。そのときに、なかなか文部科学省あたりがそういうことについてゴーのサインを出さないと。だから、国家戦略として、やっぱり私は科学の力、そういったものは。

そして、今お聞きすると、特許の申請件数が日本がどんどん減っているというのです。だから、今特に中国なんかは、ここであまりそういうことは、おまえ、ならばそういう確証があるのかと言われればあれなのですが、マスコミの報道なんかを見ると、怪しげなものもあるようですが、いずれ、でも前向きに、そういうことに真剣に取り組んでいるということは、私はすごいことだと思うのです。

そしてもう一つは、今空き店舗の話があつたのですが、私は、例えば建物の話があつたのですけれども、今日藤原信悦議員から徳丹城のこの話が出たのですが、もうすぐ復元とか、だから私はよく屋根のない博物館とか、屋根のない、ないない、そういった青空でできるものはどんどんやるべきだと思うのです。だから、私は役場、そして移動スーパーの話も今日出たのですが、私、もう悲しんでいるのです。まず担当の職員が1回ぐらい我で売ってあるけと言っているのです。だれもう、我で汗かかないで、教育だってそうだと思うのです。今日は、うちの教育長は、学校の先生上がりだからあれですけれども、田中館課長なんていうのは、学校のこともよく分からないのだから、言つては悪いけれども、今日教科担任の話の意味も本当に分かっているのか。

だから、私、学校、中学校、もう悪いことはしなかったのですが、岩中退学して、また見前中学校に来たのですが、なぜ岩手中学と岩手高校があるかということは、岩手高校の先生が中学校に来ていろんなことを教えるのです。日本史とか世界史。

だから、そういう今日、教科担任制度、今このやり取りをお聞きしておったのですが、私に言わせれば、もうこれは小学校から、今小学生の英語とか、もうあれです。だから、優秀なのは、どんどん延ばしてやるべきなのです。だから、私は、谷上知子議員の教科の担任制度の在り方、県の教育委員会がやらなかったら、矢巾町からぶち上げてもいいわけです。そのぐらいの心意気を持って、そして今の科学の、天文台でうちの教育長は、望遠鏡で何を見たか分からないのですが、そういう関心を持たせるような教育。

だから、科学でも化学、私らもあまり大きい声で言われなくても、いわゆる爆発事故を起こしたり、ひよんな先生がやっぱりおって、しっかりしておらないので。でも、その恐ろしさというのは、やっぱり勉強させてもらったわけです。だから、私は、この子どもの教育も含め、またいろんな、いわゆるなければならぬ工夫をして、創意工夫をして、予算がないからできないではなく、予算がなかったら、どのようにして創意工夫してやっていくかと。

だから、私は、もう今その教科担任の話から科学のお話までできたのですが、これは私は非常に一貫性のある話だと思うし、今後このことについては、県というか東北でI L C、そしてI L Cが誘致されて、そのことによって科学に興味を持ってもらえる子どもたちが増えたら、私はすごいことだと思うのです。だから、そういうことをやっぱりこれから私どももサポートしていく体制整備を考えていかなければならないのではないのかなと、こう思っております。

今日はちょっと、本当にこのくらい今まで答弁で困ったことのないくらい鋭い質問いただいて、本当にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、次2問目、3問目いくわけですが、ちょうど時間も間もなく1時間になろうとしてございますので、ちょうど切りのいいところで、ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を2時5分、14時5分といたします。よろしく申し上げます。

午後 1時54分 休憩

—————  
午後 2時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開しますが、一般質問の継続中になりますが、その前に、先ほどの答弁の中で田村文化スポーツ課長のほうから訂正したいとの申出がありました

ので、これを許可いたします。

田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お時間いただいて申し訳ございません。訂正させていただきます。先ほど高橋安子議員のかっこうグラウンドの利用について、ちょっと私慌てて隣の表の数字を申し上げて、大変申し訳ありません。先ほど申し上げたのは、総合グラウンド、約1,500名でございます。かっこうグラウンドは、すみません5,802名ということで、やはり平日はナイター、土日についても夜間利用が多いということで、大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。訂正させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、谷上知子議員に2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 産後ケアについて。様々な背景で産後直後の母子に対する手助けが得にくい環境があります。矢巾で子どもを産み、育てたいと願う家庭への産後ケアのサポートについて以下伺います。

①、過去5年間の新生児の出生数は減っていますが、合計特殊出生率は増加しています。原因の分析について伺います。

②、産後の母体、特に産褥期は、母親自身が最も疲労する時期です。肉体的にも精神的にも疲労を感じる頃に受けられるサポートとして、沐浴をはじめ夜間も手助けできるように親子を預かる施設サポートについて伺います。

③、国民保養センターでの「無料・赤ちゃんのサポート有」温泉券を発行するなど、母子ともに休養できるような産後ケアの考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産後ケアについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、出生者数が減少している中、合計特殊出生率が増加していることについては、当該出生率が5年間の平均値であることから、その時期の新たな宅地開発等による対象年代の方が増えたことによるものと捉えております。

2点目及び3点目についてですが、産後の母体の休養及び回復と親子の愛着形成を図るために、町内の宿泊施設等を利用し、助産師等が沐浴や授乳のサポートを行う産後ケア事業の実施に向けて検討を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ①番、合計特殊出生率新生児の分析についてですが、例えば既に子どもさんがいて、矢巾町に移住してきた、15歳は入らないと思いますけれども、まず一応15歳から49歳の女性は、合計特殊出生率の計算にカウントされますかというのが1点。

それから、もう一つは、町内の新生児数は、およそ毎年、途中ちょっと増えたこともあるのですが、10人ほど減少していますが、原因をどのように分析していらっしゃいますかお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 合計特殊出生率1点目でございますけれども、こちらのほうにつきましては、今お話あったとおり、15歳から49歳の女性の出生率の合計となっておりますので、今お話したような、この方が出生した分に関しては、含まれているものという数字になってございます。あとは、合計特殊出生率が増加している傾向でなくて、出生数が減少している傾向、こちらのほうに関しましては、こちらのほうに関しましては、やっぱり去年であればコロナの影響もあったと思いますけれども、減少している傾向というのは、やっぱり婚姻届とかの数が減っている部分もありますし、そういった部分、カップルになっている部分が減っているという部分もあるのかなというふうに感じているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 第7次総合計画等でも3万人という人口の目標がありますけれども、私は、それはあくまでも目標で、一人でも増えていけばいいのではないかなというふうに捉えています。また、減らなければいいのではないかなというふうにも捉えています。それで、町内の新生児の出生数ですけれども、私はまず様々な要因が考えられるのではないかなと思うのですが、まず妊婦の孤立化というのですか、核家族ということもあるし、それから高齢化ということもありまして、例えば生まれたときに手伝ってくれる人が、かなり前からすると50%ぐらい減っていて、何でもかんでも自分で子どもが生まれた後世話をしなければならぬというふうなことが増えているというふうに分析している方がいらっしゃいます。

そこで、人口問題になりますけれども、人口を増やすといっても、産んで育てなければ、

なかなか増えないのです。ここでは、結婚をしなければいけないとか、結婚をしたら子どもをつくらなければいけないということは全く別問題でございまして、生まれてきた子どもをどうするかという観点から以下伺いたいと思います。

②番、産後ケアの相談は、何件ぐらいありますか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

産後相談につきましては、母子手帳を交付した方々が、やはり出生数と同じぐらいの状況でございまして、180前後ということになっています。その中での相談につきましては、いずれ健診がありますので、そのたび対応しているわけですがけれども、相談する割合としては、やはり3割以上の方は相談があるかというふうに捉えておりますし、そういった方々に対する助産師、保健師の訪問事業も行って、いずれ産後ケアについては、一番懸念されるのは、産後鬱の問題ですので、出産前から出産後の育児についてのストレスとか、そういった部分での対応を町として行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 子どもを身ごもったときに、これからどうしたらいいだろうかと、一人で孤立化する若いお母さんもいらっしゃるようなのです。近くに相談する人があったり、親戚とか、母親とかがいない場合などは、やはり出産から産後までのプランニングと申しますか、生まれるまではまずこうして、生まれた後どうするかと、家事とか育児とか、そういったことも含めてのプランニングの計画というのですか、その相談体制については、いかがになっていますか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほども母子手帳の件数をお話ししたのですがけれども、こちらについては、令和2年度は母子手帳の交付が180件ですので、当然手帳を交付するだけではなくて、妊産婦さんの健診もありますし、その場で様々ないろいろな聞き取りをさせていただいて、その中でも、やはり先ほど申し上げました産後うつとか、あるいは児童福祉法では、特定妊婦という定義がございまして、そういった方に該当する場合もございまして、先ほど申し上げたように保健師あるいは助産師のほうでそういった方への定期訪問もしながら、ご自宅での育児の状況も

ひっくるめて支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 全国的に、世界的にもあるのですが、全国的にも産後のショートステイ、産後デイケア、泊まって親子で体を休めるシステム、それから昼だけ行っているいろんな人からお話を聞いたり、手助けをする産後デイケアの施設があればよいと思いますが、このことについては、新しく施設を建てるのではなくても、この活動については、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町のほうで産後ケア事業といたしまして、今年度新たに、いわゆる産後の母子の休養や回復を図るために、町内の宿泊施設を活用しまして、助産師あるいは保健師が日帰り型の産後ケアサービスを実施するべく今実施に向けた検討を行ってございます。

具体的には、例えば町内にもルートインとかスーパーホテルとか、谷上議員の一般質問にもありました保養センターもあるわけございまして、こうした宿泊施設を活用しながら、具体的には2部屋お部屋を取って、一方の部屋は、お母さんがレスパイトというか、育児疲れを取って、疲労を取っていただく、そしてもう一室では、町の助産師あるいは保健師が、そのお子さんをお預かりして、ホテルの2部屋で日中のそういうケアというか、レスパイトをするという形を予定してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 助産師さんとか保健師さんもお仕事がいっぱいある中で、非常にゆるぎないのではないかなといつも思うのです。行政の方々もいろんな要求があって、でも人は増えないということで、そこでやはりここでも矢巾町に住む、かつて子どもを育てていなくても、子育てに関わってきた人たちもいっぱいいるわけですから、そういう方をお願いして、ファミリーサポートなどもそうなのですが、ある程度研修を受けて、そして産後のケアに携わる人、何かそれを世界的には産後ドゥーラというそうです。そのドゥーラという意味は、助ける人という意味なのだそうです。それは、カナダとか、ヨーロッパは比較的

進んでいるのですけれども、日本でも世田谷区とか、そういったところでは、施設を造って、生まれてきた子どもと不安定な母親、それから疲れている母親をゆっくりさせるという運動が進んでいますし、いつの頃だかは分かりませんが、婦人会でも愛育運動という、愛育活動というのがありまして、その愛育活動をした県の中に岩手県も含まれているようです。

そこでこういった何という呼び方をするかは後でもいいのですけれども、産後ドゥーラのような人たちに誰も手助けできない若いお母さん方に支援をしていただいて、矢巾に来ればいい子どもを育てられるし、健康でおいしいものもあるし、1人にしようかなと思ったのが2人か3人になったりすることも可能性としてはありますので、やっぱり同じ女性として、一番苦しい時期だったかなというふうに思いますので、ぜひその産後ドゥーラのような活動も考えてみてはいかがでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

貴重なご提言ありがとうございます。ちょっと私、先ほどの答弁でも舌足らずな部分がありましたので、追加させて、今のご質問にもお答えさせていただきたいと思います。先ほど申し上げました産後ケアのホテルを利用した事業につきましては、会場使用料としまして6,800円が2室、両隣ということでお話ししました。2室分が年24日分ということで、新年度予算のほうで新規事業として計上させていただいておりますし、それに加えまして、産後家事支援事業ということで、やはり育児をしながら家事もやっていらっしゃる、そういった方への支援ということで、これは家事支援の事業所に委託した事業ということで1回3,000円掛ける6回掛ける200人ということで360万円の新年度の予算を計上させていただいております。

あと併せまして、子育て情報システム管理委託料ということでアプリをインストールして、健診情報等を周知するというもので、そちらは39万6,000円、こちらの3つの新規事業、さらには今谷上議員さんからお話がありましたそういう温かい気持ちの団体さんのマンパワーというか、お力もいただきながら、いずれ矢巾町の子育て環境拡充に向けて、健康長寿課はもちろんですけれども、子ども課あるいは様々社会福祉協議会とも連携しながら、そういう支援体制を構築してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。



○4番（谷上知子議員） いつもかゆいところに手が届くような施策をしていらっしゃることに感謝しながら、現在国民保養センターでは、2,000円で御飯がついて1日ゆっくりできるというのもやっているようですから、ぜひそこを使って、国民保養センターの活動も増やしながら産後ケアをさらに一層進めていただきたいと思いますと思い、終わります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ということでよろしくお願ひします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 町のPRについて。

町民が参加する観光活動は、町の強いPRになり、何より町民自身の郷土愛を深めます。歴史や文化等を知り、商工業、農林畜産業を体験し、学び、広める観光活動として、子どもから大人までが参加できる観光ボランティアの育成の考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町のPRについてのご質問にお答えをいたします。

観光ボランティアについては、平成26年度から矢巾町観光協会において、矢巾町観光ガイドボランティアの養成講座を開催し、これまで19名が参加しております。養成講座では、町内の歴史や文化について現地視察及び座学で学ぶ新たな町の魅力の気づきと観光振興につながる人材育成を目的に開催し、以降毎年6月中旬に開催されます「宮沢賢治が愛した南昌山探求事業」において、実際にガイドボランティアとして活動していただいております。

観光ボランティアは、矢巾町を訪れた方への歴史や文化の紹介を通じて、町の魅力のPRとなるのみならず、そこからリピーターが生まれることで観光振興につながる可能性があり、観光振興の施策の一つに掲げる観光ニーズに対応した魅力の提案であります体験型観光やはばツーリズムにもつながる取組でありますことから、今後より一層育成に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 矢巾町観光ボランティア養成講座についてお伺ひします。

講座の内容と、それからボランティアとしての活動回数についてお伺ひします。活動が始

まったときに私も参加しましたが、全く活動しないで今に至っております。長く続いたことに感謝しながらもう一度活動内容と活動回数についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がありました矢巾町観光ガイドボランティアの養成講座につきましては、それぞれ矢巾町の歴史と文化を学ぶような講座を開催いたしまして、それにつきましては、谷上議員をはじめ議員3名の方に参加をさせていただいております。

先ほどお話がありましたとおり19名ということでしたが、それ以降、回数につきましては、先ほど町長からの答弁等ありましたとおり、平成26年度から毎年南昌山探求事業ということで平成26年から数えますと、27、28、29、30、31ということで年に1回という形になりますから、今まで五、六回しかやっていないのですけれども、回数が少ないと言われれば、それまでなのですが、なかなか先ほどお話しした19名以外にも、やはりどんどんこれからもそういったボランティアの方々を育成して、町の魅力を深めながら周りのほうに発信していただくということは、非常に重要なことだと思っております。

今回谷上議員からこういったご提言をいただいたことにつきまして感謝申し上げるとともに、今後発展していくように育成に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） いつもながら質問の文言が足りなくてご迷惑をかけますが、子どもから大人までという質問にしてみました。子どもや若者や大人という点についての回答について伺いますが、子どもや若い人が参加する観光ボランティア活動については、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほどお話ししました19名の方々につきましては、ほぼ大人、子ども、若者は含まれておらないのですけれども、やはり今お話ししたとおり、若い方からこういった歴史や文化、そういった観光分野につきまして学んでいただくことにつきましては、非常に有意義なことだと思いますので、もしこちらから教育現場のほうでこういった町の魅力を知っていただく機会として取り上げていただくことが可能かどうか、その辺は教育委員会と、教育委員会といっても、小中学校と相談をしながら、そういったところから始めさせていただいて、あとは一般募集について、町内には高校、大学もあります関係もござい

ますので、その辺にも働きかけを行いながらボランティア活動に今盛んと教育現場のほうでボランティア進められておりますので、協力いただけないかどうか、その辺を検討を進めさせていただきますと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3つ目なのですが、昨日も本日も不登校や社会に関われないでいる若者に対する支援に関する質問が随所に出ております。対策として、福祉課や学校関係が中心になっており、ご苦勞なさっています。中央に対する要望や対策を継続しながらも苦しい現実の生活は続くわけですが、矢巾町としての解決方法を考えていくことがあればと思います。矢巾のトップ頭脳である矢巾町役場の皆さんに期待し、課の横の連携を深めて、課題解決は行われているとは思いますが、さらに創造性を出し合うことを期待します。

不登校やひきこもり、効果のパフォーマンスが現れにくく、実行したら劇的な結果が現れる活動は予測しがたいですが、増え続ける現象を常に念頭に置くことは大切だろうと思います。

では、なぜ観光活動に関連するのか。若い人たちにとっては、割と取りつきやすい内容ではないでしょうか。またさらに、観光活動に福祉的な活動や教育的な活動があるのか。一体観光って何だろうかと考えていたときに、ある公式に出会いました。観光学、たゞしくは観光文化人類学の世界の権威であるそうですが、古典であるとも言われています。ヴァレン・スミスの著作、「ホスト・アンド・ゲスト」の中にありました。ただし、批判的な意見もあることを付け加えます。その公式は、観光活動は、余暇時間足す可処分所得足す、その地域にある道德だそうです。この公式の最後の項目、その地域の道德観こそが矢巾の観光の柱になってほしいと思います。余暇時間と可処分所得は、数字で表し、個人差が顕著です。ですが、その土地の価値観だけは数字では表せない、誰もが持つ郷土愛だろうと思います。この項目が可能性のポイントになると考えます。経済が困難なときにこそ楽しみや喜びを毎日の生活の中に見だし、日常の中の非日常で豊かな暮らしを出すことは可能です。勤め帰りに1日の勤勞を解消する行き場やちょっとした演芸館、若者の芸術活動など、人のにぎわいを感じて、孤立や孤独を楽しさに変え、明日への希望につなげる観光活動が矢巾の未来を切り開くのではないのでしょうか。

前段に戻りますが、私1日の日に何だか暑苦しかったので、議会が終わった後に夕方弊懸の滝に行って、冷やっとしてこようかなと思って出かけました。3台ほど弊懸の滝に車が止

まっていたので、止めることができないと思い、水辺の里のほうに行って、降りて歩こうと思ったのですが、何か草がいっぱいなので歩けないなと思って戻ろうとしたときに、後ろから若い女性と同年代の男性2人に声をかけられました。何か作り話のような本当の話ですが、私を見ている人も何人かいたので、後で確かめてください。その若い女性に、「すみません、水辺の里ってどこですか」と、まさに水辺の里で聞かれました。違うところだろうかと思って、ぼんやりしていたのですが、「実はちょっと災害があってここ使えないのだよ」と、「そのうち直すからまた来てちょうだいね」と言って別れました。どこから来たとか、どこでそれを知ったというのを聞けばよかったのですが、車で帰ってきて、スマートインターを過ぎた辺りに町会議員のスイッチがぼちっと入りまして、さあさ、ちゃんとしなければいけないかったと思い、家に帰って、いつも持って歩いている矢巾町のやはマップ、これを見ました。ほかにもありましたが、それには出ていませんでした。何もこれに出ているから、その課が悪いとかというのではないのですが、これを開いてみると、やっぱり水辺の里と出ているのです。今の若い人ですから、多分どこかのアプリか何かで見て、水辺の里というのがあるのだろうなと思ってきたと思うのです。だから、私は、そういうところだと思うのです。

この観光活動って、何も大きなことをしなくても、そこに行ったら、あったよとか、こんなのがあったよとか、そういう喜びが積み重なることによって、いい町だなということが伝わっていくわけですから、ぜひその辺を早く対応できるように、あそこに、水辺の里はただいま使われておりませんというのが、看板一つあれば、そういうことにもならなかったし、何かで発信していかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういうことも続けてほしいなと思います。これには水辺の里というのは載っています。あとには載っていませんでした。

それで、ちょっと話が広がるのですが、子どもや若者が、例えば観光活動ボランティアに参加すると、宮沢賢治ももちろん大事ですし、いろんな歴史も大事だと思いますが、恐らく子どもたちは、目に見えるもの、過去のものではなくて目に見えるもの、植物だったり、動物だったり、今どんなものがどこにあるかといった、そういう視覚に訴えたものを発信したいと思うはずなのです。そういうふうな情報を集めて、若い人たちがプログラミングのようなものをして、矢巾にはこういうものがあるのだよというふうな活動は、やっぱりこれは子どもや若者でなければできない発想なのです。だから、そういうところに若い人たちをぜひ使って、矢巾の若者と子どもたちが生き生きと暮らして、観光活動をする町にしてほしいな

と思っています。ぜひ矢巾で生まれてよかった、育ってよかったと思い、やがていつか帰ってくるかもしれない子どもたちや若者のために観光活動をメインにした活動をコミュニティ・スクールなどでやったらいいのではないかと思うのです。

例えば煙山地区だったら、南昌山と、それからあの周辺の植生とか、動物とか、こういうのがあるのだよというのを発表し合うとか、不動だったら、不動は昔はお寺が多かったのは、こういう訳だよとか、そういったことをそれぞれのコミュニティの場所で、学校でやっているけれども、それをさらに深める、学校で全くやっていないものをやる、犯行には関わらないようなものなのですが、そういったことをコミュニティ・スクールなどで活用して、町全体が活気あるものにできるような気がしますので、その点について観光課長さんからお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさに厳しいご指摘でありまして、今担当課にも観光振興ではなく、観光を産業として捉えてやっていかなければならない。いわゆる観光産業の振興なのです。そこで、まず実はこの間、スポ少の少年野球の子どもたち、和味の藤原議長さんと地元の高橋副議長さんと一緒になって植樹をしたのですが、物すごくいいスポットがあるのです。それは、昔町有林で栗林で、今はもう栗も荒れて、熊柵があつて、もう誰も奥には、朴沢堤というのがあるのですが、おっかなくてそこにも行けないと。そこをこの少年野球の人たち、保護者と子どもたち、この間アオダモの植樹をやったのです。

だから、今おっしゃるとおり、水辺の里とか、そういう緑と環境、今度だから植樹のほうも、これを1回限りではなく、毎年継続していくように、何か緑の少年団でもいいし、名前をつければいいわけですから、そういう環境も含めて。

だから、まさに今ご指摘されたことについては、これは私らだけではなく、地域の方々、子どもたち、そういう方々が一緒になって、そして水辺の里のあそこには、いろんな貴重な、宮沢賢治に関係するものもたくさんあるわけですので、だから、そういうことをやっぱり一つ一つもう一度掘り起こしながらやっていかなければならないなど、こう思っております。

そういったことで、さっきからお話があったように、何か屋根のない、例えば水と緑の公園とか、何か表現があると思うのです。だから、例えば北海道なんかに行くと、よく屋根のない博物館とか、そういう表現したのがあるのです。だから、そういう着想、やっぱりそういうふうなことを私らが考えていかなければならないということで、まず今のところ、そういった観光振興ではない、そこに産業を入れて、そしてもう少し力を入れていかなければな

らないと。

もっと分かりやすく言うと、水辺の里と弊懸の滝、そしてあその上流には、当時南昌の人たちが言っておる花巻のイギリス海岸みたいな場所があったのだそうです。これが古老の人たちから聞いたお話なのですが、もう今砂防ダムで、それも見えなくなってしまったのです。だから、地域にはそういった掘り起こせば、観光、そういったものになるものがたくさんあるわけです。だから、今ご指摘あったことについて、やはり私ども一つ一つ掘り起こしをしながらやっていきたいと。

それで、それは次の世代を担う子どもたちと一緒にやるのが、また私はすばらしいことだと思うので、今お話あったことについては、ぜひ取り組んでいきたいなと。

それから、今日のご質問は、町のPRということで、実は今ある人に、何か私は観光大使とか、そういう表現でできないかといったら、また横文字で、アンバサダーと、この発音が本当にいいのかどうかあれですが、だからそういうことでぜひやりたいという人が、それもお金とか何かではない、無償で矢巾町のための大使として、そういう申出も今出てきております。だから、そういう人もぜひ増やしていきたい、いわゆる応援団です。内部でもそうだし、外部からも応援団をつくってもらって、今言ったようなことを私らが気づかない、そういうふうなものを外から見た目で、もうどんどん情報を発信してやってもらおうと、こういうことに取り組んでいきたいと。あとは、担当課のやる気です。もう本当に真剣になってやるか、そのことに。

だから、今話がちょっと脱線するのですが、県道の不動盛岡線の花一つだけでも矢巾町のイメージが変わってきている訳です。だから、緑、いわゆる水辺の里に少し手を加えただけ、またみんなに知ってもらっただけでも矢巾町のイメージアップにつながるわけですので、だから今日はいいご指摘をいただいて、またご提言もいただきまして、本当にありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 教育長、コミュニティ・スクールの関係はありますか。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもお答えさせていただきます。

議員のほうからご提言されたことについても、学校でできていることをさらに深めるためのコミュニティ・スクール、できないことを取り組んでみるコミュニティ・スクール、様々なことに取り組むことができるのがコミュニティ・スクールだと思います。

ただ、何でもかんでもすぐできることではないので、一つずつ取り組んでまいりたいと思

いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからのお答へとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、15番、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会の山崎道夫でございます。私は、2点について質問をいたしますが、まず1点目の質問に入らせていただきます。

旧矢巾中学校敷地の利活用基本方針案に対する考えについてお伺いをいたします。3月29日、議会全員協議会において、旧矢巾中学校敷地の利活用策についてたたき台として矢巾町の考えが示されました。その内容は、旧矢巾中学校の跡地、約1.4ヘクタールとかつこうグラウンド約1.8ヘクタール、合わせて約3.2ヘクタールを宅地や業務用地として民間に売却するという基本方針案でありました。平成24年度に矢巾中学校が白沢地区に移転開校し、9年余りが経過いたしました。この間盛岡市に拠点を置く学校法人に対し、旧矢巾中学校跡地全体を30年間にわたって貸与する問題で、様々な議論経過があり、今日に至っております。今回基本方針案として提案された民間への売却を基本方針案としたたたき台について以下お伺いをいたします。

1点目でございます。今年2月と3月に2回開催した、いわゆる役場庁舎内の検討委員会、庁内検討委員会でございますが、旧矢巾中学校の敷地について民間への売却を最善の策として決定をし、基本方針案とした検討の在り方に疑問を感じざるを得ません。旧矢巾中学校の跡地利活用については、町民の声や思い、提言を聞くことを目的に、平成27年12月20日に開催されましたまちづくりワークショップから始まり、平成28年2月に3回行われたまちづくり懇談会、平成27年3月23日から平成29年3月22日までの2年間にわたり7回開催された旧矢巾中学校敷地利用計画検討委員会、後に旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会に名称変更になりました。平成29年1月には、町民1,000人を対象に実施されたアンケート調査や中学生議会などで出されました多くの意見や要望、思い、将来展望や将来構想、貴重な各種提言など、多くの町民が関わり、町民主体の活用について検討が重ねられてきました。

こうした経過の中、2回の開催のみで民間への売却を方針案として決定した庁内検討委員会は、前述の経緯と旧矢巾中学校敷地利用検討委員会が平成29年3月22日に出した答申をどのように捉え、そして真摯に検討し、方針案としたのか疑問を感じざるを得ません。跡地活用策に期待し、注目している多くの町民が理解し、納得できるような説明を求めるものであります。

2点目であります。住宅用地の需要が多いことを民間への売却の根拠としておりますが、現在市街化区域33ヘクタールの拡大を東北農政局に申請中であります。33ヘクタールのうち22ヘクタールは、民間開発による住宅地が多くを占めており、認可されると500戸ないし600戸の住宅建設が可能と思われれます。こうした中であって、一部は残すとしているものの、あえて今の時期に3.2ヘクタールを民間へ売却し、住宅地や業務用地として開発することを基本方針案とした理由と根拠をお示しいただきたいと思っております。

3点目です。提案した基本方針案について、議会の意見をお願いしたいと言っておりますが、検討するための素材としては、あまりにも提案が大ざっぱ過ぎてイメージができない内容であります。例えば一部は空き地として残し、緑地や駐車場、防災空間として活用するとしておりますが、どこを売却し、どこを残すのか。また、モデルタウンとして宅地開発を進めるとしてありますが、モデルタウンとは、どのようなものなのか。また、将来の教育施設や社会教育施設の整備費用として基金に積み立てるとしてありますが、どのぐらいの積立てになるのか、さらには将来構想として持っている教育施設や社会教育施設とはどのようなものなのか、などなど肝心な部分はほとんど明らかになっていないのが方針案の内容であります。

したがって、意見を求めるとしていながら、極めて不十分な提案内容であり、多くの町民が関心を持っている事案であることから、様々な方向から検討するための具体的な内容をお示しされたいと思っております。

4点目です。町民の貴重な共有財産である旧矢巾中学校敷地の利活用方針案については、具体的内容を町民に示し、説明することが求められていると思っておりますが、今後の対応について見解をお伺いするものであります。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の旧矢巾中学校敷地の利活用基本方針案に対する



考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内の施設については、昭和45年建築の徳田小学校が築51年を迎えるほか、昭和50年建築の不動小学校についても築46年を迎え、近い将来に大規模改修や建て替えの検討を行うべき時期を迎えていると認識しております。しかしながら、現在の財政状況では、少子高齢化により増大する扶助費への対応や社会資本整備を並行しながら基金を積み立てることは、困難な状況であります。併せて町内の土地利用については、優良な宅地や業務用地の需要が高まっていることから、売却の方針を提示させていただいたところであります。

2点目については、議員ご指摘のとおり、市街化区域の拡大を申請しているものの、その認可と、その後の宅地分譲開始には、いまだ年数を要する状況であること、また町内の土地需要は、住宅、業務用地共に高まっており、それを反映するように地価公示が上昇している状況であること。それによって当該土地の財産的価値が高まっていることから売却の方針を提示させていただいたところであります。

3点目についてですが、現時点では、教育施設、社会教育施設の具体的な整備計画はないところですが、教育施設に関しては、教育委員会において矢巾町立学校通学区域審議会を設置の上、6月から協議を始めるとのことであり、また社会教育施設に関しても、大規模な更新整備等が想定され、近い将来にはこれらの財源調達が必要なことから、用途を指定する基金として積み立てることで町民皆様のご理解を賜りたいと考えているところでもあります。

なお、土地利用の詳細については、今後議会からのご意見等も踏まえつつ、民間提案によって有効な土地利用を図りたいことから、ある程度自由度を持たせたいとの考えであり、現時点では詳細を決めていないところでもあります。

4点目についてですが、5月7日開催の議会全員協議会でご説明させていただいた基本方針は、当該用地を売却して、売却益を教育施設、社会教育施設の整備等の財源とする目的で用途を指定する基金として積み立てるものであります。今後議会からもご意見をいただき、議論を積み重ね、見える形にして進めていくことが町民の皆様の負託に応えることであると考えておりますので、議会からのご意見と併せて町民の皆様への説明等を実施することで町民の皆様へのお知らせと声を聞く機会とする考えであります。

また、施設整備を進めるに当たっては、第8次総合計画や都市計画マスタープランに反映させて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 中学校の跡地問題をこの間10年までになりませんが、六、七年、私議員になったのが平成19年ですので、14年たちますけれども、議員になってこの末席を汚させていただいて、平成20年、いわゆる当選した次の年には、矢巾中学校の建設調査特別委員会が議員発議で設置をされました。この特別委員会は、建設用地あるいは建設場所、それから中学校の規模とか内容について検討すると、あるいは調査すると、そういう役割を担ったわけでございますけれども、この間平成21年3月の定例会からずっときまして平成27年4月に川村町長が勇退をするわけですけれども、その前の年の12月まで20人近い議員が、この跡地問題についていろいろご提言をし、議論を深めてきました。

その間川村町政は、盛岡市にある学校法人から中学校の跡地、それから建物も含めて30年間借りたいという話があって、川村町長は一貫して貸すという方向性を持ち続けました。町長はもちろんご存じなわけですけれども、昭和32年に税条例をつくって、当時の高橋重平村長が矢巾中学校の土地を3年間の特別税で基金を積立てして、今のこの土地を取得したと、非常にそういった意味ではご苦労され、そしてその当時は村民ですけれども、今で言う町民の皆さんは、それを理解して、そして協力をしてきたと。それが今この売却問題という大きな、私にすれば問題と直面をしているという状況にあります。

私そのものは、議員になりたてのときは、学校施設として使うのだったらいいのではないかというふうに一時思いました。しかし、中身を聞くと、30年間あるいは場合によっては30年たって、その時点で再度またそこを賃貸で借りたいと。建物は無償でございますし、土地はどの程度になるかということを知りましたけれども、なかなか出てきませんでした。しかし、後で固定資産税並みのいわゆる土地代になる。早く言えば、ただ同然で貸すというふうなことで、これはやっぱり町民の貴重な、いわゆる財産を一法人に貸すわけにはいかないということで反対をしてきた経過がございます。

今回の土地を売却するという結論に至ったのは、庁内のいわゆる検討委員会で、しかも2回にわたった検討委員会、時間にしてみれば、たしか5時間ちょっとぐらいの時間だったと思いますけれども、もちろん庁内それぞれの部署の皆さんの意見も入っているかもしれませんが、まず課長さんたちが主なメンバーとして入っているだろうというふうに思います。その方たちが、もうここについては、売ったほうがいいと、そういう結論を導き出したということで今回の提案を受けたわけですけれども、私はそういった意味で、非常に短時間

でそういう方針案を出すということについて疑問を感じざるを得ません。少なくとも先ほど言ったような歴史的な背景もありますし、それから私もたしか3回生だったか4回生だったか忘れましたが、矢巾中学校で学んだ経緯がございます。クラブ活動を通して仲間と一緒に汗を流したという思い出もあります。そうした町民にとっては非常に思い出深い、そして貴重な財産でございます。

有効活用するというのは、それはある意味では、一つの考え方としてはあるかもしれませんが、そうした歴史的背景を踏まえて、この場所を教育関係の更新の費用にする、あるいは社会教育施設の建設になるか何になるか分かりませんが、そういったことの基金にしたいということですが、実態がなかなか見えていないというのが私は非常に残念だというふうに思います。

例えば地域に帰って、この間4月27日からずっと田んぼに入って、5月20日まで田んぼに入りましたが、その際にいろんな質問を受けました。中学校は、もう売ることになったのかと、跡地は売ることという話もありましたし、何で今そんな話になるのやという話もありました。非常に説明するのに苦慮するといいますか、どういうふうに説明したらいいか分からない。役場の課長さんたちが決めたのだという話はもちろんできましたけれども、では何にそれを使うのやという話も出るわけです。そういったことを一々説明するのに、材料が非常に乏しいわけです。もちろん農業と一緒に働いている人たちのその思いも聞きましたし、それからそのほかの方たちの話も当然聞いています。

そういった状況の中で、今後やっぱり例えば10年後、20年後の矢巾町をどのような町にしていきたいかという、その構想、それが見えないというのが一番大きい、私にとっては心配事なわけです。いわゆるランドデザインが全く見えない。いきなり徳田小学校あるいは不動小学校は、老朽化しているから、それを建て替えなければならないと。それだとしても、場所がどこになるのか、それから今日も議論になりましたけれども、高橋安子さんも聞いていますが、いわゆる小中一貫校にするのか、あるいはどういった規模にして、どこにどういうふうに分てるのかという、それも全く分からないわけです。そういった中身の無い提案をされて、議会の意見をお聞きをしたいという話は、ちょっと納得いかないというのが私の気持ちです。

そういった経緯があって、私は今回質問をしていますけれども、まずもって将来をどういうふうに分てるのかという、どういうふうな町にして、そして住んでいる人たちが、例えばさっきもございましたけれども、かっこうグラウンドを5,800人が使っていると。そ

ういう貴重なグラウンドの代替として、今日初めて町長が産技短の話もしました。そして、将来は医大もあちこちにあるそういった体育施設を矢巾町に一括して持ちたいという話も聞きました。

そして、私が質問した、一心会が出した質問書の中で、いわゆる夜間照明の話、これは庁内検討委員会でもいろいろ検討されて、矢巾中学校と北中学校に照明をつけると。これを移転するには、もう老朽化しているからもたないと。したがって、新設をするのだと。その予算がどのぐらいかかるかも分からないと。結果的に基金を積み立てするといっても、10億円程度を見込んでいます。新聞では16億円でしたけれども、その16億円は、後で課長が私たちの質問に答えているのは、この土地を全部売った場合は16億円だと、しかし一部は残すと、緑地として残して駐車場にする、あるいは防災の空間として残したいと。そうすると、逆算すれば分かるのですが、16億円のうち10億円ぐらいは見込んでいます。そうすると、大体3分の2ぐらいの土地を売りたいということになると思うのです、逆算すれば。そういった中身、内容が示されないまま、聞かなければ言わないというような状況では、町民にしっかりと説明していくということは、はっきり言って詭弁になってしまう可能性があるのではないかとということで私は危惧しているわけです。

そういったランドデザインと、それから具体的な、今回の売って基金に積み立てる部分とか、あるいは今言ったどの部分をどの程度残すのか、売なのか。そして、普通の戸建てではなく、いわゆるモデルタウンとして、その住宅は建設をしたいと。それだっちはっきり言って分からないわけです。どういうふうなランドデザインなのか全く分からない。そういうことについて、どのような考えを持っているのかまずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、山崎道夫議員に、何もたたき台も夢を見られるランドデザインもないということですが、まず今日の最後の答弁のところにも書いておるのですが、総合計画または都市計画マスタープランは、これは議会の議決事項でもあるわけです。私ら当局は、もちろん議会と一緒に総計画、都市計画マスタープランを、そしてお互いに知恵を出し合ってやっていきたいと。

今回のことで私も慎重になっておるのは、やっぱり一度頓挫した、私に言わせれば、当局にとっては、二度と同じ過ちは繰り返したくないと。そこで、おまえ何だ、ずくたれ者かと言われれば、そうなのですが、やっぱり地についての対応をしていきたいと。

そこで私たちとしては、どういうことが問題なのか、また課題が何なのか、それを一つ一

つ洗い出しして、議会と一緒に考えていきたいと。私らだけで決めてやることは、このことについては、もう慎重にならざるを得ない、そういう状況下にあるということだけのご理解をしていただきたいと。

だから、もう私は、このことについては、今日も先ほども申し上げたのですが、いろいろと質問の中にもご提案をいただいております。だから、もうどんどん皆さんからもいろんなことをご提案していただいて、そしてどのようにしたら課題一つ一つ解決していくことができるか。それを解決策を見いだしていきたいということ。

そして、今私どもようやく東北農政局から市街化の拡大はいいよとお認めしていただいたと。これも税収につながることなわけです。だから、私どもとすれば、今回ここを売却したお金はもちろん、これはもう皆さんにお約束するわけで、教育施設、社会教育施設以外には絶対手をつけてならない基金にしなければならないわけですので、それはもうここいう公の場でお話をさせていただいているので。

そして、今ようやくそういった市街化区域の拡大によっていろんな戸建て住宅または企業の誘致は、この間も日野自動車の社長さん、今度代わるということでおいでになられたのですが、私もちょっとびっくりしたのです。また、何かあれなのかと、いやそうではないと、社長交代でご挨拶に、計画どおり進めさせていただきたいと。

そういうことで、今私にすれば、もうここで教育施設とか、社会教育施設、先人先輩たちが魂を込めてやってきたここでできないのです。面積が足りないのです。そして、周りにはもうお家が建って、だから、今もう少年野球とか何か野球やってうるさいという苦情も来ているのです。だから、どうせやるのだったならば、そういったしっかりした環境整備されたところでやりたいと。

そして、この間赤丸秀雄議員のご質問にも答えさせたはずなのですが、今県の水泳連盟とか何かからも、ぜひ県営プールを誘致してほしいとか、それはできるかできないかは分かりませんが、そういった、そしてスポーツ健康科学センター、私らにすれば、盛岡南運動公園、この間野球場の起工式、達増知事と谷藤市長と一緒にあって鍬入れしておったのですが、そういうことも含めて私どもとすれば、このところで限られた対応しかできなくなると。

だから、当時龍澤学館にお貸しすると、それはいろいろ議論があったと思うのです。でも、今考えてみれば、私は、この貴重な町有財産、ある特定のところにお貸しして、もうこっちもさっちないかないよりも、今全く白地というか、まっさらな状態で町で売却できるとい

うことは、ある意味では、山崎議員はじめ当時そういった思いで対応された議員さん方には、本当に私は深い深甚なる敬意を表したいと思うのです。そのときに貸しておれば、ここはもっと惨めな状況になっておったと思うのです。だからこそ私は、ここを起点として教育施設、社会教育施設をぜひ造り上げていきたいと、その思いをご理解していただきたいなど。

だから、課題は必ずあるわけです。それをお互い議会と一緒に解決していこうではありませんか。そして、町民の皆さんに議会と当局が一体となって、この事業を推進するということになれば、理解もしてくれると思うのです。これが真逆な、反対な形になると、何をやっているのだということになるのです。その意味でも私は、教育長にも言っているのですが、早く学校の再編統合を示せと、何回も言ってきているのです。そして、体育館も今もう老朽化して、バスケットボールやるのに、例えばダンクシュートすると、何か落ちるようなものと担当課長から聞いているのです。何でそんなことを早く教えないのだと。もうそういう体育館も古くなってきているのです。だから、そういうことも含めて、今道筋をつくらなければ、大変なことになるのだということだけは、何としてもご理解していただきたい。

そして、いいではないですか、お互いに納得するためには、時間をかけることは、私はやぶさかではないので、暴走してこのことを決めようとはしておらないわけですので、だからお互い納得いく落としどころをつくり上げていきませんか、そこをぜひご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ただ、時間が大分経過していますので、一旦ここで休憩をいたしたいと思います。

ちょっと時間は短いのですが、再開を3時25分の再開といたしたいと思います。

午後 3時17分 休憩

-----  
午後 3時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開いたします。

山崎議員の一般質問を継続していきます。

他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町長の思いは、前にも聞いたことがあったような気がしますけれども、この場所については、よく残してくれたということも町長の思いの中にはあるということで、それはまず私としては頑張ったかいがあったなというふうに思って受け止めました。そこで、実は、今回の基本方針の中で、なかなかその内容がはっきり出てこないという部分、いわゆる昨日でしたか、町長は何でも信頼関係が大切だと言っています。しかし、こういう状況の中で、議会の意見を聞きたいと言っておきながら、内容を示さないということは、信頼関係そのものがなかなか築けないという状況になるのではないのでしょうか。やっぱり胸襟を開いて、町の将来をこういうふうにしていきたい。町長の今話は、この場所では、例えば公園にする、あるいはグラウンドを使う、様々な点からいっても狭隘だといいますか、周りが状況変化ってきて、難しい状況だというのは、思いとしては聞きました。しかし、そのことを、ではこの形をどこかに持っていく、いわゆる広い場所を探す、そういったことも当然必要になるわけです、そうすると。そういった代替案も全く分からない、いわゆる基金に積み立てるのだと、その基金の中身も分からない。これでは、なかなか私たちは、ここを売るということについては、ゴーサインはちょっと、議員の中ではゴーサインを出す人もいるかもしれません。

それを見越して庁内の検討委員会では、地域住民や議員においても、それぞればらばらな意見や考えを持っており、過半数以上から納得感が得られるよう下記に配慮しながら行政課題の解決に向かう、使う方向性を探していきたいと、この言葉にあるわけですが、いずれ過半数の皆さんが賛成してくれればいいのだというふうな庁内検討委員会の検討内容、これはいわゆる町当局からいただいた中身なのですが、こういうふうな受け止め方では、過半数の賛成を得られる状況にあればいいのだということでは、私はなかなか信頼関係というのは築けないのではないのでしょうか。

やっぱりいろんな議論をしながら、それでも町の将来はこういうふうにしていきたいと、そのためにここを活用していくのだという、そういうふうな熱い思いと、そしてやっぱり胸襟を開いて、その考えをしっかりと披瀝をして、お互いそれに向けて意見交換をして、そしてその結果、どういう形になったとしても、やっぱり十分な議論が重ねられる礎だと思うのです、そこは。それがなければ、なかなか議会として検討してほしいという話には、私はならないと思います。

当然徳田小学校も不動小学校も、そしてやがて煙山小学校も老朽化をしていきます。そうすると、統合小学校にして、そこは場所を見つけて新しく建てる、そういうことだって当然

あり得るわけです。町長もそういう話もちろんしていますけれども、あるいは中学校だっていつまでもつ。矢巾中学校は新しいのですけれども、北中はもう20年ぐらいたっているのではないですか、そういったことからいけば、かなり将来にわたって、ずっと使い続けていくということについては、これは修繕をしながらやっていけばもつかもしれませんが、根本的な問題は、どんどん積み重なっていくだろうというふうに思いますし、それから中学校の問題もありますし、小学校の問題もありますが、社会教育施設を、それでは何をどういうふうにしていくのかというもう一方の問題もあるわけです。

そういったことに対して、今はこういう考えを持っているのだと、時代が流れていけば、それは変わるかもしれないけれども、現状ではそういうふうに、例えばアンケート調査でいっぱい出ていますが、その中には、かっこうグラウンドを使ってスポーツが常にできるようにしてほしいとか、あるいは野外コンサートをやれる場所にしてほしいとか、いっぱい出ているわけです。

矢巾は、昨日の議論にもありました。いわゆる公園の1人当たりの面積の少なさ、町長は、いや南昌山の町が指定している自然公園があると言いましたけれども、それは町民が常に集って憩えるような場所ではないわけです。ある程度装備をして、あるいはそれなりの気持ちを持って登っていくような山なわけですし、そういう場所ですので、やっぱりそういったことを考えれば、7.4平米というのは、非常に県内でも少ない1人当たりの公園の面積、隣町は17.1とか、紫波が。それから、盛岡は17.4、かなりの差があるわけです。国定公園、国立公園を持っているところなんかは、国立公園あるから都市公園は要らないといえ、それまでですけども、そういうふうな議論ではなく、やっぱり町民はそういう思いを持って、この跡地利用を何とかそういうものに、多目的広場とか、それから憩える公園とか、気軽に運動できるスポーツ広場とかということでもアンケート調査の中にも出てはいますが、まさにそれがやっぱり町民の願いだろうというふうに思います。それをどういうふうに、今すぐできなくても、具現化していくかという、その構想などもちゃんと出していくべきだろうというふうに思います。そういうことによって町民も、そこまでやるのだったらという話にも当然なってくるだろうというふうに思いますし、私どもも検討する課題になるだろうというふうに思います。その辺の根本的な考え方がちょっとずれているというふうに私自身は思っていますので、特に藤原課長は、マスコミにはどんどん情報を流しますけれども、私たちにはなかなか口を開かないと、その辺はどうなのでしょう、課長の考えをちょっと伺いたいと思います。



○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 私のアナウンスの部分がいろいろ問題があるというふうに捉えられているのだとしたら、私の個人的な問題点だと思いますので、私としては反省すべきことなのかなと思っておりましたが、一方現在の役場なり、行政というものは、ある意味マスコミも利用するぐらいのつもりでお付き合いしなければならないという部分もありましたので、パブリシティといっているようですけれども、こういった観点もありますので、私自身は出せるものは出すという考え方をベースにおいて判断はしてまいりました。

それで、すれ違いがあるのではないかというふうな、先ほど山崎議員からのお話がありましたけれども、先ほど町長が語りましたとおり、通常であれば、議会の本会議のような場で、これの是非を問いますというふうな形でお示しして、その是非を問うというのが一つのもの、形だとは思いますが、殊この旧矢巾中学校の敷地の問題につきましては、そういう最初から是非を問うものを示したのではなくて、ここから議論を始めたいと思っておりまして、そういう意味で提示をさせていただいたと。しかも、それは全員協議会という場でお示しさせていただいたということでございますので、先ほど町長がお話ししましたように、そこをまず議論のスタートとして、これからいろいろご意見を頂戴しながら内容を詰めていただければなという思いでご提案といたしますか、提示させていただいたものだという事は、ぜひご理解いただきたいなと思います。これで何とか今後行くということではないです。ここから議論を始めたいと思っておりまして、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） マスコミを利用するのはいいです、それは課長の考えで利用していいですけれども、マスコミにだけ話をして、私たちには16億円の話も全くなかった、そういうことを一つの例として話をしているのであって、やっぱり信頼関係を築くとすれば、マスコミに言うことも必要だろうし、私たちに言うのも必要だろうというふうに思います。それは、個人的な問題ではなく、いわゆる議会に対する一つの姿勢の問題だろうというふうに私は思います。

そういったことで、これをたたき台として出したということについては分かりますけれども、たたき台にしては、なかなか受け入れがたい、内容が分からない、そういうことを何回も指摘していますけれども、そこについてもう一回考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁の中に尽きるわけでありませけれども、まず冒頭過半数というところは、最低過半数以上でなければ前には進まないという、そういう意図でありまして、できるだけ多くというのは、当然のことです。ぎりぎりでもよかったとか、そういう意図で書いているものではございませんので、ちょっと表現上、半分でもいいと、そういう意図ではございません。少なくとも半数以上のところに意味があるというふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、今回提示させていただきましたのは、経緯を鑑みますと、町有地として保有して云々ということになっていたわけでありませから、そこら辺の考え方を改めるところが大きいものですから、まず打ち出し方として、趣旨からいって教育施設、社会教育施設、これに使う。これは、当然一番守らなければいけない部分だということで、それは重要視と、守ると。そういった中において、今後どういうふうにするかということをお考えた場合にも、売却したとして、矢巾町の中心部であるこの地域、その地域をどうやったらまちづくりに具体的に生かしながらできるのか。それは、一つには住宅もありますし、産業関係にも寄与するものであれば、雇用の場ということがある。

一方、全部売るという選択では現在のところございません。やはり何らかの形で公有地として残しておく必要があるのではないかと、またそういうご意見も議会のほうからもいただいているわけでありませるので、その辺については、どういう割合にするというのは、これからいろいろご協議させていただくということに考えております。

そのときに、今あるものをどうするのかという議論も当然出てきますので、例えばかっこうグラウンド、そういったものもかっこう形で考えていくということとセットの話になると思っております。したがって、そういった方向の議論を進めてまいりたいということのご了解をいただく。検討するに当たっては、どういったところを特に重視しなければいけないかということがあれば、そういうものを提案していただきたいというのが今回議会の皆さん方にお示しした意図であります。

したがって、それを踏まえて、もう少し具体化したもので、さらに議論を深める、そういった段取りで考えていきたいと、そういう趣旨であります。

以上、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 考え方は、町長も言っているとおりですから、それは理解できる部分はあります。当然たたき台として出すのは、町長の提案権ありますので、それはそれでいいのですが、その意見をいただくということになれば、内容が乏しいだろうというふうに言っているのです。ここについては分からないのですか、分かりますでしょう。なかなかそこが見えないと、お互い土俵に上がる場合、相手はもう何も言わないで、とにかくやる気満々でいるし、こちらはただ上がってこいと言われて塩を持って上がったぐらいなものだとすれば、勝負にならないわけです。そうではなくて、やっぱり町民が非常に関心を持っている場所ですので、そういった意味から、やっぱり本当に信頼感を持って、お互いやっぱり将来どうするのかという話も含めて、やるとすれば、もっともっとやっぱり真摯な態度といたしますか、そういったものが必要ではないかということを行っているわけです。その辺は、何回もやり取りしても時間がなくなりますので、その辺をしっかりと踏まえて、これからの議論の素材として内容をもっとしっかりしたものにしてほしいと。

そして、今まで出された町民の意見、様々ワークショップとか、懇談会とか様々やってきましたし、それからアンケート調査もやっているわけです。そして、検討委員会からの答申も出されました。そういったものについて、当局としてそれをしっかりと勘案して、ここについては、こういう方向性でいきたいというのを出していただければ、なかなか議論のすり合わせができないわけです。そこだけはしっかりやってほしいと。

そして、確認ですけれども、先ほど市街化区域の拡大については、東北農政局のご理解をいただいたという町長の話のように聞こえたのですが、そこはこの中身から見れば、まだまだ年数がかかると、認可とその後の宅地分譲開始はと言っていますが、認可はどの程度の時間を見込んでいるのでしょうか、それをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

市街化区域の拡大につきましては、3月に東北農政局のほうから了の返事をいただいたところで、先般都市計画の手続のスタートとなります申出を県のほうに町のほうから提出させていただいたところです。これは、盛岡市、滝沢市、矢巾町、それぞれの首長名で連名で県のほうに申出書を提出したと。ここからまず都市計画の手続のスタートが始まるような形になりますので、これからその手続が約1年間、今の我々の予定では、目標としては、来年の3月、年度内には市街化区域の拡大というような都市計画決定を目指して、今進めて

いるところです。そして、その後業者、今回市街化区域の拡大につきましては、すべて民間開発となっておりますので、その業者がそれから工事を施工して、実際の販売に至るまでには、令和5年になってからになるかというふうに思います。あくまでも予定になりますので、そういったところは若干ずれ込んでくるとは思いますが、そういう予定で進めているところであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） これはすごい朗報だと思います。かなりこれも多くの町民が固唾をのんで待っている中身だろうというふうに思いますので、そういった意味では、都市計画に組み込まれれば、早ければ令和5年にはその分譲ができるという話にも、これは工事に入るのか、その辺だと思いますけれども、そういった意味では、あえて3.3ヘクタールのうち半分あるいは3分の2売るとかという話にも当然なってきますが、それは議論として後でまたやらなければなりませんけれども、そういった一つの明るい話題もあるという中で、今回はこの中学校の跡地問題について議論をさせていただくための今日は第一歩に私はしたいなというふうに思っておりました。

そういった意味では、今度町民への説明会と言っていますが、これはある程度煮詰めた段階になるだろうというふうに思いますけれども、あるいは5年もたっているアンケートの状況、それを確認するためにやるのか、早く。その辺はどうなのですか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、アンケート調査が全てではないのですが、まず私のほうから、先ほど担当課長のことについては、これは私の指導力不足もあったので、そのことは私の責任でございますので、まず今後そのことのないように、もうこの間も厳しく指導したところがございますので、そこはまずご容赦願いたいし、今後こういうことのないようにしっかり対応してまいりますので。

それで、今私、学校をどうするかということ、これが一番の根っこの部分なのです。これ3校を統合するのか、2校統合するのか、もういろいろな考え方。それから、あとはできるのであれば、教育施設と社会教育施設を一体化できないかと、ばらばらではなく。そういうこと。

それで、まず早く教育委員会のほうでそういう方向づけを、後から教育長にも答弁させますし、どういう思いでおるのか。そして、私どもの体育館とか何か、スポーツ振興計画をつ

くって、まずあとは同時進行でやっても、これからの社会教育施設をどうしていくかということではできるので、だから何回もお話しするのですが、私は、まず議会の皆さんに感謝しなければならないのは、何回も言うように、当時龍澤学館にお貸ししなかったというのは、議会としては私は正しい選択だったと思うのです。だから、そういう正しい議会で選択なされたことに私らが間違っただけの対応はできないのです。だから、これから一つ一つしっかり課題を洗い出して、何が問題になるのか、何が課題になるのか、ここは慎重に見極めながらやっていかなければならないと。

そこで、今私どもとすれば、まだ学校の統合、再編、どういうふうにしていくかと。これは、私が決めるわけにはいかないわけですので、だから、そういうことも踏み出す、今、今月からスタートするということであれなのですが、いずれこのことには、急いで早く方向づけをしてもらわなければ、もう議会の皆さん方にも道筋をお示しすることができないわけですので、そのことを。

そして、何回も言うのですが、学校教育のことですから、やっぱり児童生徒の教育環境整備、それから保護者の方たちの理解をどのように得られるか。そして、私は社会教育施設、特に矢巾町では、総合運動公園みたいなものがないわけですので、そういうものもしっかり今回考えていきたいと。だからこそ時間をかけて、慎重に対応していきたいと。

その代わりこのところをいつまでもこういう状況で先送りするのではなく、もう事業用地なり、住宅用地にして税収の確保もしたいと。だから、今山崎道夫議員から、まさかお褒めの言葉を頂戴すると思わなかったのですが、この市街化区域の拡大によっての税収も必ず確保できるのです。そういうことをみんなで知恵を出し合ってやっていきたいということで、どうかひとつ。

それで、時間をかけて、絶対、このことで皆さんに信頼関係を失うような、逸脱するようなことは、絶対やりませんので、そこだけご理解していただきたいということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもお話をさせていただきます。

まず、今町長のほうから話がありました学校をどうするのだということについては、私が就任時のときから町長のほうから話をされております。なお、道筋を立てながら、一つの前段階としてコミュニティ・スクール、小中学校6校全部で考えていきたいということから、それをつくっていきました。今度6月、今月から審議会を立ち上げて、その中でこれから6

年間の自然増のところの、いわゆる子どもたちがどのぐらいの人数になって、そして小学校、中学校の学級がどのぐらいになって、1学級どのぐらいの人数なのかということを客観的な数字をお示しをし、そしてそのためにどういうふうな学校づくりがいいのかということを委員の皆さんにお示しをしたいと思います。

なお、平成27年12月に文科省から出された手引によりますと、まず学校規模、適正規模というのは、1学年2学級以上ということで示されています。ただ、それで全部2学級以上にしなさいということではありません。ということで、不動小、それから徳田小、今1学年1学級で運営をしているわけですが、これだって、そのよさ、それからメリット、デメリット、それぞれございます。ですけれども、やっぱり社会性ということで2学級以上、学級替えがあるとかというふうなことも必要なのではないかとということもお示しをしながら、では学校をどうしていくのがいいかということをお示しをしながら、委員さんとともにこれから審議していきたいと、話し合っていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問に入ります。小中学校におけるコロナ対策強化について。

県内における新型コロナウイルスの感染状況は、5月に入って毎日20人前後の感染者が出ており、警戒感が増してきています。2月に小中高のクラスターが大船渡市で発生し、その後4月に入り、10歳未満37人、10代28人の感染者が出ており、学校現場や保護者の警戒感が高まっています。こうした状況の中にあって、県教委は、学校現場の新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、校内の消毒作業などを担うスクールサポートスタッフ112人を新たに確保し、県内の小中学校や特別支援学校に1人ずつ配置し、感染を警戒する状況が長期化する教員の負担を減らし、児童生徒の環境を整えるとしておりますが、本町における小中学校の新型コロナウイルス感染予防対策について、以下お伺いをいたします。

1点目、学校現場におけるコロナ対策は、どのような取組がされてきているのか。例えば校内外の消毒や教室内の消毒、換気、机の配置、部活動での取組や児童生徒に対する注意喚起などについて。

2点目でございます。スクールサポートスタッフの配置について、小中学校に関しては、本年度既に配置されている学校もあるとのことであるが、本町における現状と増配置になる学校があるのかお伺いをいたします。

3点目、学校現場は、児童生徒が触れる場所の消毒作業を繰り返し行う必要があるため、規模によっては、長時間かかるとのことではありますが、本町の状況はどうでしょうか。

4点目、スタッフは、校内の消毒作業のほか、教材印刷、健康観察の取りまとめなどを補助するとしておりますが、こうした補助により、教員が子どもと触れ合う時間の確保や授業の準備時間の確保につながり、子どもの学びの保障につながることができているとしておりますが、スタッフによる補助はどの程度を考えているのか。

5点目、昨年度盛岡市の小中学校、幼稚園、保育園におけるコロナ対策の取組の一貫として国からの補助金を活用し、水道の蛇口をレバー式に交換したとのことではありますが、本町における小中学校の蛇口の数と改修費について、さらには腕で開閉可能なレバー式に交換するべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 小中学校におけるコロナ対策強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、基本的には、文部科学省が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策を実施しております。消毒作業については、衛生管理マニュアルで示している手すり、ドアノブ等の大勢がよく手を触れる場所を1日に1回消毒のほか、衛生管理マニュアルでは求めているものの、感染症対策として、教室内の机や椅子の消毒も実施しております。

教室等の机の配置については、児童生徒の間隔1メートルを目安に最大限の間隔を確保できるよう座席を配置しつつ、窓やドアを開けて常時換気を行っております。

部活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行っておりますが、練習試合などの対外試合を行う際は、相手の学校の状況を確認しながら実施の可否について判断しております。

また、児童生徒には、毎日の検温、マスクの常時着用、手洗いの励行を呼びかけ、日頃から基本的な感染症対策を実施するよう指導しております。

2点目についてですが、今年度は1学期までの任用期間で煙山小学校に1人、矢巾東小学校に1人が配置されております。岩手県教育委員会では、この任用期間を2学期まで延長するとともに、追加配置の方針を発表しましたので、徳田小学校と不動小学校の2校に1人、矢巾中学校及び矢巾北中学校に、それぞれ1人が配置される見込みとなっております。

3点目についてですが、大勢がよく手を触れる箇所は、用務員や緊急スクールサポートスタッフ等が分担して授業時間中に作業をしており、教室内については、主に担任が授業後の放課後に行っている状況でありますので、緊急スクールサポートスタッフの配置がない学校では、昨年度に比べて作業時間が増えているところあります。

4点目についてですが、昨年度の緊急スクールサポートスタッフは、勤務時間が長かったことから、感染予防対策としての消毒作業に加えて、その他の校務も多くの部分で担うことができていました。しかし、今年度は、勤務時間が短くなっているため、消毒作業を中心に行いつつも教職員の負担軽減のための校務分担は、プリントの印刷や配布物の仕分け等の限定的な作業にならざるを得ないと考えております。

5点目についてですが、小中学校の蛇口の数は883か所あり、ハンドル式は611か所、レバー式は238か所、自動水洗は34か所となっております。なお、手洗いは、感染症対策の手段の一つとなっていることから、今後補助事業を活用できるか協議し、蛇口の自動水栓化やレバー式化を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） レバー式については、今後検討をしていきたいと、補助事業を活用できるか協議しということですが、これはコロナが収まっても、インフルエンザ対策にもなりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。そこで何点か確認だけさせていただきますが、体温の確認、例えば毎朝学校に登校したときに、体温を測っているのか、その辺ちょっと私も分かりませんが、そういった体温の確認は、例えば教室内での確認とか、朝の確認とか、そういったことについては、どのようになさっているのか、これが1点目でございます。

それから、児童生徒のマスクの着用率は100%だろうというふうに思いますけれども、特に運動する場合とか、その中でも特に持久走や部活動の際のマスクの着用の指導はどのように行っているのか。



それから、学校によっては、小学校だと思いますけれども、委員会活動で児童自らが積極的に感染対策を呼びかけて、マラソンや縄跳びなどの体力強化に取り組んでいるところが県内にもあるということをお聞きしていますが、そういった取組については、どのように行われているのか、これが3点目です。

それから、スクールサポートスタッフの追加配置は、いつからなのでしょう。

そういった点について確認をしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、体温を測るところでございますけれども、これは基本にご家庭のほうで体温を測っていただいて、カードに書いてきたものを朝先生に見せるというふうに対応しております。もし、測り忘れた子がいた場合は、学校にある体温計で測っているという状況でございます。

それから、マスクの着用でございますが、先ほどの答弁にもございましたとおり、常時マスクということと呼びかけしておりますが、体育の時間ですとか、いずれ運動のときはマスクをしていることで危険なことが考えられますので、これは国のほうからも指導がございまして、そういった場合はつけなくてもいいということで、学校のほうにも徹底をお願いしているところでございます。

それから、委員会活動のほうも小学校というよりは、中学校のほうでもいろいろ取り組んでいただいているところなのですが、やはりコロナの関係で委員会活動もちよっと、去年あたりは制限がありました。なかなか時間が取れないというところもあったのですが、今年は比較的活動ができていると聞いております。通常の委員会活動だけではなく、コロナのことも当然中学生ぐらになれば、みんなが当然関心を持って取り組んでいるのではないかなと思っております。

それから、最後緊急スクールサポートスタッフの配置でございますが、ちょうど答弁作成時は、まだ新聞発表程度の情報だったのですが、夕べ正式な通知が来ました。答弁の内容のとおりなのですが、矢巾町に既に配置になっている2人に加えて3人が追加で配置ということで、既に配置になっている2人は2学期まで延長して配置になりますと。それから、追加の3人に関しては、新規に2学期中の配置ということで、昨日通知が来たところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 消毒のやり方ですが、マニュアルでは大勢が触るドアノブ等は1日1回でいいということになっていますが、これは同じ教室内とか校内にいるから、ほかには出ないからだろうというふうには思いますが、水で拭いた後消毒液で拭いているとかというのがマニュアルにあるようなのですが、今当町の学校ではどういうふうな形で消毒作業をされているのか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的にマニュアルの中では、まず一番大事なのは、学校の中を清潔に保つことだということが記されておりまして、消毒作業だけではなくて、ふだんの子どもたちがやっている清掃活動、これをきちんとやりましょうというのが書かれております。それに加えて、消毒作業をやっているのですけれども、これに関しては、基本的に消毒液での作業というふうになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） まだまだコロナの影響というのは続くだろうというふうに思いますが、学校現場で働いている先生方、それから保育園、幼稚園で働いている保育士さんたち、大変な思いをしているだろうというふうに思います。特にも幼い子どもあるいは若い少年少女たちですので、そういった意味では、今まで以上に頑張って消毒なり、あるいは感染予防対策をやってくれるだろうというふうには思いますが、教員やそのスタッフの疲弊状態も気になりますので、そういったことに対して、やっぱり適宜状況を把握して、極端に疲れない、あるいは大変な思いをしないような状況をつくり出していただくということをお願いをしたい。その見解だけお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

町のほうでは衛生委員会の中で働き方改革含めて、各職場での取り組めること、それから今年度も夏休みの中で閉庁日を設けたりとか、そういったことでの働き方改革を具体的に示してやっております。本当に学校現場にはいろんなことを強いているわけですけれども、そういったことも両面としてこちらのほうでも考えながら、先生たちが疲弊しないように、子

どもたちの安心、安全が確保されるようにみんなで努力してまいりたいと思いますので、そういうことでやっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、5日、6日は休日休会、7日月曜日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時05分 散会



令和3年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和3年6月7日（月）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長 佐藤 健一 君

文化スポーツ  
課 長 田村 英典 君

上下水道課長 浅沼 亨 君

教 育 長 和田 修 君

子ども課長 田村 昭弘 君

道路住宅課長  
兼まちづくり  
推進室長

佐々木 芳満 君

農業委員会  
事務局長

高橋 保 君

会計管理者  
兼出納室長

佐々木 智雄 君

学校教育課長

田中館 和昭 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 野中 伸悦 君

係 長 佐々木 睦子 君

議会事務局長  
補 佐

川村 清一 君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 受付ナンバー9番、日本共産党の川村よし子でございます。質問事項1番、コロナ感染症拡大に伴う対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で蔓延し、各種変異株の発生も広がってきている状況です。我が国でも変異株は、少しずつ多くなってきました。ようやく予防接種は開始されておりますが、収束の見込みはまだ見えない状況です。町内でも感染者が発生し、大変な状況ですので、以下4点をお伺いいたします。

1番、生活保護申請を含めた生活相談件数や税金の減免申請は、どのような状況か。また、教育委員会関係の就学支援制度の準要保護児童生徒は、どう変化しているのかお伺いします。

2点目、新型コロナ対策で地域企業経営継続支援事業などの支援策について、町ではどのような広報活動を行っているのか。また、申請しやすい仕組みを考えているのかどうかお伺いします。

3点目、町内の事業者に対する実態調査をし、町独自の対策を考えてはどうかお伺いします。

4点目、矢巾町に住んでいる学生や若者の生活状況を把握しているのか。また、奨学金返

済猶予や国民年金保険料が支払えない若者への支援策が必要と考えますが、どう考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員のコロナ感染症拡大に伴う対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、生活相談の件数について、令和元年度は60件、令和2年度は131件であり、前年度から2倍以上に増加しております。令和2年度における新型コロナウイルス感染症に関連した生活相談は32件であり、主な相談内容は、感染症拡大の影響で減収となり、家賃やローン等の支払いが困難となっているなどとなっております。町税の減免の状況についてですが、固定資産税は、事業者を対象に令和3年度課税分に限り、償却資産と事業用家屋の課税標準額を2分の1または全額を免除することとしており、全体としては3,800万円程度の減額となっております。また、国民健康保険税は、令和2年度内に納期限が到来するものについて、全体として300万円程度を免除しており、令和3年度も引き続き減免措置を延長することとしております。

2点目についてですが、新型コロナ対策については、町の支援策のほか、国や県の支援策等を一目で分かるように一覧を町ホームページに掲載し、各申請機関への手続きに必要な情報提供を行っております。また、事業者の相談窓口となっております商工会や金融機関に対し、チラシ等による周知について協力を依頼し、広報活動を行っております。申請窓口が制度によって町や町商工会、岩手労働局など、様々ですが、町の相談体制を万全にし、必要な書類等を確認しながら、各申請窓口で円滑に申請ができるよう引き続きご案内をしております。

3点目についてですが、町内の事業者に対して、昨年度はアンケート及び個別訪問を行いました。今年度は商工会や金融機関から情報収集いたしました内容を基に、実態把握に努めております。コロナ禍において、持続的な事業経営を目指し、生産性向上に積極的に取り組む事業者を支援するため、国や県の支援策とを調整しながら、町として新たな対策も進めてまいります。

4点目についてですが、本町に住んでおられます若者の生活状況の全容は把握してはおりませんが、国民年金保険料の支援策として、通常の免除、納付猶予または学生納付特例制度に加えて、日本年金機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方々を対象に令和2年2月以降の収入減少や所得の状況が免除基準や学生納付特例相当になること



が見込まれる場合の臨時特例措置を設けており、制度について広報やはば等による周知及び窓口で説明を行っておるところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、コロナ感染症拡大に伴う対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、準要保護世帯数は、令和元年度に132世帯、令和2年度に128世帯、今年度は144世帯となっております。なお、今年度認定世帯において、新型コロナウイルス感染症の影響があった世帯は3世帯となっております。

4点目についてですが、奨学金の返還については、疾病等のやむを得ない理由により返還が困難と認められるときは、その生活状況等をお伺いし、個々の状況に応じて返還猶予が適当かを判断しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、返還が厳しいと相談があった3件について返還猶予を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 順次再質問をさせていただきますが、再質問の前に当町の予防接種のやり方にすごく反応がよかったということが、ちょっと近所の方から言われたものですから、今日そのことを一言お話しさせていただきます。今朝方、先ほど議場に来る前も車の中で滝沢市の予防接種のことの報道がありましたが、矢巾町では、接種会場がたくさんあって、町民が選びやすくなっているということが大変いい、そういうお褒めの言葉をいただきました。これは、職員の方々のいろいろ案を練った成果だと思います。このことは、私に今度予防接種の予約の券が来ました。私は60代後半ですけれども、早い時期にそういうことができたということは、本当によかったなと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。新型コロナウイルス感染症流行の影響で収入が減少した国保加入者の国保税、介護保険税、後期高齢者医療保険税を減免する制度、国民健康保険税のコロナ特例減免実施は、現金を手元に残せる利点があります。これは、国民の中、町民の中からもですが、コロナ減免を活用して危機を乗り越えようという、そういう意欲が生まれることとなります。それで、1点目の質問は、コロナ感染拡大により、仕事の自粛や非正規

職員の首切り、派遣切りなど起こっています。今回の答弁でも、生活保護申請、認定数がコロナ感染拡大に伴い数的に2倍になっております。申請者数と実際数はどうなのか。また、生活保護においては、親族の照会とか、そういうこともあります。どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回町長答弁で申し上げた件数は、生活相談の件数でございます。生活保護の状況でございますが、今年6月1日現在で81世帯、104名です。今年度に入りまして、生活保護の申請を受けた方は4件でございますが、矢巾町も盛岡広域もそうですが、極端に生活保護の申請が増えているという状況ではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今お答えいただきましたが、家族照会のことがちょっと答弁がなかったもので、家族照会のこともお聞きします。

そしてもう一つ、今全国的にもそうですけれども、女性の貧困、困窮というのが言われております。特にクラスターが発生したところが大型ショッピングセンターの中の飲食業の方だということですので、そういう臨時、パートで働いている女性の方々の相談等はどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

生活保護の家族照会というところでございますが、矢巾町のほうで生活保護の申請を受けている方は、高齢者の方が多いです。どちらかという、家族というよりは、施設、それからご家族の方もいらっしゃいますが、そのような状況の中でご申請をいただいている方がございます。

それから、女性の貧困、そして女性の相談の状況でございますが、詳しい、男女ではちょっと取ってはおりませんが、コロナ禍において、コロナの相談件数の中で、ひとり親の方のご相談はございませんでした。ただ、コロナに特化したものはなかったのですが、生活相談としてご相談した中で、やはり一番多いのは、収入と生活費の相談が一番相談の件数が多い状況です。相談内容の分類は、ダブルカウントとあって、相談によって複数カウントしてお

りますので、そのカウントを見たときに、一番多いのが収入と生活費の相談、次に多いのが病気と健康のご相談です。3番目に多かったのが仕事探しの相談という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 男女は取っていないということなのですが、女性の自殺率も高くなっています。矢巾町は、女性の自殺率が高いかどうかはあれですけれども、10万人の中で見ると、10万人のくくりで見ると、矢巾町は、岩手県内でも上位のほうに占められていたと思います。これは、もう以前からずっと、10年ぐらい前から続いておりますが、やはり女性の、先ほどもありましたが、ひとり親の方々、子どもたちを育てているのですけれども、相談のフォローアップとかはどのように行われているのか。

そして、これは教育長に伺いますけれども、就学援助の中でPTA会費とか、クラブ活動費とか、そういうのがあるのですけれども、生理用品の助成は、就学援助制度に入っていないのですけれども、それを私は考えてほしいと思うのですけれども、その辺はどうお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 相談のフォローアップのことでございますが、私ども相談を受け付けた後、様々、福祉課だけでは解決できないような内容もございます。そういう中で、関係する担当課と関わる部署といろいろ相談をしながら、矢巾町役場の関係課もそうですが、県社協、それから町社協、様々な団体のほうとお一人ずつどういうふうな支援の方法がいいかということを相談しながら、そして対応をさせていただいております。

中には、先ほど申し上げた仕事探しは、以前お答えもさせていただきましたが、ハローワークと一緒に行って相談、探しをしたり、お子さんがいる方は、例えば資格を身につけたいという方もいらっしゃいます。そういうときに養成講座の中で託児を見てくれるところがないとか、お一人ずつ、その状況に合わせた相談をさせていただいております。

また、中には、仕事探しが決まった後も、その後もどうでしょうかと、お元気電話訪問ではないのですけれども、できる限り相談の対応を、一言で言うと、伴走とか、寄り添うということの一言になると思いますが、それを言葉だけではなくて、行動で共に本当に悩み、そして相談対応できるようにしております。

私のほうから1点、今私ども福祉課、それから防災担当、それから関係する様々な団体の

ほうでサニタリードライブということで、いろいろ今取組を、やれることはないかということで、今相談しているところでございますので、フードドライブがあるように、サニタリードライブということの取組をちょっと1点、今進めているところでございますので、私のほうからちょっと付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり、就学援助の部分には生理用品等はございませんけれども、先ほど福祉課長がお答えしたとおり、サニタリードライブということで、この中で学校教育課も協力できることがないかということで今取り組むところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） サニタリードライブという言葉がまた多く出ると思いますが、私もなかなかそういう言葉が、ああ、そうなのかというのが分かりました。それで、生理のある子どもさんは、就学援助を受けている方々に何人いらっしゃるか分かりませんが、そんな金額にはならないと思うのです。ですので、ぜひとも就学援助の中に、町として、そういう制度をつくっていただきたいというのが私の希望ですので、そういうサニタリードライブの中にも入れていただきたいと思います。

それでは、また質問させていただきます。高齢者、労働者は、大小企業にかかわらず労働者にも家庭があります。その中小企業、弱小企業も守ることが大切です。誰一人取り残さないで生活を保障することが自治体としての責任と考えておりますが、そのことは、ホームページとか、それから商工会、労働局等、様々の団体と相談体制とか、それから広報等を利用して広報活動をやって支援に向けているということなのですけれども、再度もっとやる必要があると思うのですけれども、どうお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今貧困のことを含めていろいろご質問があったのですが、まず生活保護の関係について、やはりこのことについてもそうですし、それから今サニタリードライブの関係、特にも今女性の方々の生理用品、特にも子どもたちが非常に

そのことで困っているというようなこともお聞きしておりますので、だからそういったことも含めて、いずれ生活保護の関係、それからいわゆる女性の方も含めて、今全国で岩手県は自殺率がワーストワンになったのです。それから、今のサニタリードライブ、生理用品の関係とか、いずれこれは県もそうなのですが、市町村もやっぱり相談体制、しやすい、何でも相談できるような体制整備の構築が大事なので、これは私どもも、今のいろんな中小企業に対する支援もそうなのですが、そういった相談しやすい体制をつくっていききたいと。

そこで、川村よし子議員をはじめ議員の皆さん方にもお願いなのですが、こういうことで困っている人がいるのだと、そういう事業者もいるのだということがあったときは、どんどんうちのほうにお話をし、お話をつないでいただきたい。そして、今お話、サニタリードライブと、もう遠慮なく、私からも何か衛生、生理用品という、どうも口幅ったいから、今うちの職員たちは横文字で言うのですが、そんなこともストレートにお話をし、だから今学校でそういうことを考えているのかと、教育委員会は、そういう状況をちゃんと把握しているのかと、そこなのです。

だから、いわゆるかゆいところに手が届くようなことをやるのが私らの仕事なのです。そして、そういうふうなもの、例えば防災で何かあったときに、女性の方々がそういうことを口にするのがもうはばかると、そういうふうなことを自然にこういうふうな場所にあるから、使っていただいいていいですよと、そういうことを今町としても考えていかなければならないのだということ。

それから、後から子ども課からも答弁させるのですが、今度の補正予算でもひとり親のことで、もう議決していただいたのですが、このことも今県内33市町村でも6月中に、もうこのこともやってしまうと。今朝担当課長と担当係長からお話があったのです。だから、いいことだと、そういうお困りの方々に早く援助の手を差し伸べてやるのが非常に大事なのだと。だから、今川村よし子議員がおっしゃっていることをどんどん、そういうことの輪を広げていただいて、私らもそれにちゃんとお応えできるような体制整備構築を図っていきますので。

あとは、それぞれの機関で、学校のことであれば教育委員会、また企業のことであれば産業観光課、福祉のことであれば福祉課とか健康長寿課とか、それぞれで責任を持った対応をやっていきますので、何としてもそこだけのご理解していただきたいと思います。

あとは、担当のほうから答弁させますので。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま事業者支援のことについてお話があったわけですが、町長答弁のとおり、非常に困った方につきましては、寄り添った形で今進めてございますし、特に町商工会、金融機関、その辺とも連携を取りながら相談体制については進めてございます。私らで把握できない部分、例えば川村議員が把握している部分で、まだ相談していないというような事例がございましたならば、積極的に産業観光課もしくは商工会、そういったところをご紹介いただいて、支援につながるような形で進めてまいりたいと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思っております。

なお、先ほど最初の町長の答弁でどういった実態把握をされているかということで、昨年度はアンケートと個別訪問を行っておるというふうなお話をしたわけですが、それにつきましても、昨年は11月と、個別訪問は12月ということで回っておりまして、また日にちがたっておりますので、再度、今の現状はどうなのか、そこら辺をつかみながら、皆さんに寄り添った形で支援を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　中小企業、弱小企業の支援については、大きな問題で、今後コロナ感染が、解決策がなかなか見えない状況、予防接種が一つの解決策のように報道ではされていますけれども、数的には減っていないのです。ですので、まだまだ続く可能性もあるし、そして今までの経過で1年半がたちました。もし、コロナ数が減っても1年半も続く可能性はあります。ですので、中小企業、弱小企業を支援することは、町としても何としてでも仕事を辞めた、経営が大変なので、仕事を辞めたと、そういうことがないようにすることが今求められている。県議会でも5月24日に全員で採択されたそうですが、補正予算で感染対策認証制度を含んだ経済支援を組み込んだということで、これはこれから多分町にも通達があるかもしれないのですけれども、1か月10万円ずつ3か月ということと、それから視察認証店には10万円というようなことがあるようですけれども、これだけではなく、矢巾町としてもこれにプラスすることが今求められていると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま継続支援策として1店舗当たり40万円、最大で店舗数によっては200万円まで県のほうで支援しているというような事業がございまして、最近では、新聞報道でもありましたけれども、G o T oキャンペーン、この辺、また始まって12月

くらいまで始まるということでございますので、その辺とタイアップしながら町の支援も考えていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

なるべく重複というよりも、例えばかさ上げ、補助にかさ上げするとか、何かその辺も考えながら今後支援策については検討しながら寄り添った形で支援を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの答弁で課長が答弁されたのですけれども、実態調査をするときに、訪問というような言葉をお話しされたと思いますけれども、前の訪問のときよりも数を多くして、そして細かに実態調査をしたほうがいいと思います。それをぜひやっていただきたい。そして、町としても上乘せの政策を出す必要があると思います。もし、お話があれば、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず国、県の支援策の上乗せについては、これはまずコロナ禍をいかにして早く収束するかなのです。それで、今飲食業とか、町内でも大変な状況下にあるわけです。だから、支援策も大事なのですが、早く、だから矢巾町は、もう先ほど、まさか川村よし子議員からお褒めの言葉を頂戴すると、今ちょっと心が動揺しておるところですが、いずれ私ら今何をやらなければならないかと。やっぱり元をなくすること、コロナ禍の元凶を。そのために必死になっているのです。だから、まずこのコロナ禍で、これは担当課長をはじめ、今私裏話をするとあれなのですが、このコロナ禍のワクチン接種する担当係長なんかは、泣きながら仕事をしております。その思いを川村よし子議員さんをはじめ議員の皆さん方にも分かってほしいのです。

ということは、矢巾町で年齢制限を設けながら、これも自分たちで考えて、そしてどの道を選択したらうまくスムーズに行くかと。それでも、もう毎週水曜日、今年齢区分してあれすると、コールセンターの電話が鳴りっ放しだと。でも、次の日になればつながるということで、今大きな苦情にはなっていないのですが、よそに比べたら全然、まずもう問題ないと言っていいくらいなのです。

そこで川村よし子議員、私お願いしたいのは、もう年齢区分を早めて、そしてやらなければならない優先接種も、国は、もうできれば壁を早くなくして、そして職場とか、大学とか、高校、恐らくこれも、もう教育委員会なんかにもこれから小中高の児童生徒のワクチン接種

も市町村の教育委員会で考えてほしいというようなことも出てくると思うのです。来てからでは遅いのです。だから、そういうことを各職場、各組織、団体の中で、もし国で示されたら、早く手を挙げて、それに乗るということ。だから、今最善の道は、コロナ禍をいかにして収束させるかと。それは早く接種していただくことと、接種率、これを80とかではなく、もうできる限り全町民の方々に行き渡るようにしたいと。

そのことによってそういった飲食業とか何かのお困りの方々、今G o T o トラベルの話も出たのですが、今ここでまたいろんなことをやると、元の木阿弥になるので、まず今私どもとしては、当面取り組まなければならない課題は、そこだということろをみんなで知恵を出し合って、この収束に向けて取り組んでいきたいということでございますので、そのために今健康長寿課の課長を先頭に私らも一緒になって取り組んでいるということで収束化に向けた体制整備、このことをひとつご理解していただきたい。そのことがいろんな貧困とかの解消にもつながる一つの大きな道筋になるわけですので、そのところはひとつご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまお話ありました細かな調査につきましては、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。町長今お話がありましたとおり、コロナ対策につきましては、総合的に判断して、やはり重要なところに財政投入しなければならないというふうに考えてございますので、そこは庁内調整しながら今後の支援策に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、教育委員会に質問させていただきます。奨学金の返済猶予されているということなのですけれども、無償の奨学金のことなのですけれども、社会福祉協議会というか、奨学金のそのところの拡大は、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 無償というより……

○13番（川村よし子議員） すみません。返還無償の奨学金制度をどのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。



返還がない給付型の奨学金については、今年度からスタートしておりますが、そのことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○学校教育課長(田中館和昭君) 今年度から給付型開始しております、現在5人、今年度は5人奨学生のほうを決定しております。

以上、お答えいたします。

○議長(藤原由巳議員) 川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 若者に返還無償の奨学金はすごくいいと思います。県内でもそんなにやっているところはないと思いますが、数の余裕はあるのでしょうかお伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 田中館学校教育課長。

○学校教育課長(田中館和昭君) ただいまのご質問にお答えいたします。

余裕と申しますか、今年度スタートしたばかりで、給付型となると、当然返還の必要がないので、基金は目減りしていきますので、これが例えば大学であれば4年間となると、1回認定すれば4年間恐らくそのままなることが考えられます。そうすると、基金の運用のほうを考えなければなりませんので、余裕があるかないかという、正直分かりません。来年どれだけまた新規の方が申し込みになるかも分かりませんので、その辺も全体的に含めて基金の運用というのを考えなければならぬと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(藤原由巳議員) 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番(川村よし子議員) 2点目を質問させていただきます。矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について、町長にお伺いします。

1点目、矢巾町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の策定に当たり、アンケート調査を実施しておりますが、高齢者の生活実態について、どのような傾向にあると認識しているのかお伺いします。

2点目、要支援1、2に続き、要介護1、2の在宅介護サービスを保険給付から外すことが議論されました。認知症を含め高齢者の4人に1人が介護を必要とする現状です。現制度において、軽度認知症介護は、家族任せという状況となっております。えんじょいセンターが設置されましたが、おれんじボランティアの育成や有償ボランティア活動は、どのように

行われているのかお伺いします。

3点目、デイサービスや訪問看護において、事故が起きておりますが、有償ボランティア活動時において、要介護者が事故等により負傷した場合の保障について把握しているのかどうかお伺いします。

4点目、小規模の事業所は、研修に参加できないところも出てくるのではないかと危惧しておりますが、対策を考えているのかお伺いします。

5点目、重層的支援体制整備事業により、民生委員や自治会など、地域との関わりをどのように考えているのかお伺いします。

6点目、介護従事者の確保が施設運営上苦慮していると聞きますが、町として具体的対策をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、高齢になるにつれ、転倒の不安や物忘れなどを実感されながらも、在宅での生活を希望されている状況が伺え、在宅介護サービスの充実、支援が重要と考えております。また、在宅生活を不安なく送れる心身の状態を長く保てるような支援や介護サービス以外のボランティア等による生活支援についての必要性もあると捉えております。

2点目についてですが、おれんじボランティアの育成については、毎年度養成講座を実施しており、今年度は8月末に開催する予定としております。おれんじボランティアが有償で行っております家事援助を主とした生活支援につきましては、原則として介護認定の結果が要支援と判定された方が対象となっており、町地域包括支援センターが対象者のニーズや生活状況を確認し、作成した、また作成されたケアプランに基づき支援を実施しております。

3点目についてですが、おれんじボランティアの活動に当たり、あらかじめ傷害保険、賠償責任保険に加入しており、活動するボランティア及び利用対象者への補償にも対応するものとしております。

4点目についてですが、小規模事業所職員の研修につきましては、研修日の事前周知により、シフト調整をしておこなっている状況ではありますが、現在のコロナ禍も考慮し、研修や会議についてオンラインで行う方法を検討しております。

5点目についてですが、重層的支援体制整備事業を展開するに当たり、民生児童委員等は、町民の皆さんから相談の受け止めや支援を必要とする方の見守り、地域のあらゆる関係者を

つなぐパイプ役であり、地域福祉推進の中心的な担い手であることから、民生児童委員等との相互の関わりは、日常的により一層緊密な連携を図ってまいります。

また、本事業における地域づくりに向けた支援に取り組むことは、自治会など地域との関わりを推し進めることで社会的孤立の発生や深刻化を防ぐこととなり、地域共生社会の実現に資するものと捉えております。

6点目についてですが、介護従事者の確保は、全国的な課題でもありますことから、これまでも国や県への要望を行ってきたところでもあります。

なお、矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するに当たり開催をいたしました検討委員会においても、今後の介護従事者確保が課題であることを共有し、同計画において、人材の確保及び資質の向上を重点施策として示しておるところであります。同計画に基づく介護人材確保対策については、町内事業者のニーズ等を集約するとともに、必要な支援策を講じてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次質問させていただきます。

まず、第1点目のことですけれども、介護保険が始まって、もう20年を経過しましたが、その中で、ここ3年ぐらい前からですが、自助、共助、公助という、私にしてみれば、典型的ないじめの言葉というようなことが言われ始めてきました。政府文書でも正式には言われ始めたのが2006年度の厚生白書であります。収入が少ない人は、民間の保険に加入できないのが普通です。ですけれども、介護保険は全員が加入になります。収入が少ない人も加入せざるを得ません。介護保険料も支払うことが義務になっております。この介護サービス事業の格差について、収入が少ない人はサービスを少なく利用する、サービスにも料金が発生します。このサービスは、収入が多い人も少ない人も同じ料金になります。そのことについては、どのようにお考えででしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護保険制度につきましては、月々の介護保険料がございまして、そちらは収入あるいは所得の段階によって、少ない方は少なく収めていただくというような仕組みになってございまして、利用料につきましては、1割負担が原則ですけれども、収入が少ない方には、

例えば施設入所の食事代のほうが給付されたりとか、そういった細かく支援がされて、総合的に収入が少ない方も多い方も普遍的に介護の課題に対応できるような制度として創設されておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと私にも分からないことがあるのですが、それをちょっと質問させていただきます。それは、最近ですけれども、ケアマネジャーから判こを必要とされることが多くなってきているのですけれども、相談業務もいずれは個人負担になるのではないかと私は思っております。その個人負担が、もし相談できない、収入が少なくても相談できない方は、今後は自治体でどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今川村議員がおっしゃったのは、ケアプランの作成に関わる負担が発生するということが議論されているということだと思います。相談については、有料とかということは、今後もないものというふうに捉えておりますし、あとはケアマネジャーも、地域包括支援センターも、当然町の相談窓口もあるわけございまして、利用者の方から一番相談しやすいところに相談がなされるような仕組みになっているところをご理解賜りたく存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、えんじょいセンターが開設されまして、ボランティアの養成も順調に進んでいると思いますけれども、今まで要支援1、2の方々、専門にヘルパーの資格、介護福祉士の資格のある方たちが担ってきていますけれども、この7期、8期、ボランティアの方々が担う生活支援事業が始まりました。ですけれども、事故が起きた場合に、そのボランティアの人たちの責任上、大変な負担になると思いますが、そのことはどのようにボランティアの方々にお話ししているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

おれんじボランティアの方々によります家事援助のサービス支援が中心になっているわけ

でございますが、そのサービスにつきましては、えんじょいセンターが開所する前から始まっておりまして、いずれ活動開始当初から町のほうでは、あらかじめその活動に関わる保険に加入していただいております、約3万円弱の保険料なのですが、全国社会福祉協議会のボランティア保険というものに加入しておりますので、そういった事故が起きても、その個人の方が、おれんじボランティアの個々お一人お一人がそういう責めを負うというようなことがないような仕組みでスタートしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） おれんじボランティアの有償ボランティアの人たちの責任を負うようなことはないということを聞いて私も安心しました。それで、そのボランティアの養成上もそういうことをきちっとお話、カリキュラムの中に入っているのですねということを、大丈夫ですか。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 要介護1、2でも特別養護老人ホームに入所していましたが、現在は要介護3以上が特別養護老人ホーム、特別養護老人ホームは、入居競争が激しくて、大学受験よりもかなり競争率が激しくて、有料の民間事業者に入所している方々もいます。ですので、その有料の老人ホーム、在宅になりますけれども、そこに入っている方々で事故が起きた場合は、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

有料老人ホームの運営につきましては、監督官庁が県ということになっておりますけれども、仮に、矢巾町内にも有料老人ホームも複数ございますし、そういった場合、利用された方が事故等、大変なことにならないよう、そこは県とも連携しながら、そういった事故の未然防止に向けた指導とかは県でやっているわけでございますけれども、町は全く関係ないということではなくて、可能な限りそういう情報共有を図りながら対応しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今までの経過の中で、要支援1、2、それから要介護1から5の民間の事業者というか、施設に入っているとか、そういうことで事故件数とかはどのように把握されているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

いずれ県で把握しているものは、施設の、今申し上げました有料老人ホームとか、そういった部分では把握していますし、それを町のほうでも共有はしております。決して多くはないのですけれども、やはり年間に数回ほどは、例えば夜間に認知症の方が移動しようとしてベッドから転倒したとか、そういった報告は町のほうに、しょっちゅうではないのですけれども、ごくごく少ない件数ではあるのですけれども、報告はあるところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度は、介護労働者のことについてお伺いします。どこの施設でもヘルパーをはじめ介護施設の労働者の方たちも、特にコロナ禍の中では、労働者の確保は大変だという話を聞きますけれども、矢巾町として、答弁にもありましたが、いろいろ今後施設の意向を聞いてやっていくということで、どのようなことを考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護現場におきましては、当然介護人材の不足というのは、どこでも頭の痛い、非常に大きな課題でございますけれども、町といたしましては、まずは既存の制度、例えば国でやっています介護ロボットの導入であるとか、そういった補助金の部分を各事業所のほうに周知したりだとか、あとは例えば外国人労働者の介護人材の育成とかについては、県のほうでやっていますので、県と連携しながらそういう対応をすることもございますし、あとはやはり町独自としましては、第8期のアンケート調査の際に、各事業所のほうにも町独自でいろいろご意見を集約する場面を持ったわけでございますが、やはりどこの職場でもこれといった、もう人がいなくて大変だけれども、具体的に何をしてほしいという部分では、ちょっと具体的なものは寄せられませんでした。それくらい解決策が非常に難しいということは、ご理解

いただきたいと思えますし、先ほどの町長答弁でもありましたとおり、やはり介護人材の問題というのは、もう国家的な問題でもありますので、町といたしましては、いずれ常に事業者の方々との連携、情報共有、課題の共有を図りながら、国、県に対しての要望も同時進行で働きかけていくという、そういう対応となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 人材の確保については、今失業して、先ほどの福祉課長の答弁でひとり親の方々というか、生活困窮した方々が生活苦のこともあるけれども、仕事を探しているということもあったと思うのですけれども、そういうことの対策というのは、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

それこそまさしく市内での連携が求められるところだと思います。私も税務課にいたときは、やはり納税でお困りの方でお仕事を探している方に対して、商工部門とつなぎというか、そういう共有を図りながら、その方の生活支援につながるような形を連携したりしたこともございますし、やはり介護現場においては、まずそういういろいろな様々なお事情がおりの方で、そういう意欲のある方を非常に心待ちにしている部分もあるかと思いますので、積極的にそういった方々からの相談がありましたならば、福祉課あるいは子ども課とも連携しながら介護現場のほうでご活躍いただけるようサポートする体制を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私、この5年間の中で2例なのですけれども、介護施設にひとり親の方、それから介護をしながら、また勤めるという、そういう方を紹介した経緯があるのですけれども、ちょっと紹介させていただきます。ひとり親の方は、臨時でパートの飲食業のお仕事をされていたのですけれども、不安定だからということで、では介護の仕事を、でも資格がないからということで、施設に紹介したら、資格は、資格を取るまで料金をこちらで支援しますというようなことがあって、またたまたま二、三日前に電話したら、資格は、介護士の資格を取りましたということで、子どもももう中学生になったということで、本当

によかったなと思う。ですけれども、夜勤があるから大変だと、給料のことは言いませんですけれども、そういうことをお話ししていました。若い世代の方たちは、本採用になるのも間近のよう、期間が早いようなのです。また、もう一人の方は、まだ免許は取っていないのですけれども、有料老人ホームに紹介したのですけれども、お仕事が、今までは両親を見ていたということで、介護の仕事はしていなかったけれども、経験上ということでやっているのですけれども、楽しく、両親とは別のこと、別の面で見ることができるということで、今後は介護士の資格を取りたいというような話までするようになっていくのですけれども、そういう経験を積み重ねる、今まで経験してきた職員の方たちが、中学生とか高校生に話す場面とか、そういうのは考える必要があるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょうからお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 教育長が今手を挙げたいところだったと思うのですが、実は矢巾中学校で、まず過去に知徳の鏡という、いわゆる第一線で社会人として活躍なされている方々を講師にお迎えして勉強したことがあるのです。今もそれを継続しているかどうかあれなのですが、そういった知徳の鏡みたいな。

それで、今日、今川村よし子議員からずっと一貫してお聞きしている中で、私、介護保険制度、これはもう後期高齢者の医療、それから国民健康保険制度も、ご存じのとおり、今は都道府県単位と。そして、この介護保険制度も、今私ども町村会からもお願いしているのですが、国保と同じように都道府県単位でやっていかなければ、これからもう、いわゆる公正で公平な制度の維持が非常に難しくなってくるのではないかなということ。

それで、その中で今日は、よし子議員さんにしてはいい質問していただいているのですが、人材の確保、これ例えば今県の社会福祉協議会なんかでも介護バンク、人材の登録制度なんかもあるのですが、こういうことをあまり周知されていないのです。だから、私も県社協には時々顔を出して、そしてそういった人材の登録制度があるのです。だから、やっぱりいろんな制度の仕組みを、そして今日何よりも、健康長寿課長は簡単に答弁したのですが、何か事故があったときの対応、これはもう民間であろうが、町であろうが、地域包括支援センターであろうが、やっぱりそこは何かあったときの、そういうときのあれがちゃんと保険制度で構築されておるのか、そういうものも私どもは民間に任せっ放しではなく、一つ一つ丁寧に調べて調査して、問題ないか。

だから、今日その意味では、不安があって、もし私が何かで事故であれしたときに、今コ



ロナ禍で何かクラスターが発生したとか、それで亡くなったとき、そういう保障とかはどうなっているのかと、もう一步推し進めて、今日川村よし子議員さんからそういうこと質問出るのかなと思っておったのですが、いずれ予測しがたいことがこれからたくさん起きるのです。そのときに、私どものほうのえんじょいセンターなんかも、課長は簡単に答弁したのですが、こういうときに、ここで民間ボランティアの保険で、もし賄い切れないときは、ならば誰が責任を負うのかと。もうそういうことをやはり私どもは、これからしっかりもう一度原点に立ち返って、一つ一つ検証しながらやっていかなければならないなということで、今日はその意味では、本当によし子議員にしてはいい質問をいただいたということと、私どもこれからそれを一つ一つ丁寧に対応していかなければならないなという思いを強くさせていただきます。

そういったことで質問いただいた内容については、もう一度精査をして、しっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それでは、重層的支援体制の整備事業についてですけれども、答弁の中には、ええと決まったようなお話で児童民生委員が、ええとパイプ役でということがあったのですけれども、その重層的支援事業がスーパーシティと関連して、これから介護を受ける方々も、ええともし介護を受けるときには、ええといろいろな家族の情報とか、そういうのも漏洩というか、保護されなければならないと思いますが、重層的整備事業によって、自治会の役員がくるくる代わるのですけれども、そういうところは、どのようにお考えなのでしょうお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、ちょっと答弁に窮するご質問をいただいたので、もう少し詳しく、ということは、ええと、ええと民生児童委員がパイプ役、そしてスーパーシティが介護と、どこの辺のところにご質問の論点があるのか、そこがちょっと見えないのです。見えないところで、的外れなお答えすると、また後からお叱りを受けてから大変なので、ええとというところの中のもうちょっと奥深いところをお示ししていただければ、お答えできますので、もうちょっと具体的にご質問していただけませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 民生委員さんは、いろいろ研修を受けております。それから、自

治会の役員さんは、そんなに研修を受けていません。ただ、ヘルパーの資格がある方もいます。そういう中で、介護を受ける方々の家族状況とか、今までの生活状況とかはどのように情報交換されるのかお伺いします。

- 議長（藤原由巳議員） よし子議員、町長、最初の答弁から、自治会など地域との関わりを推し進めることで社会的孤立の発生や深刻化を防ぐこととなり、地域共生社会の実現に資するものと捉えておると、こういうことですので、自治会長の役割とか、そういうことはここに書いていないのです。もちろんスーパーシティの話も出ていませんし、いわゆる社会的孤立を防ぐために重層的支援事業の中で、いろいろ地域が一体となってこういった方をなくするようにやりますよという答弁と私は受けておりますが、それに対して今の質問は、端的にどのような質問ですか。

川村よし子議員。

- 13番（川村よし子議員） 取りやめます。

- 議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですね。

（「はい」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。よろしくお願ひします。

午前11時09分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

- 議長（藤原由巳議員） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、吉田喜博議員。

1問目の質問を許します。

（2番 吉田喜博議員 登壇）

- 2番（吉田喜博議員） 議席番号2番、町民の会、吉田喜博でございます。今日は、すごく暑くて天気予報も28度ぐらいになるというような予報でした。それにしても、私の熱弁と太陽の灼熱がどの程度あおられてくるか見ものでございます。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。質問1番目に入ります。矢巾町は、機能別消防団員の導入や

消防士の育成に力を入れ、昨年8月9日を矢巾町安全・安心の日と制定するなど、防災や災害対応に取り組んできました。一方で、火災をはじめ災害時に活躍が期待される消防団員の減少への対応は、全国的な課題であり、矢巾町でも定員割れが懸念される消防団もある。このようなことから、防災体制について伺う。

1点目、町内での災害発生に備え、常備消防の強化とともに、消防団の強化も重要と考えます。消防団には、多くの役場職員が在籍しており、大変心強いのですが、大規模災害発生時には、役場職員としての職務と消防団員としての職務の両立は難しいと考えるが、この問題をどう捉えているか。

2点目、各部の消防ポンプ自動車の更新について、計画的な導入が進められていることは、防災力の向上に直接的に寄与するものである。今後、消防ポンプ自動車を導入する消防団の更新計画、その仕様について伺います。

3点目、消防ポンプ自動車を自動車運転免許の関係で運転できないという事例が問題となっております。具体的には、準中型やAT車限定といった免許保有者が消防ポンプ自動車を運転できない現状であります。そこで機能別消防団員は、消防ポンプ自動車の運転操作が可能となっておりますが、また団員が消防自動車を運転できる免許を取得するための補助制度を設ける考えはないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、吉田喜博議員の矢巾町の防災体制と消防団員についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和3年4月1日現在、矢巾町消防団には39名の当町の職員が所属しておりますが、災害時での対応は、職員としての業務があるため、両立が困難なことは、以前から課題として捉えており、日頃から町消防団と連携しつつ、新規団員の確保を図っているところであります。また、消防団の強化の観点から、水害を想定した救命ボート基本操法訓練の実施や避難所開設運営訓練など、実践的な訓練を通じて、団員個々の資質向上に努めるとともに、消防団全体としての任務遂行能力の強化を図ってまいります。

2点目についてですが、消防ポンプ車更新に関する計画については、今後第4部と第13部のポンプ車の2台を更新する予定であります。また、消防ポンプ車の仕様は、管轄する地域に適した仕様とし、令和4年度に更新予定の第4部については、従前の水槽付ポンプ車ではなく、可搬ポンプを積載し、市街地内の狭い道路でも対応可能な仕様を検討しておるところで

あります。

3点目については、消防団長からの出動要請があった場合には、機能別消防団員であっても、消防ポンプ車を運転操作し、出動することは可能となっております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、運転免許に係る平成29年の法改正により、現団員のうち20歳代前半の3名が消防ポンプ車を運転する際に必要な準中型自動車以上の免許を保有していないことから、将来的に消防ポンプ車の運転可能な団員が減少することが見込まれるため、今後については、現団員の意欲向上や新規団員を確保する施策の一環として、所要の免許取得にかかる費用の一部を町が負担することなど、消防団活動のより一層の充実、発展に向けて協議を重ね、検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 令和2年度の施政方針では、常備消防の充実と消防団の活性化並びに消防団員数の確保と機能別消防団員の増員として第3分団10部のポンプ車更新を行うとあってあります。そしてまた、令和3年度の施政方針では、消防団や自主防災組織と共同しながら、地域ぐるみで取り組む防災体制の構築と防災意識の高揚を図ってまいりますとありました。今年度は、何か消防団に対してはっきりと、トーンがちょっと下がっているような気がしますけれども、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまのご指摘、施政方針では、何かずばり言うと、今年度は力が入っていないのではないかと、そういうことではございません。これは、毎年消防については、私ども安心、安全のまちづくりを標榜していく中においては、もう本当に大事な、大切な組織なわけです。だから、その文言だけを捉えてご指摘いただくのであれば、これはちょっと指摘が違うのではないかと。やっぱり私どもとしては、これまでも、これからも、団の充実のためには、一層しっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、こんなことを、消防団または消防団員に町が何か力が入っていないと思われたならば、もう来週日曜日には町の消防団の演習があるわけです。そういった士気にも関わることでございますので、どうか吉田喜博議員には、文言の文脈、脈絡を捉えて、そういうご指摘をなさらないようにひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） ちょっと変えまして、数年前までは、ポンプ操法の訓練車として使用されてきました13部のポンプ車の更新がそろそろ来ておりまして、この4部と、町長答弁もありましたけれども、4部のポンプ車の初年度登録が平成10年、13部のポンプ車の登録が平成9年でありまして、4部のポンプ車が先にいくということは、どういうことなのかなと。くるっと不思議に思っておりましたけれども、これは何か前団長とか何か関係あるのですか。以上です。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたします。

団長の意向とかということで決めていることではないことは、申し添えておきたいと思いますが、やはり順番を決めるに当たりまして、いろいろな観点で考えまして、4部のポンプにつきましては、稼働率が非常にもともと高い状況で運営されていたものですから、先に更新する必要があるなという判断になったものでございます。

また、町長答弁にもありますように、水槽付ポンプ車ではなく、可搬ポンプを搭載するというような形の中で、機動力を高めたほうがよいのではないかというふうな判断もありましたので、そういうところで優先されたというふうな形でございます。

なお、先ほど町長は来週演習というふうに表現しましたが、特別訓練でございまして、来賓等は呼ばない、団だけで開催するものでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かに来週の13日は、特別点検というふうなあれがありましたけれども、特別点検ですね。盛岡消防団、紫波消防団は、消防演習は行ってまいりました。ですから、さっき覇気がないというのは、盛岡近辺でやっているのに、何で矢巾だけが消防演習できないのかなと、そういうふうな思いもありまして、トーンが下がっているのではないですかというふうなお話ししました。ただ、それだけです。

そういうわけで、1つ最後にお聞きします。あまり何だりかんだりしゃべれば、ぼろが出るからやめます。それで最後に、消防団の定年は何歳ですか。定年の年齢をお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 基本的には、定年制度ではないというふうに捉え

ておりますが、やはり現役の団員として機能するといいますか、働くためには、体力的な限界というのが、どうしても出てくるので、各自任意でお辞めになっているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、ちょっとさっき特別点検、消防演習、何だということかもしれませんが、特別点検であっても、消防演習に準じた思いでやらせていただくということで、そこはひとつ誤解のないように。

それで、まず13部は私の地元和味です。第4部は、町の中心部で管轄区域が広いのです。だから、私は、地元の今日はまず議場にも後援会の会長をやっている高橋副議長さんもいらっしゃるので、おもしろくないところもあるかもしれませんが、いずれ今私どもやっぱり第4部は、いろんな意味で、本当に管轄区域から、また町内火災現場があったときも、いち早く対応していただいていると。なおかつ今回は、そういった狭い道路とか、ポンプ車が入れないようなところ、この間、実はあまり事例お話ししてあれなのですが、役場のすぐ隣の、いわゆる4部の管轄区域内のグリーンタウンで火災があったとき、私もそう思ったのですが、やっぱりこれからは水槽付だけでなく、そういう機能的に対応できるものでなければならぬということをすごく痛感したのです。

そういったこともありますし、それから機能別、先ほどの質問の中に、今の住宅火災とか、車両火災は、広域消防が中心で対応できるのです。団員の皆さんにお願いしなければならないのは、大規模災害なのです。このときに、大規模災害があったときに、消防団の力というのは、物すごくパワーを発揮するわけです。そういった意味で、今機能別団員もあるわけ。だから、もう定年制とか何かではない、協力できる方々には、本当に協力していただきたい。だから、今役場の職員も不文律で部長をやったならば、もう団員を辞めるというような一つのルールがあるのですが、やっぱりこれからは団に残って機能別団員でもいいから。

そうして、やっぱり最初の質問の中に、町の職員としての職務と団員としての職務、その両立がなかなか難しいと。これは、町の職員は団員であろうがなかろうが、大規模災害含めて災害時には、対応しなければならないのです。だから、これは勘違いしている方、職員にはそういうふうなのはおらないかと思うのですが、職員は、もう災害時には、誰一人欠けることなく対応しなければならないと、そういうふうなものは、職員研修とか何かでも教えてもらっているはずですし、しかしそういう中であっても、団に入って、地元の部のところに

も自主防災組織というのがあるのですが、そういうふうな方々と一緒になって地域の安全、安心を守るための一兵卒として、第一線で取り組んでいくことは非常に大事なことで、だから私はできれば新しく新採用された職員は、ぜひ団員になっていただいて、地域のことをまず知ってもらいたい。町のことを知ってもらいたいということでお願いしておるのです。

だから、そういったことで、定年制の今お話があったのですが、団にはそういうことは、これから設ける何もものもないし、みんなで元気なうちは、町の防災のために一緒になって取り組んでいただくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 先ほど、今も町長のほうから定年制の話が出ましたが、定年制はありませんが、申合せの中で新規入団する年齢を一応70歳以下と申し合わせておりますので、70歳過ぎれば、ちょっとやっぱりご遠慮いただくというふうな形かと思います。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 2つ目の質問に入ります。本町の特産品について、矢巾町の特産品開発の取組について伺います。

1点目、今まで矢巾町が開発した特産品は、どこに委託して開発し、矢巾町産の生産物がどの程度使用されているか。また、現状はどのようになっているのか伺います。

2点目、これまで何種類かの日本酒や焼酎が特産品として造られてきましたが、現在は販売されていないとも聞かれます。そうした酒類は、どのようになっているのか。また、民間企業による特産品の開発は難しいが、今後町として、特産品の開発に民間企業がどのように関わっていくのか伺います。

3点目、農畜産物をはじめ新たに開発するものや既にある様々な特産品を矢巾町特産品と認証する仕組みをつくり、矢巾町をPRしていくこともブランド化につながると思いますが、どうですか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 本町の特産品についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまでに開発された本町が関わる特産品は、第三セクターであります矢巾観光株式会社や岩手中央農業協同組合など、他企業との共同で開発しており、近年は、矢巾観光開発株式会社に開発に係る業務を委託し、南昌さんさジュースのリニューアル

ルのほか、やはばおでんのレトルトやキクラゲの佃煮等を商品化してまいりました。いずれも商品にも含まれる割合の差はありますが、米、リンゴ、シイタケ、山ブドウ等の農産物が使われ、町の魅力を伝える商品づくりをモットーに町産品を使用しております。今年度については、新たな事業の展開として、専門家のご指導の下、町内外の事業者の協力を得て、商品づくりを企画し、お客さまにおいしさと感動を届け、再び購入したいと思っていただけるような商品づくりに努めてまいります。

2点目についてですが、現在日本酒の徳丹城と南昌山、焼酎のゆくたがりの3種類があり、現在もJAシンセラ、矢巾観光開発株式会社で販売しております。そのうちゆくたがりについては、平成18年に岩手中央農業協同組合の小麦生産部会、水稻生産部会、もち米生産部会の各部会が矢巾の活性化と農産物の消費拡大を目的に、米や小麦を活用した特産品として開発に着手し、JAシンセラの協力により、秋田県醗酵工業株式会社の製造を経て、平成23年に商品化となっております。

しかし、近年の販売低迷により、在庫量が増え、販売見通しが立たないことから、今後については、製造を休止することで関係者協議を行っている最中であり、酒類に限らず、これまでつくった商品においても、体制や、その費用、原材料の活用策などの課題を踏まえ、今の時代に合った商品のリニューアルや製造継続の可否を協議してまいります。

また、特産品開発は、町のみならず関係団体や民間企業の連携が不可欠であり、単独で事業に着手する難しさがあります。民間企業の発想と企画力を存分に発揮いただけるよう町でもサポートするほか、数社連携による商品化について調整を図り、開発に努めてまいります。

3点目についてですが、やはばブランドとして農畜産物および加工品を認証する仕組みについては、町のPRの戦略としても大変有効であり、特産品振興の施策の一つにも掲げております。他地域での取組事例を参考にしながら、特産品事業において活気を生むような取組を展開できるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 本町特産の地場産品は豊富にあるのです。その大部分が生産者や加工業者等による従来の生産加工販売方法にとどまっております。生産者と商工流通業者の連携による付加価値の高い商品の開発、販売は十分ではない状況にあると感じております。そこで、農商工業活性化の支援や観光及び地域資源の活用による活性化を目的に努力されて



おるわけですが、特産品のつくり手である地域の生産者は、その多くが小規模のため、マーケティングや商品開発、プロモーションのノウハウに乏しく、新たな販路拡大に悩むケースが多く、開発したことはよいが、売行きが思わしくない理由で販売を休止や中止している現状であるようです。販路拡大に向け、地域の優れた農畜産物や工芸品などの地域資源を発掘し、新たに販路を開拓して、地域の稼ぐ力、売る力を向上させる様々なアイデアにより、成功させる手だてが必要と考えられます。

そこで、本町の代表的な特産品であるウルチ米、モチ米、小麦を原材料にした酒類が代表的な商品の一つでありましたが、製造販売が休止されている商品もあると聞いております。私が聞いたところでは、本町近隣でも同様な酒類を特産品として開発、販売しておりますが、加工製造は、本町と同じ県外の同一業者に委託している商品もあります。商品の販売には、競争相手が多く、また昨今の消費者ニーズの多様化により、本町の商品の需要が減少している状況を勘案しての対応と考えます。そこで、加工製造ができる事業所を本町に誘致や新設ができないものかお伺いしますが1点。

そして、加工業者が少ないのが現状なのですが、国のものづくり補助事業などを活用した起業家や転業者や町内企業の支援及び町独自の援助を積極的に実施してはどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ご質問に入る前に、いろいろ特産品の現状等をお話いただきましてありがとうございます。まさしくご指摘のとおりだと思います。なかなか小規模なり、販路拡大については、苦戦してございまして、マーケティングのその辺の技術的な部分で乏しいのではないかというような、本当に厳しいご指摘もいただいたところでございます。最近につきましては、このコロナ禍にありまして、イベントがないということで、イベントでまず特産品をPRした機会があったわけでございますけれども、そういったものも失われてきていると。あとは、ふるさと納税とかに使って、そういったものを全国的に発信していると、そういうこともやってはございますけれども、なかなかやはり苦戦している状況でございまして、先ほど町長の答弁にもありました委託に関しましては、矢巾観光開発、第三セクターのほうにお願いしている部分が大きいわけでございますが、今年度からアンバサダー制度というか、横文字使って大変恐縮なのですが、特使みたいな形で、要は町の特産品をいろいろ組み合わせ、新たな発想で特産品を開発していくといったことを今年度新たに組み込んでございます。それに大きな期待を寄せながら進めているわけでございますけれども、

そういった支援もさることながら、先ほどありました加工製造ができるそういったところということでございますけれども、なかなか酒類に関しては、やはり町内で今現存している製造会社ありませんので、その辺はやはり酒に関しましては、残念ながら外に頼んで、ノウハウを生かしながら新たなものをつくらなければならないというふうな状況でございます。

そのほか、酒以外のものにつきましては、既に喜助堂さんとか、そういったことで、地元の物を使いながら地元で生産している方もいらっしゃいますし、あとは漬物屋さんとか、そういった、いわて食品さんとか、澤田屋さんとか、そういった製造を元々、今ある製造会社さんありますので、その辺と連携しながら新たな特産品の開発を進めたいと思いますし、また新規でそういった加工製造してくれる企業があれば、そういったものも積極的に誘致をしていきたいなというふうに考えてございます。

2点目の補助事業を活用して、町の特産品をつくれないうような話でございますけれども、今も金額はあまり大きな金額ではありませんけれども、特産品開発を進めている民間事業者の方に補助する事業は、既にやってございます。それを金額が少ないと言われれば、それまでなのですけれども、そういった需要があれば、支援する金額を上乗せするとか、そういったことも考えながら検討を進めて、そういった特産品開発に取り組む事業者を押し進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 別に大きな会社をつくるというふうな話ではないのです。簡単に言えば、矢次でみそとか造っているような会社と申しますか、工場で結構なのです。そういうものを一つ一つ作り合わせ、そしてまたまとめていく、それが一番大事なのです。そうすることによって、自分で物を売らなければできない。ただ、作って任せるような状態では全然ものにはなりません。自分でやはり物を作って、物を売ると、そういう気持ちが一番大事です。それは、やはりやってみなければ分からないと思います。やっぱり課長たちも自分で自ら現場に行くことも大事です。それをひとつこれからの課題としてやっていただきたいなと考えております。

もう一つなのですけれども、大きいだけではなく、さっきも言いましたけれども、大きいだけでなく、小さいものを何か取り入れてやるような考え、施策とかないですか、ひとつ伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 特産品開発に当たっては、小さな根が大きく広がっていくような形が一番望ましいこととございます。そういった小さな根をできるだけ吸い上げて、それが先ほどお話ししました規模拡大や販売の拡大につながるような形で町としても支援ができればなというふうに考えてございます。先ほど矢次のお話もございましたけれども、室岡生産組合のほうでいろいろあそこでは、豆腐を作ったり、みそを造ったりしております、昨年度県の表彰を受けて、今度は東北農政局から国のほうの表彰、取組に対して表彰されるというような、そういった非常にうれしい話題も飛び込んできておりましたので、まだ確定ではありませんけれども、そういったこともPRしながら、全国にそういった販路が拡大していくような形で進んでいければなというふうに考えてございます。よい取組は、あちこちでやっております。ただ、そこはPR不足なのかなというのは、確かに吉田議員ご指摘のとおりだと思います。その辺は十分町としても今後支援していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 農畜産物をはじめとして開発している特産品の六次化の推進については、現在の現状は何種類あって、何か所で加工製造されてあって、需要と供給は、どのような状況であるかをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話あった六次化の推進でございますけれども、今お話をしました矢次もそうでございますし、室岡もそうでございますけれども、生産、加工、販売、それらを含めて六次産業というふうな形になるわけでございますけれども、その辺、数といえば、町内ではまだ二、三か所というふうな形にはなるかと思っておりますけれども、それに加えて、今度は福祉的、農福連携ということで、そういった部門で今生産している方々がいらっしゃるわけでございますけれども、その農福連携の上で、さらに今度は加工して、例えば食堂をやるとか、そういった話も、今ご相談を承っているところでございますので、それが実現するよう町としてもまたいろいろと周りのご意見を賜りながら進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） それだけのものがあるならば、十分にやっつけられるのではないかな

と考えます。

次に入ります。特産品の定義についてですが、特産品とは、その地域でのみ生産されたり、収穫されたり、生産量が多かったり、品質が優れているもののことを言っておりますが、本町の場合、特産品としての位置づけとはどのような物産が特産品になるのか。また、なっているのかをお伺いします。

併せて、その商品のブランド化には、セミナーの開催やコンサルタントの指導だけでは成功を生むことが難しいと思いますが、何か取り組む考えはあるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町長の答弁にもありましたとおり、町の特産品の基になるようなもの、リンゴもございますし、米もございます。シイタケ、山ウドの農産物も作られております。なおかつズッキーニということでズッキーニのレシピコンテンツとかをやりながら、そういった農産物の拡大に努めているところでございます。

コンサルタントのお話でございますけれども、先ほどお話ししましたアンバサダーという方にコンサルタントをお願いしているわけでございますけれども、いろいろとその方につきましては、個人名を出すわけにいかないのですけれども、幅広い識見とネットワークをお持ちの方でございますので、この方に任せれば、まず間違いないかなと、今のところは思っております。いろんところでネットワークが広がって、それが販売促進につながればいいなというふうに考えてございますので、まず今年度とは言わず、二、三年ぐらい、長い目で見ていただいて、我が町の特産品が育っていくところを見守っていただければなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 今おっしゃいましたように、長い目で見ていただければというような話なのですが、長い目というのは、どの程度の長い目なのか全然分からないのです。今までの経緯もそのとおりなのです。ですから、ある程度の区切りをつくって、ここまでは何、ここには何、ここには何と、そういうふうな区切りをつけていかないと示しがつかないです。ですから、その辺はその辺でまたお願いしたいと。

そして、あと販売の方法なのですが、その販売方法を今JAシンセラと矢巾観光開発やっておりますと思います。ですから、この2社だけで販売できるのですか。そしてまた、どういったもの、営業、セールス、行っているのですか。本当に売る気だったならば、もう矢巾

町、盛岡市、紫波町管内全部みんな、皆さん町民の方々知っています。私もゆくたがりというのが好きなのです。ですから、「ゆくたがり飲んだ」と言っても、「いや、それ何の酒だえ」と言われるのです。全然PR、地元になっていないです。それをほかの特産の関係もそのとおりなのです。やはり造った、売った、はい終わりではないのです。やはりそこに対して追求しなければいけない、営業というのは。やはり商売というのは、どこまで追求、追求して、売って何ぼ、それなのです。やはり幾ら役場、公務員であろうと、やはり物、金をつくらなければ何もできないのです。それを分かっているだろうと思いますけれども、再度その気持ちをお願いしたいのです。

そしてまた、ぜひ矢巾観光開発はこれからどうなるのですか、さっぱり見えてこないのですけれども、これから商売できるのですか、販売できるのですか、その辺をちょっと詳しくお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、実は吉田喜博議員の今質問を聞いて、私も本当にそのとおりだと。実は、この間まで矢巾町では2つ大きな問題がありますよと。それは、下田工業団地とか、西部地域の工業団地また流通センターもそうなのですが、この企業の方々と懇談、また私もいろいろ知っている方が、矢巾町で2つ、まずホテルがないと。それから、自分たちの親会社とか、その帰るときのお土産がないと。地場産品がないということと言われて、まずホテルは、おかげさまでまず今2つ大きなホテルが、保養センター以外です。

それでおっしゃるとおりなのです。それで、今日議会が終わった後に、藤原議長さんはじめ議員の皆さん方をお願いして、全員協議会をお願いしているのですが、矢巾観光開発で今いろんな地場産品の開発から販路までお願いしているのですが、やっぱりこれはもう今まで町としても、丸投げをしておったのは、私としての責任もあったわけですが、やっぱりこれから矢巾観光開発の職員、例えば県内にも成功事例、私ども親しくさせていただいている普代村でも、葛巻、お隣の紫波町なんかにもあるわけです。そういうところにやっぱり職員なり、社員、派遣して、そしてどのようにしたら、今もうまさにお話しされたことが、そのとおりなのです。今までのんびり構えて、何とかさんさジュースのリニューアルやっていたらいいのではないかとか、ハトムギを少し入れていけばいいのではないかとか、そういうことではもう通らない。まさに市町村間の競争になっているのです。だから、そのときに、やっぱり私ども、だからそういった反省に立ってやっていかなければならない。

だから、今矢巾観光開発にいる社員なんかも、まずお話をして研修に出して、いいところ

を学び取って、そして今私どもふるさと納税で一番困っているのは、まだまだ販路の拡大はできるのですけれども、対象になる返礼品が少ないのです。だから、今まさに走りながら対応していかなければならないと。

今日今ここで固有名詞を出すわけにもいかないのですが、いわゆる県内でも、東北でも大きな、例えばお菓子とか何かやっている、供給している、今一緒になってやりましょうという声もかけていただいているのです。そういったことで、ぜひそういうふうなところと連携して、あとはもううまくいかなかったからゆくたがりも在庫がまずある、こんなことでは私ら責任取れないのです。本当にもっと真剣になって。

だから、私心配しているのは、今日の新聞にも宅配サービス、山沢なんかで、今東北、どんどん展開していくと。その中で、宅配サービスとか、今言った地場産品、まさに市町村間の競争なのです。だから、これを。

そして、やっぱり物を売るのには、地元にもあきんどの方々がいらっしゃるのです。そういうふうな人たちと一緒にコミュニケーションをして、私は名前を出してあれなのですが、薬王堂のもなか、10種類入っているもなかがあるのです、あれ薬王堂で作っているかと思ったら、やっぱり作らせているのです。だから、そういう販売ルートなんかも使って、地場産品を売ることも一つの方法だと。私もなかが大好きなものですから、そして薬王堂のあれがちょっと気に入ったから、はあ、薬王堂もすごいものだなと、こういうの、いや、ちゃんと委託生産させているのです。だから、そういうルートに乗せることも。だから、町内にはいろんな販売ルートもあるので、そういうところのルートを商工会なり、矢巾総合開発とか、いろんなどころがあるので。そういうところとしっかり連携を密にして。

だから、佐藤課長の答弁を聞いていても、私すぐやれと言っているのです。なかなかああでない、こうでないと、あと時間だけたってしまうと。だから、今日の全員協議会では、その思いを私もお話しさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいということで、まさに真摯に受け止めて対応してまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 最後に一つ、これからゆくたがりを作る気持ちはおありでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 実は、先日 J A 岩手中央と、あとは J A シンセラと、あとは町とで 3 者協議いたしまして、一応ゆくたがりの認証は、矢巾町と矢巾中央農協が共同で認証を受けているのですけれども、残念ながら、今まで吉田議員には消費拡大に多大なご貢献をいただいているところではございますけれども、ここもう 10 年経過したということで、一旦区切りをつけて、今回製造を中止するというような運びとなりました。また復活することはあるかと思われましてけれども、いずれ酒類につきましては、ほかの特産品もそうなのですから、やはりサイクルが 5 年ぐらいで進んでいるということで、10 年だとロングセラーだよというような指摘をされた方もいらっしゃいました。また、皆さんの嗜好もだんだん変わってくるかと思えますけれども、その時代に合ったものを提供できるような形で今後そういった特産品開発を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、まだ 100 本から 200 本ぐらいまだ在庫がございますので、必要なときには、私のほうに言っていただければ、直接納品させていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2 番（吉田喜博議員） すみません、最後と言ったけれども、今答弁を聞いたならば、何かもやもやとなってきた、何かすっきりしないです。ですから、現代に合ったようなものを造るのも結構なのです。やはり昔の味も大事なのです。その辺を分かっていたいただきたい。昔の彼女もいいし、これからの彼女もいいし、そういった気持ちを持って相対していただきたい、そう思ひます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は要りませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） では、そのように努めると、こういうことなそうでございますので、ご理解いただきます。

他に再質問はないですね。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で 2 番、吉田喜博議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、時間も正午を回りました。ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後 1 時、13 時といたします。よろしくお願ひします。

午後 0 時 0 7 分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党の小川文子でございます。4問質問をいたしますけれども、1問目は、スーパーシティ構想について町長にお伺いをいたします。

A I、人工知能やビッグデータを活用した未来都市の実現により、地域課題を解決するとしてスーパーシティ型国家戦略特区へ応募したことから、以下お伺いをいたします。

1点目、応募前に町民への説明会がなされなかったことなど、住民への説明責任が十分果たされたとは考えられない。今後住民合意を得るためにどのような対応を考えているのか伺います。

2番目、まちづくりの基本は、町民福祉の向上にあると考えますが、国家戦略特区では、官邸、首相主導で経済の立て直しが大きな目的となっております。これまでのまちづくりの方向性と変わってくるのではないかと。

3点目、UGV車、無人運転車両、自動運転トラクター、町内全域へのドローン配送には、5Gが必要ではないでしょうか。

4点目、先端技術には、メリットとデメリットがございます。また、プライバシー、個人情報保護など、倫理上の問題もあることを町民は懸念をしています。この声にどう応えますか。

5番目、オンライン服薬を行うと、小さな薬局は大きな薬局に調剤の仕事と薬のドローンによる配送を再委託することになりまして、小さな薬局の仕事が減り、したがって、経営が苦しくなるのではないかとについて質問をいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のスーパーシティ構想についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町主催の会議において説明を行ってまいりましたが、4月以降の



新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の皆様を集めての説明会の開催は、見合わせているところであります。今後感染状況を判断しながら説明は行いたいと考えております。

2点目についてですが、スーパーシティ構想で解決したい課題は、健康寿命の延伸と医療扶助費の抑制、ダイバーシティに対応した多層型コミュニティとセーフティネットの再構築、中心市街地と周辺農村部の格差解消であり、ご指摘は当たらないものと認識しております。

3点目についてですが、自動運転車の運行の主流は、グローバルポジショニングシステムを活用したサービスと想定されますが、5Gについては、総務省が割り当てている電波対応を見ますと、必ずしも必須ではないと認識しております。

4点目についてですが、先端的サービスの利用を希望する町民の皆様が懸念を抱くことがないように説明をまいります。

5点目についてですが、調剤業務の委託は、全ての薬局で行うものではなく、それを必要とする薬局が選択する提案であり、ご指摘は当たらないものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず、1問目の再質問でございます。3月議会では、スーパーシティの提案の内容について、議会には3月下旬に、そして町民へは4月の初めに説明をしたいという回答、答弁がございました。そして、それはまた基本方針の中にも、応募の前に町民説明会やパブリックコメントをすることを求めています。課長は、そこで、そのようなことは承知をしていると、計画が、提案が出来次第に町民に説明していくという答弁がなされました。しかし、なかなか町民説明会がなされないままに、現在に至っているわけでございます。

コロナの感染のために一堂に集めてやることができないということで、それは今後もコロナの動向を見ながらということでもあります。6月か7月には区域指定が選定されるわけでありまして、選定前に、全く町民が知らないということもまずあり得ることになってしまいます。そこで、やはりオンラインを使った説明会とか、あるいは人数を少数に制限するとか、いろんな方法がコロナ禍でもあると考えますけれども、ぜひともそういうふうな工夫をして、区域指定される前に町民説明会を開催をしていただきたいと思いますと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず、基本方針に書いているのではなくて、公募要領に書いている例示のことをおっしゃっているのだと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○14番（小川文子議員） 基本方針の21ページに書いてあります。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 分かりました。それでは、その点についてお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、住民等の意向の把握に関しましては、町民等の説明会、パブリックコメント等、あとその他の利害関係者のためにどんな措置を講じるのかということが求められております。私どものほうで公募に当たりまして、まず個人情報運営審議会、地方創生懇談会、あとコミュニティ、自治公民館、行政区長などの会議において説明をさせていただいているということで応募のほうはさせていただいております。

町民の皆さんに関する説明につきましては、議員おっしゃるとおり、私どももやりたいというのは、すごくその気持ちでいっぱいです。具体的に議会終了後、各団体で改めて集まって私どもでやるということは適切でないことは、誰が見ても明らかですから、もう事前に集まりのあるイベント、こちらのほうでの説明をさせてくれないかということで、かなりの数問合せをいたしました。

そのやり取りの中では、今の段階では、そういった形でも好ましくないのではないかとご意見を異口同音にいただいております。今こちら、応募の内容に、提案の内容について、今後何らかの形でしたいなというふうには考えておりますが、なかなかその策というものが現段階で見つかっていないというのが現状であります。なぜならば、まずこれスーパーシティのサービスを受受したい方々というのは、その方々の合意をまず最初にする必要があるということです。そういった方々の団体につきましては、内容についておおむね理解をいただいているところでございますので、区域指定になるかどうかというのは、全く別次元の話ではございますけれども、そのような形になりましたならば、全精力を傾けながら説明してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いろいろな方法があるということで、4月の段階の町長の施政方針

の中にスーパーシティが述べられているので、4月の広報の施政方針の中で、まず広報で説明すべきだったのではないかという質問をいたしましたけれども、紙面の都合上できなかつたというお答えでございました。ところが、5月も6月も、やはり載っていないのでございます。

広報というのは、やはり町民が一番どなたでも手に取って見られることができるものでございますので、なぜ広報に掲載がされなかったのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

こちらなのですけれども、あくまでも応募内容で確定した内容ではないのです。それで、こちら区域指定になりましたら、当然皆さんには、このような取組をしますというのは、周知をするのは当然だと思います。この内容について、ではこういうことをやっていますということをやれば、誤解を生じる可能性もございますし、説明をどのようにしたらいいかというご意見を、そのような団体の方々に聞いております。そういった中では、正直必要ないのではないかというような話をいただいております。

なぜならば、誰かの権利を侵害するような内容ではなくて、やりたい人が必要としているサービスを受けたいサービスになりますので、そういったものについて事前に、この仕組み上、小川議員もこのスーパーシティに関して非常に見識が深いと思いますので、それ以上のことは申し上げませんが、その中で当初は事足りるものだと思っています。これが正式な手続になった場合に、しかるべき手続が基本方針に定められておりますので、それに沿ってやっていくというものが流れなのではないかなというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 確かに大変内容が複雑で多岐にわたるものですので、ちょっと説明されて分かるというようなものではございません。しかし、町民は応募したことすら知らないでございます。ホームページを見られる人はホームページをまず見て知るわけでございますけれども、そのホームページも大変片仮名語が多くて、まず理解ができない、そういう声が寄せられております。私もちょっとだけ説明を読み上げますが、本町のスーパーシティ構想は、人生100年時代を健康に暮らすフューチャー・デザインタウンである。この構想の

推進によって、将来にわたる町のサステナビリティを確保しつつ、町民個人レベルでフィジカル、メンタル、ソーシャルの三側面からウェルビーイングと実現を図り、最終的なアウトカムとして町民が人生100年時代を肉体的、精神的、社会的に満たされた状態で日々の生活を営むことができる持続可能な社会の構築を目指すものである。

この中に、英語がいっぱい出てきて、これでは普通の人には理解ができないと思います。前からご指摘申し上げておりますけれども、全てが今フューチャーデザインで町が行政運営がされておりますので、フューチャーデザインそのものがまず町民に分かっていない。そして、そのフューチャーデザインから発する様々な英語の言葉が、ほとんど町民には分かっていない。これでは、住民説明という点で大きな問題があるのではないかと思います。住民合意を得る上で、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 片仮名語が多い、英語が多いというのは、ご指摘いただいているところでございます。今後の運営の参考にさせていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） さらに声も聞いておりますけれども、町民は私どもの出したチラシで、はあ、町はこういうことを応募するのだということが分かりました。しかし、町からは一切のそういう説明がないので、自分たちが知らないうちに、いろんなことが進められているのではないかと危惧をしています。5Gについても心配していますという声があります。これは、個人の手紙でございますので、あまり詳しくは申しませんが、そういう声をいただいております。

そしてまた、町民の中には、このスーパーシティを進める町について、もうちょっと自分たちでもいろいろ勉強したいと、そして疑問点もあるということで、スーパーシティを考える会が結成をされたのは、この間の昆議員の質問の中でも出されたからご存じかと思っております。ここは、この中で考える会の人たちが何を求めているのか、その声をまず私がちょっとお知らせをしたいと思っております。

文章が大変長いので、最後のほうだけお読みしますけれども、何より私たち町民は、スーパーシティ構想の内容と応募手続について、町当局から何も知らされていないと思っております。このことを踏まえて、以下の2点について要請いたします。1点目は、新型コロナウイルス感染症に

対して万全の対策を取って、町民との対面の説明会を応募前に開催してください。2点目は、パブリックコメント等文書による意見の募集をしてください。意見は、町のホームページに掲載してください。この2つの要請をしております。今年の4月2日でございます。矢巾町のスーパーシティを考える会。連絡先としまして、呼びかけ人会の、ここでは個人名は控えますけれども、呼びかけ人会の代表のお名前と、そして自宅の電話と携帯電話が記されてございます。

私は、この間の昆議員の質問の中で、町長の答弁の中に、この考える会の要請文には名前があったけれども、住所も連絡先もないと、こういう素性の分からないようなものに回答する考えは持っていないというようなことを答弁をされました。そして、その引き合いに、かつて紫波町で県立病院の統廃合があったときに、やはり名前だけあって実態のない要請文が届いて、その方は、実は実在をしない人だったと、そういうことがあったもので、私は今回こういう措置を取ったということでございましたが、この呼びかけ人の方は、何回も庁舎を訪れて要請をしています。ちゃんと実在をしているのでございます。そして、電話番号もちゃんと出しています。何回来ていただいても、同じですよと、町長は会えません、回答はできませんというふうに言われたということでございます。

そして、私は、課長さんからも昆議員への答弁を聞きましたけれども、既にスーパーシティの応募を決めて、今その作業に取りかかっている段階で、反対の人の考えを聞く段階ではなかったと、ちょっとニュアンスは違うかもしれませんが、そういうような発言をされたと思います。

私は、矢巾町の職員憲章というのがございます。これは高橋町長が2017年に自らおつくりになったものです。この職員憲章には、法令遵守というのがございまして、町民に対して公正公平な立場で接しなければならないということをしかりと明記をしております。この課長の答弁は、この考える会を反対派と決めつけております。そして、反対派の方に今会う段階ではないと。つまりこの要請文の中には、反対という言葉は一つも入っていないのです。自分たちは、大いにこれを議論したいと、そういうことで疑問があるのだと、そういう中身の内容でございますが、これを反対として、反対の人は、今の段階では会えないと。つまり町民を賛成の人だったら会ったのか、それは分かりませんが、町民の考えていることによって、公平公正な態度ではなかった。そして、町長は、事実誤認がございまして。本人は、ちゃんと実在をしている。そして、連絡先を明記をしている、正体不明な団体ではないのでございます。この点についてお答えを願います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、誤解があってはならないのですが、まず基本的に、今お話あったとおり、代表者のお名前とか、電話番号とか、でも住所とか、何も問題がなければ、ということは、私、県立病院の例を出してお話ししたのですが、私はこういう性格ですので、反対であろうが、賛成であろうが、それはどうでもいいのです。私の思いをしっかりと伝えたいということで、住所を全部調べてみたのです。それは、紫波町の方々が多かったから、該当する住宅地図なんかで見ても、該当しない住所が、お名前があったのです。だから、私は、何も賛成だから会うとか、反対だから会わないとか、そういうえこひいきは今まで1回もしたことはございません。ただ、職員には、ルールをちゃんと守って出してもらえるようお願いしろと言っているのです、例えば議会なんかでも陳情、請願となれば、紹介議員とか何かも当然あれなのですが、陳情書一つ出すのだから、住所とか、お名前、それは電話番号とか何かは、それはあれなのですが、そういうのが一つのルールなのです。だから、そこのところを取り上げて、何で町長が会わないとか、それは私は総務課の職員が対応したと思うのですが、それはうちの職員の対応のまずさがあったかもしれませんが、私に言わせれば、そういうことをお認めになれば、これからそれが当たり前になってしまうのです。だから、やっぱり正式な文書とか、そういうふうなものについては、やはりそういうことをちゃんと明記すべきだと思うのです。

それから、何か今誤解があるようなお話をされているのですが、私は今まで人を選んでとか、または話の内容を選んでとか、人に会うとか、会わないとか、えこひいきなど一度もやったことがございません。もし、そういうことがあったら、事例を挙げていただきたいと思います。また、中には、もう困って、今大変だと、そういうときは、正直なところ、町長のところに今こういうことで何かもう緊急を要するようだと、そういうこともあるのです。そういうときは、私はおるときはなるべく応対するようにしております。

それは、見たからに、職員に言わせれば、身なりがちょっとおかしいとか、でもそういう困った人を何か来たら通せと私は言っているのです。だから、今回の私よく分からないのですが、何々考える会、そういった組織がちゃんとされているのであれば、その組織なりにきちんとした手続を私はやるべきだと思うのです。

だから、小川文子議員に何回、何度言われても、そういうルールを逸脱することは、それをお認めになってしまえば、次からは、もう何でもいいと。それから、今一番怖いのは、私には、そんなあれはないのですが、中には、何かそれこそあれしなければ大変なことになる

とかというようなこともあり得るわけです。だから、そういうふうなあれで、総務課の職員なり、秘書担当の者が対応しているということで、そこは。

だから、何もそういうふうなことで、もし小川文子議員が、あれができるのだったならば、紹介して、ご一緒においでになっていただいてもいいのではないですか。だから、そういう大事なことは、これからも私はしっかり対応していきたいと。えこひいきなんかは1回もやったつもりもないし、これからもやろうとしませんので、そこだけのご理解をしていただきたいと。

そして、今うちの吉岡課長も言っているのですが、コロナ禍の特別な事情なのです。私ら何もこれで逃げるとか、避けるとか、そういうことをやっているのではないのです。もし、このことで何かあれして、コロナで、もう盛岡広域でも盛岡、滝沢、矢巾、雫石はクラスターが発生したから、その中で、私どもは、特に私は毎日午前中、県から電話連絡ないかと、まず今ほとんど土曜日でも日曜日も来ているのです。そして、3時の発表になる前に、矢巾でクラスターとか何か起きたということになれば、すぐ対応できるような体制を取っているのです。だから、もうそういうことで、コロナ禍対策で私なりに一生懸命取り組んでいるつもりです。その中で、何か起きたら、取り返しのつかないことになるのです。それをあえて今うちのほうでは、何たってやりますから、やらないということではないので、そのところだけは、話が平行線であれなのですが、ご理解をしていただきたいと。

もうこのことを避けて私ら何も説明しないというのであれば、これは私らの恥です。あってはならないことなのです。しかるべき来たときは、ちゃんと対応いたしますので、そこだけは誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 町長に会いたいという方に対しての対応についての、ちょっと私のほうから担当課長としてお話をさせていただきます。

先ほど町長がお話ししたとおり、ご住所が、文書に書いていないということはいいのですが、後で郵送したりする都合もあるので、ご住所を教えてくださいというふうにお願いしましたが、お答えいただけませんでした。そういうふうな状況だとすると、うちとしても、ではそうですねと安易に通すわけにはいかないなというふうに、安全側にどうしても考えますので、我々は、となりますので、ぜひ、先ほど町長が申したように、その団体の方々、ご住所なり、代表の方で結構ですけれども、ご住所なりもセットで、身分なりというか、出処進退を明らかにしていただくような対応で要請していただければなと思っております。

それから、反対だからとか、賛成だからということではなく、私、先日答弁いたしましたのは、政策形成の途中段階でそういったお話を聞くというのは、今は控えるべきだというふうな意味合いでお話ししたところでございますので、賛成だからとか、反対だからということではございませんでした。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いろいろありますが、政策形成の段階であっても、あるいは政策が決定した段階であっても、やはり町民の意見を公平に聞くという態度は、これは職員憲章にうたってあるとおりでと思いますので、やっぱり今後しっかりそこは踏まえていただきたいと思います。

そして、町民の声なくして、このスーパーシティは成り立たない、町民の合意なくして、やりたい人だけやればいいのですよというものではないと思うのです、これは国家戦略ですから。そのことはまず改めて私からも要望したいと思いますし、あと町長が先ほどおっしゃいましたけれども、小川議員と一緒に来れば、それなりの対応をしたとおっしゃいましたけれども、私は、今回の私どものチラシが間違っていた文があって、それを訂正とおわびをしたわけなのですが、町長がそれを大変不快に思っているらしいので、そしてこの間の昆議員の中にも、考える会と、そのチラシを同一視するような発言がございました。そして、うそと偽りのチラシを出したと、町民に配ったと。そして、考える会のことを聞いているにもかかわらず、信頼関係がそこでもう失われてしまったのだと、そのようなこととお話しになりましたけれども、それは私どもが政務活動費として日本共産党会派として出したものであって、考える会とは全く別個のものなのですけれども、その認識について、なぜそこでお話になったのかについてお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、小川文子議員には反問権も行使をさせていただいてお聞きしているのですが、政務活動費で出された内容、100%事実ですか、まずそのことを私確認をさせていただきたいと思います。

それで、何も私は根拠のないことでうそ偽りなんていう発言はしません。これは、逆に小川文子議員のところ、例えば私は聞いておらないのですが、議会では当然、私から反問権を行使したことによって、議長か議会の議員の中からお話しはされたと思うのですが、その



ことが、もしお認めにならないのであれば、政務活動費で発行された内容、具体的に全てがお話しされたことが正しいというのであれば、今日ここで明らかにしてほしいです。私もこのことをいつまでも背負って、私がうそ偽りのあれだということであなただけを中傷したというようなことになれば、これは私も責任が重大ですので、だから明らかにあなたがこういうことで何一つやましいことはない、政務活動費を使って皆さんにお配りした、それも特定多数ならばいいです、不特定多数です、政務活動費というお金を使って。真実であれば、全てが。何も私らも反問権を行使してまでもお聞きしません。だから、この際、はっきりしようではありませんか。

○議長（藤原由巳議員）　ちょっと質問の趣旨とかけ離れてきた感もしますが、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私も本題にもちょっと入りたいと思いますので、この問題はここでちょっと一旦閉じたいとは思いますが、まだ次の質問がございますけれども、やはり私も議場でうそ偽りという評価をされたので、それに対しては、私自身がやはり反問する必要があるだろうなと考えました。

と申しますのは、確かに議事録には、議事録に載っていないものを私が誤解をして書いた部分がありました。それについては、しっかり間違いを認めて、そして私どものお金で、経費で、訂正とおわびのそれを出しました。全部新聞折り込みをいたしました。そして、議長からほぼ全ての項目について、根拠を求められました。私は、数ページにわたって、その根拠を示しました。そして、議長と話し合いの中で、これはお互いの考え方の違い、そういうことで議長は認めていただきました。そして、政務活動費として認めるという段階になりました。いわゆる見解の相違、同じことがあっても、町はこう考えているけれども、小川議員はこう考えている。それは見解の相違ということで、うそ偽りということであれば、議長は認めなかったと思うのです。私も辞書を調べましたけれども、うそ偽りという言葉は、うそを強調する言葉なのでございます。これは言ってみれば、パワハラ的な発言だと私は考えたのでございます。

ただ、これをいつまでも応酬しておりますと時間がたってしまうので、そういう覚悟で私は今質問をしたということだけは、まずお心に留めていただいて、コメントがあれば、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　いや、ここは神聖なる議場ですから、私も簡単にこの場所でうそ偽りという発言はできないのです。だから、改めて議会基本条例の第17条の第6項について、こ

れまでの経緯、議事録、会議録を全部精査していただいて、そして本当にそういうことがないのか、もう一度精査をして、ここで曖昧にしておくことができないので、議長において、これまでの発言内容を全て調査をして、表現を表記していただいて、そして私に、もし非があるのであれば、私はもう陳謝いたしますし、おわびもさせていただくと。もし、私に非がないときは、小川文子議員には、政務活動費を使って、公費なのですから、これでもしそれが事実だとしたら、誤解だとか、そういうことはもう通らないわけです。だから、そのことについては、今日ここで白黒をはっきりしてほしいと。だから、これまでの発言した内容を全部記録に起こしていただいて、そして今日ここで決着をさせていただきたいと。お互いここでもうこういうことでなあなあ、やあやあでは、お互い、私も責任を取らなければならないのであれば、しっかり取らせていただきますので。

ただし、あなたに、小川文子議員に非があるときは、それは責任を取ってもらわなければならないです。誤解とか何かではないわけですので、そこだけはあれして、このところはあと議長にお取り計らいをしていただきたいと思います。

- 議長（藤原由巳議員） 今高橋町長から発言ありましたように、私のほうでここで暫時休憩をさせていただきますして、議会運営委員会を開催して、今の件について協議して、この後の議事を進めたいというふうに思いますので、暫時休憩をいたします。議会運営委員の皆さん方は、全員協議会室にご集合願います。

午後 1時37分 休憩

—————  
午後 2時00分 再開

- 議長（藤原由巳議員） それでは、会議を再開します。

再開に当たりまして、村松信一議会運営委員長より、今の協議の結果の報告を求めます。

村松信一議員。

- 議会運営委員会委員長（村松信一議員） ただいま議長より申出のございました先ほどの件でございますが、議会運営委員会にてただいま協議いたしました結果、町長と小川議員の問題につきましては、今後精査いたします。

よって、一般質問はこのまま続けていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（藤原由巳議員） ということで、大変恐縮ではございますが、今議論されている部分については、後日我々も精査した中で、また再度議論していただきますので、それ以降の部

分について一般質問を継続していただきます。

再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まちづくりの形が大きく変わるのではないかとということでございます。国家戦略特区の基本方針の目的、意義というところがございます。国家戦略特区制度の目的、意義は、大胆な規制、制度改革を通して、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

これまでの地域の発議に基づくボトムアップ型の特区に対し、民間有識者の知見等を活用しつつ、国が自ら主導し、国と地域の双方が有機的に連携を図ることにより、国、地方、民間が一体となって取り組むべき国家戦略として、日本経済の再生に資するプロジェクトを推進することとしている。

目標、高度で革新的な技術に関する実証実験を積極的かつ大胆に実現していく。地域を限定するという特性を活用し、安全確保を大前提に一步進んだ実証実験の実現に向けて、関係府省庁が連携しながら取組を進めていくということで、一方町は、3つの課題を解決するための国家戦略特区であります。一方国は、これは経済の再生を促していく、それが最終的には国民生活の向上に寄与するという第三の矢として取り組むということがしっかりと明記をされておるわけでございます。国主導で自ら国が主導して、国と地方と民間が一体となって取り組むべき国家プロジェクトなのだという側面があるわけですが、この側面をどのようにお考えになっているのかお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思えます。

側面をというお話がありましたが、まさに側面だと思っていて、全面ではないような気がします。と申しますのも、側面だというのは、議員おっしゃるとおり、こちら基本方針の中の国家戦略特区制度の目標のところを今朗読されたと思えますが、まさにそこは側面であって、全体図を示すときには、きちんとやっぱり全部のところを捉えた形でご指摘していただきたいのだと思えます。

先ほど国が自ら主導するという話がございました。国家戦略特区基本方針では、従来地方公共団体の長は、区域会議において担う役割、ここが記載されておりまして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うと、従来の制度ではされておりました。それ

に付け加えまして、今回のスーパーシティの中では、地域の意向の区域会議等に十分に反映させていく立場から参画するというふうに追加されております。

したがいまして、国家戦略特区の目標というのは、こちらベースが何になるかというのは、25年の基本方針に遡って、この特区制度ができておりますけれども、そこを背景にしたものだとして存じています。スーパーシティに関しましては、今言われたところが付け加えされているということでございますし、さらに地域の意向を区域会議等に十分に反映させていく立場から参加するという形も付け加えられています。

さらに、国家戦略特区法には、新たな規制の特例措置の求めについても先端的区域サービス活用事業活動を実施する区域の住民、その他の利害関係者の意向を踏まえなければならないとされておりまして、決して国が主導して何かを行うものではありません。もし、これが国が何か主導してやるのだったら、内閣総理大臣から私に電話がかかってきてもいいのではないですか、電話なんかかかってきていないです。地域が主導して私たちが提案する内容です。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それは、どの程度それを多いと見るか、小さいと見るかによる見解の相違だと思っておりますので、次の質問に参ります。

今回のスーパーシティは、町民のいわゆる個人情報データが活用される仕組みとなっております。それがやはり一番町民が懸念する声で、3番目の質問の中には、十分に説明をしていくという答弁でございます。しかし、やはり個人の幅広い分野で先端的サービスを提供するために、様々なデータが共有、活用されると。そのために、個人情報などが大量のデータを集約する必要があって、やはり懸念があるのだと。住民の中には、やはり情報の流出や監視社会になるのではないかという懸念があると。

これについて、茨城県のつくば市が、構想推進に当たって、国内で初めて倫理原則を制定いたしました。これは、プライバシー保護やデータの安全確保に向けて、市が守るべき原則を鮮明にしたのでございます。私もこれを見てみました。そして、やはりやるほうも、市としても、やっぱり市民がそれを心配しているのだということを十分に理解をして、このスーパーシティの倫理原則をつくったと、それは去年の9月でございます。

つくば市のスーパーシティ化を推進するに当たり、今後幅広い活用が見込まれる個人のデ

ータのセキュリティー確保やシステムの安全性、透明性の担保等に対する市民等の懸念を和らげ、地域に先端技術を社会実装していく際の中心は、常に市民であることを示すための市として守るべき倫理原則を制定したと。

スーパーシティを構成する技術の核は、情報技術であり、個人の属性から嗜好に至るまで幅広いデータが活用される。そのため、データのセキュリティー確保やシステムの安全性、透明性担保、さらには市民の合意形成等の倫理的課題について、単に配慮するにとどまらず、技術の導入と併走するように、持続的な議論を行っていかねばならない。スーパーシティに関わる検討は、まだ日が浅く、具体的な取組事項が限定的であることから、これまで数多くの議論がなされており、また最先端の実装という観点で共通の多い生命倫理における4つの原則を軸に選定をしたということで、1つ目が、自立の尊重、これは透明性の確保、説明責任の明確化、合意形成メカニズムの構築。そして、2番目として、無危害、市民は精神的にも、身体的にも、経済的にも危害にさらされないこと。具体的には、市民のプライバシーの保護、データのセキュリティーの確保、善行、いいことを行うということです。恩恵とやむを得ない損失の見える化を図っていくということでございます。そして、4番目として、正義。全ての市民は、年齢、性別、人種、宗教、思想、経済的事項等によらず、公平に取り扱われこと、これを市として倫理原則をまとめています。これは、やはりどこの市でも先端技術を使った情報技術を使ったスーパーシティに対する市民の懸念があるからでございます。その懸念を和らげるために市として明確にこのものを出しました。

特に一番心配されるのが、やはり情報流出でございます。これは、今もう日常茶飯事に起きていて、100%守ると口で言っても、それはもうその担保がなされないというのは、大抵の方は、そう思います。その中にありまして、今までどおり各町は町、企業は企業で安全に守りますという答弁であっても、その答弁を丸ごと信じるわけにはいかないのでございます。そして、町は、町の部分については、流出をしないようにちゃんと係長が対応すると。企業が流出する分については、企業の責任であるというような町長答弁がございましたけれども、町民にとっては、町が流出したことも、企業が流出したことも、それは同じ損失なのでございます。したがって、つくば市は、その全てにおいて市として倫理原則を守るということを明確にしているのでございます。その点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） では、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

情報の扱いについては、全くそのとおりだと思います。否定するところは何もございません。これにつきまして、もし選定がされるようなことがあれば、情報評価の委員会などもきちんと立ち上げて、例えばデータ取得したものがどれだけ残るのかとか、どのように使われるのかといったものについては、きちんと定めていく必要がある事項だと思います。そうしたものがつくば市さんで策定している倫理のことに尽きるのかなと思います。こちらにつきましては、つくば市さんなんかとも情報交換させていただいておりまして、参考にさせていただきたいなと思います。ご意見として賜りたいと思います。

また、データ連携のことについてご懸念がありましたけれども、こちらにつきましては、個人情報関連法の遵守が定められております。それ以上のことを私ども何も入れることはございません。そして、政府が定めるデータの安全管理基準、そしてこちらにはサイバーセキュリティ対策の義務づけがされます。もう一段上の対策が講じられることになりますので、そうした部分、きちんと載っておりまして、個人情報の管理には指定がされましたならば、万全を期してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、2問目に入ります。学校給食の調理部門等の民間委託について町長、教育長にお伺いをいたします。町の学校給食は、輝かしい歴史があります。それを守ることも重要と考えることから以下伺います。

1番目、現在の職員構成はどうなっているか。また、町の臨時職員の労働条件はどうですか。

2番目、調理員の確保のための民間委託ではなく、臨時職員の数を増やすことや自給を上げる労働条件を変えることによって臨時職員の定着化を図るべきではないですか。

3番目、コロナ禍の中、チームとして努力し、問題なく運営してきた学校給食について、臨時職員も含めて、引き続き雇用をし、このチームの下でコロナ対策に当たったほうがよいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 学校給食の調理部門等の民間委託についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、5月1日現在の町職員数は、正職員184名、会計年度任用職員160名、計344名となっており、うち学校給食共同調理場は、正職員6名、会計年度任用職員27名、合わせて計33名で構成しております。

また、町の臨時職員の労働条件は、令和元年度から会計年度任用職員となったことで期末手当の支給など、給与の処遇が改善されております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、学校給食の調理部門等の民間委託についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、現在学校給食業務に従事している共同調理場の調理員は、正職員3名、再任用職員1名、会計年度任用職員11名、また小中学校に配置している洗浄員は、会計年度任用職員15名で、合計30名で対応しております。

このうち正職員については、これまで退職者の補充を行っておらず、今後7年以内において、全ての正職員が定年退職を迎えることとなります。しかし、その代替として、会計年度任用職員の数を増やして対応していくことは、短期雇用者に調理業務における衛生管理から安全管理までの責任を負わせることとなり、難しいものと考えております。

そのため、独自の衛生検査機関を持ち、専門職を雇用して、各施設の巡回指導を行いながら、調理員の弾力的な配置を効率的にできる事業者へ業務委託することが安全で安心な学校給食を安定的に供給する最善の方策と考えております。

3点目についてですが、現在共同調理場内では、マスク、手洗い、職員の健康観察を徹底しながら感染症防止対策に万全を期しているところであります。しかしながら、万一施設内で感染者が発生した場合に、現在の職員体制では、小中学校への学校給食の安定的な供給ができなくなることが想定されます。そのため、現在事業を進めている調理等業務委託においては、不測の事態での委託業者の柔軟な応援体制の構築も求めることとしており、業務委託が実施されれば、学校給食のより安定的な供給が可能となるものと期待しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 現在の任用職員の待遇ですけれども、社会保険なのか、あるいは国民健康保険なのか。そして、厚生年金なのか、国民年金なのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の勤務時間によっても変わりますけれども、社会保険に加入する勤務時間で働いている職員の場合は、社会保険に関しては協会健保の被保険者となっております。それから、雇用保険のほうの加入もあります。当然協会健保ですので、厚生年金の加入ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 7月ぐらいに業者の選定に入って、そして来年度から民間委託にしたいということでございまして、任用職員の方々は、ようやく今までボーナスが出なかった分がボーナスも支給されるなど、待遇の改善が見られた直後のことで、この27名の方々は解雇ということになるわけでございますけれども、一般的に民間では、身内が民間のところまで働いておりましたけれども、大体自給800円台の最低賃金で働いてございまして、1日働いたからといって社会保険に入れる状況ではございません。非常に待遇が、やはり悪くて、そのために、なかなか調理員が集まらないというのは、これほどこの会社でもそのような状況になっております。

本町の場合は、普通程度の8時間程度の勤務の任用職員にはボーナスも出て、社会保険の対象にもなっているということであれば、大変待遇としては、まずいいと思います。これが解雇によって、大変状況が悪い状況になるということでございます。新たな企業には優先的に採用していただくということでございますけれども、同じように働いたとしても、待遇が大きく変わってくるということ。そして、このコロナ禍の中で、町が解雇するという、大量解雇になります。これが本当に今こんなときにやっていいのかということがございます。これについてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この業務委託に際して、条件面について、委託して手を挙げてくださる、プロポー



ザルで手を挙げてくださる企業と、いろんな形で条件整備とか、条件について打合せ、協議を繰り返していかなければいけないと思います。それが全く分からない状態で具体的なことをお答えすることはできません。ただ、私たちも条件については、やはりしっかりと、給食、安定した供給をしていきたいと、そう考えておりますので、そういうことをちゃんと分かっていたら業者選定をしたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町は、給食部分から利潤を上げることはないわけですがけれども、企業は、利潤を上げなければ成り立たないという、その元々の性格が違うところがございまして、待遇が守られるかどうかというのは、非常に微妙なところだと私は考えていますけれども、これはちょっと今日の結論には至らないと思います。

そして、身内の話では、とにかく忙しい、時間内に全部やらなければならないと。中には、クーラーのない場所もあって、完全防備、マスク、帽子、長袖、長ズボン、そしてゴム手袋、そして長靴をはいての30度も超えるようなところで揚げ物もしなければならない、くたくたになるのだと、こういう条件で若い人たちは、1週間も働けばすぐ辞めていってしまうと、それくらい厳しい条件であるということは確かなのです。

介護と一緒に、なかなか人が集まってこない、そういう条件の中で、やっぱり人の人的やり繰りをする、こっちで少し余裕ができれば、足りないところに応援に行く、それはもう一般的です。栄養士だからといって、栄養士の業務だけをしていただける状況ではなく、栄養士でも調理でも何でもしなければならぬ、それは民間でも同様の状況でございまして。そして、私の身内は管理栄養士でございましたけれども、東北6か所の小規模事業所の給食の献立を作って、メニューを考えて計算をして、食材の購入をそれぞれの調理員と相談しながら電話とパソコンだけでやって、在宅でできる仕事ではございましたが、月の給料が2万円でした。大変な安い給料で実際は働いているということを私も感じまして、これは一般的なのだという話でございました。なので、会社というものは、そういう厳しい労働条件なのだということを、やはり考えていただきたいということがございまして、やはり今コロナ禍の中で、そういう条件になるかもしれないと、今の職員が。そのことを十分やっぱり考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 質問。

○14番（小川文子議員） はい、そういう条件になっているということ、あるいは認知しているらっしゃったのかどうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、献立を考えるのは、今共同調理場におります県からの派遣の栄養教諭、これが行います。完全に調理の部門だけを業務委託するというので、今のお話とはちょっと違うかと思うのですが、ただ議員がご心配されている労働条件、それについては、しっかりと業務委託で決定した業者とはしっかりと話合いを持っていきたいと、そう思っておりますので、その点についてご回答させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3問目は、旧矢巾中学校の跡地利用について町長にお伺いをいたします。

旧矢巾中学校の跡地は、町の中心地にあり、今後のまちづくりに重要であります。また、何よりも町民の求める夢のある利活用が求められることから、以下伺います。

1番、町民による策定委員会の提案は、運動公園、憩いの広場でありましたことから、この実現のために当面は公園として活用するべきではないでしょうか。

2番、売却は、町民から疑問の声が出ています。町民の声を聞く場を設けてはどうでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 旧矢巾中学校跡地利活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会での答申において、当面はスポーツ振興やレクリエーションを通じた健康づくりの場として存続する旨の答申がなされており、かつこうグラウンドとして存続したところであります。

併せて当該答申においては、岩手医科大学の移転、開院、矢巾スマートインターチェンジ

の開通、盛岡南道路の延伸といった土地利用の動向を見極めながら、恒久的な施設の計画については、慎重を期すよう求めているところでもあります。この内容を踏まえ、優良な宅地や業務用地の需要が高まっているという現況を踏まえ、売却の方針を提示させていただいたところでもあります。公園としての活用については、貴重なご意見として受け止めさせていただき、今後検討してまいります。

2点目についてですが、5月7日開催の議会全員協議会でご説明させていただいた基本方針は、当該用地を売却して、売却益を教育施設、社会教育施設の整備等の財源とする目的で、使途、いわゆる使い道を指定する基金として積み立てるものであります。今後議会からもご意見をいただき、議論を積み重ね、見える形にして進めていくことが町民の皆様への負託に応えることであると考えておりますので、議会からのご意見と併せて、町民の皆様への説明等を実施することで、町民の皆様へのお知らせと声を聞く機会とする考えであります。

また、施設整備を進めるに当たっては、第8次総合計画や都市計画マスタープランに反映させて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この売却による金額は、新聞報道では、最大16億円というようなことがまず示されて、全部売るわけではないと、一部は公園、緑地、災害機能ということでございましたけれども、例えば10億円だとしても、この公園に代わるような公園を造ったり、それから夜間照明施設を、老朽化しているもので、もうこれを運んでいくことが難しいというような話でございましたけれども、これを新たに造ったり、運動公園的なものを造るとすると、10億円ぐらいはすぐかかってしまうのではないかと。つまり売った益が次の学校の施設経費に一体どれだけ回るのか、大変疑問なところがございます。その点について、それらも全部含めたプラス・マイナスをしっかりとやっぱり評価のための資料を出すべきだと思いますけれども、その点について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） どのぐらい残るめどなのかというふうなお話と思って捉えましたけれども、その点につきましては、まさしく今後議会の皆様からのご意見も頂戴しながら、最終的な方向性を決めていきますと、おのずとどのぐらいの規模を残して、どのぐらいのものを売って、次、代替施設としてどういうものを考えて、そこに幾ら経費を

かけるということの内容が議論の中で決まってまいりました時点で明らかになってまいりますと、そのように考えております。いずれいっばい残すことを目的とするならば、こうしましょう、代替施設のほうを充実させるのであれば、こうなりますというふうな、そういった議論をこれから進めていければなど考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） また、ここは大変、中学校の施設で、校舎はなくなりましたけれども、グラウンドと桜の植樹については残っています。これらは、卒業生にしてみれば、ふるさと、そして原風景のところだと思います。ただ単に、財政的なために売るというよりは、やはりこの原風景、ふるさとを残すということが非常に私は重要で、これは町民の、言ってみれば声なき声だと思います。これについて、やはり売るというのは、そう簡単な選択肢には入ってこないだろうと思います。本当に財政的にどうにもならないと、そのときはあり得るかもしれません。しかし、そのためには今売らないで、公園として活用しておいて、最終的にそういうときには売る選択肢もあるかもしれない。しかし、今今そこまで財政的にこっちもさっちもいかない状況ではないだろう、むしろためて基金として積むというのであれば、売らないで、財政的な健全化を考える。そして、これを公園として残しながら、最良の方法をさらに時間をかけて考えていく、売却に重みを置くような、今の基本方針は、やっぱり慎重に考えなければならぬと考えます。私もふるさと新潟ですけれども、やはり学校というのは、大変な、帰れば必ず見たいところでございます。なので、多分皆さんそういう考えをお持ちだと思います。その声なき声にどう対応するか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 残っていてほしいという気持ちも私も含め、卒業生の皆様は、大多数の方がそのように感じていらっしゃるということ、十分分かっているつもりですし、ここにいる方々も恐らくはそういうお気持ちだと思います。ですが、別な観点で言いますと、これまでも学校というのは、矢巾町以外を見渡したときにでも、全国至るところで廃校になってしまっているという現実もあるわけです。それは、人口減少という背景がある中におけば、今後避けられない部分だろうというふうに考えますので、卒業された皆様のそういう、私ノスタルジーとよく言っているのですけれども、その郷愁の思い

に対しての応えるのは、全て残さないという方法でも可能ではないのかなというふうな、そういうお気持ちに答えられる部分は、仮に広場として残そうと思っている一画がそういう一画になっているというふうな方法も可能でしょうし、桜並木につきましても、地盤なんかの関係で周りを埋め立てなければならぬとなると、残せる木の数は少なくなると思えますけれども、全て必ずしも伐採してしまうとかというふうなことまでしなくてもできるのではないかと思います。

いずれ長い目でものを考えていく必要があるでしょうし、やっぱりそういった部分について、思い出の部分は大切に、その両方を何とかできないのかなという思いでございませうので、そういった点で進めることで皆様も考えていただければなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） あといろいろ町民からも声が出ておりますけれども、いずれ宅地という、町の中心で、これからのまちづくりに非常に重要な拠点になり得る場所であると、体育館が壊れたときには、あるいはそこに体育館を建てなければならない、いろんな土地としての活用価値の高いところでもありますから、住宅地として売るとするのは、ある意味もう最悪のシナリオではないかなという感じがいたしますので、これはやはり町民の声にしっかりと依拠しながら進めていくということを最後にお答えをお聞きをしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、いずれ旧矢巾中学校の跡地の利活用の問題については、いろいろなご意見あるというのは、まさにそのとおりでございまして、先ほどのスーパーシティの中で、フューチャーデザインのことのよく分からないというお話があったのですが、要するに分かりやすく言うと、これから教育施設とか、社会教育施設の未来を描くには、現在の積み重ねではなく、これからのあるべき姿を、いわゆる将来、未来、やるべきことをどのようにしてやっていくかと。

だから、今町民の皆さんからもいろいろなご意見もあります。その中で、第三人称で、町民の人たちがこういうふうに言っているからと、その意見も大事ですが、当局も議会の当事者なのです。人ごとではない、我ごととして、ここに一番最善の道は、どういうふうにして選択をしてやっていったらいいかと。小川文子議員ならば、もうよく分かると思うのですが、この糸口を引き出す、演繹的な発想、この糸口をいかにして引き出していくかということ

これからじっくり話し合いをしながら進めていこうではありませんか。

それで、私ども町民の皆さんにとって、児童生徒の教育環境、またはその子どもたち、これはもう大人も含めて、社会教育施設、どのようなあれでやったならば、その議論を、前にも答弁で言っているのですが、総合計画とか、それから都市計画マスタープランは、議会の議決事項なわけですから、議員の皆さん方お一人お一人のお声をお聞きしながら進めていきたいと。まさに演繹的な発想の下で進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私もちよっと強調するところが弱かったと思いますけれども、私は、やはり公園として残すのが最善だと思います。それは、圧倒的な町民がそれを望んでいるからでございます。そしてまた、この庁舎の中にいて、子どもたちの声が聞こえる、そして遠くに公園を造っても、なかなか移動するのがこれから大変になります。車で移動するような公園では、なかなか使い勝手が悪い、歩いていけるような、町中にこそ公園はあるべきだと思いますので、ぜひ公園として活用して、憩いの場にしていただきたい、そのように考えております。それをまず一つの私の強い意見として述べさせていただくことにいたします。

○議長（藤原由巳議員） 答弁。

（「答弁なくてもいいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） では、簡単に、藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） いろいろなご意見があるということで、ほかの議員さんにも同様に答弁させていただいているところですが、ご意見はご意見として受け止めて、いろいろ今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。

すみません、あとこの場をお借りして、先ほどの学校給食の関係で一部訂正をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） はい。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 舌足らずなところがございます、会計年度任用職員の期末手当の支給につきましては、答弁だと、何か元年度から始まったような書き方になっておりますけれども、申し訳ございません。2年度から、元年度から会計年度任用職員は決まったのですけれども、期末手当の支給の処遇改善は2年度から始まってございます。2年度と3年度で、基準どおりになるということになります。

それから、先般参議院も通ったので、正職員の定年延長が、恐らく地方公務員に関してもなってくると思いますので、今後7年以内において、全て定年退職を迎えるという答弁をさせていただいておったところですが、これは順次延びていく形がありますので、その点について、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） では、4問目に入ります。コロナ禍の中、ひとり親世帯への町独自の支援をできないか、町長、教育長にお聞きします。

国の支援もありますけれども、特にもひとり親世帯は、弱い立場にありまして、町としての継続した経済支援が必要ではないかと考えます。

1番目、実態調査を行ってはどうですか。

2番目、町独自のひとり親世帯への経済支援をできないかについて聞きます。

3番目、災害備蓄品として確保されている賞味期限の近い食料品などをひとり親世帯に提供してはどうかということをお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナ禍の中のひとり親世帯への町独自の支援をについてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、町で保有する非常用食料などの防災用備蓄品の運用については、消費期限を考慮しつつ、防災訓練などで使用することを通じて、町民の皆さんに周知を図るとともに、使用した分を含め、毎年少しずつ更新していくローリングストック法により、適正に更新していくこととしております。更新分の食料品などについては、希望者に対して無償で配布することは可能であることから、サニタリー用品も含め、関係課等において、実効的な協議を進めているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、コロナ禍の中、ひとり親世帯への町独自の支援をについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、児童扶養手当受給者から窓口手続の際に、相談があった場合には、

担当窓口へ案内し、必要な支援につなげることができる体制を構築しております。ひとり親世帯の実態把握については、コロナ禍における状況を見極めつつ、必要な場合には、関係機関と連携しながら検討してまいります。

2点目についてですが、国では3度目の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を今年4月から実施し、ひとり親世帯への経済支援を行っております。町独自の支援策としては、ひとり親世帯の大半が含まれている要保護世帯及び準要保護世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症対策要保護世帯等支援給付金を令和2年度に実施し、小学生には2万円、中学生には3万円を給付しております。

本町といたしましては、今後国と同様の経済支援の実施は考えておりませんが、関係機関と連携を図りながら、子ども食堂やフードバンクを活用した食に関わる支援、子どもの学習機会の充実など、子育て世帯の生活に直結した支援につながる施策に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 国も、そして町も、今子育て世帯、特に低所得世帯を中心に支援が始まっているということで、しかしまだまだコロナが長引いている状況の中で、切れ目のない、それこそ支援が必要と考えます。

国は、金銭的な理由で生理用品を買えない、生理の貧困を巡って、丸川男女共同参画担当相は、活用できる女性支援交付金の対象自治体を窓口を募集して、5月28日まで募集するというお話が出ておりました。そして、また内閣府の地域女性活躍推進交付金では、支援が必要な人の元へ出向いていく訪問型の活動とか、居場所の提供といった事業を自治体がNPO法人などに委託した場合に、国が最大1,125万円を負担するというような記事が載っておりましたけれども、こういうものを利用するというようなことは検討されたのかどうかお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

生理用品の生理の貧困ということで、私どものほうでもどういふふうな支援の在り方があるかなということで、関係課といろいろ相談したところの経緯がございます。その中で、実は盛岡市のほうで地域女性、最初に小川議員が申し上げた交付金を活用して、盛岡市では、女性センターのほうに委託をして事業を展開するというので、私も担当課のほうにちょっ



と聞いてみました。

さらに、もう一つ、地域の子ども未来応援交付金、つながりの場の緊急支援事業ということで、これも内閣府のほうから、今緊急事業ということで提案があるということで、この中でも生理の貧困に関わる部分での補助ができるというようなことで、町としてどうしたらいいかということで、いろいろ話し合った結果、今は、まずもってこの件に関しては、小笠原議員のほうでもご質問がありましたが、NPO等の今行っている子ども食堂での活用ができないかということで、今協議を進めているところでございます。

生理の貧困に関しては、女性だけではないよねということで、先ほど午前にも話をしましたが、サニタリードライブ、いわゆる生理用品もそうですが、赤ちゃん、乳幼児の紙おむつ、それから高齢者の方々が大人の紙おむつ、それを例えばご寄附いただいて、ドライブですので、これを循環させるようなやり方ができないかということと、もう一つが備蓄を使うという方法で、今進めていくところで考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開を15時、午後3時といたします。

午後 2時51分 休憩

-----  
午後 3時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、12番、長谷川和男議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 12番、矢巾明進会、長谷川でございます。

令和3年3月29日に開催の議会全員協議会にて、旧矢巾中学校跡地の利活用について、これまでの経過と矢巾町の現在の状況から、最終決定すべき時期が到来していると判断し、様

々な検討した結果を基本方針として示されました。その基本方針は、町の第7次総合計画における人口3万人の実現のためにも、また宅地の需要が多いこと、用途地域に整合性を持つ業務用用地としての可能性も考慮し、かつこうグラウンドも含めた宅地及び業務用地開発を前提とした民間への売却を行い、一部を空き地として残し、通常は緑地や駐車場として使用し、緊急時には、防災空間として活用をする。売却して得られた収入については、昭和36年矢巾中学校整備時の経過を考慮し、教育施設及び社会教育施設の整備として、将来に起こり得る学校の建て替えや再建のための基金として積み立てたいとの説明であった。

また、この事業は、さきに議会側から基本的な考え方を提示されたいと申し入れた経緯がありますが、人口減少は、本町のみならず全国的な問題であり、深刻になってからでは遅く、町は持続可能な行政運営を求められる。

町有地の普通財産の売却なら別であるが、徳田小学校の移転計画を早期に立ち上げて、このたびの旧矢巾中学校跡地問題と関連させて、明らかにすべきであったのではないかと思うのであります。この件については、何度も議場で取り上げておりましたが、徳丹城遺跡関連事業は、区域内地権者の協力もあって、家屋移転は、数年前に終え、残るは徳田小学校の移転のみとなり、文化庁との2020年までの徳田小学校を史跡区域外に移転する約束も経過したことや老朽化で改修箇所が多くあるが、大きな補修は避けている現状である。仮に、今後移転計画を策定したとしても、完了までに6年から8年の歳月がかかるのではないかとと思われる。この事業も含めて、小中一貫校も視野に入れて、そのための売却であれば、町民にも理解いただけるよう議員としても前向きに議論していきたいと思うので、以下の点について伺いをいたします。

①、売却する場合は、一部を空き地として残し、緊急時には、防災空間として活用するとの説明だったが、空き地を除いた売却額をどのくらい見込んでいるのか。

②、空き地について、議会からの意見を反映させたいとの説明でありましたが、計画提案ですから、現時点における当局の考え方を示していただきたい。

③、教育施設、社会教育施設整備は、先般の説明では、今の段階では、具体的な施設整備はないということであったが、やはり主たる目的があって、貴重な財産を売却するのだから、町民の理解を得るには、具体的な計画が必要であると考えますが、どうか。

④、宅地分譲は、モデルタウンとして宅地開発をする計画のようですが、これは分譲の条件としてSDGsや脱炭素などの取組を反映させるのか。また、紫波町のオガールタウンのように町独自の販売方式として町内建設業者で構成する請負事業を取り入れる考えはない

のかお伺いをいたします。

⑤、社会教育施設の整備は、具体的な施設整備を考えていないとのことですが、行政として目標とする将来像を立てていただきたい。町長は、第7次総合計画後期基本計画において、全天候型多目的施設のうち室内練習施設、スポーツ健康科学センター建設に意欲的なビジョンを打ち出しておりましたが、私は、旧矢巾中学校跡地が候補地かなというふうに考えておりましたが、しかしこのたびの売却方式では、予定地ではないと思っている。私は、町民センター機能の充実のため、災害時の対応になる体育施設も含めた建設できる用地を町民センター周辺に取得しておくべきと考えている。将来体育館の建て替えが必要となるための、またこのたびの跡地売却の理由の位置づけを考慮すれば、以上のことを取り組むのであれば、十分議論を重ねて進めるべきと考えているので、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、長谷川和男議員の旧矢巾中学校敷地の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、当該用地は、かっこうグラウンドを含む3万3,217平方メートルの面積全てを1平方メートル当たり4万8,300円を売却単価と仮定し、売却価格約16億円と見込んだところであります。実際には、民間提案募集の上での売却を想定していることから、この金額は目安としての価格と見込んでおり、提案内容によっては、試算より減額となる場合もあると想定をしております。

2点目についてですが、必要とされる用途により、求められる面積も変わることから、まずは用途を検討の上、必要な面積を算出してまいります。

3点目についてですが、現時点では、教育施設、社会教育施設の具体的な整備計画はないところですが、教育施設に関しては、教育委員会において、矢巾町立学校通学区域審議会を設置の上、6月から協議を始めるとのことであり、また社会教育施設に関しても大規模な更新整備等が想定され、近い将来には、これらの財源調達が必要なことから、使途、いわゆる使い道を指定する基金として積み立てることで、町民の皆様のご理解を賜りたいと考えているところであります。

4点目についてですが、民間提案募集の評価項目にSDGsへの貢献度や町内事業者の参画について、加点を設けることなど、いわゆる評価点の加える加点を設けることなどにより、対応したいと考えております。

5点目についてですが、町民センター周辺に一定の用地を確保しておくべきとのご指摘については、貴重なご意見として受け止めさせていただき、今後検討してまいります。

なお、旧矢巾中学校敷地の利活用につきましては、議会からもご意見をいただき、議論を積み重ね、見える形にして進めていくことが町民の皆様への負託に応えることであると考えておりますので、議会からのご意見と併せて、町民の皆様への説明などを実施することで、町民の皆様へのお知らせと声を聞く機会とする考えであります。

また、施設整備を進めるに当たっては、第8次総合計画や都市計画マスタープランに反映させて取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） このたびの旧矢巾中学校跡地利活用売却事案説明については、一般会派矢巾明進会として9項目の質問を提出いたしました。その回答説明をいただきましたが、庁内の検討委員会での旧矢巾中学校跡地の売却計画、売却による資金、使途予定のたたき台としての内容があまりにもお粗末過ぎたのでございます。そこで、このたびの一般質問をさせていただいたことになりましたが、旧矢巾中学校跡地問題は、町民皆さんの関心も高く、議会としてもしっかりとした議論をして、最終目的の結論としては、私は理解しますが、計画の入り口から中身の道理の筋ができていないのではないかと。当初の質問と重複するかもしれませんが、再質問をいたします。

徳丹城遺跡が国指定史跡事業指定の決定からはや50年の歳月が過ぎました。遺跡区域内の方々の協力もいろいろありましたが、協力いただき、家屋の移転も完了して、史跡指定確定時に2020年までに文化庁と小学校を遺跡区域外に移転を公約されております。4日の高橋安子議員の質問に教育長は、平成22年に耐震補強工事をしたから移転計画は未定となっているとの答えでありましたが、私は、前越教育長に、このことの質問を出して、移転計画を進めていくという答弁でありましたが、耐震補強したからというのは理由にならない。なぜならば、子どもたちのみならず、公共施設関連は、東日本大震災の教訓に基づく、法的に課せられた国策の定めにより、たとえ一時的であれ、学校関連にあつては、安全安心な学校、校舎がなければならない。このたびの旧矢巾中学校跡地売却の第1優先的に、今述べたようなことを問題解決するための趣旨であるならば、多分私も含めた議員も多くの賛同をいただけるのではないかと。

参考までに、旧矢巾中学校跡地から現在の白沢地区への移転のための費用、一般財源が9億7,000万円余が使われ、起債、町債が10億5,500万円余の負担をしております。総工費26億6,600万円余の移転費用がかかっておりますが、平成8年には矢巾北中が分離し、約37億円余の巨額で当時東北では一、二番の学校校舎設備だと評価されたように言われております。

このことからしても、教育施設関連整備については、巨費がかさみ、これから維持管理が重要になっていることから、速急に徳田小学校対策を立ち上げるべきと思うが、このことを含めて町長、教育長、生ぬるい考えではなく、率直な所感についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからまずお答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、私が答弁したこと、それから前任の教育長の話したこと、基本的には同じ考えでございます。要するに、徳田小学校がああ土地のまま、ああ場所のままずっとということはあり得ないと。それは、もう遺跡の上に建っている学校なので、そのままということはある得ないのだと。ただ、そのために準備しなければいけないことがまだあります。それが2020年ではなくて、まだその先に延びましたということの説明させていただきました。ということで、これからこちらのほうも検討委員会、審議会がございますので、そういったことを含めて検討してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） お答えします。

示したときの庁内委員会の内容が、検討が不十分であるということについて少しお話ししたいと思います。まず、最大の論点になるのは、現在の形のまま当面、当面というのは、相当の期間になる可能性があるわけですが、そのままにしておくのか、あるいは所有したまま別な利用の仕方があるのか。そして、もう一つは、所有にこだわらず、町の様々な課題に応え、まちづくりのために売却することも視野に入れて検討すべき。これがまずスタートの大きな論点であったと思っております。

それにつきまして、まずこの場所でそれぞれの所管するところの施設、社会教育施設、学校も含めてですが、ここで割と近い、少なくとも次の8次総ぐらいが視野になると思うのですが、何か整備する計画、予定があるのかということを確認しましたところ、当面はないということがありました。

では、このまま放置していくのかということについては、やはり矢巾町の中心地にある土

地でありますし、有効活用こそ町民の負託に応える道ではないのかということで議論の取っかかりとして住宅系で都市計画決定されておりますので、住宅系であれば、住宅と一定の事業用地は造ることができます。したがって、そういった方向で検討していこうと。

その場合は、全売却ということではなくて、やはり何らかの形で空地は残しておく必要があるということも当然認識していきたいということで、こういった方向で考えていきたいということでお示したものでございます。

したがって、個々の施設等ものについて、詳細には詰めていないことは事実でありますので、それについては、今後ご意見を伺いながら、さらに具体化していきたいと、そういう趣旨で基本方向ということでお示したものでございます。

したがって、内容的にはまだ不十分なところは当然あることは認識しておりますし、方向としては、そういう方向で検討してまいりたいと、そういうことをご理解いただきたいということで提示したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今の答弁の中にもありましたけれども、3.3ヘクタールの面積のうちから、空き地について緑地駐車場、緊急時災害防災空間として想定しているならば、どのくらいの面積が最小限必要だということに、やはりこのことを試算してから提示するべきものではなかったのか。最低でもこのぐらひは必要だと、議会のほうではもっと増やしたほうがいいのではないかとか、そういうたたき台骨子がなければ、本当に議論していくあれがないというふうに、そのことを私は強く言いたいわけです。今後づけの理由はいっぱいつけられるわけだけれども、そういうわけでございますので、そのことについてのお答えは必要としないので。

また、近年になってから、小中一貫校の考え方がそれぞれのところでお話が出たりしておりますが、今月から予定されている審議会に将来の学校の在り方について協議していくことにしているが、徳田小学校の移転について、十数年前から本当はいろんな協議をしていかなければならなかったのではないですか。もう徳丹城の発掘調査がほとんど終わっているのです。それで、何十年前にもう約束したことから経過して、今まだその計画も立てていないと、何か話合いをどこかでちゃんとやっているとか、そういうことが全然なかったのではないですか。というようなことでありますが、このことについてどう考えているのか教育長にお伺

いをしたいのですが、このことについてもう一点、近年になってから、徳田小学校移転候補地として選定されたことはありませんか。

それから、候補地徳田地内、南北に縦断している町道中央1号線に接し、交通の便がよく、水田地帯の真ん中に位置し、落ち着いた環境が整っている。また、将来計画されている田浦線の整備により、煙山小学校の一部、児童生徒についても編入も可能なためとした、そのような教育長、文書を見たことがありますか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、徳田小学校の移転問題について、もっと早くから協議すべきではなかったかということでございますけれども、徳田小学校のみならず校舎建築に関しましては、不動小学校、それから煙山小学校も同じような年数、順番的には徳田小学校、不動小学校、煙山小学校ということになりますけれども、でも、将来的なことを考えれば、その3つ、あるいはもっと広くこの小学校、6つのことをどういうふうにしていくか。新しい矢巾中学校、そして東小学校、その次に北中学校ですけれども、いろんなことを総合的に考えていかなければいけないだろうと。これは、学区の再編も含めてどういうふうにしていくことがいいのかということで、今回6月、今月から審議会のほうを立ち上げまして、立ち上げではなくて、それを開催しまして、話し合いをしていくということにしております。

それから、2つ目のほうですけれども、今議員のほうからお話しされた詳しいことについては、私は、それについては、存じ上げません。近いことは、農地転用云々でというふうな話は聞いたことはございますが、そういう詳しい話は聞いておりません。

あと、小中連携とか、そういったことについても私も、教育委員会としても、いろんなところに視察をしていきながら、どういった学校体系がいいのか、どういったものをやったらいいのかということを含めて審議会のほうには、こちらのほうのいろんな資料としての一つとして差し上げたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今和田教育長さんのほうからお話がありましたけれども、不動小学校とか、あらゆるところと総合的にこれからしなければならないという話は、今時点になって、その話になっているのですけれども、私の言うのは、徳田小学校は早くから移転をし

なければならない、そういうようなことをなさっていなかったということをまずお話ししたいというふうに思って質問させていただきましたので、それはそれとして、今これからということでございますので、これを早く徳田小学校のことを含めて第一に考えて、それから小学校の統合とか、それが出てきたということであるならば、まだあれですけども、あくまでも徳丹城の遺跡関連については、私も6年ぐらい前に完了までに幾らぐらいかかるのだろうという話を担当のほうにあれして出させたら、大体60億円近いお金がかかるでしょうと、今までも含めてというようなことでありましたが、ということで、そちらには重点は置いて、やはりこの中に徳田小学校というものがあつたわけでございますので、このことも含めてこれから迅速な対応をしていただきたいというふうに思います。

矢中の跡地の問題については、8年前に議会でいろいろ議論し、趣旨採択ということで今のような状態になっているわけでございますが、4日の一般質問で質問された方からは、いろいろお話が出ておりましたが、町長は、この跡地がこのままの状態であつたことについて讃辞を述べられておりましたが、それが100%よかつたというふうには思っていない方もいらっしゃると思います。私もその当時の最終的なことは、最終的に龍澤学館が平成27年4月開校予定で医療関係専門学校で、その当時の文章ですので、平成32年は500名ぐらいの医療関係の学校になる予定のことが、それは議会で趣旨採択という選定をしたので、私はそのことについて今まで一切言っておりませんが、ただ町長がいろいろお褒めの言葉もそちらのほうにもあつたようでございますが、やはり企業誘致、よそから見れば、その当時は、矢巾町はもつたないことをするものだなと、今10人企業、1人企業の、もういろいろ大変なときに、500名からの生徒さんが入る学校を造るというのを拒否したというような惜しまれる声もその当時はありました。しかし、これから町長は、そういうことも踏まえて矢巾町のかじ取りで過ちなきように進めていただきたいというふうに思いまして、第1問目の質問は、これで終わります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず今教育施設、社会教育施設、もう本当に分かりやすくざっくりばらんなお話しさせていただきますが、例えば今の旧矢中跡地も3ヘクタールちょっと、各学校も大体そのぐらいの面積なわけです。だから、まずこれから学校教育の施設、学校が3つ建て替えをしなければならない時期に来ているので、これがどういうふうになるかということで、まずここの今の場所には収まらないと、これはもう明らかかなのです。それから、今横文字で体育館、アリーナと言っているのですが、この辺の近く



では、今あれなのであれば、花巻のですね、ここなんかは、第1から第3アリーナまで計画的に年次かけてやっている。今矢巾町は、参考にさせていただくのは、ハンドボールの公式試合も花巻は富士大学と両方できるわけです。そういうふうなところの花巻の体育館のあれなんか、まずざっと2ヘクタールなのです。もうそうすると、ここに収まらないというのは、自明の理なのです。だから、私、そして何よりも当時高橋重平村長があれしたときに、ここはまだ田んぼだったわけです。ところが、今もう住宅が建ってきていると。そういうこともあるので、やはりこの近くを、付近を拠点として、私は教育施設、社会教育施設は考えていかなければならないと。ただ、その周りに田んぼをあれするという、やはり田園都市矢巾を目指している中において、そういうふうなこともあるのですが、いずれこの跡地に収まらないということだけは分かっていたきたいと。

そして、あともう一つは、私らにすれば、県有施設、1つでも引っ張り込みたいのです。何だと、当初はドーム型を考えていたけれどもということですが、いや、これもまだ夢は捨てておらないので、できるのであれば、何回もいうスポーツ健康科学センター、こういうふうなもの、そして県営プール。もう県もそれは分かっているのです。県営プールも今雫石にあるのも老朽化していると。ただ、予算が厳しいから、今もう建て替えできる時期ではないということ。だから、このところは、みんなで知恵を出し合って、そしてできるのであれば、いろんなスポーツ基金を、今オリンピックのためにいろいろあれなのですが、これが一段落すると、そういった基金の国からのあれもこれからいろいろと県と国と一緒にやっていきたいということで。だから、今お話し申し上げたとおり、構想の中で、この3.3ヘクタールには収まらないということだけは事実でございますので、それだけのご理解していただきたいと。

そして、うちのほうとすれば、何回も言っているのですが、この売却した基金を、それからふるさと納税も本当のことを言うと、基金に積み立てして、これはもう別途そういう公共施設のために使い、今回も真水で大体3億円、2億九千何万円、積み立てできるのです、本当は。ところが、ふるさと納税のお金を使わなければ、予算を組めないということで、だから私の思いが、随分ころころ変わるのではないかとされるのですが、この財政下の非常に厳しい中で、いろんなことに取り組んでいく中で、そういったふるさと納税、今回も6億円近くあれなのですが、これをさらに伸ばしていくためにはどうするかと。だから、先ほど吉田喜博議員の質問も、もうちょっと胸を痛めたのです。これもふるさと納税といかにして結びつけていくかと。

だから、みんなで知恵を出し合って、先ほど第三人称ではなく、みんなこういうことを言っているよということではなく、議会と当局が一緒になって、当事者意識を持ってやっていきたいのです。だから、その意味では、もう今副町長を中心に庁内にもそうした委員会を設けてやっている。全くお粗末なご提言だと言われたのですが、それはそれでしっかり受け止めていきますが、いずれみんなで知恵を出し合ってやっていきたいと思いますので、そのところを。

お話しすれば、いろんな、だから公園もやるのだったならば、今例えば火葬場、この移転が今後どうなるか、高橋安子議員に火葬場の移転は考えているのかということ、これもどこかで引き受けてくれるところがあれば、あそこのエリアも公園として使えるわけです。何かの災害時の避難場所にも、車とか何かの、そういうこともできるので、みんなで知恵を出し合ってやっていきたいと。

だから、いろいろのご提言、今徳田小学校の2020年まで、文科省との約束事、これも確かにあります。でも、今ここで徳田小学校だけの建て替えでいいのかということなのです。だから、教育長には、早く、急げと。そして、どのぐらいの学校規模にならなければならない、そして小中一貫教育にするか、できるのであれば不来方が今度盛岡南と統合するので、もしあれなのであれば、小中高、できれば岩手医大との高大連携も、そして不来方に入ってあれしたら、医大のそれぞれの医学部、歯学部、看護学部、薬学部とあるのです。そういうところとの高大連携もできないか、このことについても県の佐藤教育長にも話をしているのです。だから、そういうことを、そしてできるのであれば、不来方に一関一高の附属中学みたいな県立の附属中学、もうお願いできないかと、こういうこともこれから要望として出していきたいと考えております。

だから、みんなでこの際、小中連携、そして中高、高大連携、高大連携は、もうこれは県で取り組んでおりますので、そういうこと。そして、今は人口減少で少子化がもう避けて通れない、その中で矢巾町で、もうこれは県教委で決めたことで統合になるわけです、不来方と盛岡南。そういうふうなことの一つ一つ情報をキャッチしながら、できるのであれば、不来方と南高校と体育館とか何かもどのように考えているのか。そういうふうな情報もこれから聞いていかなければならないと。だから、もうみんなでアンテナを高くしてやっていきたいということで、今のところ、もういろんな構想はあるし、やっていきたいと。でも、一つ一つ議員の皆さんと議論を積み重ねて進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 今町長さんのほうからいいお話もいただきましたので、私、そこで一つ提案をさせていただきたいと思いますが、時間もたっぷりありますので、まず跡地の問題は、以前、今回の議会の中でも町長のほうからありましたが、周辺の方々が、騒音がどの程度か分かりませんが、ナイター照明関係で苦情が出ているということは、やはりいつまでも放置するわけにはいかないというふうに思っております。町民の声というよりも、本当に現実に起きていることについては、対処していかねばならないというふうに思っておりますが、今南高校と不来方が統合になるということが先般のあれで決定になっておりますので、そこで提案しておきたいのは、ここを売った一部の資金で、不来方周辺の南側のほうに土地を提供して、県のいろんな資金を導入して、一緒に使わせてもらえないかという、土地をまず提供してみたらいかがかなというふうに思っております。そういうようなことで、斬新な発想を常にお持ちな町長ですので、そういうことにもすぐ対応していただけるのかなというふうに思って、今あえて質問させていただきました。もし、何かありましたら。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、斬新な答弁をお願いします。

○町長（高橋昌造君） 不来方高校の南側には、県の計画に南運動公園という構想があったのです。これはもうお分かりだと思うのです。だから、今の長谷川和男議員のご質問は捨てたものではないです。なかなかいいご提案だと思うのです。しかし、これからやっぱり時代は動いております。そして、できるのであれば、私はここに決めたというのは、重い決断、選択だったと思うのです、当時。だから、つまり不来方高校のところまでいくのはどうなのかなど。あとは、私に言わせていただければ、何みんな東北本線より東側で、西側に何も無いじゃと、こういうふうに私も地域に帰れば言われているのです。だから、まずここを中心に、長谷川議員さん、考えていきませんか。どうか不来方高校の付近は、そういう構想があったというのは、私もお聞きしております。県議時代、それも丹念に調べたこともあります。しかし、これは私はもうここで決めたというのは、当時重い決断だったと思うのです。やっぱり先人、先輩たちの決断は尊重したいと。だから、この周辺で考えていきたいということだけは。

あとは、やっぱり今矢幅駅も東口もあれば、西口もある。だから、東ばかりでなく、西口もそういうふうなことも考えれば、おのずとして私から言わなくても賢明なる長谷川和男議員さんは、もうお分かりになると思うので、ひとつご理解をしていただきたいと。

そして、今矢巾町チャンスなのは、盛岡南道路なのです。これは、企業誘致もそうなのですが、それに合わせて南運動公園、野球場が、県と市が一緒になってやったと。これが、私はこれからの矢巾町の選択肢の一つになってくると思うのです。だから、この間答弁させていただいたのですが、岩手医科大学の動きも出てきますし、あと県と、私は、それをうまく組み合わせて考えていくことも一つの方法ではないのかなと考えておりますので、みんなで夢のある構想、第三人称ではなく、もう俺たちで考えて、俺たちで決めて、それでいつも言われているのではないですか、この間まであった有線放送、昭和29年に煙山村役場の当時の議員さんたちが汽車の中で見てきて、そこで決めたというのが非常に話題になっているわけです。やっぱりそういったいいことは、みんなで決断してやろうではありませんか。だから、言われるのはみんな、議員お一人お一人の言われていることは、ごもっともなのです。だから、それを私らも真摯に受け止めてやっていかなければならないと。

そして、何よりも、私この間もお答えしたのですが、山崎道夫議員の、ここ、あのときに、まず、今考えてみれば、本当に皆さん方にはある意味では、正しい選択をしていただいたのではないかなということ、今そういう議論ができなかったわけですから、そしてお金の、財源の捻出もできなかったわけです。今そういった意味では、いろいろ紆余曲折があるのですが、やっぱり振り返ってみれば、そういう正しい決断、選択、これは本当に頭の下がる思いであります。

そして、これからも町民の皆さんに誇れるような議会、当局、力を合わせていきたいと。もうそういう思いでありますので、ひとつそこのところはご理解していただきたいと思いません。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） それでは、2問目の質問をいたします。

昨年国勢調査速報値が報道され、岩手県は5年前の調査から6万8,388人、5.3%の大幅減少であり、人口減少の問題に慎重に対処していくことが現実に必要となってきましたが、矢巾町は1.4%増の2万8,076人と、2万8,000人台になりましたが、これから本町の人口問題諸政策対応では、目標値である人口3万人を達成できたとしても、その後は他自治体と同様に人口減少となることが予想されます。これからの行政運営のかじ取りは、非常に厳しい

ことになってくるものと思われることから、以前にも一般質問で政策秘書を公募し、設置を検討すべきと提案したことがあります。再度お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 政策秘書についてのご質問にお答えいたします。

本町では、これまで重要課題に対応するため、適時機構改革を行い、未来戦略室やまちづくり推進室といった町長を補助する組織体制を構築し、実務担当レベルの充実、強化を推進しながら取り組んでまいりました。また、第7次矢巾町総合計画後期基本計画においても、施策の方向として効率的な行財政経営を掲げ、政策目標の実現を図るため、事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、より効率的で効果的な施策の推進に努めております。議員ご指摘のとおり、人口減少問題への対応など、今後の行政運営は、一層厳しく、また新たな行政課題が生ずることも予想され、加えて複合的な対応や政策が求められることから、横断的な政策形成に対処するためにも、政策秘書あるいは政策行政監等の創設と、公募のほか内部登用も含めて適切な、そして適材な人材を任用できるよう検討し、組織体制のさらなる強化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 本町は、県下でも注目されている町であるというふうに以前から言われておりますが、それは全国でも類のない岩手医科大学の総合移転にもあることから、県下の医療中核を担う町として、行政としての果たす役割がますます増えてまいりますが、政策秘書等の登用については、執行者の意志が一心同体のごとく伝わる個性豊かな人材で知的に優れた方を選定されるようお願いをしたい。

昨年の国勢調査速報値が正確ならば、約800人の人口増となりましたが、地方交付税でどのくらいの試算が変わり、交付が増額になる見込みなのか、もしお答えできるのであれば。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 後段のところは、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

それで、政策秘書なり、もう今いろんな政策監とか、管理監とか、いろいろな監の設置があるので、どれが本当にあれなのか、それは職名を含めて、また公募なり、内部登用含めて検討させていただきたいと。

それで、私一つ反省するのは、私に使われる職員というか、政策秘書でも政策監、対策監

でも、非常にやりづらいと思うので、私自身が変わらなければならないと、こう思っております。そういったことで1から10まで小言まけて、箸の上げ下ろしまでやかましく言うものですから、今総務課の女性の秘書というよりも、担当の者、私お世話になってから今3人目です。普通は代わらないのです。大体もう2年使われると、みんな疲れ切っているのです。そこで、私そのときに、秘書にこの間、総務課の職員を呼んで教えたのは、いいかと、おまえたちに厳しいと、おまえたち職員に、ましてやそばでいろいろあれしていただいているおまえたちは、もう本当に、おまえたちに褒められるような町長であれば最低なのだと。職員から褒められるのではなく、町民の皆さんに褒められるような仕事をするためにおまえたちに厳しくしているのだと、そうしたら納得したような、しないような顔をして、私も困ったのですが、いずれ職員には、非常に私は。

ということは、絶対とにかく許認可を持ったところなんかは、特にそうなのですが、当たり前に対応しても、頭が高いとか、そういうふうに見られてしまうのです。だから、やっぱり職員の意識改革というのは、非常に大事なのです。私も毎日のように課長たちを怒っておりますが、もう今では何か慣れてしまって、あまり効果がなくなったのですが、いずれ私に言わせていただければ、やっぱり職員が変わらなければ、町全体も変わらないです。そういう思いで、だから今回のご提案については、何回も言うのですが、政策秘書、政策監、対策監、管理監、いろいろありますが、もしそれを私の任期中に考えるのであれば、さっき言ったように、私自身も変わらなければならない。そして、何回も、頭脳明晰な方をそばに置いて、そして町を変えていきたいということで、その思いは長谷川和男議員さんとぴたっと一致するところでもありますので、あとのところは吉岡課長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうから交付税の関係のほうをお答えさせていただきますと思います。

速報値ということで出たものでございまして、今度確報値というものが出てきます。算定につきましては、地方財政計画及び、それら確定数値が固まった段階で計算したいなと思っております。現段階ではまだ試算のほうは行っておりません。交付税のほうは、地方財政計画などを鑑みながら算定を今後進めていくことになると思いますので、そうした時点で改めて検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で12番、長谷川和男議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、これをもって一般質問を終わります。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、8日、9日は休会、10日は本会議がありますので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時57分 散会





令和3年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和3年6月10日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 請願・陳情の審査報告

3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはか  
るための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

第2 発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提  
出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

職務のために出席した職員

議会事務局長 野中伸悦 君

議会事務局長 川村清一 君  
補 佐

係 長 佐々木 睦 子 君

---

午前10時00分 開議

- 議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

議事日程の報告

- 議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。
- 

日程第1 請願・陳情の審査報告

3 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願

- 議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

- 教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 審査が終わりましたので、審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和3年6月10日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。

本委員会が令和3年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願者、盛岡市

大通一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、栗田裕年。紹介議員、山崎道夫。

2、委員会開催年月日。令和3年6月8日火曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、藤原信悦、谷上知子、村松信一、水本淳一、廣田光男。

4、審査経過。令和3年6月8日午前10時から委員出席の下、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部から2人を招き説明を受け、3請願第2号について協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。3請願第2号については、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況にあります。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

厳しい財源の中、独自財源で人的措置を行っている自治体もあり、自治体間の教育に格差が生じることは大きな問題であり、全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

なお、委員からコロナ禍において、国の財政状況も厳しいことも考慮して進めるべきとの意見もありました。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

以上であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして終わります。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、3請願第2号は採択することに決定しました。

---

日程第2 発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充  
に係る意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第2、発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） 次に、提案理由の説明を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

(9番 赤丸秀雄議員 登壇)

○9番（赤丸秀雄議員） 提案理由の説明を申し上げます。

発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、3請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積し、子どもたちの豊かな学びを実現するための時間を確保することが困難な状況であり、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善は不可欠であります。

地方教育行政の実情を認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう計画的な教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担金制度の負担割合を引き上げることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆、参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） ここで私のほうから今日午前9時から急遽議会運営委員会を開催をいたしましたので、その報告をさせていただきます。

これは、先般6月7日に行われました小川議員の一般質問で町長から会議録の精査をしていただきたいとの発言に対し、議会運営委員会で後で精査することにしておりました件について、今会期中に精査は難しいことから、会期終了後精査の上、対応することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めまして、この件については、今後議会運営委員会等で協議を進めてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和3年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員